

# 官報 号外

平成三十年五月十八日

## ○ 第百九十六回 参議院会議録第一十号（その一）

平成三十年五月十八日（金曜日）

午前十時一分開議

○議事日程 第二十号

平成三十年五月十八日

午前十時開議

第一 税源浸食及び利益移転を防止するための

租税条約関連措置を実施するための多国間

条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

第二 所得に対する租税に関する二重課税の除

去並びに脱税及び租税回避の防止のための日

本国とデンマーク王国との間の条約の締結に

ついて承認を求めるの件（衆議院送付）

第三 所得に対する租税に関する二重課税の除

去並びに脱税及び租税回避の防止のための日

本国とアイスランドとの間の条約の締結につ

いて承認を求めるの件（衆議院送付）

第四 医療法及び医師法の一部を改正する法律

案（内閣提出）

第五 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員

共済組合制度の統合を図るための農林漁業団

体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一

部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第六 商法及び国際海上物品運送法の一部を改

正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第七 著作権法の一部を改正する法律案（内閣

提出、衆議院送付）

多様な支援の必要性が高まることが予想されま

す。こうした状況を踏まえ、生活保護に至る前の段階における支援を含め、生活に困窮する方等の一層の自立の促進を図るために、この法律案を提出いたしました。

以下、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明いたします。

第一に、生活困窮者自立支援制度における自立支援を強化します。

具体的には、生活困窮者に対する包括的な支援

体制の強化を図るために、福祉事務所設置自治体による就労準備支援事業や家計改善支援事業の実施

を努力義務とするとともに、福祉事務所設置自治体の各部局が生活困窮者を把握したときは、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うよう努めることとします。また、生活困窮世帯の子どもの学習支援事業において、生活習慣や育成環境の改善に関する助言等を行うとともに、一時生活支援事業において、その事業を利用していた方や居住に困難を抱える方であつて地域社会から孤立している方に対し、訪問等による日常生活支援を行なうことにより、これらの事業の強化を図ります。

第二に、生活保護制度における自立支援の強化と制度の適正な運営の確保を図ります。

具体的には、生活保護世帯の子供の貧困の連鎖を断ち切るため、大学等への進学の際に進学準備給付金を支給するとともに、健康管理支援事業を創設し、データに基づいた生活習慣病の予防など、生活保護受給者の健康管理支援の取組を推進します。また、医療扶助について、医師等が医学的知見から後発医薬品の使用を問題ないと判断する場合、その使用を原則化します。

加えて、一定の要件に該当する無料低額宿泊所等において、単独での居住が困難な生活保護受給者に対する日常生活支援を行う仕組みを創設するとともに、無料低額宿泊所の最低基準を設けること等により、貧困ビジネス対策を強化します。

第三に、一人親家庭の生活の安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当の支払回数を年三回から年六回に増加します。

最後に、この法律案の施行期日は、一部の規定を除き、平成三十年十月一日としています。

以上が、この法律案の趣旨でございます。  
(拍手)

○馬場成志君

自由民主党の馬場成志です。私は、自由民主党。こころを代表し、ただいまこの際、日程に追加して、

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○議長（伊達忠一君）　これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○議長（伊達忠一君）　この趣旨説明によれば、この法律案の趣旨は、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

一

そのような中、政府は、今回、五年ぶりに生活困窮者自立支援法を改正するわけですが、その背景として、生活困窮者を取り巻く昨今の経済状況や社会状況をどのように捉えているのでしょうか。また、なぜ法を改正しなければならないといふ決断に至つたのでしょうか。まず、この点をお伺いします。

生活困窮者の方々は、心身の状況の低下、借金、家庭、人間関係の問題など、多様で複合的な課題を抱えています。また、地域から孤立している場合も多く、支援が必要な人ほど自らSOSを発することができないという状況に陥っていることも少なくありません。

生活困窮者自立支援法では、生活困窮者それぞれの事情と状況に応じた支援プランを策定し、日常生活での自立・社会参加、そして就労まで、様々な行政分野に携わる関係者が密に協力しながら支援を進めていくことを求めてまいりました。法施行から三年が経過し、地域によっては、生活困窮者からの声を待つのではなく、各関係者が情報を共有して積極的な早期把握等に努めるといつたレベルにまで達しております。

一方、各関係者は行政分野ごとに分かれていることから、それぞれの分野の中で取組が閉じてしまいがちで、就労支援や家計再建支援などの施策を包括的に展開し、第二のセーフティーネットの充実強化を図るという法の趣旨が浸透していないという声がいまだにあります。また、地方自治体では、事業の実施状況にばらつきがある、小さい自治体ほど事業の実施ができない、事業を委託できる適切な事業者が少ないなどといった懸念があります。

実際に施策を実行に移す現場がうまく回らなくては、どんなに良い政策であっても絵に描いた餅となってしまいます。

そこで、生活困窮者への包括的な支援体制の実現のために、現在の実施状況を踏まえてどのように工夫を講ずることにしているのか、特に、現場

でうまく施策が回るようにならぬかという点についてお尋ねをいたします。

近年、安定した仕事に就けない現役世代が親の年金に依存する形で同居し、さらにその子供が貧困に陥るなど、世帯の中で高齢者、現役世代、子供の困窮が連鎖するような例も見られます。こうした状況を受けて、貧困の連鎖を遮り切るために窓口を訪れる一人一人への支援だけではなく、生活に困窮している世帯の子供たちへの対応を強めることも大切であります。

考得する対応の一つとして、生活保護世帯の子供たちの大学進学に向けた実質的な支援があります。大学進学に必要な経費は入学金や授業料だけではありません。自宅通学が難しい大学への進学には住宅費が掛かります。専門書にもお金が掛かるからです。

また、生活困窮世帯の子供たちの中には、自分には価値があり尊敬されるべき人間であると思える感情、いわゆる自尊感情や、他人と良い関係を築き、社会に適応するために必要なソーシャルスキルなどで課題を抱えている場合も少なくあります。

今回の法改正により、生活保護世帯や生活困窮世帯の子供たちの学習や生活を支えるために、実態に対し十分目を配った上で考えられた措置が組み込まれるものと期待をしておるところであります。

そこで、文部科学省との緊密な連携も通じた教育支援、学習支援の充実により、貧困を連鎖させないための決意と具体的な取組についてお尋ねします。

生活保護受給者の生活習慣病の罹患状況は、医療保険加入者よりその割合は高くなっています。健診受診率は約一〇%にとどまっています。

そこで、生活困窮者への包括的な支援体制の実現のために、現在の実施状況を踏まえてどのように工夫を講ずることにしているのか、特に、現場

防の取組が十分に実施できていないことが要因ではないかと考えられます。

また、経済的な暮らし向きにゆとりがない家庭の子供は、適切な食習慣や運動習慣、生活習慣の確立がされておらず、虫歯や肥満など健康への影響が出ていることが指摘されています。貧困の連鎖が健康面にも悪い影響を与えている側面は否定できません。

一方、生活保護受給者については、生活習慣病の罹患状況が公的医療保険加入者よりその割合は高くなっていますこと、入院医療費に占める精神、行動の障害が多いこと、頻回受診者も存在することなど、様々な問題があります。

医療扶助費は、生活保護費全額の約五割の約一・八兆円を占め、生活保護受給者の高齢化等に伴い、増加傾向にあります。医療扶助費の適正化の観点から、後発医薬品の原則化に加えて、生活習慣病の予防等も重要であります。

そこで、本改正案により、どのように生活保護の受給者の生活習慣病の罹患状況を改善していくのか、さらに、生活保護受給者の皆さんのが健康新守ると同時に、医療扶助費を適正化するためどのような改善策を講ずるつもりなのかという点についてお尋ねをいたします。

本年一月末、北海道札幌市において、自立支援を掲げる共同住宅で火災が発生し、十一人が犠牲になりました。高齢者や生活困窮者の受皿となっている施設には、老朽化した木造家屋も多く、スプリンクラーも整備されていないなど、防火対策が万全でないと言われております。

いわゆる無料低額宿泊所は第二種社会福祉事業に当たり、開始日から一ヶ月以内に都道府県等に届け出ることで事業が実施されますが、届出がなく、事実上、無料低額宿泊所として利用されている場合となると、市区町村による安全の確認も難しくなります。しかも、無届け施設の中には、著しく狭く、設備も十分でないのに、サービスに見合わない利用料を徴収するような問題あるケース

も見られております。

そこで、無料低額宿泊所の事前届出、最低基準の整備、改善命令の創設等の規制強化や、事前届出の徹底としつかりとした指導監督を行うことに加えて、居住空間の質や安全性の高さ、施設において行う生活支援の内容に応じた公的な支援を行なうことが重要であります。

今回の改正法案において、無料低額宿泊事業の安全性を実質的に改善していくためにどのような措置を講じるのか、大臣のお考えはいかがでありますか。この点をお尋ねして、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣 加藤勝信君登壇、拍手)

○国務大臣(加藤勝信君) 馬場成志議員より、五

問質問をいただきました。

生活困窮者を取り巻く経済状況等の認識や法の改正趣旨についてお尋ねがありました。

雇用環境を大きく改善する一方、単身世帯の増加や高齢化の進展、地域社会との関係性の希薄化などの状況の変化が見られ、生活に困窮する方への多様な支援の必要性が高まることが予想されます。

こうした状況や法律の施行三年後を目指した検討規定に基づき、法律の施行状況等を踏まえた検討を行った結果、自立相談、就労準備、家計改善に関する支援の一括的な実施の促進などを通じて、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化を図るため、本法案を提出することとしたものです。

生活困窮者への包括的な支援体制についてお尋ねがありました。

本法案では、自立相談支援事業として、就労準備支援事業、家計改善支援事業の一体的実施の推進を図ることとしており、就労準備支援事業と家計改善支援事業の実施の努力義務化や指針の策定、自立相談支援事業に加え、両事業が一体的に行われている場合の家計改善支援事業の補助率の引上げなどの措置を講ずることとしています。

あわせて、現場の自治体でこれらの事業に取り組みやすくなるよう、複数自治体による広域的実施など、事業実施上の工夫を図るとともに、都道府県による支援体制の構築などをを行うこととしています。

こうした方策により、自治体の実情に留意しながら、今後三年間を集中実施期間として包括的な支援体制を構築してまいります。

貧困の連鎖の防止についてお尋ねがありまし

た。

本法案では、生活保護世帯の子供に対する支援として、大学等への進学準備のための一時金を創設するとともに、運用で本年四月から、自宅から大学等に通学する場合に住宅扶助費の減額を取りやめたところであります。

また、新しい経済政策パッケージにおいては、給付型奨学金の支給額を大幅に増やすことも含めて、高等教育の無償化の取組を実現するとされており、文部科学省とも連携して、生活保護世帯の子供の大学等への進学支援に取り組んでまいります。

このほか、本法案においては、子供の学習支援事業について、生活習慣、環境の改善や進路選択に関する支援を加えるとともに、教育部門における学習支援との連携をより一層進めることとしております。

これららの支援施策などを通じ、生活保護世帯や生活困窮世帯の子供たちも含め、全ての子供たちが希望する進路に進むことができるようにしてまいります。

生活保護受給者の健康の保持増進と医療扶助の適正化についてお尋ねがありました。

生活保護受給者の多くは何らかの疾病により医療機関を受診しており、いわゆるメタボリックシンдро́мなど、健康上の課題を抱える者が多いことから、その特性に応じて健康の保持増進を図る取組を進めることが重要であります。

このため、今般の改正法案では、生活習慣病の予防や重症化予防を推進する健康管理支援事業を

生活できる場所づくりを推進してまいります。  
以上であります。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 伊藤孝江君。

(伊藤孝江君登壇、拍手)

創設し、治療中断者などに医療機関の受診を促したり、健康な生活習慣に向けた支援などをを行うこととしております。

また、後発医薬品の使用促進については、使用割合は上昇しているものの、近年、伸び率は鈍化をしております。このため、後発医薬品の使用を更に進めるため、医師等が医学的見地に基づき後発医薬品を使用することができると認める場合に、原則として後発医薬品を給付することとしております。

加えて、頻回受診対策についても、今年度から、福祉事務所の指導員が頻回受診者の受診に付き添うことで、医師による病状の聴取や治療方針の説明などを受給者とともに受け、医師と連携しながら適正受診指導などをを行う事業を行っております。

これらの取組を通じて、生活保護受給者の健康の保持増進に努めるとともに、必要な医療の給付を確保しつつ、医療扶助の適正化に取り組んでまいります。

無料低額宿泊事業についてお尋ねがあります。

無料低額宿泊所の制度見直しに当たっては、規制の強化と、単独での居住が困難な生活保護受給者を支える事業者に対する支援の充実の両面から対応することが重要と考えております。

このため、今回の法案では、規制の強化として、事前の届出の義務付け、法律に根拠のある最低基準の創設、改善命令の創設を行うこととしております。

さらに、単独での居住が困難な生活保護受給者への日常生活上の支援については、福祉事務所が一定の要件を満たす良質な無料低額宿泊所等に委託できる仕組みを創設することとしています。

これらの取組を進めることにより、無料低額宿泊事業の質の向上を図り、生活困窮者が安心して

は、国は、家計改善支援事業の実施に要する費用の補助率を引き上げることとして、両事業の推進を図ることとしています。

ここに言う両事業が効果的かつ効率的に行われている場合というのは、どのような状況を指すのでしょうか。両事業とも、取り組めば即効果が現れるものではありませんし、自治体の財政的事情で事業への取組が左右されることのないよう、積極的に実施する自治体に対しては、効果を問わず国は異なる支援を行うべきと考えますが、大臣の御見解を伺います。

生活困窮者の自立支援において、就労支援は極めて重要です。就労によって、収入面、心身の状況、地域社会との関わりなどに良い影響が生じることが期待できます。

先日、複数の更生保護施設に伺った際も、入所者が生活再建に何よりも大切なのは就労だとお聞きをしました。

特に、女性専用の更生保護施設では、入所者のほとんどが以前は生活保護を受け、就労経験が全くない人も珍しくないけれども、職員が、生活習慣や人としての基本を身に付けるところから寄り添って、毎日毎日、褒めたり励ましたり、なだめたり叱つたりしながら対応する中で、就労自立できる人も多いと伺いました。仕事をすることでも、感謝されてうれしい気持ちや自分への自信など、お金以上のものがたくさん得られるところをしゃっていました。ただ、退所後も孤立させることなく支援し続けることが大切とのことです。

本法案には、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化として、都道府県等に対し、就労準備支援事業と家計改善支援事業を実施することを努力義務化することが盛り込まれています。

ただ、現在まで、就労準備支援事業、家計相談事業とも、実施率は全体で半数に満たず、一定程度満たない都道府県もあるなど、地域間格差があるのが現状です。そこで、本法案では、両事業が効果的かつ効率的に行われている場合に

援を行うに当たり、生活習慣を身に付けること、生活困窮者自立支援制度においては、必要な支

家計管理など、相談者ごとに異なる一つ一つの課題に寄り添い、粘り強く関わっていく場合が多いと思われます。日常生活に困難を抱えた人への対応は専門性を要し、従事者にとつても負担の大きい業務です。

各支援事業に従事するには、国が行う研修を修了する必要があります。しかし、平成二十一年度における修了者数は、相談支援員養成研修は四百二十九名、就労準備支援担当者養成研修は百三十名、家計相談支援員養成研修は百四十一名にしかすぎません。

当面は未修了でも従事可能とはいえるものの、ペースで自立支援事業の実施を促進していくことが可能なでしようか。国は、生活困窮者自立支援制度を実施するための人材確保をどのように考えているのでしょうか。人数や配置基準など、想定しているのであります。相談者の持つ力を発揮させるお手伝いができるかどうかが自立支援の鍵になります。支援員の質をどのように向上させ、確保していくのかについて、国の取組や支援策を伺います。

子供の貧困も深刻な問題です。貧困の連鎖を断ち切るためにも、積極的な子供の学習支援が重要であることは言うまでもありません。

現在、子供の学習支援事業は、高校進学、中退防止の支援を行うことを主眼に置いて実施をされていますが、人格形成や学習面などへの影響が少ないうちに、早い段階で支援を行うためにも、自治体、福祉関係者、教育関係者などが連携を取る体制を構築すべきと考えます。

困難を抱えた子供が学習支援事業に参加するには、親への関与を要する場合も少なくありません。大人に対する以上に細やかな対応をするためにも、子供の学習支援事業の強化について、大臣の御見解を伺います。

私は、弁護士としてホームレス支援に関わって

きました。当初は、自治体の巡回相談員と一緒に河川や公園、橋の下に行つて、また、ホームレス自立支援センターやシェルターにも出向いて法律相談を受けてきました。

当時からすると、法整備がなされ、対策が講じられてきたことなどから、ホームレスの数が着実に減ってきていることはうれしく思います。ただ、その分、ホームレス状態が長期化している人が残っているのではないかとも思えます。

今後、公明党は、全国三千人の議員が百万人訪問・調査運動を実施しています。地域の皆様の声をお聞きし、それを政策に生かしていく。私自身も多くの人と対話をしながら改めて議員としての活動の根本がここにあることを感じています。

社会全体で家族、親族のつながりが乏しくなる中につて、家族でなくとも助け合える社会をどう築くかが重要な課題です。困難を抱える人も地域で安心して生活できる、そういう社会の実現に向けた大臣の決意を伺つて、私の質問とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(國務大臣加藤勝信君登壇、拍手)  
○國務大臣(加藤勝信君) 伊藤孝江議員より、七問御質問いただきました。

生活困窮者に対し支援を届ける必要性についてのお尋ねがありました。

生活に困窮する方には、日々の生活に追われ気力を失い、また自尊感情の低下等により、自ら相談や申請を行うことが難しい方も少なくないため、相談に来られるのを待つのみではなく、その方に支援を積極的に届けていくことが重要であります。

このため、本法案においては、自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅等の関係部局において生活困窮者を把握した場合に、生活困窮者自立支援制度の利用奨励を行なう努力義務、生活困窮者支援

に関わる関係者間で支援を必要とする方について情報共有を行なうための支援会議の創設を行なっており、これらの取組を通じて、生活困窮者に対するアウトリーチによる支援の強化を図つてまいります。

家計改善支援事業の補助率の引上げ要件についてお尋ねがありました。

家計改善支援事業の補助率を引き上げる場合の具体的な要件については、今後政令において定めることになりますが、自立相談支援事業と併せて、就労準備支援事業と家計改善支援事業の両方を実施していることに加え、生活困窮者に対する個別支援計画の協議に両事業の実施者も参画することなどを要件とする想定をしております。

なお、このような実施体制面の要件に加えて、補助率引上げの要件として事業の具体的な実績を勘案することは想定はしておりません。

就労支援についてお尋ねがありました。

生活困窮者の就労支援においては、就労につなげるための支援だけではなく、就労後の定着に向けた支援を行うことは重要な認識をしております。

そのため、就労準備支援事業と連携して、自立相談支援事業において、就労支援員による就労後の定着支援を実施しております。

また、就労準備支援事業については、実施率は約四割にとどまっているため、本法案では、事業の努力義務化や適切な推進を図るために指針の策定などを行なうほか、定員要件の緩和を行うなど、自治体が取り組みやすくなるとともに、都道府県による支援体制の構築などを進めることとしてお集中実施期間として計画的に進め、全ての福祉事務所設置自治体で実施できることを目指してまいります。

このため、本法案においては、自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅等の関係部局において生活困窮者支援を担う人材の確保及び支援の質の向上についてお尋ねがありました。

生活困窮者自立支援制度の支援事業等においては、人員配置基準や人数に関する目標は設けておりませんが、全国的な相談体制の確保を図るために、新たに、自治体に対する人員配置の努力義務を規定するとともに、人員の手薄い自治体の底上げを促すため、人員配置の状況を全国との比較で客観的に把握できる仕組みを設けることとしております。

また、生活困窮者支援の質を向上させるため、これまで累計で三千八百七十八人が研修を修了しました。特に、必須事業である自立相談支援事業については、研修修了者がいる自治体が、九百二の事業実施自治体のうち九割を超える状況になります。

これまで累計で三千八百七十八人が研修を修了しました。特に、必須事業である自立相談支援事業については、研修修了者がいる自治体が、九百二の事業実施自治体のうち九割を超える状況になります。

今後、より効果的に人材の確保、育成を進めるため、基本的には研修の実施主体を都道府県に移行していくこととしており、本法案において従事者の研修を都道府県事業の一つとして位置付け、その費用に対する補助を行うこととしております。

今後、より効果的に人材の確保、育成を進めるため、基本的には研修の実施主体を都道府県に移行していくこととしており、本法案において従事者の研修を都道府県事業の一つとして位置付け、その費用に対する補助を行うこととしております。

子供の将来が、その生まれ育った環境により左右されることのないようにすることは極めて重要であります。子供の学習支援事業については、現在でも、学習支援に加え、学校や家庭以外の居場所の提供、親を対象とした養育支援など、自治体ごとに創意工夫のある取組が行われております。

このような自治体における実態も踏まえ、本法案では、子供の学習支援事業について、従来の学習支援に加え、子供の生活習慣、環境の改善に向けた支援、高校中退の子供等の進路選択に關する相談支援等、事業内容の拡充を行うとともに、教育部門における学習支援との連携規定を創設しております。

このように、学習支援の充実を図るとともに、



なノウハウを持つ人材の育成が不可欠です。こうした人材育成に向けて、どのように取り組んでいくのでしょうか。中高年の引きこもり対策についてお伺いします。

政府の二〇一五年調査では、十五歳から三十九歳の引きこもりは約五十四万人と推計しています。しかしながら、中高年の引きこもり調査はこれまで行われておらず、政府は今年度初めて四十歳から六十四歳を対象とした調査を実施します。

中高年の引きこもりでは、親の介護が必要になつたり収入が途絶えたりして、親子で生活に困窮する事態が生じています。八十代の親と未婚で無職の五十代の子が同居しているケースは、八〇五〇問題とも呼ばれています。

中高年の引きこもり調査の狙いと、それに基づく対応についてお聞かせください。

子どもの学習・生活支援事業についてお伺いします。

子供の貧困対策として始まつた子供食堂は、民間の調査によると、直近二年間で約三百か所から二千三百か所に急増しています。しかし、寄附や自治体からの補助金などがあつても、厳しい運営のところが多いと言われています。

政府の報告書には、子供食堂の取組自体を事業の対象とするには困難とする一方で、子供たちへの食事の提供は必要な支援であり、こうした支出は事業の中で認めるべきとの意見もあります。

政府として子供たちへの食事提供に関して積極的支援を行うべきと考えますが、見解をお聞かせください。

貧困ビジネス対策に関してお伺いします。

今回の無料低額宿泊所の規制強化によって、悪質事業者の締め出しや宿泊所の安全性向上が期待されます。一方で、規制強化後もやむなく悪質な施設を利用せざるを得ない人への対応も不可欠だと考えます。この点に関する所見を求めます。

また、規制強化によって、新たな投資や人員増

に対応できず、制度の隙間に潜っていくような施設が増えては、本末転倒です。こうした事態を生じさせないために、施設等に対して最低基準を満たすための改修費用を補助するなど、国や自治体による支援も必要ではないでしょうか。見解を求めてます。

最後に、憲法二十五条には、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」として、生存権が保障されています。生活困窮者など、弱い立場の人々に寄り添うのが政治です。

○議長(伊達忠一君) 浜口君、時間が超過しております。

○浜口誠君(続) 国民民主党は、この国に暮らす全ての人々が、かけがえのない個人として尊重され、多様な価値観や生き方を認め合いながら、共に生きていく國を育んでいきます。このことを国民の皆さんにお誓い申し上げ、質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣加藤勝信君登壇、拍手)

○国務大臣(加藤勝信君) 浜口誠議員より、十一問質問をいただきました。

過去の生活保護基準の見直しについてお尋ねがありました。

生活保護受給世帯の家計状況に関する調査を実施しており、その調査結果を活用して、生活扶助基準の見直しが家計に与える影響について検証いたしました。この点に関しては、生活保護基準部会の報告書において、「生活保護受給世帯と一般世帯における平成二十四年度から平成二十六年度にかけての各支出費目の比較については、支出割合が生活保護受給世帯と一般世帯との間では異なるものの、経年の支出割合の推移は大きな差が見られず」とされた上で、「生活扶助基準の見直しによる家計への影響を評価するまでには至らなかつた」とされているところであります。

その上で、今回、全国消費実態調査等のデータ

を用いて専門的かつ科学的な見地から行つた検証結果を踏まえ、生活保護基準の見直しを行つたものであります。

生活扶助基準の検証方法についてお尋ねがありました。

生活保護において保障すべき最低生活の水準については、一般国民生活における消費水準との比較における相対的なものとして設定しており、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか定期的に検証しております。

今回の検証では、一般低所得世帯、すなわち夫婦二人世帯の年収階級の下位一〇%に当たる世帯の消費水準と生活扶助基準とがおおむね均衡しております。生活扶助基準を全体として引き下げるものではありません。

今回の検証手法については、社会保障審議会の報告書において、透明性の高い一つの妥当な手法とされている一方で、今後の課題も指摘されており、次回の検証に向けて、指摘された課題への対応も含め、データの収集、分析や、新たな検証手法の検討を継続的に行う体制を整え、計画的に検証方法の改善、開発に取り組んでまいります。

生活保護を受給しながら大学等に就学することについてのお尋ねがありました。

生活保護受給世帯の受給しながら大学等に就学することについては、高校卒業後就職する方や生活保護を受給されていない方とのバランスを考慮して、慎重に検討すべき課題と認識しております。

一方、生活保護世帯の子供の大学等への進学を支援するため、本法案において進学準備給付金を創設する等の措置を講ずるとともに、文部科学省とも連携して、新しい経済政策パッケージに盛り込まれた高等教育の無償化などに取り組んでまいります。

生活保護受給者への後発医薬品の使用の原則化についてお尋ねがありました。

後発医薬品については、医療全体においても生

活保護の医療扶助においても使用割合を八〇%にするという目標を設定しており、生活保護においては、平成二十五年の生活保護法の改正で法律上の定めを設けること等により、その使用促進に取り組んでいます。

しかしながら、この使用割合の伸びが鈍化しており、地方自治体からも、運用ではなく制度的な対応として後発医薬品の原則化が必要との意見もあることから、今般、審議会の報告書も踏まえ、医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができると認める場合に、原則として後発医薬品を給付することとしたものであります。

生活扶助基準の見直しの実施時期についてお尋ねがありました。

現行の生活扶助基準については、平成二十四年の検証結果などを踏まえて適切に設定したものであります。

現行の生活扶助基準について、平成二十四年の検証結果などを踏まえて適切に設定したものであります。

その上で、今回の見直しは、現行の基準額における年齢、世帯構成、地域のそれぞれに応じたバランスと、一般低所得世帯の消費実態におけるそれぞれのバランスの乖離を是正するものであります。前回の平成二十五年からの見直しでは、基準額が上がる世帯、下がる世帯、いずれも三段階に分けて施行しており、今回の見直しにおいても前回同様に段階的に施行することとしております。

なお、児童扶養算加については、今回の見直しにより減額となる対象者は段階的に見直しを行ふこととしております。

一方、新たに支給対象となる高校生に対しては、本年十月から月額一万円を支給することとしております。

生活困窮者自立支援制度の任意事業の実施促進についてお尋ねがありました。

生活困窮者自立支援法に基づく任意事業については、全国的にその実施率を引き上げていくことが課題となつております。

このため、自立相談支援と併せて、任意事業で

ある就労準備支援、家計改善支援の一体的な実施を図ることとし、これら任意事業の実施を努力義務化し、適切な実施を図るために指針の策定を行うとともに、自立相談支援事業に加え、両事業が一体的に行われている一定の場合には、家計改善支援事業の補助率を引き上げる等の措置を講ずることとしております。

あわせて、各自治体において任意事業に取り組みやすくなるよう、都道府県が市町村に対し事業実施体制の構築の支援などを行う事業を創設することとしております。

生活困窮者支援における関係者との連携強化についてお尋ねがありました。

生活に困窮する方の中には、日々の生活に追われ気力を失い、また自尊感情の劣化などにより、自ら相談を行うことが難しい方も少なくないと考えております。

この観点から、人々が抱える様々な課題に対して、関係機関が協働して包括的に支援し、解決につなげていく地域共生社会の実現に向けた取組を関係者とともに進めていくことが重要であると考えております。

この地域共生社会において生活困窮者自立支援制度は中核的な役割を果たすものと考えており、本法案において、生活困窮者支援に関わる関係者間の情報共有を行うための支援会議の創設を行うとともに、自立相談、就労準備、家計改善の事業の一体的実施の促進など、生活困窮者自立支援制度の相談支援機能の充実を行なうなどの包括的な支援体制の強化を行なうこととしております。

生活困窮者自立支援制度による支援がしっかりと機能するためには、相談に来られる方の多様な課題に関する相談に対応できる人材を確保、育成していくことが重要であります。

厚生労働省では、こうした人材の確保、育成を図るため、平成二十六年度から人材養成研修を

行つており、福祉分野に限らず、就労支援や多量債務者対策、他分野との連携した地域づくりの方

法など、生活困窮者支援に関する様々な制度、

やノウハウを持つ人材の養成を図っております。

今後、より効果的に人材の確保、育成を進めるため、基本的には研修の実施主体を都道府県に行なっていくこととしておりますが、多様な相談支

援ニーズに対応する支援員の育成が図られるよ

う、厚生労働省としても都道府県に対する支援を行つてまいります。

引きこもり状態にある方への支援についてお尋ねがありました。

今年度、内閣府において、四十歳から六十四歳までの方々を対象とした引きこもりに関する調査を実施することとしていますが、これは、平成二十一年度と平成二十七年度に実施した十五歳から三十九歳までの方々を対象とした調査の結果、引きこもりの状態の長期化傾向が見られたことから、これを防ぐために必要な施策などの検討に資することを目的とするものであります。

厚生労働省においては、中高年の方も含めて、

引きこもりの状態にある方に対し、都道府県、政令市に設置されたひきこもり地域支援センターに

おける相談支援のほか、生活困窮者自立支援制度による相談窓口での本人の状況に応じた包括的な支援や直ちに就労が困難な方への就労に向けた支援などを行つております。

今後、調査の結果も踏まえ、内閣府を始めとした関係省庁とも連携を図りながら、引きこもり対策を進めてまいります。

子供食堂への支援についてお尋ねがありました。

子供食堂は、地域のボランティアなどが無料や安価で温かな食事と団らんを通じ子供たちに安心して過ごせる居場所を提供する場として、大変有

生・学習支援事業や子供の未来応援基金などの施策を活用して活動しているものもあると承知をしております。

多くは民間の自発的な活動として行われている

子供食堂に対し、国としてどのような支援や助言

が適切か、関係者の意見も聞きながら、今後とも考えてまいりたいと思つております。

無料低額宿泊所の制度見直しについてお尋ねが

ありました。

無料低額宿泊所の制度見直しに当たつては、規制の強化と、単独での居住が困難な生活保護受給者を支える事業者に対する支援の充実の両面から

対応することが重要と考えております。

このため、今回の法案では、法律に根拠のある最低基準の創設など規制の強化を図るとともに、

福祉事務所が一定の要件を満たす良質な無料低額宿泊所などに対し単独での居住が困難な生活保護受給者への日常生活上の支援を委託できる仕組みを創設し、支援に必要な費用を交付できることと

してあります。また、規制強化の対象となり得る劣悪な居住環境に置かれている生活保護受給者に

対しては、必要に応じて、転居支援も含め適切な支援を行つてまいります。

この規制強化と支援の仕組みについては、地方自治体や事業者など関係者の意見も聞きながら、

施行に向けて検討してまいります。

以上であります。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 難波奨二君。

(難波奨二君登壇、拍手)

○難波奨二君 立憲民主党・民友会の難波奨二でござります。

ただいま議題となつております政府提出の生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案について、加藤

大臣質問いたします。

質問に先立ちまして、働き方改革関連法案の基

礎資料となつた二〇一三年度の労働時間等総合実

態調査から多數の異常値が発見されたことについて、一言申し上げます。

全体の約二割ものデータエラーがあつたにもか

かわらず、加藤厚労大臣は、あと九千を超えるサンプルがあるから統計として一定の姿になつてい

るとして、データ全体の撤回を行つていません。

しかし、加藤大臣が幾らこのデータに正当性があ

ると強弁しても、労政審では誤ったデータで審議が行なわれたことになります。偏ったデータによる

法案では、真に国民の期待に沿うものにはなり得ません。客観的で信頼に足るデータに基づいた法案が求められています。

もはや立法事実は崩れました。与党は今国会での成立を図るとしていますが、約七割近い国民が

今国会で成立させるべきではないとしていることを謙虚に受け入れるべきです。法案を撤回し、新

たな調査を基に労政審で審議し直し、高度プロ

フェッショナル制度の導入を断念した形で再び法案を提出するか、立憲民主党提出のデータセント

ワークを尊重した対案の成立を図るか、加藤厚労大臣の英断を求めます。

我が国の社会保障制度は、昭和三十六年に国民皆保険、年金の制度が確立されて以来、経済の成長や社会の成熟とともに発展してきました。

生活保護制度は、国民の最低限度の生活を保障するとともに、積極的に自立の助長を図る最後のセーフティネットの役割を果たしてきました。

が、時代とともに、これまでの社会保障制度や労働保険制度だけでは十分な対応ができなくなつてしましました。このため、生活保護に至る前の段階で

自立を支援するため、平成二十七年に生活困窮者自立支援制度が創設されました。今回の改正では、時代の趨勢に鑑み、生活困窮者自立支援制度

と生活保護制度の重層的かつ有機的な連携が求められております。

安倍総理は、今国会の施政方針演説で、格差の

固定化は決してあつてはならない、貧困の連鎖を

断ち切らなければなりませんと述べました。家庭

の所得と学力、学歴が比例することはあってはならないと考えますが、生活困窮者等に対する国民所得や雇用状況の根本的な改善策について、大臣の御所見をお聞かせください。

また、近年、単身世帯の増加や高齢化の進展、地域社会との関係の希薄化などの中、高齢の生活保護受給者は増加傾向にあるなど、生活に困窮する人たち、例えば一人親世帯や高齢者単身世帯などへの多様な支援の必要性が高まっています。大臣、こうした多様性へのきめ細やかな対応が必要と考えますが、いかがでしょうか。

今回の改正では、自治体における生活困窮者に対する包括的な支援体制強化について、自立、就労、家計改善に関する支援を一体的に実施する自治体への支援強化などが盛り込まれています。しかし、これら三事業の一体的実施が家計改善支援事業の補助率引上げの要件となつており、自治体にとつては高いハードルとなり得るのではないか。自治体ごとの体力に応じた弾力的な運用を可能とすべきと考えますが、大臣、いかがでしょうか。

政府は、本年十月から実施される予定の生活保護基準の見直しを行い、生活保護費を総額で百六十億円カットし、生活保護を受けている子育て家庭のうち四割以上で生活扶助が減額されることになります。まさに子供の貧困対策に逆行するものであります。生活保護は、憲法二十五条で規定されている健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障し、自立を助ける制度ですが、このような減額は憲法の理念にも反します。大臣の御認識を伺います。

今回の引下げは、厚労省の生活保護基準部会の報告書でも懸念が示された水準均衡方式を前提としたものです。現在の水準均衡方式では、例えば夫婦子一人世帯については、現行の生活扶助基準額と年収階級第一・十分位の生活扶助相当支出額との比較が行われています。このため、貧困層の拡大に伴い保護基準が下がるという負のスパイラ

ルが生じています。

こうした状況の中で、専門的かつ科学的に検証を行い、その結果に基づき最低限の生活を保障する適切な生活扶助基準となるよう、新たな検証方法を開発することは当然です。政府における検討状況について、大臣の答弁を求めます。

生活保護基準の見直しに伴い、保護基準を参考とするなど、影響が生じる可能性のある他の制度は合計で四十七項目となっています。引下げによつて他の制度にできる限りその影響が及ばないように配意すべきと考えますが、大臣、政府の検討状況をお聞かせください。

さらに、個人住民税の課税、非課税の別を活用している国の制度は約四十項目あるとのことです。が、来年度以降の税制改正においてどのような対応が図られるのでしょうか。厚労大臣に伺います。

平成二十六年四月の消費税増税時には、生活保護費が二・九%引き上げられましたが、来年十月に予定されている消費税増税時の水準見直しについても併せてお答えください。

教育扶助における学習支援費を実費払いすることが検討されていることですが、子供たちに

領収書を下さることは、心理的負担が大きくなる人権を侵害することになりかねません。

そこで、領収書がなくても金額が確認できることで、子供の大学等に進学する世帯分離が行われ、生

活保護費の支給額が下がってしまいます。生活保

護世帯の子供の大学・専門学校進学率は三三・一%で全世帯平均七三・一%の半分以下であるのは、世帯分離が一因ではないでしょうか。

今回の法案における進学時新生活立ち上げ費用の支給や、大学進学後も生活保護世帯と同居通学

時間等総合実態調査についてお尋ねがありま

る。加藤大臣は、高校卒業後就職する方や生活保護を受給されていない方とのバランスを考慮して、慎重に検討すべき課題としていますが、総理

は、どんなに貧しい家庭に育つた子供たちでも、チャンスを確保すると述べているのですから、この際、世帯分離を廃止し、生活保護を受けていても進学できる制度にすべきです。さらに、生活保護世帯や生活困窮者に対しては率先して教育の無償化を進めるべきと考えますが、併せてお答えください。

生活保護受給者に対してのみ後発医薬品の使用を原則化することは、明らかな差別であり、人権侵害であるとの批判を免れません。まず取り組むべきは、O E C D 諸国の中でも高い水準にある薬剤費全体の水準を引き下げるのではないかと想います。そのためには、薬価差益に頼らずに済む医業経営の在り方、保険機能を高めてレセプト審査などの充実を図ることなどによって、薬剤費全体の抑制に努めることが先決であります。

なお、既に、生活保護受給者における後発医薬品の使用は七二・二%で、医療全体の平均値の六五・八%を上回っていることを申し添えておきます。

一般的の患者に対する後発医薬品の使用が原則化されていない中で、生活保護に限つて原則化する合理性はないと考えますが、大臣の御見識を伺います。

現在の政府の言うところの景気回復の実感は全 국민に共有されておらず、所得の二極化が進んでいます。格差社会を根絶し、誰もが再チャレンジできる社会へすなわち一人一人に居場所と出番のある社会を実現していくべきと申し述べて、私の質問を終わります。

自己責任の恐怖におびえる國から、公助、共助、自助の適切な組合せで人生百年時代に適応しうる社会を築いていくべきと申し述べて、私の質問を終わります。

今後とも、適時必要な見直しを行ながら、これらの取組を確実に進めることで生活困窮者に対

○国務大臣 加藤勝信君登壇、拍手)

○国務大臣 加藤勝信君 登壇、難波義二議員から十一問の御質問をいただきました。

今後の精査は、統計としてより精度を高める観点から、異常値である蓋然性が高いものを削除し

た上で再集計したものであります。

こうした方法で精査を行つても、なお九千を超えるサンプル数があり、また、精査前と比べて集計結果に大きな傾向の変化は見られません。

また、労働政策審議会では、労働時間等総合実態調査のデータに限らず様々な資料を確認し、ま

た、現場の実情に精通した労使各側の委員の御意見も踏まえ、御議論いただいたものと承知しております。

いずれにしても、長時間労働の是正は待ったなしの課題であり、労働政策審議会でおまとめいた

だいたい中小企業における割増し賃金率の猶予の廃止、時間外労働の上限規制が必要だとの結論は変わるものではなく、労働政策審議会での議論をや

り直す必要はないとの考えております。

世論調査についての御指摘がありました。

今回の精査する事態を深く反省し、今後に生かしていくとともに、働き方改革関連法案の趣旨について引き続き丁寧に説明してまいります。

生活困窮者に対する所得や雇用状況の改善策についてお尋ねがありました。

生活に困窮する方に対しても、疾病や失業等について引き続き丁寧に説明してまいります。

生活困窮者に対する所得や雇用状況の改善策についてお尋ねがありました。

生活に困窮する方に対しても、疾病や失業等について引き続き丁寧に説明してまいります。

生活に困窮する方に対しても、疾病や失業等について引き続き丁寧に説明してまいります。

する生活支援や就労自立支援を図つてまいります。

生活困窮者の特性を踏まえた対応の必要性についてお尋ねがありました。

本法案では、生活困窮者の定義について、生活困窮に至る背景事情として、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情を明示し、関係者間における意識の共有を図るとともに、自立相談支援、就労準備支援、家計改善支援の一体的な実施を促進することで、包括的な支援体制の強化を行うこととしており、これらの取組により生活困窮者の多様な状態像に合わせた支援を進めてまいります。

三事業の一体的実施についてお尋ねがありまし

た。

本法案は、自立相談支援事業と併せて、就労準備支援事業と家計改善支援事業が一体的に行われている一定の場合に、家計改善支援事業の補助率の引上げを行うこととしております。

また、現場の自治体でこれらの事業に取り組みやすくなるよう、複数自治体による広域的実施など、事業実施上の工夫を図るとともに、都道府県による支援体制の構築などを行うこととしており、こうした方策により、自治体の実情に留意しながら、今後三年間を集中実施期間として包括的な支援体制を構築してまいります。

生活保護基準の見直しについてお尋ねがありました。

生活保護において保障すべき最低生活の水準については、一般国民生活における消費水準との比較における相対的なものとして設定しております。

今回の検証では、モデル世帯において、一般低所得世帯の消費水準と生活扶助基準とがおおむね均衡していることが確認されており、その水準を基に、現行の基準額における年齢、世帯構成、地域のそれぞれに応じたバランスと、一般低所得世帯の消費実態におけるそれぞれのバランスの乖離

を是正するものであり、憲法二十五条に規定する健康で文化的な最低限度の生活を営むことのできる適切な水準になつていると考えております。

生活扶助基準の検証方法についてお尋ねがありま

した。

今回の検証手法については、社会保障審議会の報告書において、透明性の高い一つの妥当な手法とされている一方、今後の課題も指摘をされており、次回の検証に向けて、指摘された課題への対応も含め、データの収集、分析や、新たな検証方法の検討を継続的に行う体制を整え、計画的に検証手法の改善、開発に取り組んでまいります。

生活保護基準見直しによる他の制度への影響についてお尋ねがありました。

生活保護基準の見直しに伴う他制度への影響については、一月十九日の閣僚懇談会において政府の対応方針を確認しており、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分に考慮しながら、できる限りその影響が及ばないようにするなど、対応してまいります。

また、個人住民税の課税、非課税の別を活用している国の制度に関し、個人住民税の非課税限度額については、平成三十年度の影響ではなく、平成三十一年度以降の税制改正において、与党の税制調査会における議論も踏まえ、対応を検討することとしております。

消費税率引上げ時の生活保護基準の見直しについてお尋ねがありました。

生活保護基準の毎年度の改定については、その都度、社会経済情勢などを総合的に勘案して検討しているところであり、御指摘の来年十月に予定されている消費税率の引上げ時についても、最低生活を保障する適切な水準とする観点も踏まえつつ、こうした検討を行つていくものと考えております。

学習支援費については、本年十月より実費で支

給することとしております。

実費支給に当たっては、領収書以外の資料を基

に支給できるようにすることも含め、子供の気持

ちに配慮しつつ、必要な費用を適切に支給でき

るよう、地方自治体などの関係機関と協議しなが

ら、施行までの間に具体的な支給手続について検討してまいります。

生活保護費を受給しながら大学等に就学することについては、高校卒業後就職する方や生活保護

を受給されていない方とのバランスを考慮して、慎重に検討すべき課題と認識をしております。

一方、本法案において、生活保護世帯の子供の大学等への進学を支援するため、進学準備給付金の創設等の措置を講ずるとともに、文部科学省と

も連携して、新しい経済政策パッケージに盛り込まれた高等教育の無償化などに取り組んでまいり

ます。

一方、働き方改革一括法案を撤回し、労働政策審

議会に差し戻すことを強く求めます。

本年十月からの生活扶助基準引下げに、利用者から、子供の人生に不安と絶望をもたらしたな

ど、悲痛な訴えが届いています。

生活保護基準は、二〇〇四年からの老齢加算廃止、一三年には生活扶助基準が最大一〇%も引き

下げられ、一五年には住宅扶助、冬季加算が削減されました。それに続く今回の引下げは、利用者を更に追い詰める過酷な仕打ちと言ふばかりであります。

生活保護の医療扶助においても使用割合を八〇%に

後発医薬品については、医療全体においても生

活保護の医療扶助においても使用割合を八〇%に

ついてお尋ねがありました。

生活保護受給者への後発医薬品の使用の原則についてお尋ねがありました。

後発医薬品については、医療全体においても生

活保護の医療扶助においても使用割合を八〇%に

ついてお尋ねがありました。

生活保護受給者への後発医薬品の使用の原則についてお尋ねがありました。

後発医薬品については、医療全体においても生

活保護の医療扶助においても使用割合を八〇%に

ついてお尋ねがありました。

以上であります。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 倉林明子君。

(倉林明子君登壇、拍手)

○倉林明子君 日本共産党の倉林明子です。

ただいま議題となりました生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案について、日本共産党を代表して質問いたします。

平成二十五年度労働時間等総合実態調査は、データ捏造により、働き方改革一括法案から企画業務型裁量労働制拡大を削除する原因となりました。さらに、一般労働者のデータの中にも分かつているだけで九百六十六件の誤りが判明し、もはやデータそのものの信憑性は完全に失われております。働き方改革一括法案を撤回し、労働政策審議会に差し戻すことを強く求めます。

本年十月からの生活扶助基準引下げに、利用者が人生に不安と絶望をもたらしたな

ど、悲痛な訴えが届いています。

生活保護基準は、二〇〇四年からの老齢加算廃止、一三年には生活扶助基準が最大一〇%も引き

下げられ、一五年には住宅扶助、冬季加算が削減されました。それに続く今回の引下げは、利用者を更に追い詰める過酷な仕打ちと言ふばかりであります。

生活保護法第八条二項は、生活保護基準を、必要な事情を考慮した最低限度の需要を満たすに十分なものとしています。今回の引下げは、この規定を全く無視するものです。

生活保護法第八条二項は、生活保護基準を、必要な事情を考慮した最低限度の需要を満たすに十分なものとしています。今回の引下げは、この規定を全く無視するものです。

低所得者との比較が理由とされた今回の基準引下げ、母子加算、児童養育加算等の削減は、子供を持つ世帯ほど大きな打撃となっています。子供二人の母子家庭の生活扶助基準は、一九九〇年前後とほぼ同じ水準であり、ナショナルミニマムの水準が四半世紀分後退することとなります。子供の貧困の解決に逆行するものではありませんか。

シングルマザーを支援する団体は、生活保護以下の生活を余儀なくされ、命さえ危うい状況に置かれている親子も少なくないと指摘しています。

これら困窮世帯との均衡のみをもつて、どうして

健康で文化的な最低限度の生活を保障することになるのか、その根拠の説明を求めます。昨年十二月に行われた緊急ホットラインには、食事の回数を減らしている暖房も冷房も付けない、夕方には布団に入り寒さをしのいでいる、下着も買えないなど、深刻な実態が寄せられました。これが、必要な事情を考慮した最低限度の需要を満たすと言えるのですか。

生活保護利用当事者を審議会に参加させ、意見を聴取するとともに、具体的な家計状況の大規模調査を実施すべきです。答弁を求めます。生活保護基準は、最低賃金、住民税非課税基準、就学援助など、様々な制度と連動していくままであります。基準引下げの他制度への影響について、どう認識していませんか。

生活保護基準は、低所得者対策と連動し、ナショナルミニマムとして生活を下支えする重要な機能を果たしています。生活保護基準の引下げスパイラルは、市民全般の生活水準の引下げスパイラルにつながるのではないかと想定されています。だからこそ、生活保護基準部会長の駒村康平氏は、生活保護水準は全ての最低生活保障を下支えするために、安易に水準を引き下げることができない岩盤と指摘しているのです。基準引下げは撤回すべきです。答弁を求めておきます。

生活保護法案は、生活保護利用者が医療を受けられる場合、より安価な後発医薬品の使用を原則とし、保護利用を理由に、本人の意思による先発薬の選択を認めないといふのです。生活保護利用者の後発薬の使用割合は七二・二%で、国民全体の六五・八%より高いのに、なぜ生活保護利用者にのみ義務付けるのですか。保護利用者は、税金の世話をになりながら高額な先発医薬品を使わざいたく、安い薬で我慢すべき、制限され当然ということですか。

保護利用者のみ選択権を奪い薬剤アクセスを制限することは、差別であり、劣等待遇そのものであります。厚労省は、制度に対する国民の信頼性を確保

するためと説明していますが、差別と偏見を拡大するがなせ制度の信頼を高めることになるのですか。お答えください。

生活保護に対する強い偏見のために、困窮しても保護を受けず、医療費が払えず命を落とす人が毎年多数報告されています。制度への信頼を高めるためには、生活保護への偏見をなくし、必要なとき安心して利用できる制度にすることこそ必要です。答弁を求めておきます。

本法案は、払い過ぎた保護費について、現在の返還規定に加え、国税徴収法によるとし、保護費からの天引き等、強制的に徴収することを可能にするものです。最近、福祉事務所の誤りによる保護費の過誤払が多発しています。これも六十三条を基に返還が求められます。利用者に落ち度がないにもかかわらず、故意による不正受給と同等に強制徴収、天引きされることがあります。

大臣の答弁を求めます。

国税徴収法によるとされれば、自己破産しても免責されなくなり、支払義務が残ることとなりますが、天引きは、本人同意を前提にするものの、保護決定の権限を持つ福祉事務所に対し、利用者は対等な関係ではなく、同意を拒むことができるでしょうか。これ以上削りようがない限界の生活を強いる中で、分割して支払う二千円、三千円の額であっても、数日分の食費に当たるのです。保護費から返還金の大引きを可能とすれば、手取りは最低生活水準を割ることになるのは明らかです。最低生活を下回る生活を強いることはあつてはなりません。答弁を求めておきます。

無料低額宿泊所は、住宅確保が困難な生活保護利用者を劣悪な環境で入居させ、高額の家賃、費用を徴収。保護費を事業者が管理するなど、悪質な業者の人権侵害が重大な問題となっていました。

今回の生活保護基準の検証においては、子供がいる世帯に対する加算や教育に関する給付について、全国消費実態調査などのデータに基づき、子供の貧困対策の観点も踏まえ検証を行つております。どのように考えられていますか。

一時利用を前提とした現在の指針の居室面積は、生活保護基準と比べても半分程度です。それを踏襲するのでは、利用者の人権を保障する質が担保されることにはなりません。適切な福祉サービス等の支援があれば一般住宅での生活が可能な人たちが、居宅保護の原則に反し、低質な住環境に固定化されることはありません。

生活困窮者自立支援法について伺います。

生活困窮者の定義の見直しにより、各事業の支援対象は拡大するのでしょうか。

現在の生活困窮者支援制度は就労支援が基本で、就労し收入を増やすければ生活困窮状態から脱することは困難です。居住保障の機能も弱く、唯一の経済給付である住宅確保給付は、資産、所得要件が厳しく、期間も短いなどの問題点も多く指摘されています。

貧困は個人責任にしないという社会的合意を基につくられた制度でありながら、現場の献身的な努力にもかかわらず、自助努力への支援にとどまらざるを得ません。事業内容、対象要件を抜本的に改め、真に困窮し社会的孤立を強いられる人たちの支援となるよう見直すべきです。

今行うべきは、生活保護制度の名称を生活保障法に変更し、全ての国民に生存権が保障され、使いやすい制度にすることです。国民への周知義務付けなど緊急の法改正の実現を強く求めまして、質問を終わります。(拍手)

(國務大臣加藤勝信君登壇、拍手)

○國務大臣(加藤勝信君) 倉林明子議員より、十問の御質問をいただきました。

生活保護基準の見直しと子供の貧困対策との関係についてお尋ねがありました。

本法案は、無料低額宿泊所に最低基準を設け、要件を満たしたものは生活保護利用者のついの住みかとなります。最低基準、要件、入居対象はどう

算の見直しを行う一方で、児童養育加算の給付対象者を高校生に拡大することなどにより、その約六割では基準額が増額となる見込みであります。子供の貧困対策の視点も踏まえて適切な見直しを考えております。

生活保護基準と最低限度の生活保障との関係についてお尋ねがありました。

生活保護において保障すべき最低生活の水準については、一般国民生活における消費水準との比較における相対的なものとして設定しております。

生活保護基準と最低限度の生活保障との関係についてお尋ねがありました。

生活保護における消費水準との比較についてお尋ねがありました。

今回の検証では、いわゆる変曲点の理論を用いた分析や家計支出に占める固定的経費の割合が急激に変わる水準の検証など、様々な分析を行つた上で、生活扶助基準の水準の検証に当たり比較対象となる一般低所得世帯の選定を行いました。

その上で、モデル世帯において、一般低所得世帯の消費水準と生活扶助基準とを比較し、おおむね均衡していることが確認されており、健康で文化的な最低限度の生活を営むことのできる適切な水準になつていると考えております。

生活保護受給者の意見の聴取と家計状況の調査についてお尋ねがありました。

家計の、生活保護基準の見直しは、審議会において、全国消費実態調査などのデータを用いて専門的かつ科学的見地からの検証作業を行い、その結果を踏まえ、生活保護の基準が、最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、かつ、これを超えないものとなるよう行うものであります。

その際、生活保護受給世帯の生活実態及び意識に関する調査や、生活保護受給世帯の家計の状況に関する調査を実施し、参照しております。また、生活保護受給者やその関係者から直接御要望を伺うなど、様々な機会を通じて御意見などをいたいでいるところであります。

生活保護基準の見直しと他制度の関係について  
お尋ねがありました。

生活保護基準の見直しに伴う他制度への影響については、直接影響を受け得る国の制度が四十七項目あると認識しております。一月十九日の閣僚懇談会において確認した政府の対応方針に沿つて、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分に考慮しながら、できる限りその影響が及ばないようするなど、各府省、地方自治体と協力して対応してまいります。

また、今回の生活保護基準の見直しは、適切に行われているものであり、撤回することは考えておりません。

生活保護受給者への後発医薬品の使用原則化についてお尋ねがありました。

後発医薬品については、医療全体においても生活保護費は公費を財源としており、国民の制度に対する信頼を確保するためにも、生活保護費に係る返還金債権について確実に徴収することが重要であります。このため、改正案では、資力などがある場合に受けた生活保護費に係る返還金について、国税徴収の例により徴収することができることとしております。

ただし、福祉事務所の算定誤りにより生活保護費が多く支給された場合の返還金については、省令において、国税徴収の例によることのできる徴収金から除外する方向で検討をしております。

また、返還金と保護費との調整については、被保護者の申出に基づき、保護の実施機関が生活の維持に支障がないと認めた場合に限り保護費等からの徴収を可能とするものであり、丁寧な運用がなされるよう、地方自治体に対する周知を図つております。

地方自治体からも、運用ではなく制度的な対応として後発医薬品の原則化が必要との意見もあることから、一般、審議会の報告書も踏まえ、医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができると認める場合に、原則として後発医薬品を給付することとしたものであります。

生活保護制度への信頼の確保についてお尋ねがありました。

生活保護制度は、生活に困窮する方に最低限の生活を保障する最後のセーフティーネットであり、住民に対する制度の周知や、民生委員などと連携して生活に困窮している者の発見等に努めるよう福祉事務所の取組を促すなど、生活保護が必要な方が適切に支援を受けられるよう取り組んでいます。

生活保護を受給することへの偏見をなくし、保護を必要とする方には確実に保護を適用するといいます。

生活保護費は公費を財源としており、國民の制度に対する信頼を確保するためにも、生活保護費に係る返還金債権について確実に徴収することが重要であります。このため、改正案では、資力などがある場合に受けた生活保護費に係る返還金について、国税徴収の例により徴収することができることとしております。

ただし、福祉事務所の算定誤りにより生活保護費が多く支給された場合の返還金については、省令において、国税徴収の例によることのできる徴収金から除外する方向で検討をしております。

また、返還金と保護費との調整については、被保護者の申出に基づき、保護の実施機関が生活の維持に支障がないと認めた場合に限り保護費等からの徴収を可能とするものであり、丁寧な運用がなされるよう、地方自治体に対する周知を図つております。

ただし、福祉事務所の算定誤りにより生活保護費が多く支給された場合の返還金については、省令において、国税徴収の例によることのできる徴収金から除外する方向で検討をしております。

また、返還金と保護費との調整については、被保護者の申出に基づき、保護の実施機関が生活の維持に支障がないと認めた場合に限り保護費等からの徴収を可能とするものであり、丁寧な運用がなされるよう、地方自治体に対する周知を図つております。

ただし、福祉事務所の算定誤りにより生活保護費が多く支給された場合の返還金については、省令において、国税徴収の例によることのできる徴収金から除外する方向で検討をしております。

す。

生活困窮者の定義についてお尋ねがありました。

生活困窮者の定義は、現に経済的に困窮し、最も限度の生活を維持することができなくなるおそらくある者となっていますが、本法案では、経済的困窮に至る背景事情として、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情を新たに明示することとしております。

この見直しについて、支援対象者自体を変更するものではありませんが、これまでの生活困窮者自立支援の実践を踏まえ、生活困窮に至る背景事情を入念的に明示し、関係者間において共有を進めるとともに、これにより、早期的、予防的な観点からの支援を含め、適切かつ効果的な支援の展開につなげてまいります。

生活困窮者自立支援制度の事業内容や対象要件の見直しについてお尋ねがありました。

今回の制度改正では、自立相談支援、就労準備支援、家計改善支援の一体的な実施の促進、一時生活支援事業における訪問などにより見守りや生活支援を行う事業の拡充、子供の学習支援事業における生活習慣の改善や進路選択に関する助言の取組強化、今後予定している省令事項として、就労準備支援事業の年齢要件の撤廃など対象者の見直しなどの事業内容や対象要件に係る見直しを行ない、包括的な支援体制の強化を図つております。

なお、住宅確保給付金については、その趣旨が離職者の再就職を支援するものであることに鑑みれば、単に低収入の世帯に対する家賃の支給となってしまふような支給要件や期間の見直しは制度の趣旨にそぐわないものと考えております。

以上であります。(拍手)

現行の無料低額宿泊所のガイドラインでは、一時的な利用を念頭に、居室の面積を原則として七・四三平方メートル以上と定めておりますが、法改正施行後の居住面積などの具体的な最低水準

を定めたいと考へておるが、その利用者が安ら、安心して暮らせる環境づくりを進める観点から、地方自治体や事業者など関係者の意見も聞き

ます。

本法案は、医療扶助費の適正化や貧困ビジネス対策など、重要な内容を含むものであります。裁量労働制のデータの誤りに始まり、東京労働局長の問題発言や日本年金機構の年金支給漏れに対する集中審議など、ほかに議論するべき問題が生じ、衆参共に厚生労働委員会の審議が遅れてしましました。これは、厚生労働省は所管が広過ぎてガバナンスが利いておらず、もはや一つの組織として担える範囲を超えてしまっていることに原因があります。

業務範囲の適正化を図るため、厚生労働省を厚生と労働に分割するべきではないかと考えますが、加藤大臣の見解を伺います。

生活保護制度や生活困窮者支援制度については、我が国財政状況が厳しい中、国民の制度への信頼を守るために、厳格な運用をしつつ、本当に支援を必要とする人をしっかりと支えていくものにしなければなりません。

そこで、まず医療扶助費の適正化について伺います。

医療扶助費は、事業費ベースの生活保護費負担金三・八兆円の約半分を占めていますが、生活保護受給者の高齢化により今後も増えていくことが予想され、その適正化は重要です。

ジエネリック医薬品は、既に承認されたものであり、安全性や有効性に問題はなく、決して安価な薬を強いるものではありません。ジエネリックの使用の原則化は当然です。一般の方が少しでも負担を抑えるためジエネリックを選んでいるにもかかわらず、医療費を税金で賄われている生活保護受給者が自由に選べるのは、国民の納得感が得られません。

ジエネリック使用の目標八〇%を達成するため、服薬指導を行つても、なおどうしても自己都

るための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案について質問いたします。

法案に入る前に、厚生労働省の在り方について伺います。

本法案は、医療扶助費の適正化や貧困ビジネス対策など、重要な内容を含むものであります。裁量労働制のデータの誤りに始まり、東京労働局長の問題発言や日本年金機構の年金支給漏れに対する集中審議など、ほかに議論するべき問題が生じ、衆参共に厚生労働委員会の審議が遅れてしましました。これは、厚生労働省は所管が広過ぎてガバナンスが利いておらず、もはや一つの組織として担える範囲を超えてしまっていることに原因があります。

業務範囲の適正化を図るため、厚生労働省を厚生と労働に分割するべきではないかと考えますが、加藤大臣の見解を伺います。

生活保護制度や生活困窮者支援制度については、我が国財政状況が厳しい中、国民の制度への信頼を守るために、厳格な運用をしつつ、本当に支援を必要とする人をしっかりと支えていくものにしなければなりません。

そこで、まず医療扶助費の適正化について伺います。

医療扶助費は、事業費ベースの生活保護費負担金三・八兆円の約半分を占めていますが、生活保護受給者の高齢化により今後も増えていくことが予想され、その適正化は重要です。

ジエネリック医薬品は、既に承認されたものであり、安全性や有効性に問題はなく、決して安価な薬を強いるものではありません。ジエネリックの使用の原則化は当然です。一般の方が少しでも負担を抑えるためジエネリックを選んでいるにもかかわらず、医療費を税金で賄われている生活保護受給者が自由に選べるのは、国民の納得感が得られません。

ジエネリック使用の目標八〇%を達成するため、服薬指導を行つても、なおどうしても自己都

会派を代表して、生活困窮者等の自立を促進す

ます。

○東徹君 (伊達忠一君) 東徹君。  
(東徹君登壇、拍手)

○議長 (伊達忠一君) 東徹君。  
(東徹君登壇、拍手)

全般を代表して、生活困窮者等の自立を促進す

合でジエネリックを選ばない場合には、その差額について自己負担を求めるのも考えてはどうか。

また、医療扶助の適正化のために、必要以上の頻回受診など、モラルハザードをなくす必要があり、一回の受診で五十円程度でも負担してもらいうといふ対策は重要です。一部自己負担は必要な受診まで抑制するという意見もありますが、償還払いにして負担を抑えることで、受診抑制を抑えることができます。

おわせて、いまだレセプト請求件数の大多数が生活保護受給者であるという医療機関や、生活保護受給者の通院日数がそれ以外の方よりも多い医療機関もあり、個別の対策が必要です。早急にこれらの方々の対策を行なうべきと考えますが、加藤大臣の見解を伺います。

生活保護受給者の約半分を占める高齢者の貧困について伺います。

平成三十一年二月の生活保護の被保護者調査によると、被保護人員は約二百十一万人と、対前年同月比で二万六千人程度減少しており、被保護世帯も全体では減少しておりますが、高齢の生活保護世帯は約八十六万世帯と、二万五千世帯程度増えています。

高齢者の貧困の状況についてどのように認識しているのか、生活保護に至らない高齢者が困窮状態を抜け出すためにどのような対策が必要か、大臣の見解を伺います。

また、生活保護制度の維持に係る負担が将来どのようになるのか国民に示すことは、制度への信頼を確保するために必要です。厚生労働省は、年金の財政検証は行う一方、生活保護は将来推計ができるないとばかり言いますが、これでは国民の信頼を得られません。生活保護費負担金の将来推計は、できないではなくやるべきと考えますが、大臣の見解を伺います。

高齢者にとって、生活保護は、実質的に年金制度を補完するケースワーカー付きの経済給付と

なつており、一般的の高齢者よりも手厚い支援が行われていると言われています。そもそも生活保護は、最低限度の生活を保障するとともに自立を助長する仕組みですが、自立が難しく長期の支援が必要な高齢者を支えるものにはなっていません。ケースワーカー等の現場の負担も大きくなつている一方、高齢者を支える介護保険制度の整備も進んでいることから、ケースワーカーの支援を伴わない、生活保護に代わる高齢者向けの新たな生活保障制度を検討すべきと考えますが、大臣の見

含めた教育無償化の実現についてどのようにお考  
えか、大臣の見解を伺います。

生活保護の不正対策について伺います。

生活保護を受けることのできない人が、収入や  
資産などを隠し、不正に生活保護を受けること  
は、国民の生活保護制度に対する信頼をなくし、  
本当に必要な人が生活保護を受けられなくなるこ  
とにつながります。就労による収入の無申告や過  
少申告といった不正受給件数は、平成二十八年度  
において四万四千四百六十六件あり、金額にして

療扶助が行われ、一般的の医療保険の加入者が窓口での一部負担金を求められることと異なり、通常、医療機関での窓口負担が発生せず、後発医薬品を選択する動機付けが働きにくい状況にあります。国民の理解を得て制度を運営していくためにも、後発医薬品の使用原則化が必要と考えています。

東徹議員より、九問の御質問をいただきました。

厚生労働省の分割についてのお尋ねがありまし

約百六十八億円にも上っています。  
なぜこのような多くの不正受給が行われてし  
まつているのか、その理由について、加藤大臣に  
伺います。

不正受給については、受給者の隠し口座などの  
情報が住民から市町村に対し提供されることも多  
くあります。

平成十三年の発足以降、厚生労働省では、統合のメリットを生かして、例えば仕事と家庭の両立や子育て支援の充実、障害者の就労支援と雇用促進、介護福祉人材の確保などを一体的に推進してきたところであります。

いと言われています。しかし、現在の制度では、情報提供を受けた市町村は隠し口座の有無について確認する権限はありません。預金通帳を見ればどういう収入があるかを把握でき、不正の防止につながることはもちろんのこと、家計の指導にもつながることになります。

一方、厚生労働省が担う業務は、医療、介護、年金、子育て、労働など、幅広く多岐にわたるものとなっているのも事実であります。

引き続き、関連業務を一体的に推進することによって国民生活に密着した業務が適切に行われるよう、その責任と自覚を持つて取り組んでまいります。

か  
大臣の見解を伺います。  
貧困の連鎖について伺います。

について金融機関に対する調査権限を与えてはどうかと考えますが、加藤大臣の見解を伺います。

我が会派は、現在の生活保護、生活困窮者支援制度を本当に支援が必要な人にサポートが行われるとともに、国民の信頼を確保し、将来世代のために貧困の連鎖を防止していくものへと変えてい

すためには教育が重要であり、教育の格差を是正しなければならないと考えています。そのため、日本維新的会は、高等教育まで含めた教育無償化を提案しており、政権が替わっても教育無償化が適切に実施されるよう、教育無償化のための憲法改正を主張しております。

自民党は四つの具体的な憲法改正案をまとめられ、その中には教育無償化がありますが、我が会派から見れば不十分です。大学など高等教育まで

くことをお約束し、質問を終わりります。  
ありがとうございました。(拍手)  
○國務大臣(加藤勝信君) 東徹議員の御質問にお  
答えする前に、先ほどの倉林明子議員からの御質  
問の中で、生活保護受給者への後発医薬品の使用  
原則化の理由についての答弁に漏れがありました  
ので、補足をさせていただきます。

本法律案の施行後は、医師等が先発医薬品を必  
す。

要と判断する場合や薬局等に在庫がない場合を除き、原則として後発医薬品が給付されることになります。患者の希望のみを理由として先発医薬品が給付されることはないとから、御指摘のような先発医薬品と後発医薬品の差額を自己負担するとの観点からの議論が必要となり得る場面は想定していくものと考えております。

医療扶助における自己負担の導入と医療機関への対策についてお尋ねがありました。

生活保護を受給する頻回受診者に対する窓口負担については、社会保障審議会においても様々な御意見があつたところであります。頻回受診対策に向けた更なる取組の必要性、最低生活保障との両立の観点なども踏まえつつ、いわゆる償還払いの試行も含めた方策の在り方について引き続き検討してまいります。

また、指定医療機関に対する個別指導については、都道府県等に対しても、診療件数に占める生活保護受給者の割合が高い医療機関や、受給者以外の通院日数に比べて受給者の通院日数が多い医療機関などの情報を提供し、こうした情報も勘案した上で、個別指導の対象とする医療機関を選定するよう求められており、適切な指導がなされるよう引き続き取り組んでまいります。

高齢者の貧困に係る状況認識とその対策に関するお尋ねがありました。

高齢者の方々の中には、低所得、低年金などにより厳しい生活を送られている方がおられることも認識しております。

このため、低所得の高齢者の方への対策については、社会保障と税の一体改革において、年金受給資格の二十五年から十年への短縮、年最大六万円の年金生活者支援給付金の創設、医療、介護の保険料負担軽減など、社会保障全体で総合的に講じることとしております。

さらに、本法案により、生活困窮者に対する包括的支援体制を強化することにより、現在困窮状態にある方へのきめ細かな対応を図るとともに、将来困窮状態に陥らないようにするため、早期かつ予防的な対応を行つてまいります。

生活保護費負担金の将来推計についてお尋ねがありました。

生活保護費の将来推計については、生活保護受給者数が、世帯構成の変化、経済情勢や資産の状況など、様々な要素の影響を受けるものであるこ

とから、正確に見通すことは難しいものと考えております。

高齢者向けの新たな生活保障制度についてお尋ねがありました。

生活保護制度は、ケースワークにより自立の助長を行うとともに、生活保護受給世帯の状況を継続的に確認し、利用できる資産その他あらゆるものを利用してもなお生活に困窮すると認める者に對して補足的に給付を行う制度であります。

このような継続的な状況確認を行うことなく公費を財源とする金銭給付を行うことについては、国民の理解や既存の給付制度の関係など多くの課題があり、慎重な検討が必要と考えております。

一方、高齢の被保護者を含めたケースワーク業務全体の重点化などについては、今後、関係者と議論を深めてまいりたいと考えております。

生活保護制度と給付付き税額控除との関係についてのお尋ねがありました。

生活保護制度の不正受給の内容としては、稼働収入の無申告や過少申告、各種年金等の無申告が全体の約四分の三を占めています。

また、金融機関に対する調査については、生活保護法第二十九条第一項に基づき、福祉事務所から口座の有無や残高を照会し、確認しているところであります。

金融機関に対し回答義務を設けることについては慎重な検討が必要と考えておりますが、照会手続の整備などに取り組んできており、今後とも、課税調査などの取組の徹底により、不正受給の防止と早期発見に取り組んでまいります。

(拍手)

○議長(伊達忠一君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(伊達忠一君) 日程第一 税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約の締結について承認を求めるの件

日程第一 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本とデンマーク王国との間の条約の締結について承認を求めるの件

困窮者世帯の子供に対する学習支援の強化など

や、生活保護世帯の子供の大学などへの進学準備のための一時金の創設を本法案と平成三十年度予算に盛り込んでおり、こうした施策を通じて子供の教育格差の解消に全力で取り組んでまいります。

また、政府としては、昨年十二月八日に閣議決定いたしました新しい経済政策パッケージに基づき、少子化対策として子育て世帯の経済的負担を軽減するため、児童教育の無償化や高等教育の負担軽減を推進してまいります。

生活保護の不正受給についてお尋ねがあります。

生活保護制度と給付付き税額控除との関係についてのお尋ねがありました。

生活保護の不正受給の内容としては、稼働収入の無申告や過少申告、各種年金等の無申告が全体の約四分の三を占めています。

また、金融機関に対する調査については、生活保護法第二十九条第一項に基づき、福祉事務所から口座の有無や残高を照会し、確認しているところであります。

金融機関に対し回答義務を設けることについては慎重な検討が必要と考えておりますが、照会手続の整備などに取り組んできており、今後とも、課税調査などの取組の徹底により、不正受給の防止と早期発見に取り組んでまいります。

(拍手)

〔三宅伸吾君登壇、拍手〕

〔三宅伸吾君登壇、拍手〕

○三宅伸吾君 ただいま議題となりました条約三件について、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、B E P S 防止措置実施条約は、国際的な租税回避行為に対処するための租税条約関連措置を迅速に協調して実施するための法的な枠組みを定めるものです。

次に、デンマークとの租税条約は、現行の租税条約を全面的に改正し、投資所得に対する源泉地國課税の更なる減免、税務当局間の徴収共助の手続の整備等を定めるものです。

最後に、イスランドとの租税条約は、二重課税の除去を目的とした課税権の調整を行つほか、配当 利子及び使用料に対する源泉地國課税の限度税率等を定めるものです。

委員会においては、三件を一括して議題とし、B E P S 防止措置実施条約については、条約締結の意義と効果、我が国企業に与える影響、適用対象となる我が國の租税条約の見通し、多国籍企業の恒久的施設認定の人為的回避による課税逃れへの対処、米国など未署名国への働きかけ等について質疑を行いました。また、デンマークとの租税条約については、条約を全面改正する背景と意義、両国関係に及ぼす効果、イスランドとの租

日程第三 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本とイスランドとの間の条約の締結について承認を求めるの件

以上三件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長三宅伸吾君。

(いずれも衆議院送付)

以上三件を一括して議題といたします。







官 報 (号 外)

平成三十年五月十八日 参議院会議録第二十号(その一) 議長の報告事項 投票者氏名

文教科学委員	辞任	赤池 雅之君	小川 克巳君	上野 通子君
厚生労働委員	渡辺美知太郎君	増子 輝彦君	井原 巧君	三木 亨君
農林水産委員	伊藤 孝恵君	松川 るい君	大野 敏志君	丸川 珠代君
経済産業委員	進藤金日子君	太田 房江君	大家 泰正君	三宅 伸吾君
辞任	渡辺美知太郎君	山田 俊男君	岡田 広君	宮沢 洋一君
国土交通委員	井原 巧君	赤池 誠章君	木村 義雄君	森 まさこ君
辞任	伊藤 孝恵君	増子 輝彦君	柳本 卓治君	溝手 顕正君
環境委員	高野光二郎君	補欠	山下 雄平君	宮島 喜文君
辞任	野上浩太郎君	赤池 誠章君	岡田 直樹君	元榮太一郎君
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。	同日議員から次の質問主意書が提出された。	同日議員から次の質問主意書が提出された。	同日議員から次の質問主意書が提出された。
ギャンブル等依存症対策基本法案(中谷元君外 七名提出)(衆第二〇号)	医療法及び医師法の一部を改正する法律案(閣 同日委員長から次の報告書が提出された。 第六〇号)審査報告書	日程第一 税源浸食及び利益移転を防止するため の粗税条約関連措置を実施するための多數国間条 約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付) 賛成者氏名	日程第一 税源浸食及び利益移転を防止するため の粗税条約関連措置を実施するための多數国間条 約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付) 元裕君提出)(第一〇九号)	日程第一 税源浸食及び利益移転を防止するため の粗税条約関連措置を実施するための多數国間条 約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付) 元裕君提出)(第一〇九号)
投票者氏名	足立 敏之君	足立 敏之君	足立 敏之君	足立 敏之君
厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組 合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共 済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正す る法律案(閣法第三七号)審査報告書	愛知 治郎君	愛知 治郎君	愛知 治郎君	愛知 治郎君
商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する 法律案(閣法第一二号)審査報告書	青山 繁晴君	青山 繁晴君	青山 繁晴君	青山 繁晴君
税源浸食及び利益移転を防止するための租税條 約関連措置を実施するための多數国間条約の締 結について承認を求めるの件(閣法第四号)審査	朝日健太郎君	朝日健太郎君	朝日健太郎君	朝日健太郎君
岩井 磯崎 仁彦君	井上 義行君	井上 義行君	井上 義行君	井上 義行君
茂樹君	石井 正弘君	石井 正弘君	石井 正弘君	石井 正弘君
宇都 隆史君	石井 準一君	石井 準一君	石井 準一君	石井 準一君
松村 祥史君	石井 有村 治子君	石井 有村 治子君	石井 有村 治子君	石井 有村 治子君
松山 政司君	石井 井原 巧君	石井 井原 巧君	石井 井原 巧君	石井 井原 巧君
増子 輝彦君	石井 石井 浩郎君	石井 石井 浩郎君	石井 石井 浩郎君	石井 石井 浩郎君
浜口 幸久君	藤木 平野 達男君	藤木 平野 達男君	藤木 平野 達男君	藤木 平野 達男君
浜口 誠君	橋本 長谷川 岳君	橋本 長谷川 岳君	橋本 長谷川 岳君	橋本 長谷川 岳君
浜野 喜史君	野村 哲郎君	野村 哲郎君	野村 哲郎君	野村 哲郎君
浜野 喜史君	西田 昌司君	西田 昌司君	西田 昌司君	西田 昌司君
浜野 喜史君	中曾根 弘文君	中曾根 弘文君	中曾根 弘文君	中曾根 弘文君
大島 康江君	中泉 松司君	中泉 松司君	中泉 松司君	中泉 松司君
森 真治君	中野 正志君	中野 正志君	中野 正志君	中野 正志君
大島 康江君	中西 善介君	中西 善介君	中西 善介君	中西 善介君
大島 康江君	豊田 廉介君	豊田 廉介君	豊田 廉介君	豊田 廉介君
大島 康江君	塚田 喜介君	塚田 喜介君	塚田 喜介君	塚田 喜介君
大島 康江君	高橋 克法君	高橋 克法君	高橋 克法君	高橋 克法君
大島 康江君	淹波 宏文君	淹波 宏文君	淹波 宏文君	淹波 宏文君
大島 康江君	高野光二郎君	高野光二郎君	高野光二郎君	高野光二郎君
大島 康江君	滝沢 求君	滝沢 求君	滝沢 求君	滝沢 求君
大島 康江君	武見 敬三君	武見 敬三君	武見 敬三君	武見 敬三君
大島 康江君	豊田 廉介君	豊田 廉介君	豊田 廉介君	豊田 廉介君
大島 康江君	鶴保 康介君	鶴保 康介君	鶴保 康介君	鶴保 康介君
大島 康江君	佐々木さやか君	佐々木さやか君	佐々木さやか君	佐々木さやか君
大島 康江君	河野 義博君	河野 義博君	河野 義博君	河野 義博君
大島 康江君	渡辺美知太郎君	渡辺美知太郎君	渡辺美知太郎君	渡辺美知太郎君
大島 康江君	吉田 博美君	吉田 博美君	吉田 博美君	吉田 博美君
大島 康江君	山下 雄平君	山下 雄平君	山下 雄平君	山下 雄平君
大島 康江君	山田 宏君	山田 宏君	山田 宏君	山田 宏君
大島 康江君	山本 一太君	山本 一太君	山本 一太君	山本 一太君
大島 康江君	吉川 ゆうみ君	吉川 ゆうみ君	吉川 ゆうみ君	吉川 ゆうみ君
大島 康江君	和田 政宗君	和田 政宗君	和田 政宗君	和田 政宗君
大島 康江君	渡辺 猛之君	渡辺 猛之君	渡辺 猛之君	渡辺 猛之君
大島 康江君	山本 順三君	山本 順三君	山本 順三君	山本 順三君
大島 康江君	伊藤 孝江君	伊藤 孝江君	伊藤 孝江君	伊藤 孝江君
大島 康江君	山本 里見	山本 里見	山本 里見	山本 里見
大島 康江君	魚住裕一郎君	魚住裕一郎君	魚住裕一郎君	魚住裕一郎君
大島 康江君	熊野 正士君	熊野 正士君	熊野 正士君	熊野 正士君
大島 康江君	渡邊 美樹君	渡邊 美樹君	渡邊 美樹君	渡邊 美樹君
大島 康江君	新妻 秀規君	新妻 秀規君	新妻 秀規君	新妻 秀規君
大島 康江君	浜田 昌良君	浜田 昌良君	浜田 昌良君	浜田 昌良君
大島 康江君	山本 順三君	山本 順三君	山本 順三君	山本 順三君
大島 康江君	矢倉 克夫君	矢倉 克夫君	矢倉 克夫君	矢倉 克夫君
大島 康江君	山本 香苗君	山本 香苗君	山本 香苗君	山本 香苗君
大島 康江君	横山 信一君	横山 信一君	横山 信一君	横山 信一君
大島 康江君	足立 信也君	足立 信也君	足立 信也君	足立 信也君
大島 康江君	石上 俊雄君	石上 俊雄君	石上 俊雄君	石上 俊雄君
大島 康江君	大島 九州男君	大島 九州男君	大島 九州男君	大島 九州男君
大島 康江君	大野 元裕君	大野 元裕君	大野 元裕君	大野 元裕君
大島 康江君	小林 正夫君	小林 正夫君	小林 正夫君	小林 正夫君
大島 康江君	羽田雄一郎君	羽田雄一郎君	羽田雄一郎君	羽田雄一郎君
大島 康江君	森本 真治君	森本 真治君	森本 真治君	森本 真治君

官 報 (号 外)

○名 滝沢 武見  
平成三十年五月十八日 参議院会議録第二十号(その一) 投票者氏名  
反対者氏名

日程第一 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第三 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアイスランドとの間の条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

の締結について	正のための日本本	の二重課税の
神結について承	正のための日本本	の二重課税の
の締結について	正のための日本本	の二重課税の
神結について承	正のための日本本	の二重課税の
の締結について	正のための日本本	の二重課税の

塚田	一郎君	二之湯	史丈	野上浩太郎君	中川	豊田	堂故	茂君	雅治君	俊郎君	長峯	祐介君	誠君
馬場	成志君	芳正君	牧野たかお君	古川	林	福岡	資慶君	政人君	松山	俊治君	芳正君	正吉君	里見
羽生田	俊君	平吉君	新平君	丸山	和也君	藤川	政人君	松下	新平君	政司君	元榮太	喜文君	高瀬
中西	健治君	資慶君	松下	三原じゅん子君	溝手	宮島	元榮太	松下	新平君	元榮太	喜文君	吉田	新妻
中西	祐介君	政人君	新平君	喜文君	顯正君	元榮太	喜文君	新平君	新平君	喜文君	吉田	伊藤	魚住裕
中西	誠君	政人君	新平君	喜文君	正吉君	喜文君	吉田	新平君	新平君	喜文君	吉田	孝江君	竹谷
中西	正吉君	政人君	新平君	喜文君	正吉君	喜文君	修路君	順三君	順三君	喜文君	順三君	弘美君	秀規君
中西	正吉君	政人君	新平君	喜文君	正吉君	喜文君	山谷えり子君	三原じゅん子君	三原じゅん子君	喜文君	三原じゅん子君	一郎君	竹谷とし子君
中西	正吉君	政人君	新平君	喜文君	正吉君	喜文君	山田	山崎	山崎	喜文君	山崎	元榮太	元榮太
中西	正吉君	政人君	新平君	喜文君	正吉君	喜文君	吉田	吉田	吉田	喜文君	吉田	喜文君	喜文君

西田	中野	二之湯	中曾根弘文君	鶴保	庸介君
野村	長谷川	昌司君	松司君	徳茂	中泉
哲郎君	岳君	正志君	雅之君	中曾根弘文君	中曾根弘文君
藤木	橋本	智君	司君	中曾根弘文君	中曾根弘文君
平野	聖子君				
舞立	達男君				
松川	基之君				
藤井	眞也君				
丸川	昇治君				
三木	るい君				
柳本	祥史君				
宮沢	伸吾君				
山下	珠代君				
宮本	享君				
森	洋一君				
柳本	周司君				
三宅	まさこ君				
宮本	雄平君				
山田	卓治君				
山本	宏君				
吉川	太君				
ゆうみ君					
和田	一太君				
河野	博宗君				
石川	公造君				
秋野	渡辺美知太郎君				
佐々木さやか君	義博君				
杉内	久武君				
竹内	眞二君				
谷合	正明君				
西田	実仁君				

浜田 三浦 矢倉 山本 横山 石上 大島 九州男君  
昌良君 信祐君 克夫君 香苗君 俊雄君 信也君  
大野 小林 元裕君 棕葉賀津也君 德永 正夫君  
又市 室井 高木か 室井 高木か 木戸口 木戸口  
太郎君 征治君 光男君 大介君 章君 均君 英司君  
恭子君 邦彦君 均君 均君 均君 均君

平木	宮崎	山口那津男君	山本	大作君
若松	譲維君		博司君	
伊藤	孝惠君			
磯崎	哲史君			
大塚	耕平君			
川合	孝典君			
櫻井	充君			
田名部匡代				
長浜	博行君			
浜口	誠君			
藤田	幸久君			
増子	輝彦君			
矢田わか子君				
相原久美子君				
石橋	通宏君			
小川	勝也君			
藤間	直樹君			
川田	龍平君			
斎藤	嘉隆君			
杉尾	秀哉君			
難波	獎二君			
鉢呂	吉雄君			
真山	勇一君			
宮沢	由佳君			
蓮	航君			
東	徹君			
石井	苗子君			
片山虎之助君	貴之君			
清水	健史君			
藤巻	愛君			
福島みづほ君				
森	ゆうこ君			
青木				
行田	邦子君			
成文君				

反对者氏名  
共 崇 史 小 大 山 巨 医 痘 第 四 日 程

足立 敏之君  
愛知 朝日健太郎君  
青山 繁晴君  
井上 義行君  
石井 準一君  
石井 正弘君  
磯崎 仁彥君  
猪口 邦子君  
岩井 茂樹君  
上野 通子君  
衛藤 晟一君  
小野田 美吉君  
大家 敏志君  
大野 泰正君  
岡田 直樹君  
片山さつき君  
木村 義雄君  
こやり隆史君  
上月 良祐君

佐藤 啓君	阿達 雅志君
古賀友 郎君	青木 一彦君
北村 経夫君	赤池 誠章君
岡田 広君	井原 巧君
金子原二郎君	石田 昌宏君
太田 房江君	磯崎 陽輔君
大沼みづほ君	今井絵理子君
小川 尾辻 克巳君	宇都 隆史君
秀久君	潔君

---

Digitized by srujanika@gmail.com

佐藤	正久君	昭子君	山東
島田	三郎君	金日子君	進藤
関口	昌一君	宏文君	滝波
柘植	芳文君	克法君	高橋
鶴保	庸介君	雅之君	徳茂
中曾根	弘文君	松司君	中泉
中西	哲君	昌司君	西田
長谷川	岳君	智君	二之湯
橋本	聖子君	平野	中野
野村	哲郎君	達男君	正志君
平野	昌司君	基之君	舞立
藤井	眞也君	昇治君	松川
橋本	祥史君	るい君	丸川
西田	珠代君	伸吾君	三木
二之湯	亨君	洋一君	三宅
中野	哲君	周司君	宮本
正志君		吉川ゆうみ君	山下
智君		山本	山田
平野		一太君	山本
基之君		雄平君	吉川ゆうみ君
昇治君		卓治君	和田政宗君
るい君			
伸吾君			
洋一君			
周司君			
吉川ゆうみ君			

渡辺	猛之君	魚住裕	一郎君	伊藤	孝江君	美樹君	渡邊
新妻	秀規君	昌良君	正士君	熊野	里見	隆治君	那谷屋正義君
浜田	矢倉	夫君	君	三浦	浜田	高瀬	弘美君
山本	横山	香苗君	祐君	大野	大島九州男君	竹谷	とし子君
足立	信也君	君	祐君	小林	元裕君	新妻	秀規君
石上	俊雄君	君	君	柳田	喜史君	浜野	哲郎君
大島	横山	君	君	森本	康江君	江崎	敏夫君
九州	足立	君	君	有田	芳生君	小川	神本美恵子君
男	石上	君	君	柳田	君	芝	小西
君	大島	君	君	森本	君	福山	白
	九	九	九	有	君	牧山	那谷屋正義君
	州	州	州	田	君	ひろえ君	吉川
	男	男	男	柳	君	沙織君	浅田
	君	君	君	木	君	君	均君

東	蓮	宮沢	真山	難波	杉尾	川田	斎藤	小川	風間	石橋	増子	矢田	輝彦	幸久君	博行君	孝典君	耕平君	謙維君	史君	大作君	勝君	平木	竹内	西田	山口	那津	男君	正明君	久武君	佐々木	河野	秋野	
徳君	由佳君	船君	勇一君	吉雄君	獎二君	秀哉君	直樹君	勝也君	通宏君	嘉隆君	龍平君	嘉隆君	龍平君	勝也君	通宏君	嘉隆君	龍平君	秀哉君	直樹君	勝也君	通宏君	嘉隆君	龍平君	竹内	西田	山口	那津	男君	正明君	久武君	佐々木	河野	秋野

日程第五 厚員共済組合制

井上	哲士君
岩渕	友君
吉良よし子君	
小池	晃君
大門実紀史君	
辰巳孝太郎君	
山下	芳生君
足立	敏之君
愛知	治郎君
青山	繁晴君
朝日健太郎君	
井上	義行君
石井	準一君
石井	正弘君
磯崎	仁彦君
猪口	
邦子君	

官 報 (号 外)

平成三十年五月十八日

参議院会議録第二十号(その一)

投票者氏名

岩井	上野	通子君	茂樹君
衛藤	大家	敏志君	
大野	木村	義雄君	
岡田	片山さつき君		
こやり 隆史君			
上月	良祐君		
木村	泰正君		
佐藤	秋信君		
酒井	庸行君		
自見はなこ君			
島村	大君		
末松	信介君		
そのだ修光君			
高野光一郎君			
滝沢	求君		
武見	敬三君		
豊田	塙田		
堂故	一郎君		
塙田	茂君		
俊郎君			
中川	雅治君		
西中	健治君		
長峯	祐介君		
馬場	誠君		
二之湯 武史君			
野上浩太郎君			
羽生田	成志君		
藤川	芳正君		
福岡	資麿君		
古川	俊治君		
牧野たかお君			
松下	新平君		

宇都	隆史君
江島	潔君
小川	秀久君
尾辻	巳君
大沼	みずほ君
みずほ	房江君
岡田	廣君
金子原二郎君	北村 経夫君
太田 房江君	古賀友一郎君
佐藤 啓君	佐藤 正久君
佐藤 啓君	島田 昭子君
佐藤 啓君	島田 三郎君
佐藤 啓君	進藤 日子君
佐藤 啓君	高橋 克法君
佐藤 啓君	滝波 宏文君
佐藤 啓君	関口 昌一君
佐藤 啓君	高階恵美子君
佐藤 啓君	鶴保 庸介君
佐藤 啓君	柘植 芳文君
佐藤 啓君	徳茂 雅之君
佐藤 啓君	中曾根 弘文君
佐藤 啓君	中泉 松司君
佐藤 啓君	西田 昌司君
佐藤 啓君	野村 哲郎君
佐藤 啓君	長谷川 岳君
佐藤 啓君	平野 達男君
佐藤 啓君	橋本 聖子君
佐藤 啓君	藤井 基之君
佐藤 啓君	松川 眞也君
佐藤 啓君	松村 昇治君
佐藤 啓君	松村 祥史君

溝手	松山	政司君
丸山	丸山	和也君
三原じゅん子君	喜文君	顕正君
元榮太一郎君	森屋	宏君
宮島	山崎	正昭君
舟山	山田	修路君
森本	山谷えり子君	順三君
	山本	吉田
	吉田	博美君
	山谷	猛之君
	渡邊	渡邊
	渡邊	美樹君
	伊藤	孝江君
	伊藤	一郎君
	魚住裕	魚住裕
	熊野	正士君
	里見	隆治君
	高瀬	弘美君
	竹谷	竹谷とし子君
	新妻	秀規君
	浜田	昌良君
	三浦	信祐君
	矢倉	克夫君
	横山	香苗君
	足立	信也君
	石上	俊雄君
	大島	正夫君
	九州男君	
	大野	元裕君
	小林	工リ君
	羽田雄一郎君	
	浜野	喜史君
	舟山	康江君
	森本	真治君

丸川	珠代君
三木	亮君
三宅	伸吾君
宮沢	洋一君
宮本	周司君
森	まさご君
柳本	卓治君
山下	雄平君
山田	宏君
山本	一大太君
吉川	ゆうみ君
和田	政宗君
渡辺	美知太郎君
秋野	公造君
石川	博崇君
河野	義博君
佐々木さやか	君
杉	久武君
竹内	真二君
谷合	正明君
西田	実仁君
平木	大作君
宮崎	勝君
山口	那津男君
大塚	司君
伊藤	孝惠君
磯崎	謙維君
山本	博司君
若松	哲史君
宮	耕平君
川合	孝典君
櫻井	充君
浜口	博行君
長浜	誠君
藤田	幸久君
増子	輝彦君
矢田	わか子君

反対者氏名

○名

—

足立 敏之君  
愛知 朝日健太郎君  
青山 繁晴君  
井上 義行君  
石井 準一君  
石井 正弘君  
磯崎 仁彦君  
岩井 邦子君  
猪口 茂樹君  
上野 通子君  
衛藤 晟一君  
大家 敏志君  
大野 泰正君  
岡田 直樹君  
木村 義雄君  
片山さつき君  
佐藤 信秋君  
こやり隆史君  
酒井 庸行君  
島村 大君  
末松 信介君  
高野光二郎君  
自見はなこ君  
豊田 嘉故  
中川 俊郎君  
雅治君  
健治君

送付) 連送法の一部を  
一一三三名 阿達 雅志君  
青木 一彦君  
赤池 誠章君  
有村 治子君  
井原 巧君  
石井 浩郎君  
石田 昌宏君  
磯崎 陽輔君  
今井繪理子君  
宇都 隆史君  
江島 漱君  
小川 克巳君  
尾辻 秀久君  
太田 房江君  
岡田 広君  
北村 経夫君  
古賀友一郎君  
佐藤 啓君  
佐藤 正久君  
山東 昭子君  
島田 三郎君  
進藤 金子君  
关口 昌一君  
高階 唐美子君  
高橋 宏文君  
柘植 克法君  
鶴保 芳文君  
中曾根 雅之君  
中泉 松司君  
徳茂 庸介君

中西	祐介君
長峯	誠君
二之湯 武史君	
野上 浩太郎君	
藤川 羽生田	俊君
馬場 成志君	
林 芳正君	
福岡 資麿君	
古川 政人君	
藤川 俊治君	
牧野たかお君	
松下 新平君	
丸山 和也君	
三原じゅん子君	
溝手 顕正君	
松山 政司君	
丸山 和也君	
元榮太一郎君	
宮島 喜文君	
森屋 宏君	
山崎 正昭君	
山田 修路君	
山谷えり子君	
山本 順三君	
吉田 博美君	
山田 渡辺	猛之君
伊藤 渡邊	一郎君
熊野 美樹君	
里見 孝江君	
高瀬 弘美君	
竹谷 とし子君	
新妻 秀規君	
浜田 昌良君	
三浦 信祐君	
矢倉 克夫君	
山本 香苗君	
横山 信一君	

長谷川	中野	正志君
橋本	二之湯	智君
西田	昌司君	
野村	哲郎君	
平野	達男君	
藤井	基之君	
藤木	眞也君	
舞立	昇治君	
松川	るい君	
松村	祥史君	
丸川	珠代君	
三木	亨君	
三宅	伸吾君	
宮沢	卓治君	
柳本	洋一君	
宮本	周司君	
森	まさこ君	
山下	雄平君	
山田	宏君	
山本	一太君	
秋野	公造君	
石川	博崇君	
河野	渡辺義知太郎君	
佐々木	さやか君	
杉	吉川ゆうみ君	
西田	和田政宗君	
平木	久武君	
若松	大作君	
宮崎	真二君	
谷合	正明君	
山本	勝君	
山本	山口那津男君	
博司君	実仁君	
谦維君	大作君	

足立	信也君	元裕君	俊雄君	大島九州男君	石上
小林	正夫君	喜史君	康江君	浜野	元裕君
榛葉賀津也君	稔君	芳生君	江崎	舟山	正夫君
徳永	工リ君	孝君	有田	森本	真治君
羽田雄一郎君	敏夫君	洋之君	芝	柳田	康江君
大野	喜史君	芝	博一君	柳田	稔君
又市	邦彦君	那谷屋正義君	那谷屋正義君	小川	敏夫君
征治君	高木かおり君	神本美恵子君	神本美恵子君	神本	敏夫君
木戸口英司君	室井	吉川	眞勲君	白	福山
儀間	片山	沙織君	哲郎君	福山	哲郎君
辰巳孝太郎君	小池	吉川	吉良よし子君	井上	哲君
高木かおり君	浅田	吉良よし子君	岩渕	岩渕	友君
又市	邦彦君	芳生君	晃君	井上	哲君
征治君	室井	均君	均君	大門実紀史君	大門実紀史君

反対者氏名	日程第七 著作権法の一部 閣提出、衆議院送付)	賛成者氏名
中山 恭子君	山本 太郎君	足立 敏之君
薬師寺みよ君	藤末 健三君	愛知 治郎君
糸数 麗子君	野田 国義君	青山 繁晴君
渡辺 喜美君	朝日健太郎君	井上 義行君
	石井 石井	猪口 準一君
	磯崎 仁彦君	岩井 茂樹君
	大野 邦子君	上野 通子君
	大家 敏志君	衛藤 晟一君
	木村 義雄君	小野田紀美君
島村 大君	木村 直樹君	岡田 片山さつき君
末松 信介君	酒井 康行君	木村 泰正君
自見はなこ君	佐藤 信秋君	木村 こやり隆史君
上月 良祐君	酒井 信秋君	大野 佐藤 木村

する法律案(内	行田 邦子君
	松沢 成文君
	伊波 洋一君
	平山 佐知子君
	郡司 彰君
	山口 和之君
二二八名	○名
阿達 雅志君	
青木 一彦君	
赤池 誠章君	
有村 治子君	
井原 巧君	
石井 浩郎君	
石田 昌宏君	
儀崎 陽輔君	
今井 繁理子君	
宇都 隆史君	
江島 漸君	
小川 克巳君	
尾辻 秀久君	
大沼みづほ君	
太田 房江君	
岡田 広君	
北村 経夫君	
古賀友一郎君	
佐藤 佐藤	
佐藤 三郎君	
佐藤 啓君	
山東 昭子君	
島田 進藤金日子君	
島田 昌一君	
关口 関口	

そのだ修光君  
高野光二郎君 求君  
滝沢 武見 敬三君  
中川 塚田 堂故  
豊田 俊郎君 敬一郎君  
中西 茂君 敬祐介君  
長峯 誠君  
二之湯 武史君 健治君  
野上 浩太郎君 義治君  
羽生田 俊君 雅治君  
馬場 成志君  
平野 達男君  
藤井 基之君  
舞立 眞也君  
藤木 稔也君  
松川 幸代君  
丸川 亨君  
三宅 畏治君  
松村 祥史君  
珠代君  
宮沢 伸吾君  
宮本 洋一君  
森 周司君  
まざこ君  
柳本 駿治君  
山下 雄平君  
山田 宏君  
本 太君  
吉川 ゆうみ君  
和田 雄平君  
秋野 宏君  
石川 博崇君  
河野 義博君  
佐々木さやか君  
渡辺美知太郎君  
公造君  
大太君  
政宗君

里見	隆治君	正王君	魚住裕一郎君	孝江君	伊藤	渡邊	吉田	山谷えり子君	元榮太一郎君	森屋	山崎	正昭君	宮島喜文君	溝手顕正君	三原じゅん子君	牧野たかお君	西田昌司君	橋本聖子君	古川俊治君	長谷川岳君	中野正志君	二之湯智君	高橋克法君	中曾根弘文君	中西哲君	中泉司君	德茂雅之君	柘植芳文君	滝波宏文君	鶴保庸介君	高階恵美子君
----	-----	-----	--------	-----	----	----	----	--------	--------	----	----	-----	-------	-------	---------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	------	------	-------	-------	-------	-------	--------

官 報 (号 外)

平成三十年五月十八日

参議院会議録第一二十一号(その一)

投票者氏名

官報(号外)

平成三十年五月十八日

参議院会議録第二十号(その二)

投票者氏名

反対者氏名

渡辺	野	藤末	糸数	薬師寺	木戸口	又市	中山	室井	太郎君	邦彦君	高木	儀間	片山	浅田	山下	吉良	小池	吉良	岩渕	吉良	牧山
	田	田	喜美君	みちよ君	英司君	征治君	恭子君	太郎君	邦彦君	おり君	かおり君	光男君	均君	芳生君	晃君	よし子君	哲士君	友君	よし子君	ひろえ君	哲郎君

○名	山口	郡司	平山	佐知子君	伊波	松沢	行田	森	福島	青木	藤巻	清水	片山	石井	仁比	山村	倉林	紙蓮	市田	宮沢	真山
	和之君	彭君	和之君	彰君	洋一君	成文君	邦子君	ゆうこ君	みづほ君	貴之君	拓君	聰平君	虎之助君	苗子君	徹君	智子君	明子君	忠義君	筋君	勇一君	

# 官報号外

平成三十年五月十八日

## ○ 第百九十六回 参議院会議録第二十号（その一）

〔本号（その一）参照〕

審査報告書

税源浸食及び利益移転を防止するための租税  
条約関連措置を実施するための多数国間条約  
の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決し  
た。よって要領書を添えて報告する。

平成三十年五月十七日

参議院議長 伊達 忠一 殿  
外交防衛委員長 三宅 伸吾

参議院議長 伊達 忠一 殿

平成三十年四月十九日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 伊達 忠一 殿

税源浸食及び利益移転を防止するための租税  
条約関連措置を実施するための多数国間  
条約の締結について承認を求めるの件

税源浸食及び利益移転を防止するための租税  
条約の規定に基づき、国会の承認を求める。

税源浸食及び利益移転を防止するための租税  
条約関連措置を実施するための多数国間  
条約

この条約は、

この条約は、国際的な租税回避行為に対処す  
るための租税条約関連措置を迅速に、協調し  
て、及び一致して実施するための法的枠組みに  
ついて定めるものである。我が国がこの条約を  
締結することは、国際的な租税回避行為に更に  
効果的に対処するとの見地から有意義であると  
考えられるので、妥当な措置と認める。

一、費用  
別に費用を要しない。

税源浸食及び利益移転を防止するための租税  
条約関連措置を実施するための多数国間条約  
の締結について承認を求めるの件  
右は本院において承認することを議決した。  
よつて国会法第八十三條により送付する。

いて策定された一連の措置（以下「OECD/G20 BEPS措置」という。）を歓迎し、  
OECD/G20 BEPS措置が、二以上の国又

は地域における課税上の取扱いの差異（ハイブ  
リッド・ミスマッチ）を利用する仕組みに対処し、  
条約の濫用を防止し、恒久的施設の地位の人  
為的な回避に対処し、及び紛争の解決を改善する

ための租税条約関連措置を迅速に、協調し  
て、及び一致して実施することを確保することの  
必要性を認識し、

所得に対する二重課税を回避するための既存の  
協定が、当該協定の対象となる租税に関する、脱  
税又は租税回避を通じた非課税又は租税の軽減  
(当事国以外の国又は地域の居住者の間接的な利  
益のために当該協定において与えられる租税の免  
除又は軽減を得ることを目的とする条約（以下「  
組みを通じたものを含む。）の機会を生じさせること  
なく、二重課税を除去するものと解されること  
を確保することの必要性に留意し、  
所得に対する二重課税を回避することを要する  
ことなく、合意された変更を同時に、かつ、効率  
的な方法によって実施するための効果的な枠組み  
の必要性を認識して、  
次のとおり協定した。

(i) 次のいずれかに該当する国又は地域であつ  
て、締約国が国際関係について責任を負  
うもの

(ii) 各締約国が、この条約の対象とすること  
を希望する協定として寄託者に通告した協  
定及び当該協定を改正する文書又は当該協  
定に附属する文書であつて、題名、当事者  
の名称、署名の日及びその通告の時におい  
て効力を生じている場合には効力発生の日  
によつて特定されるものであること。

(B) (A) 締約国  
当該協定の当事者である地域であつ  
て、締約国が国際関係について責任を負  
うもの

(iii) 第二十七条（署名及び批准、受諾又は承  
認）1(b)又は(c)の規定に従つてこの条約に  
署名した地域であつて、第三十四条（効力  
発生）の規定に従つてこの条約が効力を有  
するもの

(iv) 第二十九条（署名）とは、対象租税協定の当事者をい  
う。

(v) 「当事国」とは、対象租税協定の当事者をい  
う。

(vi) 「署名国」とは、この条約に署名した国又は  
地域であつて、この条約が効力を有していな  
いものをいう。

(vii) 「締約国によるこの条約の適用に際しては、こ  
の条約において定義されていない用語は、文脈  
により別に解釈すべき場合を除くほか、関連す  
る対象租税協定において当該用語がその適用の  
時点でお有する意義を有するものとする。

第一部分 適用範囲及び用語の解釈  
第一条 条約の適用範囲  
この条約は、次条（用語の解釈）1(a)に規定する  
全ての対象租税協定を修正する。

第二部分 用語の解釈  
1 この条約の適用上、次の定義を適用する。  
(a) 「対象租税協定」とは、所得に対する租税に  
関する二重課税を回避するための協定（他の  
租税を対象とするか否かを問わない）であつ  
て、次の全ての要件を満たすものをいう。

利益を生み出す実質的な経済活動が行われ、か  
つ、価値が創造される場所において当該利益に対  
して租税が課されることを確保することの重要性  
を認識し、  
利益を生み出す実質的な経済活動が行われ、か  
つ、価値が創造される場所において当該利益に対  
して租税が課されることを確保することの重要性  
を認識し、  
OECD/G20 BEPSプロジェクトの下にお

1 対象租税協定の適用上、いづれかの当事国の  
租税に関する法令の下において全面的若しくは  
部分的に課税上存在しないものとして取り扱わ  
れる団体若しくは仕組みによつて又はこのよう

な団体若しくは仕組みを通じて取得される所得は、一方の当事国における課税上当該一方の当事国の居住者の所得として取り扱われる限りにおいて、当該一方の当事国の居住者の所得とみなす。

該規定に代えて、又は当該規定がない対象租税協定について、適用する。

一方の当事国の居住者が取得する所得であつて対象租税協定の規定に従つて他方の当事国において租税を課することができるものについて所得に対する租税を免除すること又は納付される所得に対する租税の額を控除することを当該一方の当事国に求める当該対象租税協定の規定は、当該所得が当該他方の当事国の居住者によって取得されるものであることを理由として当該対象租税協定の規定に従つて当該他方の当事国において租税を課することができるものである限りにおいて、適用しない。

—又は—以上の締約国が第十一条(自國の居住者に対して租税を課すする締約国の権利を制限する租税協定の適用)3(a)の規定に基づく留保を付する対象租税協定については、1に第二文として次のように加える。

この1の規定は、いかなる場合にも一方の当事国が当該一方の当事国の居住者に対して租税を課する権利に影響を及ぼすものと解してはならない。

1の規定(3)の規定によつて修正される場合には、その修正の後のものは、いずれかの当事国の租税に関する法令の下において課税上存続しないものとして取り扱われる团体若しくは仕組みによつて又はこのような团体若しくは仕組みを通じて取得される所得が一方の当事国の居住者の所得として取り扱われるか否かについて対象租税協定の規定(一般的な規則を規定するものであるか特定の事実関係及び团体又は仕組みの種類の取扱いを詳細に規定するものであるかを問わない)が対処する限りにおいて、当

5 締約国は、次の権利を留保することができる。  
 該規定に代えて、又は当該規定がない対象租税協定について、適用する。

(a) 対象租税協定について、この条の規定の全部を適用しない権利

(b) 4に規定する規定を含む対象租税協定について、1の規定を適用しない権利

(c) 4に規定する規定であつて、当事国以外の国若しくは地域において設立された団体若しくは仕組みによって又はこのような団体若しくは仕組みを通じて取得される所得について対象租税協定に基づく特典を与えないことを規定するものを含む対象租税協定について、1の規定を適用しない権利

(d) 4に規定する規定であつて、特定の事実関係及び団体又は仕組みの種類の取扱いを詳細に規定するものを含む対象租税協定について、1の規定を適用しない権利

(e) 4に規定する規定であつて、特定の事実関係及び団体又は仕組みの種類の取扱いを詳細に規定し、かつ、当事国以外の国若しくは地域において設立された団体若しくは仕組みによつて又はこのような団体若しくは仕組みを通じて取得される所得について対象租税協定に基づく特典を与えないことを規定するものを含む対象租税協定について、1の規定を適用しない権利

(f) 対象租税協定について、2の規定を適用しない権利

(g) 4に規定する規定であつて、特定の事実関係及び団体又は仕組みの種類の取扱いを詳細に規定するものを含む対象租税協定についてのみ、1の規定を適用する権利

5 (a) 又は(b)の規定に基づく留保を付さない各締約国は、各対象租税協定が4に規定する規定

(5(c)から(e)までの規定に基づく留保の対象とならないものに限る)を含むか否か並びに当該規定を含む場合には当該規定の条及び項の番号を寄託者に通告する。締約国が(5(g))の規定に基づく留保を付する場合には第一文に規定する通告は、当該留保の対象となる対象租税協定に係る。全ての当事国が対象租税協定の規定について、当該対象租税協定の規定に代わる。その他の場合には、1の規定(3)の規定によつて修正される場合には、その修正の後のものは、当該対象租税協定の規定が1の規定(3)の規定によつて修正された場合には、その修正の後のものは、当該対象租税協定の規定によつて修正される場合には、その修正の後のものと両立しない限りにおいて、当該対象租税協定の規定に優先する。

て、又は当該規定がない対象租税協定について、適用する。ただし、1の規定は、二元上場法人に関する取決めに参加する法人が居住者とみなされる当事国について明示的に規定する対象租税協定の規定については、適用しない。

締約国は、次の権利を留保することができる。

(a) 対象租税協定について、この条の規定の全部を適用しない権利

(b) 個人以外の者が二以上の当事国の居住者に該当する場合につきこれらの当事国の権限のある当局に対しその者が居住者とみなされる一の当事国について合意に達するよう努めることを求めることなく対象租税協定に基づく特典を与えないことによって既に対処している対象租税協定について、この条の規定の全部を適用しない権利。

(c) 個人以外の者が二以上の当事国の居住者に該当する場合につきこれらの当事国の権限のある当局に対しその者が居住者とみなされる一の当事国について合意に達するよう努めることを求めることなく対象租税協定に基づく特典を与えないことによって既に対処している対象租税協定について、この条の規定の全部を適用しない権利

(d) 個人以外の者が二以上の当事国の居住者に該当する場合につきこれらの当事国の権限のある当局に対しその者が居住者とみなされる一の当事国について合意に達するよう努めることを求めることによって既に対処しておらず、かつ、そのような合意に達することができない場合における対象租税協定の下でのその者の取扱いを規定する対象租税協定について、この条の規定の全部を適用しない権利

(e) 対象租税協定の適用上、1の第二文を次のように代える権利

		は、当該対象租税協定に基づいて与えられる租税の軽減又は免除を受けることができる。
		(f) (e)の規定に基づく留保を付する締約国との間の対象租税協定について、この条の規定の全部を適用しない権利
4 3(a)の規定に基づく留保を付さない各締約国は、各対象租税協定が2に規定する規定(3(b)から(a)までの規定に基づく留保の対象とならないものに限る)を含むか否か並びに当該規定を含む場合には当該規定の条及び項の番号を寄託者に通告する。全ての当事国が対象租税協定の規定についてその通告を行った場合には、1の規定は、当該対象租税協定の規定に代わる。その他の場合には、1の規定は、当該対象租税協定の規定が1の規定と両立しない限りにおいて、当該対象租税協定の規定に優先する。		4 3(a)の規定に基づく留保を付さない各締約国は、各対象租税協定が2に規定する規定(3(b)から(a)までの規定に基づく留保の対象とならないものに限る)を含むか否か並びに当該規定を含む場合には当該規定の条及び項の番号を寄託者に通告する。全ての当事国が対象租税協定の規定についてその通告を行った場合には、1の規定は、当該対象租税協定の規定に代わる。その他の場合には、1の規定は、当該対象租税協定の規定が1の規定と両立しない限りにおいて、当該対象租税協定の規定に優先する。
第五条 二重課税の除去のための方法の適用		5 2の規定は、2に規定する所得又は財産について租税を免除することを一方の当事国に求めることを規定する対象租税協定について、適用する。
選択肢B		6 (a) 一方の当事国の居住者が、対象租税協定の規定に従つて他方の当事国において租税を課すことができる場合(当該所得が当該他方の当事国において納付される所得又は財産であることのみを理由として当該対象租税協定の規定に従つて当該他方の当事国において租税を課すことができる場合を除く。)には、当該一方の居住者によって取得される所得であることの確認を得た上で、当該他方の当事国において納付される所得に対する租税の額から控除する。
選択肢C		6 (b) 一方の当事国の居住者が、対象租税協定の規定に従つて他方の当事国において租税を課すことができる場合(当該所得が当該他方の当事国において納付される所得又は財産であることのみを理由として当該対象租税協定の規定に従つて当該他方の当事国において租税を課すことができる場合を除く。)には、当該一方の居住者によって取得される所得であることの確認を得た上で、当該他方の当事国において納付される所得に対する租税の額から控除する。
選択肢A		7 6の規定は、一方の当事国の居住者が取得する所得又は所有する財産であつて対象租税協定の規定に従つて他方の当事国において租税を課すことができるものについて二重課税を除去するための対象となる租税の額を当該居住者の所得に対する租税の額から控除する。
2 二重課税を除去するために一方の当事国において当該一方の当事国が取得する所得又は所有する財産について租税を免除することを規定する対象租税協定の規定は、他方の当事国において当該所得若しくは財産について租税を免除し、又は当該所得若しくは財産に対して		8 1の規定に基づき選択肢を適用することを選択しない締約国は、一若しくは二以上の特定の対象租税協定又は全ての対象租税協定について、この条の規定の全部を適用しない権利を留保することができる。
5 2の規定は、2に規定する所得又は財産について租税を免除することを一方の当事国に求めることを規定する対象租税協定について、適用する。		9 選択肢Cを適用することを選択しない締約国は、一若しくは二以上の特定の対象租税協定又は全ての対象租税協定について、他の当事国が選択肢を適用することを認めない権利を留保することができる。
選択肢B		10 1の規定に基づき選択肢を適用することを選択する各締約国は、自國が選択した選択肢を寄託者に通告する。その通告には、次の一覧を含める。
選択肢C		10 (a) 選択肢Aを適用することを選択する締約国については、3に規定する規定を含む対象租税協定並びに当該規定の条及び項の番号の一覧
選択肢A		10 (b) 選択肢Bを適用することを選択する締約国については、5に規定する規定を含む対象租税協定並びに当該規定の条及び項の番号の一覧
選択肢B		10 (c) 選択肢Cを適用することを選択する締約国については、7に規定する規定を含む対象租税協定並びに当該規定の条及び項の番号の一覧
選択肢C		11 対象租税協定の前文に次の段落を加えるよう修正する。
第三部 條約の濫用		1 この協定の対象となる租税に関して、脱税
第六条 対象租税協定の目的		

又は租税回避を通じた非課税又は租税の軽減（当事国以外の国又は地域の居住者の間接的な利益のためにこの協定において与えられる租税の免除又は軽減を得ることを目的とする条約漁りの仕組みを通じたものを含む。）の機会を生じさせることなく、二重課税を除去することを意図して、

2

1に規定する段落は、二重課税を除去する意図に言及する対象租税協定の前文の文言（非課税又は租税の軽減の機会を生じさせない意図に言及するか否かを問わない。）に代わり、又は当該前文の文言がない対象租税協定に加わる。

3

締約国は、経済関係の発展を図り、又は租税に関する協力を強化することを希望することに言及する前文の文言を含まない対象租税協定の前文に次の段落を加えることを選択することができます。

4

締約国は、非課税又は租税の軽減の機会を生じさせることなく二重課税を除去する当事国の意図に言及する前文の文言（脱税又は租税回避（当事国以外の国又は地域の居住者の間接的な利益のために対象租税協定において与えられる租税の免除又は軽減を得ることを目的とする条約漁りの仕組みを含む。）を通じた非課税又は租税の軽減にのみ言及する文言であるか、より広い場合における非課税又は租税の軽減に言及する文言であるかを問わない。）を含む対象租税協定について、1の規定を適用しない権利を留保することができる。

5 各締約国は、各対象租税協定（4の規定に基づく留保の対象となるものを除く。）が2に規定する前文の文言を含むか否か及び当該前文の文言を含む場合には該当する前文の文言を寄託者

に通告する。全ての当事国が対象租税協定の前文の文言についてその通告を行った場合には、1に規定する段落は、当該対象租税協定の前文の文言に代わる。その他の場合には、1に規定する段落を既存の前文の文言に加える。

6 3の規定を適用することを選択する各締約国は、その選択を寄託者に通告する。その通告には、経済関係の発展を図り、又は租税に関する協力を強化することを希望することに言及する前文の文言を含まない対象租税協定の一覧を含める。全ての当事国が3の規定を適用することを選択し、かつ、対象租税協定について当該通告を行った場合に限り、3に規定する段落を当該対象租税協定に加える。

**第七条 条約の濫用の防止**

1 対象租税協定のいかなる規定にもかかわらず、全ての関連する事実及び状況を考慮して、当該対象租税協定に基づく特典を受けることが当該特典を直接又は間接に得ることとなる仕組み又は取引の主たる目的の一つであったと判断されることが妥当である場合には、そのような場合においても当該特典を与えることが当該対象租税協定の関連する規定の目的に適合することが立証されるときを除くほか、その所得又は財産については、当該特典は、与えられない。

2 1の規定は、仕組み若しくは取引又は仕組み若しくは取引に関与する者の主たる目的又は主たる目的の一つが対象租税協定に基づいて与えられる特典を得ることであつた場合に当該特典の全部又は一部を与えないことを規定する当該対象租税協定の規定（この条約によって修正される場合には、その修正の後のもの）について、適用する。

3 15(a)の規定に基づく留保を付さない締約国は、対象租税協定について4の規定を適用する

に従い簡素化された特典制限規定を適用することを選択する場合には、6の規定にかかるわらず、簡素化された特典制限規定は、次のいずれかの当事国による当該対象租税協定に基づく特典の付与について、適用する。

(a) 全ての当事国（6の規定に従い簡素化された特典制限規定を適用することを選択しない全ての当事国が、この(a)の規定を適用することを選択し、かつ、その旨を寄託者に通告することにより簡素化された特典制限規定をそのままに適用することについて合意する場合に限る。)

(b) 簡素化された特典制限規定を適用することを選択する当事国（6の規定に従い簡素化された特典制限規定を適用することを選択しない全ての当事国が、この(b)の規定を適用することを選択し、かつ、その旨を寄託者に通告することにより簡素化された特典制限規定をそのままに適用することについて合意する場合に限る。）

4 仕組み若しくは取引又は仕組み若しくは取引に関与する者の主たる目的又は主たる目的の一つが対象租税協定に基づいて与えられる特典を得ることであつた場合に当該特典の全部又は一部を与えないことを規定する当該対象租税協定（この条約によって修正される場合に限る。）を適用することを選択する者に対して、その特典を受ける権利を有しない。ただし、当該特典（当該対象租税協定の次に規定する特典を除く。）を受ける権利を有しない。たゞ、当該特典を受けることについて、簡素化された特典制限規定に別段の定めがある場合は、この限りでない。

5 15(a)の規定に基づく留保を付さない締約国は、対象租税協定について4の規定を適用することを選択することができる。簡素化された特典制限規定は、全ての当事国がこれを適用することを選択した場合に限り、対象租税協定について適用する。

6 締約国は、17(c)に規定する通告を行うことにより、対象租税協定について8から13までの規定（以下「簡素化された特典制限規定」という。）を適用することを選択することができる。簡素化された特典制限規定は、全ての当事国がこれを適用することを選択した場合に限り、対象租税協定について適用する。

7 対象租税協定の当事国のみが6の規定

4 仕組み若しくは取引又は仕組み若しくは取引に関与する者の主たる目的又は主たる目的の一つが対象租税協定に基づいて与えられる特典を得ることであつた場合に当該特典の全部又は一部を与えないことを規定する当該対象租税協定（この条約によって修正される場合に限る。）を適用することを選択する者に対して、その特典を受ける権利を有しない。たゞ、当該特典（当該対象租税協定の次に規定する特典を除く。）を受ける権利を有しない。たゞ、当該特典を受けることについて、簡素化された特典制限規定に別段の定めがある場合は、この限りでない。

(a) 一方の当事国の居住者を定義する当該対象租税協定の規定によって二以上の当事国の居住者に該当する者で個人以外のものが居住者とみなされる当事国を決定する規定

(b) 関連企業の利得に対して一方の当事国において課される租税の額について、当該一方の当事国が、当該対象租税協定の規定に従つて

官 報 (号 外)

9

他方の当事国によって行われる当初の調整に  
対応するための調整を当該一方の当事国の企  
業に対して行うことを規定する規定  
(c) 一方の当事国の居住者が、当該一方の当事  
国の権限のある当局に対し、当該対象租税  
協定の規定に適合しない課税の事案を検討す  
ることを要請することを認める規定  
対象租税協定の一方の当事国の居住者は、当  
該対象租税協定に基づいて特典が与えられる時  
において、次のいずれかに該当する場合には、  
適格者とする。

- (a) 個人
- (b) 当該一方の当事国若しくは当該一方の当事  
国の地方政府若しくは地方公共団体又はこれ  
らの機関
- (c) 法人その他の団体(その主たる種類の株式  
が一又は二以上の公認の有価証券市場におい  
て通常取引されるものに限る。)
- (d) 個人以外の者であつて、次のいずれかに該  
当するもの  
(i) 当事国が外交上の公文の交換によつて合  
意する種類の非営利団体
- (ii) 当該一方の当事国において設立される団  
体又は仕組みであつて、当該一方の当事国  
の租税に関する法令の下において独立した  
者として取り扱われ、かつ、次のいずれか  
に該当するもの
- (A) 専ら又は主として、個人に対する退職  
手当及び補助的又は付隨的な手当を管理  
し、又は給付することを目的として設立  
され、かつ、運営される団体又は仕組み  
であつて、当該一方の当事国又は当該一  
方の当事国地方政府若しくは地方公共  
団体によつて規制されるもの
- (B) 専ら又は主として、(A)に規定する団体  
又は仕組みの利益のために投資すること  
又は該当する場合には、当該他方の当事國  
において行う当該所得に関連する事  
業活動が、当該居住者又は当該関連する者が  
当該他方の当事国内において生ずる所得を  
取得する場合には、当該居住者が当該一方の  
当事国において行う同一の活動

10(a)

対象租税協定の一方の当事国の居住者は、  
適格者に該当するか否かにかかわらず、他方  
の当事国内において取得する所得に関し、当  
該居住者が当該一方の当事国内において事業  
の活動に従事し、かつ、当該所得が当該事業  
から生じ、又は当該事業に付随するものであ  
る場合には、当該対象租税協定に基づく特典  
を受ける権利を有する。簡素化された特典制  
限規定の適用上、「事業の活動」には、次の活  
動又は次の活動を組み合わせた活動を含まな  
い。

- (i) 持株会社としての経営
- (ii) 企業集団の全体の監督及び運営
- (iii) 企業集団の資金供給(資金ブーリングを  
含む。)
- (iv) 投資又は投資管理(銀行、保険会社又は  
登録された証券会社が投資又は投資管理を  
その事業の通常の方法で行う場合を除く。)

又は補完的な事業活動との関係において実質  
的なものであるときに限り、当該所得につき  
(a) に規定する要件を満たすものとする。この  
方の規定の適用上、事業活動が実質的なもの  
である者であつて、(a)から(d)までの規定に基  
づき当該対象租税協定に基づく特典を受ける  
権利を有するものが、当該特典が与えられる  
時を含む十二箇月の期間の総日数の半数以上  
の日において、当該個人以外の者の株式の五  
十パーセント以上を直接又は間接に所有する  
場合に限る。)

11

対象租税協定の一方の当事国の居住者であつ  
て適格者に該当しないものは、当該対象租税協  
定に基づく特典が与えられる時を含む十二箇月  
の期間の総日数の半数以上の日において、同等  
の受益者である者が当該居住者の受益に関する持  
分の七十五パーセント以上を直接又は間接に所  
有する場合には、所得について当該特典を受け  
る権利を有する。

12

対象租税協定の一方の当事国の居住者が、9  
に規定する適格者に該当せず、かつ、10又は11  
の規定に基づき特典を受ける権利を有する場合  
に該当しないときにおいても、他方の当事国の  
権限のある当局は、当該居住者が、当該権限の  
ある当局に対して、当該居住者の設立、取得若  
しくは維持又はその業務の遂行が当該対象租税  
協定に基づく特典を受けることをその主たる目  
的の一つとしたものでないことについて十分に  
立証するときに限り、当該対象租税協定の目的  
を考慮した上で、当該対象租税協定に基づく全  
ての特典又は特定の所得についての特典を与える  
ことができる。一方の当事国の居住者からこ  
の12の規定に基づく要請を受けた他方の当事國  
の権限のある当局は、当該要請を認め、又は拒  
否する前に、当該一方の当事国の権限のある當  
局と協議する。

13

簡素化された特典制限規定の適用上、

(a) 「公認の有価証券市場」とは、次の有価証券  
市場をいう。

(i) いすれかの当事国の法令に基づいて設立  
され、かつ、規制される有価証券市場

(ii) 其の有価証券市場

(b) 「主たる種類の株式」とは、法人の議決権及  
び価値の過半数を占める一若しくは二以上の  
種類の株式又は団体の議決権及び価値の過半  
数を占める一若しくは二以上の種類の受益に  
関する持分をいう。

(c) 「同等受益者」とは、対象租税協定の一方の  
当事国の法令、当該対象租税協定又は他の国  
際的な枠組みに基づいて所得について当該一  
方の当事国によって与えられる特典であつ  
て、当該対象租税協定に基づいて当該所得に  
ついて与えられる特典と同等のもの又はより  
有利なものを受ける権利を有するであろう者  
をいう。ある者が配当に關して同等受益者で  
あるか否かを決定するに当たり、その者は、  
当該配当について特典を申請する法人が保有  
する当該配当を支払う法人の資本と同一の当  
該資本を保有するものとみなす。

(d) 法人でない団体について、「株式」とは、株  
式と同等の持分をいう。

(e) 一方の者と他方の者とは、当該一方の者が  
当該他方の者の受益に関する持分の五十  
セント以上(法人の場合には、当該法人の株  
式の議決権及び価値の五十パーセント以上)  
を直接若しくは間接に所有する場合又は他の  
者がそれぞれの者の受益に関する持分の五十  
パーセント以上(法人の場合には、当該法人  
の株式の議決権及び価値の五十パーセント以  
上)を直接若しくは間接に所有する場合に  
は、「関連する者」であるものとする。いかな  
場合にも、一方の者と他方の者とは、全  
ての関連する事実及び状況に基づいて、当該一

方の者が当該他方の者を支配している場合には、

は両者が一若しくは二以上の同一の者によつて支配されている場合には、関連する者であるものとする。

14 簡素化された特典制限規定は、対象租税協定に基づく全ての特典を受ける権利若しくは対象租税協定に基づく特典(居住者とみなされる当事国、関連企業又は無差別待遇に関する当該対象租税協定の規定に基づくもの及び特典を与える者が当事国の居住者に限定されないものを除く。)を受ける権利を有する者を一若しくは二以上の類型別に区分された基準を満たす居住者に制限することを規定する当該対象租税協定について、適用する。

15 締約国は、次の権利を留保することができる。

- (a) 締約国が、詳細な特典制限規定と遵守を用いた金融の仕組みに対処する規則又は主要目的基準のいずれかとの組合せを採用する意図を有し、これによって、OECD/G20 BEPS措置に基づく最低基準であつて条約の濫用を防止するためのものを満たすことを前提として、対象租税協定について、1の規定を適用しない権利。この場合には、全ての当事国は、当該最低基準を満たす相互に満足すべき解決を得き解決を得るよう努める。
- (b) 仕組み若しくは取引又は仕組み若しくは取引に關する者の主たる目的又は主たる目的の一つが対象租税協定に基づいて与えられる特典を得ることであつた場合に当該対象租税協定に基づいて与えられる全ての特典を与えないことを規定する規定を含む対象租税協定について、1の規定を適用する場合に当該対象租税協定に基づいて選択した締約国については、1及び4の規定を適用しない権利

(c) 14に規定する規定を含む対象租税協定について、簡素化された特典制限規定を適用しない権利

7の規定に従い一又は二以上の締約国による対象租税協定に基づく特典の付与に關して簡素化された特典制限規定を適用する場合を除くほか、6の規定に従い簡素化された特典制限規定を適用することを選択する締約国は、一又は二以上の他の当事国が簡素化された特典制限規定を適用することを選択していない対象租税協定について、この条の規定の全部を適用しない権利を留保することができる。この場合には、全ての当事国は、OECD/G20 BEPS措置に基づく最低基準であつて条約の濫用を防止するためのものを満たす相互に満足すべき解決を得るよう努める。

17 (a) 15(a)の規定に基づく留保を付さない各締約国は、15(b)の規定に基づく留保の対象とならない各対象租税協定が2に規定する規定を含むか否か並びに当該規定を含む場合には、15(b)の規定に基づく留保の対象とならない各対象租税協定が2に規定する規定を含むか否か並びに当該規定を含む場合には、1の規定(該当する場合には、1及び4の規定)は、当該対象租税協定の規定に代わる。その他の場合は、1の規定(該当する場合には、1及び4の規定)は、当該対象租税協定の規定に代わる。

(b) 4の規定を適用することを選択する各締約国は、その選択を寄託者に通告する。4の規定は、全ての当事国がその通告を行つた場合に限り、対象租税協定について適用する。

(c) 6の規定に従い簡素化された特典制限規定を適用することを選択しないが、7(a)又は(b)の規定を適用することを選択する各締約国は、その選択する規定を寄託者に通告する。

18 1に規定する最短保有期間は、1に規定する対象租税協定の規定に規定する最短保有期間に当たり、当該株式を保有する法人又は当該配当を支払う法人の組織再編成(合併及び分割を含む)の直接の結果として行われる所有の変更を選択を寄託者に通告する。当該締約国が15(c)の規定に基づく留保を付する場合を除くほか、その通告には、14に規定する規定を含むか否か並びに当該規定の条及び項の番号の一覧を含める。

(d) 6の規定に従い簡素化された特典制限規定を適用することを選択しないが、7(a)又は(b)の規定を適用することを選択する各締約国は、その選択する規定を寄託者に通告する。

19 1に規定する最短保有期間は、1に規定する対象租税協定の規定に規定する最短保有期間に当たり、当該株式を保有する法人又は当該配当を支払う法人の組織再編成(合併及び分割を含む)の直接の結果として行われる所有の変更を選択を寄託者に通告する。当該締約国が15(c)の規定に基づく留保を付する場合を除くほか、その通告には、14に規定する規定を含むか否か並びに当該規定の条及び項の番号の一覧を含める。

(e) 全ての当事国が15(c)の規定に基づく留保を付する場合を除くほか、その通告には、14に規定する規定を含む対象租税協定並びに当該規定の条及び項の番号の一覧を含める。

20 当該締約国が15(c)又は(d)の規定に従つて対象租税協定の規定について通告した場合には、簡素化された特典制限規定は、当該対象租税協定の規定に代わる。その他の場合に簡素化された特典制限規定は、当該対象租税協定の規定が簡素化された特典制限規定と両立しない限りにおいて、当該対象租税協定の規定に優先する。

## 第八条 配当を移転する取引

一方の当事国の居住者である法人が支払う配当の量を超えて所有し、保有し、又は支配するものである場合に当該配当について租税を免除し、又は当該配当に対して課することができる規定のみを適用することを受け入れるが、可能なときは、二国間の交渉を通じて1の規定に優先する。この(a)の規定に従つて通告を行う締約国は、暫定的な措置として1の規定に基づく留保の対象とならないものに限る。)を含むか否か並びに当該規定を含む場合は、各対象租税協定が1に規定する規定(3(b)の規定に基づく留保の対象とならないものに限る。)を含むか否か並びに当該規定を含む場合は、当該規定の条及び項の番号を寄託者に通告する。1の規定は、全ての当事国が対象租税協定の規定についてその通告を行つた場合に限り、当該対象租税協定の規定について適用する。

## 第九条 主として不動産から価値が構成される団体の株式又は持分の譲渡から生ずる収益

1 一方の当事国の居住者が株式その他団体に参加する権利の譲渡によって取得する収益に対しこれらの価値の一定の割合を超えるものが他の当事国内に存在する不動産によって構成さ

該規定に規定する所有に関する要件を当該配当の支払の日を含む三百六十五日の期間を通じて満たす場合に限り、適用する。当該期間の計算に当たり、当該株式を保有する法人又は当該配当を支払う法人の組織再編成(合併及び分割を含む)の直接の結果として行われる所有の変更は、考慮しない。

2 1に規定する最短保有期間は、1に規定する対象租税協定の規定に規定する最短保有期間に当たり、当該株式を保有する法人又は当該配当を支払う法人の組織再編成(合併及び分割を含む)の直接の結果として行われる所有の変更は、考慮しない。

3 締約国は、次の権利を留保することができる。

(a) 対象租税協定について、この条の規定の全部を適用しない権利。

(b) 対象租税協定について、1に規定する規定が次の期間のいずれかを含む場合には、この条の規定の全部を適用しない権利。

4 (i) 最短保有期間

(ii) 三百六十五日よりも短い最短保有期間

(iii) 三百六十五日よりも長い最短保有期間

3 (a) の規定に基づく留保を付さない各締約国は、各対象租税協定が1に規定する規定(3(b)の規定に基づく留保の対象とならないものに限る。)を含むか否か並びに当該規定を含む場合は、当該規定の条及び項の番号を寄託者に通告する。1の規定は、全ての当事国が対象租税協定の規定についてその通告を行つた場合に限り、当該対象租税協定の規定について適用する。

4 (i) 第九条 主として不動産から価値が構成される団体の株式又は持分の譲渡から生ずる収益

1 一方の当事国の居住者が株式その他団体に参加する権利の譲渡によって取得する収益に対しこれらの価値の一定の割合を超えるものが他の当事国内に存在する不動産によって構成さ

れる場合又は当該団体の資産の一定の割合を超えるものが他方の当事国内に存在する不動産によつて構成される場合に当該他方の当事国において租税を課すことができることを規定する対象租税協定の規定は、

(a) 当該譲渡に先立つ三百六十五日の期間のいずれかの時点においてこれらの割合の基準値を満たす場合に適用する。

(b) 当該対象租税協定の規定の適用を受けている株式又は権利に加えて当該対象租税協定の規定の適用を受けていない株式又は同等の持分(組合又は信託財産の持分を含む。)について、適用する。

2 1(a)に規定する期間は、1に規定する対象租税協定の規定による割合の基準値を満たすか否かを決定するための期間に代えて、又は当該期間を規定していない対象租税協定について、適用する。

3 締約国は、対象租税協定について、4の規定を適用することを選択することができる。

4 対象租税協定の適用上、一方の当事国の居住者が株式又は同等の持分(組合又は信託財産の持分を含む。)の譲渡によって取得する収益に対しては、当該株式又は同等の持分の価値の五百ペーセントを超えるものが、当該譲渡に先立つ三百六十五日の期間のいずれかの時点において、他方の当事国内に存在する不動産によつて構成される場合には、当該他方の当事国において租税を課すことができる。

5 4の規定は、一方の当事国の居住者が株式その他の団体に参加する権利の譲渡によって取得する収益に対してもこれを適用する。この場合の一定の割合を超えるものが他方の当事国内に存在する不動産によつて構成される場合に当該

他の当事国において租税を課すことができることを規定する対象租税協定の規定に代えて、又は当該規定がない対象租税協定について、適用する。

6 締約国は、次の権利を留保することができることを規定する対象租税協定について、1の規定を適用しない権利

(a) 対象租税協定について、1の規定を適用しない権利

(b) 対象租税協定について、1(a)の規定を適用しない権利

(c) 対象租税協定について、1(b)の規定を適用しない権利

(d) 対象租税協定の一方の当事国の企業が他方を決定するための期間を含む1に規定する種類の規定を含む対象租税協定について、1(a)の規定を適用しない権利

(e) 株式以外の持分の譲渡に適用する1に規定する種類の規定を含む対象租税協定について、1(b)の規定を適用しない権利

(f) 5に規定する規定を含む対象租税協定について、4の規定を適用しない権利

7 6(a)の規定に基づく留保を付さない各締約国は、各対象租税協定が1に規定する規定を含むか否か並びに当該規定を含む場合には当該規定の条及び項の番号を寄託者に通告する。1の規定は、全ての当事国が対象租税協定の規定についてその通告を行つた場合に限り、当該対象租税協定の規定について適用する。

8 4の規定を適用することを選択する各締約国には、その選択を寄託者に通告する。4の規定は、全ての当事国がその通告を行つた場合に限り、当該対象租税協定について適用する。

9 1の規定は、1に規定する他の当事国内において取得される所得が恒久的施設を通じて行われる事業の活動に従つて租税を課すことができる。

10 1の規定は、1に規定する他方の当事国内において取得される所得が恒久的施設を通じて行われる事業の活動に従つて、又は付随して取得される場合には、適用しない。ただし、当該事業には、企業が自己の勘定のために投資を行

る規定を含む対象租税協定並びに当該規定の条及び項の番号の一覧を含める。全ての当事国が、7又はこの8の規定に従つて対象租税協定の規定について通告を行つた場合には、4の規定は、当該対象租税協定の規定に優先する。その他の場合には、4の規定は、当該対象租税協定の規定が4の規定と両立しない限りにおいて、当該対象租税協定の規定に代わる。その他の場合には、4の規定は、当該対象租税協定の規定が4の規定と両立しない限りにおいて、当該対象租税協定の規定に優先する。

#### 第十条 当事国以外の国又は地域の内に存在する恒久的施設に関する憲法を防止する規則

1(a) 対象租税協定の一方の当事国の企業が他方の当事国内において所得を取得し、かつ、当該一方の当事国において当該所得が両当事国以外の国又は地域の内に存在する当該企業の恒久的施設に帰せられるものとして取り扱われ、かつ、

(b) 当該一方の当事国において当該恒久的施設に帰せられる利得について租税が免除される場合において、両当事国以外の国又は地域において当該所得に對して課される租税の額が、当該恒久的施設が当該一方の当事国内に存在したならば当該一方の当事国において当該所得に對して課されたであろう租税の額の六十パーセントに満たないときは、当該所得について、当該対象租税協定に基づく特典は、与えられない。この場合には、当該対象租税協定の他の規定にかかわらず、当該他方の当事国の法令に従つて租税を課することができる。

4 1から3までの規定は、一方の当事国の企業が他方の当事国内において両当事国以外の国若しくは地域の内に存在する当該企業の恒久的施設に帰せられる所得を取得する場合に当該一方の当事国の企業に對して与えられる特典を与えないこと若しくは制限することを規定する対象租税協定の規定に代えて、又は当該規定がない対象租税協定について、適用する。

5 締約国は、次の権利を留保することができる。

(a) 対象租税協定について、この条の規定の全部を適用しない権利

(b) 4に規定する規定を含む対象租税協定について、この条の規定の全部を適用しない権利

(c) 4に規定する規定を含む対象租税協定についてのみ、この条の規定を適用する権利

6 5(a)又は(b)の規定に基づく留保を付さない各締約国は、各対象租税協定が4に規定する規定を含むか否か並びに当該規定を含む場合には当該規定の条及び項の番号を寄託者に通告する。

官報 (号外)

全ての当事国が対象租税協定の規定についてその通告を行つた場合には、1から3までの規定は、当該対象租税協定の規定に代わる。その他の場合には、1から3までの規定は、当該対象租税協定の規定が1から3までの規定と両立しない限りにおいて、当該対象租税協定の規定に優先する。

**第十一條** 自国の居住者に対して租税を課する締約国の権利を制限する租税協定の適用

1 対象租税協定は、当該対象租税協定の次の規定に基づいて与えられる特典を除くほか、一方の当事国の居住者に対する当該一方の当事国の課税に影響を及ぼすものではない。

(a) 一方の当事国の企業の恒久的施設の利得又は関連企業の利得に対して当該一方の当事国において課される租税の額について、当該一方の当事国が、当該対象租税協定の規定に従つて他方の当事国によって行われる当初の調整に対応するための調整を当該一方の当事国に対する行うことを求める規定

(b) 一方の当事国の居住者である個人が他方の当事国又は他方の地方政府若しくは地方公共団体その他これらに類する機関に提供する役務に関する所得を取得する場合における当該個人に対する当該一方の当事国の課税に影響を及ぼす規定

(c) 一方の当事国の居住者である個人が対象租税協定の要件を満たす学生、事業修習者若しくは研修員又は教員、教授、講師、指導員、研究者若しくは研究員である場合における当該個人に対する当該一方の当事国の課税に影響を及ぼす規定

(d) 対象租税協定の規定に従つて他方の当事国が租税を課すことができる所得(対象租税協定の規定に従い他方の当事国内に存在する

恒久的施設に帰せられる利得を含む)に関する規定で、一方の当事国の居住者について租税を免除し、又は免除することを当該一方の当事国に求める規定

(e) 一方の当事国による一定の差別的な課税上の措置から当該一方の当事国の居住者を保護する規定

(f) 一方の当事国の居住者が当該一方の当事国の権限のある当局又はいずれかの当事国の権限のある当局に対して対象租税協定の規定に適合しない課税の事案を検討することを要請することを認める規定

(g) 一方の当事国の居住者である個人が他方の当事国の外交使節団、政府使節団又は領事機関の構成員である場合における当該個人に対する当該一方の当事国の課税に影響を及ぼす規定

(h) 他方の当事国の社会保障に関する法令に基づく退職年金その他支払に対して当該他方の当事国においてのみ租税を課することができることを規定する規定

(i) 他方の当事国内において生ずる退職年金及びこれに類する支払、保険年金、離婚扶養料その他の生計のための支払に対して当該他方の当事国においてのみ租税を課することができることを規定する規定

(j) 一方の当事国の居住者に対して租税を課する当該一方の当事国の権利を明示的に制限する規定

(k) 一方の当事国の居住者である個人が対象租税協定の規定を含む対象租税協定に付する規定から当該一方の当事国の居住者を保護する規定

(l) 一方の当事国の居住者に対する当該一方の当事国による一定の差別的な課税上の措置から当該一方の当事国の居住者を保護する規定

(m) 一方の当事国の居住者に対する当該一方の当事国による一定の差別的な課税上の措置から当該一方の当事国の居住者を保護する規定

(n) 一方の当事国の居住者に対する当該一方の当事国による一定の差別的な課税上の措置から当該一方の当事国の居住者を保護する規定

(o) 一方の当事国の居住者に対する当該一方の当事国による一定の差別的な課税上の措置から当該一方の当事国の居住者を保護する規定

(p) 一方の当事国の居住者に対する当該一方の当事国による一定の差別的な課税上の措置から当該一方の当事国の居住者を保護する規定

(q) 一方の当事国の居住者に対する当該一方の当事国による一定の差別的な課税上の措置から当該一方の当事国の居住者を保護する規定

(r) 一方の当事国の居住者に対する当該一方の当事国による一定の差別的な課税上の措置から当該一方の当事国の居住者を保護する規定

3 締約国は、次の権利を留保することができ

る。

(a) 対象租税協定について、この条の規定の全部を適用しない権利

(b) 2に規定する規定を含む対象租税協定について、この条の規定の全部を適用しない権利

(c) 又は(b)の規定に基づく留保を付さない各締約国は、各対象租税協定が2に規定する規定を含むか否か並びに当該規定を含む場合には当該規定の条及び項の番号を寄託者に通告する。

締約国は、各対象租税協定が2に規定する規定を含むか否か並びに当該規定を含む場合には当該規定の条及び項の番号を寄託者に通告する。

は、その修正の後のものに基づいて、当該事業を行う一定の場所が恒久的施設を構成するものとされない場合は、この限りでない。

(a) 当該企業の名において締結される契約

(b) 当該企業が所有し、又は使用の権利を有する財産について、所有権を移転し、又は使用の権利を与えるための契約

(c) 当該企業による役務の提供のための契約

(d) 対象租税協定の一方の当事国内において他方の当事国に代わって行動する者が、当該一方の当事国内において独立の代理人として事業を行う場合において、当該企業のために通常の方法で当該事業を行うときは、適用しない。ただし、その者は、専ら又は主として一又は二以上の自己と密接に関連する企業に代わって行動する場合には、当該企業につき、この2に規定する独立の代理人とはされない。

2 1の規定は、対象租税協定の規定にかかわらず、2の規定が適用される場合を除くほか、対象租税協定の一方の当事国内において企業に代わって行動する者が、そのように行動するに当たって、反復して契約を締結し、又は当該企業によって重要な修正が行われることなく日常的に締結される契約の締結のために反復して主要な役割を果たす場合において、これらの契約が次のいずれかに該当するときは、当該企業は、その者が当該企業のために行う全ての活動について、当該一方の当事国内に恒久的施設を有するものとする。ただし、当該活動が当該企業により当該一方の当事国内に存在する当該企業の事業を行う一定の場所で行われたとしても、当該対象租税協定に規定する恒久的施設の定義(2)の条約によって修正される場合に

4 1の規定は、独立の地位を有する代理人が企業のために行う活動について当該企業が一方の当事国内に恒久的施設を有するものとされる要件又はその者が一方の当事国内の恒久的施設とされる要件を規定する対象租税協定の規定(その者が当該一方の当事国内において当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使する場合について規定する部分に限る)に代えて、適用する。

2の規定は、独立の地位を有する代理人が企業のために行う活動について当該企業が一方の当事国内に恒久的施設を有するものとされる要件を規定する対象租税協定の規定(その者が当該一方の当事国内において当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使する場合について規定する部分に限る)に代えて、適用する。

3 (a) 1の規定は、独立の地位を有する代理人が企業のために行う活動について当該企業が一方の当事国内に恒久的施設を有するものとされる要件又はその者が一方の当事国内の恒久的施設とされる要件を規定する対象租税協定の規定(その者が当該一方の当事国内において当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使する場合について規定する部分に限る)に代えて、適用する。

(b) 2の規定は、独立の地位を有する代理人が企業のために行う活動について当該企業が一方の当事国内に恒久的施設を有するものとされる要件を規定する対象租税協定の規定(その者が当該一方の当事国内において当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使する場合について規定する部分に限る)に代えて、適用する。

4 締約国は、対象租税協定について、この条の規定の全部を適用しない権利を留保することができる。



内において、建築工事現場、建設工事若しくは据付けの工事若しくは当該対象租税協定の関連する規定によって特定される他の特定の工事を構成する場所において活動を行い、又は当該対象租税協定の規定が監督活動若しくはコンサルタントの活動について規定する場合にはこれらの場所に関連してこれらの活動を行ふ場合において、当該活動が、一又は二以上の期間合計して三十日を超えて、当該対象租税協定の関連する規定に規定する期間を超えないものに限る。)行われるとき。

(b) 当該一方の当事国の企業と密接に関連する一又は二以上の企業が、他方の当事国内において、(a)に規定する建築工事現場、建設工事若しくは据付けの工事若しくは当該対象租税協定の関連する規定によって特定される他の場所において、又は当該対象租税協定の関連する規定が監督活動若しくはコンサルタントの活動について規定する場合にはこれらの場所に関連して、関連する活動を(a)に規定する期間と重複しない期間(それぞれ三十日を超えるものに限る。)行う場合

2 1の規定は、対象租税協定の規定が、1に規定する特定の工事又は活動によって構成される恒久的施設が存在することとなる期間の適用を回避するために行われる契約の分割に対処する限りにおいて、当該対象租税協定の規定に代えて、又は当該規定がない対象租税協定について、適用する。

3 締約国は、次の権利を留保することができ  
 (a) 対象租税協定について、この条の規定の全部を適用しない権利  
 (b) 天然資源の探査又は開発に関連する対象租税協定の規定について、この条の規定の全部を適用しない権利

4 3(a)の規定に基づく留保を付さない各締約国は、各対象租税協定が2に規定する規定(3(b)の規定に基づく留保の対象とならないものに限る)を含むか否か並びに当該規定を含む場合に当該規定の条及び項の番号を寄託者に通告する。全ての当事国が対象租税協定の規定についてその通告を行つた場合には、1の規定は、2に規定する限りにおいて、当該対象租税協定の規定に代わる。その他の場合には、1の規定は、当該対象租税協定の規定と両立しない限りにおいて、当該対象租税協定の規定に優先する。

第五十五条 企業と密接に関連する者の定義  
 1 第十二条(問屋契約及びこれに類する方策を通じた恒久的施設の地位の人為的な回避)2、第十三条(特定の活動に関する除外を利用した恒久的施設の地位の人為的な回避)6(a)又は(c)及び前条(契約の分割)3(a)の規定に基づく留保を付する締約国は、当該留保が適用される対象租税協定について、この条の規定の全部を適用しない権利を留保することができる。

第五十六条 紛争解決の改善  
 1 一方又は双方の当事国の措置により対象租税協定の規定に適合しない課税を受けたと認める者は又は受けることとなると認める者は、その事案につき、当該一方又は双方の当事国の法令に定める救済手段とは別に、いづれかの当事国の権限のある当局に対し申立てをすることができる。当該申立ては、当該対象租税協定の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならない。

2 権限のある当局は、1に規定する申立てを正当と認めるが、自ら満足すべき解決を与えること

に關連するものとする。  
 第十二条(問屋契約及びこれに類する方策を通じた恒久的施設の地位の人為的な回避)4、第十三条(特定の活動に関する除外を利用した恒久的施設の地位の人為的な回避)6(a)又は(c)及び前条(契約の分割)3(a)の規定に基づく留保を付する締約国は、当該留保が適用される対象租税協定について、この条の規定の全部を適用しない権利を留保することができる。

第五十六条 紛争解決の改善  
 1 一方又は双方の当事国の措置により対象租税協定の規定に適合しない課税を受けたと認める者は又は受けることとなると認める者は、その事案につき、当該一方又は双方の当事国の法令に規定する申立てを対象租税協定の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から三年未満の一定の期間内にして申立てをしなければならない期間を規定すればならないことを規定する対象租税協定の規定に代えて、又は当該事案について申立てをしなければならない。

2 権限のある当局は、1に規定する申立てを正当と認めるが、自ら満足すべき解決を与えること

に適合しない課税を受けたと認める者が、その事案について、当該一方若しくは双方の当事国の法令に定める救済手段とは別に、自己が居住者である当事国の権限のある当局に對して若しくは当該事案が国籍に基づく無差別待遇に關連する対象租税協定の規定の適用に關するものである場合には自己が国民である当事国の権限のある当局に對して申立てをできると認めることを規定する対象租税協定の規定の全部若しくは一部に代えて、又は当該規定がない対象租税協定について、適用する。

3 (i) 1の第一文の規定は、1の第一文に規定する事案に關する申立てを対象租税協定の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から三年未満の一定の期間内にして申立てをしなければならない期間を規定すればならないことを規定する対象租税協定の規定に代えて、又は当該事案について申立てをしなければならない。

(ii) 2の第一文の規定は、1に規定する者から事案の申立てを受けた権限のある当局が、当該申立てを正当と認めるが、自ら満足すべき解決を与えることができない場合に、対象租税協定の規定に適合しない課税を回避するため、他方の当事国の権限のある当局との合意によつてその事案を解決するよう努める。成立した全ての合意は、兩当事国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

4 (a)(i) 1の第一文の規定は、一方若しくは双方の当事国の権限のある当局は、対象租税協定の解釈又は適用に關して生ずる困難又は疑義を合意によつて解決するよう努める。兩当事国の権限のある当局は、また、対象租税協定に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。

(ii) 2の第二文の規定は、成立した全ての合意が兩当事国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず実施されなければならないことを規定する規定がない対象租税協定について、適用する。

に適合しない課税を受けたと認める者が、その事案について、当該一方若しくは双方の当事国の法令に定める救済手段とは別に、自己が居住者である当事国の権限のある当局に對して若しくは当該事案が国籍に基づく無差別待遇に關連する対象租税協定の規定の適用に關するものである場合には自己が国民である当事国の権限のある当局に對して申立てをできると認めることを規定する対象租税協定の規定の全部若しくは一部に代えて、又は当該規定がない対象租税協定について、適用する。

3 (i) 1の第一文の規定は、1に規定する者から事案の申立てを受けた権限のある当局が、当該申立てを正当と認めるが、自ら満足すべき解決を与えることができない場合に、対象租税協定の規定に適合しない課税を回避するため、他方の当事国の権限のある当局との合意によつてその事案を解決するよう努める。成立した全ての合意は、兩当事国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

(ii) 2の第二文の規定は、成立した全ての合意が兩当事国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず実施されなければならないことを規定する規定がない対象租税協定について、適用する。



## 第十七条 對應的調整

1 一方の当事国が、他方の当事国において租税を課された当該他方の当事国の企業の利得を当該一方の当事国の企業の利得に算入して租税を

(c) (ii) 当該締約国の権限のある当局が、両当事国の権限のある当局の合意のための手続に関する当該対象租税協定の規定に基づき事案を解決するよう努めること。

前条(相互協議手続)5(c)(ii)の規定に基づく

税協定の規定(この条約)によつて修正される場合には、その修正の後のものに適合しない譲税を受けたと認める者又は受けることとなると認める者がその事案について一方の当事国の権限のある当局に対して申立てをすることができることを規定する当該対象租税協定の規定(第十六条(相互協議手続)1の規定)によつて修正される場合には、その修正の後のものの)に従い、一方又は双方の当事国との措置により当該対象租税協定の規定(この条約)

限のある当局が、1に規定する両当事国の権限のある当局の合意のための手続を停止した場合には、1(b)に規定する期間は、裁判所若しくは行政審判所が最終的な決定を行なうまで又は当該事案に係る裁判所若しくは行政審判所の手續が停止され、若しくは当該事案に係る訴訟若しくは審査請求が取り下げられるまで、進行を停止する。また、事案の申立てをした者及び一方の当事国の権限のある当局が、両当事国の権限のある当局の合意のための手続を停止することについて合意した場合には、1(b)に規定する期間は、当該手続の停止が解除されるまで、進行を停止する。

2-1の規定は、一方の当事国が他方の当事国の  
に協議する。  
いて課された租税の額について適當な調整を行  
う。この調整に当たつては、対象租税協定の他  
の規定に妥當な考慮を払うものとし、両当事国  
の権限のある当局は、必要があるときは、相互

3の規定に基づく留保を付さない各締約国は、各対象租税協定が2に規定する規定を含むか否か並びに当該規定を含む場合には当該規定の条及び項の番号を寄託者に通告する。全ての

(b) 一方の当事国の権限のある当局が他方の当事国の権限のある(当該期間が満了する前に、当事国)の権限のある当局との合意によつて事案を解決するよう努めることを規定する対象租税協定の規定(第十六条(相互協議手続))の規定によつて修正される場合には、その修正の後のものに従い、両当事国(の権限のある当局が、8又は9に規定する起算日から起算して二年以内(当該期間が満了する前に、当事国)の権限のある当局が、その事案について異なる期間について合意し、かつ、当該事

第六部 仲裁

適当な調整を行ふことを当該他方の当事国に求める規定に代えて、又は当該規定がない対象租税協定について、適用する。

第六部 仲裁 第十八条 第六部の規定の適用の選択

裁

合に次のいすれかに該当することを前提として、対象租税協定について、この条の規定の全部を適用しない権利

2  
付託される。

**第十九条** 義務的かつ拘束力を有する仲

2  
付託される。

権限のある当局による更なる検討は、行われない。当該事案によって直接に影響を受けるいずれかの者が、当該合意についての通知がその者に送付された日の後六十日以

(ii) いざれかの当事国の裁判所による最終的  
内に、裁判所若しくは行政審判所に対し当該合意において解決された全ての事項に関する訴訟若しくは審査請求を取り下げない場合又は当該合意と整合的な方法によって当該事項に関する係属中の訴訟手続若しくは行政手続を終了させない場合には、当該合意は、当該事案によつて直接に影響を受ける者によつて受け入れられなかつたものとする。

(b) 一方の当事国の権限のある当局は、両当事国  
の権限のある当局の合意のための手続の申立て  
を受けた後又は他方の当事国の権限のある当局  
から申立ての文書の写しを受領した後三箇月以  
内に、次のいずれかのことを行う。

(a) 事案の申立てをした者及び当該他方の当事  
国の権限のある当局に対し、当該事案の実質  
的な検討を行うために必要な情報を受けた  
旨を通知すること。

(b) 当局に通知した日のうち最も遅い日  
両当事国の権限のある当局が、いずれかの当事国の権限のある当局によつて要請された全ての情報を事案の申立てをした者から受領した後三箇月を経過した日

ただし、一方又は双方の当事国の権限のある当局が7(b)に規定する通知を送付する場合には、当該通知は、6(b)の規定に基づく追加の情報の要請として取り扱われる。

両当事国の権限のある当局は、両当事国の権

第一十一条 仲裁のための委員会の構成員  
の任命

(a) 両当事国の権限のある当局が異なる規則について合意する場合を除くほか、この部の規定の適用上、2から4までの規定を適用する。

仲裁のための委員会の構成員の任命については、次の規則を適用する。

仲裁のための委員会は、国際租税に関する事項について専門知識又は経験を有する三人

な決定によつて当該仲裁決定が無効とされ  
る場合。この場合には、1に規定する仲裁  
の要請は、行われなかつたものとし、仲裁手  
続(第二十一条(仲裁手続の秘密)及び第  
二十五条(仲裁手続の費用))の規定に係るも  
のを除く。)は、行われなかつたものとす  
る。この場合には、両当事国の権限のある  
当局が新たに仲裁の要請は認められないこ

7 実質的な検討を行うために必要な追加の情報  
を要請すること。

限のある当局の合意のための手続に関する対象租税協定の規定に従つて、合意によつて、この部の規定の実施方法(各当事国の権限のある当局が事案の実質的な検討を行うために必要な最低限の情報を含む)を定める。当該合意は、事案の未解決の事項を仲裁に付託することができる最初の日の前に締結されなければならず、その後、隨時修正することができる。

(b) の個人によつて構成される。  
各当事国の権限のある当局は、前条(義務的かつ拘束力を有する仲裁)1の規定に基づく仲裁の要請の日から六十日以内に、一人の仲裁のための委員会の構成員を任命する。このようにして任命された二人の仲裁のための委員会の構成員は、そのいずれか遅い方の任命の時から六十日以内に、仲裁のための委員

5  
項について、いずれかの裁判所又は行政審判所において訴訟又は審査請求による解決を求める場合

1 (a) に規定する両当事国の権限のある当局の合意のための手続に関する最初の申立てを受けた一方の当事国の権限のある当局は、当該申立てを受けた後二箇月以内に、次の全てのことを行う。

(a) 事案の申立てをした者に対し、当該申立てを受けた旨の通知を送付すること。  
(b) 他方の当事国の権限のある当局に対し、当該申立ての文書の写しとともに当該申立てを受けた旨の通知を送付すること。

(a) 両当事国の権限のある当局が、6(a)の規定に従つて追加の情報をお請しなかつた場合には、1に規定する起算日は、次のいずれか早い日とする。

(b) 5(b)の規定に従つて他方の当事国の権限のある当局に通知した後三箇月を経過した日6(b)の規定に従つて追加の情報がお請された場合には、1に規定する起算日は、次のいずれか早い日とする。

(a) 追加の情報を要請した一方の当事国の権限のある当局が、7(a)の規定に従い、事案の申立てをした者及び他方の当事国の権限のある

(a) この条約に定める仲裁手続の対象となる両当事国の権限のある当局の合意のための手続に係る事案の未解決の事項は、いずれかの当事国の裁判所又は行政審判所が当該事項について既に決定を行つた場合には、仲裁に付託されない。

(b) 仲裁の要請が行われてから仲裁のための委員会がその決定を両当事国の権限のある当局に送付するまでの間に、当該事項についていずれかの当事国の裁判所又は行政審判所が決定を行う場合には、当該仲裁手続は、終了す

て、両当事国の権限のある当局、税務当局及び財務省並びに事案によつて直接に影響を受ける全ての者及びその顧問に対して公平でなければならず、かつ、これらの者から独立していなければならず、当該事案に係る仲裁手続を通じて、その公平性及び独立性を維持しなければならず、並びに当該仲裁手続の後の人道的な期間において、当該仲裁手続に関する仲裁のための委員会の構成員が公平であり、及び独立しているという外観を損なうおそれのある行為を行つてはならない。

一方の当事国の権限のある当局が、2に規定する方法によつて、及び2に規定する期間内

に、又は両当事国の権限のある当局が合意する方法によって、及び両当事国の権限のある当局が合意する期間内に、仲裁のための委員会の構成員を任命する場合には、当該一方の当事国の権限のある当局に代わって、經濟協力開発機構の租税政策及び税務行政センターの最も高い地位にある職員であつていれば、当該当事国の国民でもないものが、一人の構成員を任命する。

4 最初に任命された二人の仲裁のための委員会の構成員が、2に規定する方法によって、及び2に規定する期間内に、又は両当事国の権限のための委員会の長を任命することができない場合に、經濟協力開発機構の租税政策及び税務行政センターの最も高い地位にある職員であつていれば、当該当事国の国民でもないものが、仲裁のための委員会の長を任命する。

## 官 報 (号 外)

2 両当事国の権限のある当局は、仲裁のための

委員会の構成員及びその職員が、仲裁手続の実施に先立つて、情報の交換及び行政支援に関する対象租税協定の規定並びに両当事国の関係法令に規定する秘密及び不開示に関する義務に従つて仲裁手続に関する情報を取り扱うことをについて書面によって合意することを確保する。

### 第二十二条 仲裁決定に先立つ事案の解決

この部の規定及び両当事国の権限のある当局の合意による事案の解決について規定する関連する対象租税協定の規定の適用上、仲裁の要請が行われてから仲裁のための委員会がその決定を両当事国の権限のある当局に送付するまでの間に、次にいずれかに該当する場合には、当該事案に関する両当事国の権限のある当局の合意のための手続及び仲裁手続は、終了する。

(a) 両当事国の権限のある当局が、当該事案を解決するための合意に達する場合  
(b) 当該事案の申立てをした者が、仲裁の要請及び仲裁手続は、終了する。

又は両当事国の権限のある当局の合意のための手続の申立てを撤回する場合

### 第二十三条 仲裁手続の種類

1 この部の規定、関連する対象租税協定の規定並びに情報の交換、秘密及び行政支援に関する両当事国の法令の適用上、仲裁のための委員会の構成員及びその職員(構成員一人について三人までに限る)並びに仲裁のための委員会の構成員の候補者は、情報(当該候補者については、当該候補者が仲裁のための委員会の構成員の要件を満たすことができる)を確認するための必要な範囲に限る)の開示を受けることがができる者又は当局とみなす。仲裁のための委員会又は仲裁のための委員会の構成員が受領する情報及び両当事国の権限のある当局が仲裁のための委員会から受領する情報は、情報の交換及び行政支援に関する対象租税協定の規定に基づいて交換された情報とみなす。

租税協定の規定を適用する要件に関する事項(以下「課税の前提となる事項」という)、例えは、個人が居住者であるか否か又は恒久的施設が存在するか否かに関する事項についての当事国の権限のある当局に代わって、經濟協力開発機構の租税政策及び税務行政センターの最も高い地位にある職員であつていれば、当該当事国の国民でもないものが、一人の構成員を任命する。

委員会による検討のために解決案の説明書を提出することができる。解決案又はその説明書を提出する各当事国の権限のある当局は、これらの提出の期限とされた日までに、他方の当事国の権限のある当局に対してもこれを提出することができる。各当事国の権限のある当局が提出した解決案及びその説明書の写しを提供する。各当事国の権限のある当局は、合意によって定める日までに、仲裁のための委員会に対し、他方の当事国の権限のある当局が提出した解決案及びその説明書に対する応答書を提出することができる。応答書の写しは、応答書の提出の期限とされた日までに、他方の当事国の権限のある当局に提供される。

仲裁のための委員会は、各事項及び全ての課税の前提となる事項に関し、両当事国の権限のある当局が提出した当該事案についての解決案の一をその決定として選択する。仲裁のための委員会は、当該決定の理由その他の説明を付さない。仲裁決定は、仲裁のための委員会の構成員の単純多数による議決で採択される。仲裁決定は、先例としての価値を有しない。

3 2の規定に基づく留保を付さない締約国は、当該留保を付する締約国との間の対象租税協定について1及び2の規定を適用しない権利を留保することができる。この場合には、当該対象租税協定の両当事国の権限のある当局は、当該対象租税協定について適用する仲裁手続の種類について合意に達するよう努める。当該合意が得られるまでの間、第十九条(義務的かつ拘束

力を有する仲裁)の規定は、当該対象租税協定についても適用しない。

締約国は、対象租税協定について5の規定を適用することを選択することができる。締約国は、5の規定を適用することを選択する場合に

はその旨を寄託者に通告する。5の規定は対象租税協定の二の当事国のはずかがその通告を行つた場合には、当該二の当事国に関する当該対象租税協定について適用する。

両当事国の権限のある当局は、事案の申立てをしたそれぞれの者及びその顧問が、仲裁手続の開始に先立つて、対象租税協定の

過程においていずれかの当事国の権限のある当局又は仲裁の二つの委員会から受領した書類を

局又は代表のための委員会から申した情報を他のいかなる者に対しても開示しないことについて書面によつて合意することを確保する。当該事案の申立てをした者又はその者の顧問の一

人が、仲裁の要請が行われてから仲裁のための委員会がその決定を両当事国の権限のある当局

に送付するまでの間にその合意に著しく違反する場合には、当該事案に関する対象租税協定の規定による適用の違反の有無の検討

規定に基づく両当事国の権限のある当局の合意のための手続及びこの部の規定に基づく仲裁手続は、終了する。

○ 4の規定にかかわらず、5の規定を適用することを選択しない締約国は、一若しくは二以上

の特定の対象租税協定又は全ての対象租税協定について5の規定を適用しない権利を留保する。

5の規定を適用することを選択する締約国は、他方の当事国が6の規定に基づく留保を付する全ての対象租税協定についてこの部の規定を適用しない権利を留保することができる。

**第二十四条** 異なる解決についての合意  
対象租税協定についてこの部の規定を適用するに当たり、締約国は、2の規定を適用すること

とを選択することができる。締約国は、2の規定を適用することを選択する場合には、その旨を寄託者に通告する。2の規定は、二の当事国がその通告を行つた場合に限り、当該二の当事国に關して対象租税協定について適用する。

第十九条(義務的かつ拘束力を有する仲裁)  
この規定にかかるわらば、対象租税協定の両当事国の権限のある当局が、この部に規定する仲裁決定が両当事国の権限のある当局に送付された後三箇月以内に、全ての未解決の事項についての解決であつて当該仲裁決定と異なるものについて合意する場合には、当該仲裁決定は、両当事国を拘束せず、かつ、実施されない。

3  
2の規定を適用することを選択する締約国は、前条(仲裁手続の種類)2の規定を適用する対象租税協定についてのみ、2の規定を適用する権利を留保することができる。

第十五條 仲裁手続の費用

この部の規定に基づく仲裁手続において、仲裁のための委員会の構成員の報酬及び費用並びに両当事国が実施する仲裁手続に関連して生ずる費用は、両当事国の権限のある当局が合意によつて定める方法によつて両当事国が負担する。そのような合意がない場合には、各当事国の費用及び各当事国が任命する仲裁のための委員会の構成員の費用は、各当事国が負担し、仲裁のための委員会の係る事案の未解決の事項に関する仲裁について定める対象租税協定の規定に代えて、又は当該規定がない対象租税協定について、適用する。

この部の規定を適用することを選択する各締約

1 第二十六条 第六部の規定の適用対象

国は、各対象租税協定（4の規定に基づく留保の対象となるものを除く。）が当該仲裁について定める規定を含むか否か並びに当該規定を含む場合には当該規定の条及び項の番号を寄託者に通告する。二の当事国が対象租税協定の規定についてその通告を行つた場合には、この部の規定は、当該二の当事国との間において、当該対象租税協定の規定に代わる。

2 両当事国の権限のある当局の合意のための手続に係る事案の未解決の事項であつてこの部に定める仲裁手続の対象となるものは、両当事国の権限のある当局の合意のための手続に係る事案の未解決の事項に関する義務的かつ拘束力を有する仲裁について定める二国間又は多数国間の条約に従い仲裁のための委員会又はこれに類する機関が既に設けられた事案に含まれる場合には、仲裁に付託されない。

3 1の規定に従うことを条件として、この部のいかなる規定も、当事国が当事者である他の条約又は将来当事者となる他の条約に基づく両当事国の権限のある当局の合意のための手続における未解決の事項に関する仲裁に関するより広範な義務の実施に影響を及ぼすものではない。

4 締約国は、両当事国の権限のある当局の合意のための手続に係る事案の未解決の事項に関する義務的かつ拘束力を有する仲裁について定める一若しくは二以上の特定の対象租税協定又は全ての対象租税協定についてこの部の規定を適用しない権利を留保することができる。

(b) ガーンジー(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国)、マン島(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国)及びジヤージー(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国)

(c) 締約国及び署名国のコンセンサス方式による決定により締約国となることを認められた他の地域

2 この条約は、批准され、受諾され、又は承認されなければならない。

第二十八条 留保

1 この条約には、次の規定によつて明示的に認められる場合を除くほか、いかなる留保も付することができない。ただし、2の規定が適用される場合は、この限りでない。

(a) 第三条(課税上存在しない団体)<sup>5</sup>

(b) 第四条(双方居住者に該当する団体)<sup>3</sup>

(c) 第五条(二重課税の除去のための方法の適用)<sup>8</sup>及び9

(d) 第六条(対象租税協定の目的)<sup>4</sup>

(e) 第七条(条約の濫用の防止)<sup>15</sup>及び16

(f) 第八条(配当を移転する取引)<sup>3</sup>

(g) 第九条(主として不動産から価値が構成される団体の株式又は持分の譲渡から生ずる収益)<sup>6</sup>

(h) 第十条(当事国以外の国又は地域の内に存在する恒久的施設に関する濫用を防止する規則)<sup>5</sup>

(i) 第十一条(自國の居住者に対する租税を課する締約国の方策を制限する租税協定の適用)<sup>3</sup>

(j) 第十二条(間屋契約及びこれに類する方策を通じた恒久的施設の地位の人為的な回避)<sup>6</sup>

(k) 第十三条(特定の活動に関する除外を利用した恒久的施設の地位の人為的な回避)<sup>6</sup>

(1) 第十四条(契約の分割) 3 (m) 第十五条(企業と密接に関連する者の定義)	は、当該締約国が同条の規定に従つて寄託者に通告する時に、(a)の規定に基づいて他の締約国によって既に付された留保に対し異議を申し立てることができる。(a)の規定に基づいて付される留保に対し締約国が異議を申し立てる場合には、当該異議を申し立てる締約国と当該留保を付する締約国との間において付される留保の全部を適用しない。
(n) 第十六条(相互協議手続) 5 (o) 第十七条(対応的調整) 3 (p) 第十九条(義務的かつ拘束力を有する仲裁) 3 (q) 第二十三条(仲裁手続の種類) 2、3、6 及び 7 11 及び 12 (r) 第二十四条(異なる解決についての合意) 3 13 第二十六条(第六部の規定の適用対象) 4 14 第三十五条(適用の開始) 6 及び 7	2 (a) (u) 第三十六条(第六部の規定の適用の開始) 2 1 の規定にかかわらず、第十八条(第六部の規定の適用の選択)の規定に基づき第六部(仲裁)の規定を適用することを選択する締約国は、同部の規定に基づいて仲裁に付託することができる事案の範囲に関して一又は二以上の留保を付することができます。この条約の締約国となつた後に同条の規定に基づき同部の規定を適用することを選択する締約国は、当該締約国が同条の規定に従つて寄託者に通告する時にこの(a)の規定に基づく留保を付す。
(b) (a)の規定に基づいて付される留保は、受諾されたければならない。(a)の規定に基づいて付される留保は、締約国が、寄託者が当該留保について通告した日に開始する十二箇月の期間が満了する日又は当該締約国が批准書、受諾書若しくは承認書を寄託する日のいずれか遅い日までに、当該留保に対する異議を寄託者に通告しなかつた場合には、当該締約国によって受諾されたものとみなす。この条約の締約国となつた後に第十八条(第六部の規定の適用の選択)の規定に基づき第六部(仲裁)の規定を適用することを選択する締約国は、当該締約国が同条の規定に従つて寄託者に通告することを選択する締約国	3 (a) 留保を付する締約国に関しては、他の締約国との関係において、留保に係るこの条約の規定を留保の限度において修正する。 (b) (a)に規定する他の締約国に関しては、留保を付する締約国との関係において、留保に係るこの条約の規定を留保の限度において修正する。
(c) 第四条(双方居住者に該当する団体) 3(b) から(d)まで 5 (通告) 5 の規定に従うことを条件として、署名の時又は批准書、受諾書若しくは承認書の寄託の時に付する。ただし、この条約の締約国となつた後に第十八条(第六部(仲裁)の規定を適用することを選択する締約国は、当該締約国が同条の規定に従つて寄託者に通告することを選択する時に1(p)か	4 締約国が国際関係について責任を負う地域によって、又は当該地域のために締結された対象租税協定に適用される留保については、当該地域が前条(署名及び批准、受諾又は承認)1(b)又は(c)の規定に基づいてこの条約の締約国となるものでない場合には、当該地域の国際関係について責任を負う締約国が付する。この場合に
(d) 第五条(二重課税の除去のための方法の適用) 8 及び 9 (e) 第六条(対象租税協定の目的) 4 (f) 第七条(条約の濫用の防止) 15(b) 及び(c) (g) 第九条(主として不動産から価値が構成される団体の株式又は持分の譲渡から生ずる収益) 6(d) から(f)まで (h) 第十条(当事国以外の国又は地域の内に存在する恒久的施設に関する濫用を防止する規則) 5(b) 及び(c) (i) 第十一条(自国の居住者に対する租税を課	5 (a) 第五条(二重課税の除去のための方法の適用) 8 及び 9 6 署名の時に留保を付する場合には、当該留保は、批准書、受諾書又は承認書が寄託される時に確認されなければならない。ただし、2、5 及び 9 並びに次条(通告) 5 の規定に従うことを条件として、当該留保を含む文書において当該留保が最終的なものであることが明示される場合は、この限りでない。 7 署名の時に留保を付さない場合には、予定される留保の暫定的な一覧が、署名の時に寄託者に提出されなければならない。 8 次の各規定に基づいて付される留保に関し、第二条(用語の解釈) 1(a)(ii) の規定に従つて通告される協定であつて関連する規定に規定する留保の対象となるものの一覧並びに次の規定(c)、(d) 及び(h)の規定を除く)に基づいて付される留保については当該協定の関連する各規定の条及び項の番号の一覧が、当該留保を付する時に提出されなければならない。 9 1 又は 2 の規定に従つて留保を付する締約国は、寄託者に宛てた通告によつて、いつでも当該留保を撤回し、又はより限定された留保に変更することができる。当該締約国は、次条(通告) 6 の規定に従い、当該留保の撤回又は変更の結果として求められる追加の通告を行つ。第三十五条(適用の開始) 7 の規定が適用される場合を除くほか、当該留保の撤回又は変更は、受領する時においてこの条約の締約国である國又は地域のみとの間の対象租税協定に関する留保については、当該留保の撤回又は変更は、(a) 寄託者が当該留保の撤回又は変更の通告を受けた後に生ずる課税事象

官 報 (号 外)



1 第二十八条(留保) 9、第二十九条(通告) 6 及び前条(適用の開始) 1 から 6 までの規定にかかるわらず、第六部(仲裁)の規定は、対象租税協定の二の当事国について、次の日から適用する。	
(a) 第十九条(義務的かつ拘束力を有する仲裁) 1(a)に規定するところによって一方の当事国の権限のある当局に対して申し立てられた事案については、この条約が対象租税協定の各当事国について効力を生ずる日のいずれか遅い日	
(b) この条約が対象租税協定の各当事国について効力を生ずる日のいずれか遅い日の前に一方の当事国の権限のある当局に対して申し立てられた事案については、両当事国が、第十九条(義務的かつ拘束力を有する仲裁) 10 の規定に従つて合意に達したこと及び当該合意に定める条件に従い、同条 1(a) に規定するところによつて一方の当事国の権限のある当局に対する当該事案が申し立てられたとみなされる日にに関する情報について寄託者に通告した日	
2 締約国は、この条約が対象租税協定の各当事国について効力を生ずる日のいずれか遅い日の前に、一方の当事国の権限のある当局に対しして申し立てられた特定の事案について第六部(仲裁)の規定を適用することについて両当事国の権限のある当局が合意する場合に限り当該事案について同部の規定を適用する権利を留保することができる。	
3 第二条(用語の解釈) 1(a)(ii) の規定に従つて通	
1 この条約は、一又は二以上の議定書によつて告される協定の一覧に第二十九条(通告) 5 の規定に基づく付された「この条約が対象租税協定の各当事国について効力を生ずる日のいずれか遅い日」を「当該一覧への協定の追加に関する通告に付された「この条約が対象租税協定の各当事国でなければならぬ。」の規定に基づく撤回若しくは変更又は同条 2 に規定に基づく付された「この条約が対象租税協定の各当事国で第六部(仲裁)の規定を適用することとなる場合における異議の撤回は、1(a) 及び(b)の規定に従つて適用する。この場合には、1 及び 2 に規定する「この条約が対象租税協定の各当事国について効力を生ずる日のいずれか遅い日」を、それぞれ「当該留保の撤回に関する通告について寄託者が通報した日」、「当該留保の変更に関する通告について寄託者が通報した日」又は「当該留保に対する異議の撤回に関する通告について寄託者が通報した日」に代える。	
2 寄託者は、締約国及び署名国に対し、次の事項が行われた後一箇月以内に当該事項について通報する。	
(a) 第二十七条(署名及び批准、受諾又は承認) に規定する署名	
(b) 第二十七条(署名及び批准、受諾又は承認) に規定する批准書、受諾書又は承認書の寄託の撤回若しくは変更	
(c) 第二十八条(留保) に規定する留保又は追加の通告	
(d) 第二十九条(通告) 1(p) の規定に従つて行われる追加の通告は、1(a) 及び(b) の規定に従つて適用する。この場合には、1 及び 2 に規定する「この条約が対象租税協定の各当事国について効力を生ずる日のいずれか遅い日」を「追加の通告について寄託者が通報した日」に代える。	
3 第三十七条(脱退)	
1 いずれの締約国も、寄託者に宛てた通告により、当該締約国が付する留保が生ずる日の前に、対象租税協定の全ての当事国についてこの条約が効力を生じた場合には、当	
1 第二十九条(通告) 1(p) の規定に基づく脱退は、寄託者が通告を受け領した日に効力を生ずる。締約国が脱退の効力が生ずる日の前に対象租税協定の全ての当事国についてこの条約が効力を生じた場合には、当	
2 第二十九条(通告) 1(p) の規定に基づく脱退は、寄託者が通告を受け領した日に効力を生ずる。締約国が脱退の効力が生ずる日の前に対象租税協定の全ての当事国についてこの条約が効力を生じた場合には、当	
3 第二十九条(通告) 1(p) の規定に基づく脱退は、締約国が付する留保が生ずる日の前に、対象租税協定の全ての当事国についてこの条約が効力を生じた場合には、当	
1 この条約は、我が国とデンマーク王国との間の現行の租税条約を全面的に改正し、投資所得に対する源泉地国課税の更なる減免、税務当局間の徴収共助の手続の整備等の措置を講ずるための規定等を設けるものである。この条約の締結により、脱税及び租税回避行為を防止しつつ、我が国とデンマーク王国との間での課税権の調整がより効果的に行われることになり、両国間の人的交流及び経済的交流が一層促進されることが期待されるので、おおむね妥当な措置と認める。	
2 別に費用を要しない。	
3 第二条(用語の解釈) 1(a)(ii) の規定に従つて通	



官報(号外)

<p>(1) 「年金基金」とは、次の(i)から(iv)までに規定する要件を満たす者をいう。</p> <p>(i) 一方の締約国の法令に基づいて設立された退職年金、退職手当その他これらに類する報酬を管理し、若しくは給付することを主たる目的として運営されること又は他の年金基金の利益のために所得を取得することを主たる目的として運営されること。</p> <p>(ii) (iii) (iv)</p>	
<p>2 一方の締約国によるこの条約の適用に際しては、この条約において定義され得ない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約の適用を受ける租税に関する当該一方の締約国の法令において当該用語がその適用の時点で有する意義を有するものとする。当該一方の締約国において適用される租税に関する法令における当該用語の意義は、当該一方の締約国の他の法令における当該用語の意義に優先するものとする。</p>	
<p>3 第四条 居住者</p> <p>1 この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、一方の締約国の法令の下において、住所所、本店又は主たる事務所の所在地、事業の管理の場所その他これらに類する基準によって当該一方の締約国において租税を課されるべきものとされる者をいい、当該一方の締約国内に源泉のある所得についてのみ当該一方の締約国において租税を課されるべきものとする。</p> <p>2 1の規定によつて双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、両締約国の権限のある当局は、その者の本店又は主たる事務所の所在地、その者の事業の実質的な管理の場所、その者が設立された場所その他関連する全ての要因を考慮して、合意によつて、この条約の適用上その者が居住者とみなされる締約国を決定するよう努める。そのような合意がない場合には、その者は、この条約に基づいて与えられる租税の軽減又は免除を受けることができない。</p>	
<p>4 第五条 恒久的施設</p> <p>1 この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であつて企業がその事業の全部又は一部を行つてゐるものと/or/をいう。</p>	
<p>2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。</p> <p>(a) 当該個人は、その使用する恒久的住居が存在する締約国の居住者とみなす。その使用する恒久的住居を双方の締約国内に有する場合には、当該個人は、その人的及び経済的関係がある締約国)の居住者とみなす。</p> <p>(b) その重要な利害関係の中心がある締約国を決定することができない場合又はその使用する恒久的住居をいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、その有する常用的住居が存在する締約国の居住者とみなす。</p> <p>(c) その常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれをいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、当該個人が国民である締約国)の居住者とみなす。</p> <p>(d) 当該個人が双方の締約国)の国民でもない場合は、両締約国)の権限のある当局は、合意によつて当該事案を解決する。</p>	
<p>3 建築工事現場。又は建設若しくは据付けの工事の他天然資源を探取する場所</p> <p>4 一方の締約国内に存在する天然資源の探査のために当該一方の締約国内において使用される設備、掘削機器又は掘削船については、当該探査が十二箇月を超える期間存続する場合に限り、当該一方の締約国内に存在する恒久的施設を構成するものとする。第一文に規定する十二箇月の期間を超えたか否かを決定するに当たり、次(a)及び(b)の規定に該当する場合には、次の(i)に規定する重複しない期間を、次の(a)に規定する一方の締約国)の企業が当該探査を行つた期間に加える。</p> <p>(a) 一方の締約国)の企業が他方の締約国内において当該探査を行い、かつ、当該探査が一又は二以上の期間(合計して三十日を超えて十二箇月を超えないものに限る)行われる場合</p> <p>(b) 当該一方の締約国)の企業と密接に関連する企業が二以上上の企業が、当該探査のプロジェクト又は操業のために、関連する活動を(a)に規定する期間と重複しない期間(それぞれ三十日を超えるものに限る)行つ場合</p>	
<p>5 1から4までの規定にかかわらず、次の活動を行う場合には、「恒久的施設」に当たらないものとする。</p> <p>(a) 企業に属する物品又は商品の保管又は展示</p>	
<p>6 (a) この条の規定に基づき、当該一定の場所又は当該他の場所が当該企業又は当該企業と密接に関連する企業の恒久的施設を構成するこ</p>	

(b) 当該企業及び当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所において行う活動の組合せ又は当該企業若しくは当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所及び当該他の場所において行う活動の組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものではないこと。

7 1及び2の規定にかかわらず、8の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国内において企業に代わって行動する者が、そのように行動するに当たつて、反復して契約を締結し、又は当該企業によつて重要な修正が行われることなく日常的に締結される契約の締結のために反復して主要な役割を果たす場合において、これららの契約が次の(a)から(c)までの規定のいずれかに該当するときは、当該企業は、その者が当該企業のために行う全ての活動について、当該一方の締約国内に恒久的施設を有するものとする。ただし、その者の活動が5に規定する活動(事業を行う一定の場所で行われたとしても、5の規定により当該一定の場所が恒久的施設であるものとされないようなもの)のみである場合は、この限りでない。

(a) 当該企業の名において締結される契約  
(b) 当該企業が所有し、又は使用の権利を有する財産について、所有権を移転し、又は使用の権利を与えるための契約  
(c) 当該企業による役務の提供のための契約

8 7の規定は、一方の締約国内において他方の締約国の企業に代わって行動する者が、当該一方の締約国内において独立の代理人として事業を行う場合において、当該企業のために通常の方法で当該事業を行うときは、適用しない。ただし、その者は、専ら又は主として一又は二以上の自己と密接に関連する企業に代わって行動する場合には、当該企業につき、この8に規定

する独立の代理人とはされない。

9 この条の規定の適用上、ある者又は企業とある企業とは、全ての関連する事実及び状況に基づいて、一方が他方を支配している場合又は両者が同一の者若しくは企業によつて支配されている場合には、密接に関連するものとする。いかなる場合にも、ある者又は企業とある企業とは、一方が他方の受益に関する持分の五十五パーセントを超えるもの(法人の場合には、当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント又は当該法人の資本に係る受益に関する持分の五

十パーセントを超えるもの)を直接若しくは間接に所有する場合又は他の者若しくは企業がそ

の者及びその企業の若しくはその二の企業の受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの

(法人の場合には、当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント又は当該法人の資本に係る受益に関する持分の五十五パーセントを超えるもの)を直接若しくは間接に所有する場合に該当する。

10 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約國において事業(恒久的施設を通じて行われるもの)を行つてゐる場合又は、密接に関連するものとする。

1 一方の締約国の企業の利得に對しては、その企業が他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内において事業を行つた場合は、2の規定によつて当該恒久的施設に帰せられたる利得に対しても、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 この条及び第二十二条の規定の適用上、各締約国において1に規定する恒久的施設に帰せられる利得は、企業が当該恒久的施設及び当該企業の他の構成部分を通じて果たす機能、使用する資産及び引き受けける危険を考慮した上で、当該恒久的施設が同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行つ分離し、かつ、独立した企業であるとしたならば、特に当該企業の他の構成部分との取引においても、当該恒久的施設が取得したとみられる利得とする。

1 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する不動産から取得する所得(農業又は林業から生ずる所得を含む)に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 「不動産」とは、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。「不動産」には、いかなる場合にも、不動産に附属する財産、農業又は林業に用いられる家

畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金(変動制であるか固定制であるかを問わない)を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他全ての形式による使用から生ずる所得について適用する。

4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得についても、適用する。

#### 第七条 事業利得

1 一方の締約国の企業が船又は航空機を国際運輸に運用することによつて取得する利得に對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 第二条の規定にかかわらず、一方の締約国企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき、デンマークの企業である場合には日本国の事業税を、日本国企業である場合には日本国事業税に類似する租税でデンマークにおいてこの条約の署名の日の後に課されるものを、免除される。

3 第二条の規定にかかわらず、一方の締約国機を国際運輸に運用することによつて取得する利得には、次に掲げる利得を含む。ただし、次(a)に規定する賃貸又は次(b)に規定する使

用、保管若しくは賃貸が、当該企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することに付随する場合に限る。

(a) 裸用船による船舶又は航空機の賃貸から取

得する利得

(b) 物品又は商品の運送のために使用されるコンテナー(コンテナーの運送のためのトレーラー及び関連設備を含む)の使用、保管又は賃貸から取得する利得

場合には、当該他方の締約国は、その利得に対する二重課税を除去するために必要な範囲に限り、その利得に對して当該他方の締約国において課された租税の額について適当な調整を行う。この調整に當たつては、両締約国の権限のある当局は、必要があるときは、相互に協議する。

4 他の条で別個に取り扱われている所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によつて影響されることはない。

#### 第八条 海上運送及び航空運送

1 一方の締約国の企業が船又は航空機を国際運輸に運用することによつて取得する利得に對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 第二条の規定にかかわらず、一方の締約国企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき、デンマークの企業である場合には日本国事業税を、日本国企業である場合には日本国事業税に類似する租税でデンマークにおいてこの条約の署名の日の後に課されるものを、免除される。

3 第二条の規定にかかわらず、一方の締約国機を国際運輸に運用することによつて取得する利得には、次に掲げる利得を含む。ただし、次(a)に規定する賃貸又は次(b)に規定する使

用、保管若しくは賃貸が、当該企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することに付随する場合に限る。

(a) 裸用船による船舶又は航空機の賃貸から取

得する利得

(b) 物品又は商品の運送のために使用されるコンテナー(コンテナーの運送のためのトレーラー及び関連設備を含む)の使用、保管又は賃貸から取得する利得

4 1から3までの規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによつて取得する利得についても、適用する。

#### 第九条 関連企業

1 次の(a)又は(b)の規定に該当する場合であつて、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間に、独立の企業の間に設けられる条件と異なる条件が設けられ、又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものに対するは、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課すことができる。

(a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合

(b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合

2 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に對しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

(a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の利得を当該一方の締約国の企業の利得に算入して租税を課す場合において、その算入された利得が、双方の企業の間に設けられた条件が独立の企業の間に設けられたであろう条件であつたとしたならば当該一方の締約国の企業の利得となつたとみられる利得であるときは、当該他方の締約国は、その利得に対し当該他方の締約国において課された租税の額について適當な調整を行う。この調整に當たつては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払うものとし、両締約国の権限のある当局は、必要があるときは、相互に協議する。

3 1の規定にかかわらず、締約国は、1に規定する条件がないとしたならば当該締約国の企業

の利得として更正の対象となつたとみられる利得に係る課税期間の終了の時から十年を経過した後は、1に規定する状況においても、当該利得の更正をしてはならない。この3の規定は、不正に租税を免れた利得については、適用しない。

#### 第十条 配当

1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に對しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

2 一方の締約国の居住者である法人が支払う配当に對しては、当該一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課すことができる。ただし、その租税の額は、当該配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者である他方の締約国内において当該他方の締約国においてのみ租税を課する場合には、当該配当の額の十五パーセントを超えないものとする。

3 2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者である法人が支払う配当に對しては、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者であり、かつ、次の(a)又は(b)の規定に該当する場合には、当該他方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

(a) 当該配当の支払を受ける者が特定される日をその末日とする六箇月の期間を通じ、次の直接に所有する法人

(i) 当該配当を支払う法人が日本本国の居住者である場合には、当該法人の議決権  
(ii) 当該配当を支払う法人がデンマークの居住者である場合には、当該法人の資本

(b) 年金基金(当該配当が、第三条1(1)(ii)に規定する活動により取得される場合に限る。)

ばずものではない。

5 3の規定は、配当を支払う法人が居住者である締約国における当該法人の課税所得の計算上控除される配当については、適用しない。

6 この条において、「配当」とは、株式その他の利得の分配を受ける権利(信用に係る債権を除く)から生ずる所得及びその他の権利から生ずる所得であつて分配を行ふ法人が居住者である締約国の法令上租税に関し株式から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。

7 1から3までの規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者である他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行ふ場合において、当該配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

8 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国内において利得又は所得を取得する場合に、当該他方の締約国は、当該法人の支払う配当及び当該法人の留保所得については、これら配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内において生ずる利得又は所得から成るときにおいても、当該配当(当該他方の締約国内に存在する恒久的施設と実質的な関連を有するものである場合の配当を除く)に對して課される損害金は、この条の規定の適用上、利子には該当しない。

9 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が、当該利子の生ずる他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行ふ場合において、当該利子の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものである場合に、当該利子の支払に影響を及ぼすものではない。

10 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者が受益者である利子に對しては、当該

他方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

11 1の規定にかかるらず、債務者若しくはその関係者の収入、売上げ、所得、利得その他の資金の流出入、債務者若しくはその関係者の有する資産の価値の変動若しくは債務者若しくはその関係者が支払う配当、組合の分配金その他の資金又はこれに類する支払金を基礎として算定される利子又はこれに類する利子であつて、一方の締約国内において生ずるものに對しては、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課すことができる。

12 この条において、「利子」とは、全ての種類の信頼に係る債権(担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない)から生ずる所得特に、公債、債券又は社債から生ずる所得(公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む)及び他の所得で当該所得が生ずる締約国の法令上租税に関し貸付金から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。前条で取り扱われる所得及び支払の遅延に對して課される損害金は、この条の規定の適用上、利子には該当しない。

13 この条において、「利子」とは、全ての種類の信頼に係る債権(担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない)から生ずる所得特に、公債、債券又は社債から生ずる所得(公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む)及び他の所得で当該所得が生ずる締約国の法令上租税に関し貸付金から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。前条で取り扱われる所得及び支払の遅延に對して課される損害金は、この条の規定の適用上、利子には該当しない。

14 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が、当該利子の生ずる他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行ふ場合において、当該利子の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものである場合に、当該利子の支払に影響を及ぼすものではない。

15 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者が受益者である利子に對しては、当該

## 官報(号外)

<p>生じたものとする。ただし、利子の支払者が、一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、当該利子の支払の基因となつた債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設によって負担されるものであるときは、当該利子の支払者がいづれかの締約国内の居住者であるか否かを問わず、当該利子は、当該恒久的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとする。</p> <p>6 利子の支払の基因となつた債務について考慮した場合において、利子の支払者と受益者との間又はその双方と他の者との間の特別の関係によつて、当該利子の額が、その関係がないとしたならば当該支払者及び当該受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に対しては、この条の他の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に対しては、当該受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の他の規定に妥当な考慮を払つた上で、各締約国の法令に従つて租税を課すことができる。</p>	<p>当該使用料の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。</p> <p>7 使用料の支払の基因となつた使用、権利又は情報について考慮した場合において、使用料の支払者と受益者との間又はその双方と他の者との間の特別の関係によつて、当該使用料の額が、その関係がないとしたならば当該支払者及び当該受益者が合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に対しては、当該受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の他の規定に妥当な考慮を払つた上で、各締約国の法令に従つて租税を課すことができる。</p>
<p>8 第十二条 使用料</p> <p>1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者が受益者である使用料に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課すことができる。</p> <p>2 この条において、「使用料」とは、文学上、芸術上若しくは学術上の著作物(映画・フィルムを含む)の著作権、特許権、商標権、意匠権、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受領される全ての種類の支払金をいう。</p> <p>3 1の規定は、一方の締約国の居住者である使用者の受益者が、当該使用料の生ずる他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行う場合において、</p>	<p>当該使用料の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。</p> <p>4 使用料の支払の基因となつた使用、権利又は情報について考慮した場合において、使用料の支払者と受益者との間又はその双方と他の者との間の特別の関係によつて、当該使用料の額が、その関係がないとしたならば当該支払者及び当該受益者が合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に対しては、当該受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の他の規定に妥当な考慮を払つた上で、各締約国の法令に従つて租税を課すことができる。</p> <p>5 1から4までに規定する財産以外の財産の譲渡によって取得する収益に対しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。</p>
<p>9 第十三条 譲渡収益</p> <p>1 一方の締約国の居住者が第六条に規定する不動産であつて他方の締約国内に存在するものの譲渡によって取得する収益に対しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。</p> <p>2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産を構成する財産(第六条に規定する不動産を除く)の譲渡から生ずる収益(当該恒久的施設の譲渡又は企業全体の譲渡の一部としての当該恒久的施設の譲渡から生ずる収益を含む)に対しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。</p> <p>3 一方の締約国の企業が國際運輸に運用する船舶若しくは航空機又はこれらの船舶若しくは航空機の運用に係る財産第六条に規定する不動産を除く)の譲渡によって当該一方の締約国において租税を課すことができる。</p> <p>4 企業が取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。</p> <p>(a) 当該課税期間において開始し、又は終了す</p>	<p>の持分(組合又は信託財産の持分を含む)の譲渡によって取得する収益に対しては、当該株式又は同等の持分の価値の五十パーセント以上が、当該譲渡に先立つ三百六十五日の期間のいずれかの時点において、第六条に規定する不動産であつて他方の締約国内に存在するものによつて直接又は間接に構成される場合には、当該他方の締約国において租税を課することができる。ただし、当該株式又は同等の持分が第二十一条7(b)に規定する公認の有価証券市場において取引され、かつ、当該一方の締約国の居住者及びその特殊関係者が所有する当該株式又は同等の持分の数がその種類の株式又は同等の持分の総数の五パーセント以下である場合は、この限りでない。</p> <p>5 1から4までに規定する財産以外の財産の譲渡から生ずる収益に対しては、譲渡者が居住者である締約国においてのみ租税を課すことができる。</p> <p>6 第十四条 給与所得</p> <p>1 次条、第十七条及び第十八条の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、勤務が他方の締約国内において行われない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。</p> <p>7 第十五条 役員報酬</p> <p>一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の取締役会又はこれに類する機関の構成員の資格で取得する役員報酬その他これに類する支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。</p>
<p>8 第十六条 芸能人及び運動家</p> <p>1 第十四条の規定にかかるわらず、一方の締約国の居住者が演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約国内において行う個人的活動によって取得する所得に対する支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。</p> <p>2 芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の者に帰属する場合には、当該所得に対する支払金に対しては、第十四条の規定にかかるわらず、当該芸能人又は運動家の活動が行われる締約国において租税を課すことができる。</p> <p>3 第十七条 退職年金</p> <p>一方の締約国の居住者が法人の株式又は同等の締約国においてのみ租税を課すことができる。</p>	<p>るいすれの十二箇月の期間においても、当該報酬の受領者が当該他方の締約国内に滞在する期間が合計百八十三日を超えないこと。</p> <p>(b) 当該報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。</p> <p>(c) 当該報酬が当該他方の締約国内に雇用者が有する恒久的施設によって負担されるものでないこと。</p>

他これに類する報酬に対しても、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。ただし、当該退職年金その他これに類する報酬が他方の締約国内において生ずる場合には、当該他方の締約国においても租税を課することができる。

## 第十八条 政府職員

(a) 一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に対して提供される役務について、個人に対して、当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によつて支払われる給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) 若しくは地方公共団体に対して提供される役務について、個人に対して、当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によつて支払われる給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

3 一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体の行う事業に関連して提供される役務について支払われる給料、賃金、退職年金その他これらに類する報酬については、

第十四条から前条までの規定を適用する。

## 第十九条 学生

専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であつて、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であつたものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付(当該一方の締約国外から支払われるものに限る)については、当該一方の締約国においては、租税を課すことができない。この条に定める租税の免除は、事業修習者については、当該一方の締約国内において最初に訓練を開始した日から一年を超えない期間についてのみ適用する。

## 第二十条 その他の所得

1 一方の締約国の居住者が受益者である所得(源泉地を問わない)であつて前各条に規定がないものに對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 1の規定は、一方の締約国の居住者である所

得(第六条2に規定する不動産から生ずる所得を除く)の受益者が、他方の締約国内において得するものに對しては、当該他方の締約国内において事業を行つ場合において、当該所得の支払と實質的な関連を有するものであるときは、当該所得については適用しない。この場合に

3 1に規定する居住者と支払者との間又はその

双方と他の者との間の特別の関係によつて、1に規定する所得の額が、その関係がないとした

ならば当該居住者及び当該支払者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、所得の額のうちその超過する部分に對しては、この条の他の規定に妥当な考慮を払つた上で、各締約国の法令に従つて租税を課すことができる。

## 第二十一条 特典を受ける権利

1 一方の締約国の居住者は、2に規定する適格者に該当する場合には、第十条3、第十一条1又は第十二条1の規定に基づいて与えられる特典を受ける権利を有する。

2 一方の締約国の居住者は、次の(a)から(e)までの規定のいずれかに該当する場合に限り、適格者とする。

(a) 個人

(b) 当該一方の締約国、地方政府若しくは地方公共団体又は中央銀行

(c) 法人(その主たる種類の株式が、一又は二以上の公認の有価証券市場において通常取引されるものに限る)

(d) 年金基金特典の申請が行われる課税期間の開始の時においてその受益者、構成員又は参加者の五十パーセント以上がいずれかの締約国の居住者である個人であるものに限る)

(e) 個人以外の者(a)から(d)までの規定のいずれかによって適格者とされるいすれかの締約国の居住者が、その者の議決権その他の受益に關する持分の五十パーセント以上を直接又は間接に所有する場合に限る)

(ii) 当該所得が(i)に規定する事業に關連して事業を行つていること。ただし、当該事

業が、当該居住者が自己の勘定のために投資を行い、又は管理するもの(銀行、保険会社又は証券会社が行う銀行業、保険業又は証券業を除く)である場合は、この限りでない。

(iii) 又は付隨して取得されるものであること。

(b) 一方の締約国の居住者が、他方の締約国内において行う事業から所得を取得する場合又は該居住者と第九条1(a)若しくは(b)に規定する関係を有する者から他方の締約国内において生ずる所得を取得する場合には、当該居

住者が当該一方の締約国内において行う事業

又は第十二条1にそれぞれ定める所得に關し

て、これらの規定に基づいて与えられる特典を

受ける権利を有する。

(a) 年金基金について、特典の申請が行われる課税期間の開始の時ににおいてその受益者、構成員又は参加者の七十五パーセント以上が

同等受益者である個人であること。

(b) その他の全ての場合については、同等受益者である者が当該居住者の議決権その他の受益に関する持分の七十五パーセント以上を直

接又は間接に所有すること。

(c) 2(e)及び3(b)の規定の適用上、一方の締約国の居住者は、その所得の支払が行われる日(配当の場合は、当該配当の支払を受ける者が特定される日)を含む十二箇月の期間を通じてこれらの規定に規定する要件を満たす場合に限り、これらの要件を満たすものとする。

(d) 一方の締約国の居住者は、第十条3、第十一条1又は第十二条1にそれぞれ定める所得に規定する要件を満たす場合には、これらの規定に基づいて与えられる特典を受ける権利を有する。

(e) 一方の締約国の居住者は、第十条3、第十一条1又は第十二条1にそれぞれ定める所得に規定する要件を満たす場合には、これらの規定に基づいて与えられる特典を受ける権利を有する。

- (b) もつとも、当該個人が他方の締約国の居住

該他方の締約国内において行う事業との関係において実質的なものであるときに限り、当該所得につき(a)に規定する要件を満たすものとする。この(b)の規定の適用上、事業が実質的なものであるか否かは、全ての事実及び状況に基づいて判断される。

(c) (a)の規定に基づきある者が一方の締約国内において事業を行っているか否かを決定するに当たり、その者が組合員である組合が行う事業又はその者に関連する者が行う事業は、その者が行うものとみなす。一方の者と他方の者とは、当該一方の者が当該他方の者の受益に関する持分の五十パーセント以上(法人の場合には、当該法人の議決権の五十パーセント以上)を直接若しくは間接に所有する場合又は第三者がそれぞれの者の受益に関する持分の五十パーセント以上(法人の場合には、当該法人の議決権の五十パーセント以上)を直接若しくは間接に所有する場合は、当該法人の議決権の五十パーセント以上)を直接若しくは間接に所有する場合に上)を直接若しくは間接に所有する場合は、関連するものとする。いかなる場合にも、一方の者と他方の者とは、全ての事実及び状況に基づいて、当該一方の者が当該他方の者を支配している場合又は両者が一若しくは二以上の同一の者によつて支配されている場合には、関連するものとする。

一方の締約国の居住者は、適格者に該当せず、かつ、3又は5の規定に基づき第十条3、第十二条1又は第十二条1の規定に基づいて与えられる特典を受ける権利を有する場合に該当しないときにおいても、特典の申請が行われる締約国の権限のある当局が、当該居住者の設立、取得又は維持及びその業務の遂行が当該特典を受けることをその主たる目的の一つとしたものでないと認定するときは、これらの規定に基づいて与えられる特典を受けることができ

7 この条の規定の適用上、  
(a) 「主たる種類の株式」とは、法人の議決権の過半数を占める一又は二以上の種類の株式をいう。

(b) 「公認の有価証券市場」とは、次のものをいう。

(i) 日本国の金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)に基づいて設立された有価証券市場

(ii) 金融商品市場に関する並びに指令二〇〇二・九二・EC及び指令二〇一・六一・EUを改正する二千四十四年五月十五日付けの欧洲議会・閣僚理事会指令二〇一四・六五・EU(改正を含む)又は同指令を承継する指令に従つて規制される市場

(iii) この条の規定の適用上、両締約国の権限のある当局が公認の有価証券市場として同意するその他の有価証券市場

(c) 「同等受益者」とは、一方の締約国に対して

この条約の特典が申請される所得について、当該一方の締約国の法令、この条約又は他の国際的な枠組みに基づいて当該一方の締約国によって与えられる特典(この条約に基づいて当該所得について与えられる特典と同等であるものに限る)を受ける権利を有するである者をいう。

8 (a) (i) 一方の締約国の企業が他方の締約国内において所得を取得し、かつ、当該一方の締約国において当該所得が両締約国外の国又は地域の内に存在する当該企業の恒久的施設に帰せられるものとして取り扱われ、かつ、

両締約国以外の国又は地域において当該所得

に對して課される租税の額が、当該恒久的施設が当該一方の締約国内に存在したならば当該一方の締約国において当該所得に對して課されたであろう租税の額の六十パーセントに満たないときは、当該所得について、この条約に基づく特典は、与えられない。この場合には、この8の規定が適用される所得に對しては、この条約の他の規定にかかわらず、当該他方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。

(b) (a)の規定は、(a)に規定する他方の締約国内において取得される所得が恒久的施設を通じて行われる事業の活動に関連し、又は付随して取得される場合には、適用しない。ただし、当該事業には、企業が自己の勘定のために投資を行い、管理し、又は單に保有するもの(銀行が行う銀行業、保険会社が行う保険業又は登録された証券会社が行う証券業を除く)を含まない。

(c) 一方の締約国の居住者が取得する所得について(a)の規定に基づいてこの条約に基づく特典が与えられない場合においても、他方の締約国の権限のある当局は、当該居住者からの要請に応じて、当該居住者が(a)及び(b)に規定する要件を満たさなかつた理由を考慮した上で、当該特典を与えることが正当であると判断するときは、当該所得について当該特典を与えることができる。一方の締約国の居住者から第一文に規定する要請を受けた他方の締約国の権限のある当局は、当該要請を認め、又は拒否する前に、当該一方の締約国の権限のある当局と協議する。

9 この条約の他の規定にかかわらず、全ての関連する事実及び状況を考慮して、この条約に基づく特典を受けることが当該特典を直接又は間接に得ることとなる仕組み又は取引の主たる目

的の一つであつたと判断することが妥当である場合には、そのような場合においても当該特典を与えることがこの条約の関連する規定の目的に適合することが立証されるときを除くほか、その所得については、当該特典は、与えられない。

10 この条約の規定に従つて一方の締約国が他方の締約国の居住者の所得に對する租税の率を軽減し、又はその租税を免除する場合において、当該他方の締約国において施行されている法令によつて、当該居住者が、その所得のうち当該他方の締約国内に送金され、又は当該他方の締約国内で受領された部分についてのみ当該他方の締約国において租税を課されることとされていいるときは、その軽減又は免除は、その所得のうち当該他方の締約国内に送金され、又は当該他方の締約国内で受領された部分についてのみ適用する。

## 第二十二条 二重課税の除去

1 日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関する日本国の法令の規定に従い、日本国の居住者がこの条約の規定に従つてデンマークにおいて租税を課すことができる所得をデンマーク内において取得する場合には、当該所得について納付されるデンマークの租税の額は、当該居住者に對して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に對応する額を超えないものとする。

2 デンマークについては、二重課税は、次の方法によつて回避される。

(a) (c)の規定が適用される場合を除くほか、デンマークの居住者がこの条約の規定に従つて日本国において租税を課すことができる所得を取得する場合には、デンマークは、当該居住者

の所得に対する租税の額から控除する。  
 (b) ただし、控除の額は、その控除が行われる前に算定された所得に対する租税の額のうち、日本国において租税を課すことができない所得に対する部分を超えないものとする。

(c)

デンマークの居住者がこの条約の規定に従つて日本国においてのみ租税を課される所得を取得する場合には、デンマークは、当該所得をデンマークの租税の課税標準に含めることができる。ただし、所得に対する租税の額のうち日本国内において取得される所得に対応する部分を当該所得に対する租税の額から控除する。

## 第二十三条 無差別待遇

一方の締約国の国民は、他方の締約国において、租税又はこれに関連する要件であつて、特に居住者であるか否かに関して同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されており、若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。

第一条の規定にかかるわらず、この条の規定は、締約国又はその地方政府若しくは地方公共団体が課する全ての種類の租税に適用する。

一方の締約国が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国に対して課される租税よりも不利に課されることはない。この2の規定は、一方の締約国に対して、家族の状況又は家族扶養するための負担を理由として当該一方の締約国に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。

3 第九条1、第十二条6、第十二条4又は第二十条3の規定が適用される場合を除くほか、一

方の締約国が他方の締約国の居住者に支払った利子、使用料その他の支払金については、当該一方の締約国がその企業の課税対象利得の決定に当たり、当該一方の締約国の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。

4

一方の締約国が企業であつてその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者によって直接又は間接に所有され、又は支配されているものは、当該一方の締約国において、租税又はこれに関連する要件であつて、当該一方の締約国に類似の他の企業に課されており、若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。

5 第二条の規定にかかるわらず、この条の規定は、締約国又はその地方政府若しくは地方公共団体が課する全ての種類の租税に適用する。

## 第一十四条 相互協議手続

1 一方又は双方の締約国の措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受けたと認める者は、その事案には受けることとなると認める者は、その事案につき、当該一方又は双方の締約国の法令に定められた救済手段とは別に、いずれかの締約国の権限のある当局に対して申立てをすることができる。当該申立ては、この条約の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならない。

2 権限のある当局は、1に規定する申立てを正當と認めるが、自ら満足すべき解決を与えることができない場合には、この条約の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によってその事案を解決するよう努める。成立した全ての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。両締約国の権限のある当局は、この5の規定の実施方法を合意によつて定める。

3 第二十五条 情報の交換  
 両締約国のある当局は、この条約の規

3 両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に関する困難又は疑義を合意によって解決するよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。

4

両締約国の権限のある当局は、2及び3に規定する合意に達するため、直接相互に通信すること(両締約国の権限のある当局又はその代表者によって構成される合同委員会を通じて通信することを含む)ができる。

5

(a) 一方又は双方の締約国のある措置によりある者をし、かつ、

(b) 他方の締約国のある措置によりある者をし、かつ、

該事案に関する協議の申立てをした日から二年以内に、2の規定に従い両締約国の権限のある当局が当該事案を解決するための合意に達することができない場合において、当該者が請求するときは、当該事案の未解決の事項は、仲裁に付託される。ただし、当該未解決の事項についていずれかの締約国裁判所又は行政審判所が既に決定を行つた場合には、当該未解決の事項は、仲裁に付託されない。当該事案によって直接影響を受ける者が、仲裁決定を受け入れない場合を除くほか、当該仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意を受け入れない場合を除くほか、当該仲裁決定の結果に對して、次のことを行う義務を課すものと解してはならない。

3 1及び2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に對して、次のことを行う義務を課すものと解してはならない。

(a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政上の慣習において実施されること。

(b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣習に抵触する行政上の措置をとること。

定の実施又は両締約国若しくは両締約国の方政府若しくは地方公共団体が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令(当該法令に基づく課税がこの条約の規定に反しない場合に限り)の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。情報の交換は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。

2

1の規定に基づいて一方の締約国が受領したこと(両締約国の権限のある当局又はその代表者によって構成される合同委員会を通じて通信して入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとし、1に規定する租税の賦課若しくは徵収、これらの租税に関する執行若しくは訴追、これらの租税に関する不服申立てについての決定又はこれらの監督に参与する者又は当局(裁判所及び行政機関を含む)に対して申立てがこの条約の規定に適合しない課税を受けた事案について、1の規定に従つて当該者が一方の締約国のある措置によりある者をし、かつ、

3

両締約国若しくは両締約国の方政府若しくは地方公共団体が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令(当該法令に基づく課税がこの条約の規定に反しない場合に限り)の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。情報の交換は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。

## 官 報 (号 外)

(c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することとなる情報を提供すること。
(d) 弁護士その他の法律事務代理人がその依頼者との間で行う次の(i)又は(ii)に規定する通信の内容を明らかにする情報を入手し、又は提供すること。
(i) 法的な助言を求め、又は提供するために行われる通信
(ii) その内容を進行中の又は予定される法的な手続において使用するために行われる通信
4 一方の締約国がこの条の規定に従つて情報の提供を要請する場合には、他方の締約国は、当該情報が自己の課税目的のために必要でないときであつても、当該情報を入手するために必要な手段を用いる。第一文に規定する義務は、3に定める制限に従うが、その制限は、いかなる場合にも、当該情報が自己の課税目的のために必要でないことを理由として、締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。
5 3の規定は、いかなる場合にも、提供を要請された情報が銀行その他の金融機関、名義人、代理人若しくは受託者が有する情報又はある者の所有に関する情報であることを理由として、締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。
6 第二十六条 租税の徵収における支援
1 両締約国は、租税債権の徵収について相互に支援を行う。この支援は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。両締約国の権限のある当局は、この条の規定の実施方法を合意によつて定めることができる。
2 この条において、「租税債権」とは、次に掲げ
(a) 日本国については、
第二条1(a)(i)から(iv)までに掲げる租税復興特別法人税
消費税
地方消費税
相続税
贈与税
不動産の評価額に対する租税
土地税
デンマークについては、
第一条1(b)に掲げる租税
(b) デンマークの租税債権が当該一方の締約国において引き受けられるものとする。当該一方の締約国は、その保全の措置をとる時において当該租税債権が当該一方の締約国において執行することができないものである場合又は当該租税債権を負担する者がその徵収を停止させらる権利を有する場合であつても、当該租税債権が当該他方の締約国が負担する場合と同様に、当該租税債権について、当該他方の締約国に従つて当該保全の措置をとる。
4 一方の締約国が当該一方の締約国において当該租税債権が当該一方の締約国において執行することができないものである場合又は当該租税債権を負担する者がその徵収を停止させらる権利を有する場合であつても、当該租税債権が当該他方の締約国が負担する場合と同様に、当該租税債権について、当該他方の締約国に従つて当該保全の措置をとる。
5 3及び4の規定にかかわらず、3又は4に規定する徵収又は保全の措置のために一方の締約国に権限のある当局によって引き受けられた租税債権は、当該一方の締約国において当該租税債権を負担する者が当該一方の締約国の法令に基づいて執行することができるものであり、かつ、その理由によつて適用される優先権を与えられない。3又は4に規定する徵収又は保全の措置のために一方の締約国に権限のある当局によつて引き受けられた租税債権は、当該一方の締約国において、他方の締約国の法令の下で適用される優先権を有するものでない。
6 3又は4に規定する徵収又は保全の措置のために一方の締約国に権限のある当局によって引受けられた租税債権の徵収に当たつて当該一
7 一方の締約国が当該一方の締約国において当該租税債権の存在、有効性又は金額に関する争訟の手続は、他方の締約国に連する租税債権を徵収し、当該一方の締約国に送金するまでの間に、当該租税債権が次の(a)又は(b)の規定に該当しなくなつた場合には、当該一方の締約国に権限のある当局に対してもその事実を速やかに通知し、当該他方の締約国に権限のある当局の選択により、当該一方の締約国に権限のある当局は、その要請を停止し、又は撤回する。
8 一方の締約国が当該一方の締約国において当該租税債権の存在、有効性又は金額に関する争訟の手続は、他方の締約国に連する租税債権を徵収し、当該一方の締約国に送金するまでの間に、当該租税債権が次の(a)又は(b)の規定に該当しなくなつた場合には、当該一方の締約国に権限のある当局に対してもその事実を速やかに通知し、当該他方の締約国に権限のある当局の選択により、当該一方の締約国に権限のある当局は、その要請を停止し、又は撤回する。
9 (a) 3の規定に基づく要請については、当該租税債権が、当該一方の締約国に権限があり、かつ、その理由によつて適用される優先権を与えられないのである。3又は4に規定する徵収又は保全の措置のために一方の締約国に権限のある当局によつて引き受けられた租税債権は、当該一方の締約国において、他方の締約国の法令の下で適用される優先権を有するものでない。
(b) 4の規定に基づく要請については、当該租税債権が、当該一方の締約国に権限があり、かつ、その理由によつて適用される優先権を与えられないのである。3又は4に規定する徵収又は保全の措置のために一方の締約国に権限のある当局によつて引き受けられた租税債権は、当該一方の締約国において、他方の締約国の法令の下で適用される優先権を有するものでない。

官報 (号外)

(a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣習に抵触する行政上の措置をとること。
(b) 公の秩序に反することとなる措置をとること。
(c) 他方の締約国がその法令又は行政上の慣習に基づいて徵収又は保全のために全ての妥当な措置をとっていない場合に支援を行うこと。
(d) 当該一方の締約国行政上の負担が他方の締約国が得る利益に比して明らかに不均衡である場合に支援を行うこと。
(e) 第二十七条 外交使節団及び領事機関の構成員
この条約のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。
第二十八条 見出し
この条約中の条の見出しが、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この条約の解釈に影響を及ぼすものではない。
第二十九条 適用地域
1 この条約は、フェロー諸島又はグリーンランドにつき、これらがこの条約が適用される租税と実質的に類似の性質を有する租税を課する場合には、そのまま又は必要な修正を加えて適用を拡大することができる。その適用の拡大は、外交上の経路を通じて交換される公文において両締約国で定められ、かつ、合意される日から、その定められ、かつ、合意される修正及び条件(当該適用の拡大の終了に関する条件を含む)に従つて効力を生ずる。
2 この条の規定に基づいてこの条約の適用が拡大されたフェロー諸島又はグリーンランドに対するこの条約の適用は、第二十二条の規定に基

づいて一方の締約国によつてこの条約が終了するときは、両締約国が別段の合意をしない限り、同条に規定するところにより終了する。
第三十条 効力発生
1 この条約は、両締約国それぞれの法令上の手続に従つて承認されなければならない。この条約は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。
2 この条約は、次の租税について適用する。
(a) 課税期間に基づいて課される租税に関するしては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税期間の租税

3 (a) 2の規定にかかわらず、第二十四条の規定は、次の規定に従つて適用する。
(i) 両締約国の政府が外交上の公文の交換によって合意する日以後に第二十四条の規定に従つて申し立てられた事案
(ii) (1)に規定する日の前に第二十四条の規定に従つて申し立てられた事案。この場合には、当該事案の未解決の事項は、同日から二年を経過するまでは、仲裁に付託されない。
4 2の規定にかかわらず、第二十五条及び第十六条の規定は、これらの規定の対象となる租税が課される日又は当該租税に係る課税期間にかかるらず、この条約の効力発生の日から適用する。
5 千九百六十八年二月三日に東京で署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とデンマーク王国との間の条約(以下「旧条約」という)は、2の規定に従つてこの条約が適用される租税について、この条約の適用の日以後、適用しない。

6 この条約の効力発生の時において旧条約第二十条の規定に基づく特典を受ける権利を有する個人は、この条約が効力を生じた後においても、旧条約がなおその効力を有するとした場合に当該特典を受ける権利を失う時まで当該特典を受ける権利を引き続き有する。
7 旧条約は、この条の規定に従つて適用される最後の日に終了する。
8 第三十一条 終了
この条約は、一方の締約国によつて終了させられる時まで効力を有する。いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各暦年の末日の六箇月前までに外交上の経路を通じて他方の締約国に対して終了の通告を行うことによって、この条約を終了させることができる。この場合には、この条約は、
9 (a) 両締約国の権限のある当局は、仲裁の要請が行われた事案によつて直接に影響を受ける者の作為若しくは不作為が当該事案の解決を妨げる場合又は両締約国との間の条約(以下「条約」という)の不可分の一部を成す次の規定を協定した。
(b) 条約第二十四条の規定に従つて、
10 (a) 條約の権限のある当局は、仲裁の要請が行われた事案によつて直接に影響を受ける者の作為若しくは不作為が当該事案の解決を妨げる場合又は両締約国との間の条約(以下「条約」という)の不可分の一部を成す次の規定を協定した。
(b) 仲裁のための委員会は、次の規則に従つて設置される。
11 (i) 仲裁のための委員会は、国際租税に関する事項について専門知識又は経験を有する個人である三人の仲裁人によって構成される。
(ii) 各締約国の権限のある当局は、いずれかの締約国の国民であるか否かを問わず、一人の仲裁人を任命する。両締約国の権限のある当局が任命する一人の仲裁人は、両締約国

約国の権限のある当局が合意する手続に従い、仲裁のための委員会の長となる第三の仲裁人を任命する。

いずれの仲裁人も、いずれの締約国の税務当局の職員でもあってはならず、及び仲裁の要請が行われた事案にこれまでいかなる資格においても関与した者であつてはならない。第三の仲裁人は、いずれの締約国の国民でもあってはならず、いずれの締約国内にも日常の居所を有したことがあつてはならず、及びいずれの締約国によつても雇用されたことがあつてはならない。

(iv) 両締約国の権限のある当局は、仲裁手続の実施に先立つて、全ての仲裁人が、各締約国の権限のある当局に対して送付する書面において、条約第二十五条2及び両締約国の法令に規定する秘密及び不開示に関する義務と同様の義務に従うことに合意することを確保する。

(v) 各締約国の権限のある当局は、自らが任命した仲裁人の費用及び自国の費用を負担する。第三の仲裁人の費用その他仲裁手続の実施に関する費用については、両締約国の権限のある当局が均等に負担する。

(c) 両締約国の権限のある当局は、全ての仲裁人に対し、仲裁決定のために必要な情報を持たずして遅滞することなく提供する。

(d) 仲裁決定は、次のとおり取り扱う。

(i) 仲裁決定は、先例としての価値を有しない。

(ii) 仲裁決定は、条約第二十四条5若しくはこの1の規定又は同条5及び(a)の規定に従つて決定される手続規則のいずれかに対する違反(仲裁決定に影響を及ぼしたものとして相当と認められるものに限る。)によって当該仲裁決定がいずれかの締約国

裁判所において無効とされる場合を除くほか、確定する。仲裁決定がその違反によつて無効とされる場合には、仲裁の要請は、行わぬかつたものとし、仲裁手続(b)(iv)及び(v)の規定に係るもの(除く)は、行わぬかつたものとする。

仲裁のための委員会がある事案の決定を両締約国の権限のある当局及び当該事案について仲裁の要請を行つた者に対して送付するまでに当該事案が次の(i)から(iii)までの規定のいずれかに該当することとなる場合には、当該事案に関する条約第二十四条に基づく手続は、終了する。

(e) 両締約国の権限のある当局が、条約第二十四条2の規定に従い、当該事案を解決するための合意に達する場合

(i) 両締約国の権限のある当局が、条約第二十四条2の規定に従い、当該事案についていずれかの締約国(裁判所又は行政審判所が決定を行う場合)

仲裁の要請が行われた事案について訴訟又は審査請求が行われている場合において、当該訴訟又は審査請求の当事者であつて当該事案によって直接に影響を受ける者が、仲裁決定を受領した日の後六十日以内に、関連する裁判所又は行政審判所に対して、仲裁手続に当たる事項に関する訴訟又

(f) 仲裁の要請が行われた事案について訴訟又は審査請求が行われている場合において、当該訴訟又は審査請求の当事者であつて当該事案によって直接に影響を受ける者が、仲裁決定を受領した日の後六十日以内に、関連する裁判所又は行政審判所に対して、仲裁手続に当たる事項に関する訴訟又

(g) 仲裁の要請が行われた事案について訴訟又は審査請求が行われている場合において、当該訴訟又は審査請求の当事者であつて当該事案によって直接に影響を受ける者が、仲裁決定を受領した日の後六十日以内に、関連する裁判所又は行政審判所に対して、仲裁手続に当たる事項に関する訴訟又

は、適用しない。

2 条約の規定にかかるらず、匿名組合契約その他これに類する契約に関連して(デンマークの居住者である匿名組合員が取得する所得及び収益に対する)は、当該所得及び収益が日本国内において生ずる場合には、日本国においてその法令に従つて租税を課することができる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千十七年十月十一日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国のために 河野太郎 デンマーク王国のために アナス・サムエルセン

参議院議長 伊達 忠一殿 衆議院議長 大島 理森

平成三十年四月十九日

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアイスランドとの間の条約の締結について承認を求める件

よつて国会法第八十三条により送付する。

右は本院において承認することを議決した。

平成三十年五月十七日

日本国のために

河野太郎 デンマーク王国のために アナス・サムエルセン

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアイスランドとの間の条約の締結について承認を求める件

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアイスランドとの間の条約の締結について承認を求める件

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアイスランドとの間の条約の締結について承認を求める件

会の承認を求める。

審査報告書

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアイスランドとの間の条約の締結について承認を求める件

平成三十年五月十七日

日本国のために 外交防衛委員長 三宅 伸吾

参議院議長 伊達 忠一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、我が国とアイスランドとの間で二重課税の除去を目的とした課税権の調整を行うとともに、配当利子及び使用料に対する源泉地国課税の限度税率等を定めるものである。

日本国及びアイスランドは、

両国間の経済関係の一層の発展を図ること及び租税に関する両国間の協力を強化することを希望し、

所得に対する租税に関して、脱税又は租税回避

官 報 (号 外)

を通じた非課税又は租税の軽減（第三国の居住者の間接的な利益のためにこの条約において与えられる租税の免除又は軽減を得ることを目的とする条約<sup>を</sup>漁りの仕組みを通じたものを含む。）の機会を生じさせることなく、二重課税を除去するための

条約を締結することを  
次のとおり協定した。

## 第一条 対象となる者

1 この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

2 この条約の適用上、いずれかの締約国の租税に関する法令の下において全面的若しくは部分的に課税上存在しないものとして取り扱われる團体若しくは仕組みによって又はこのような団体若しくは仕組みを通じて取得される所得は、一方の締約国における課税上当該一方の締約国の居住者の所得として取り扱われる限りにおいて、当該一方の締約国の居住者の所得とみなす。この2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国が当該一方の締約国の居住者に対して租税を課する権利に影響を及ぼすものと解してはならない。この2の規定の適用上、「課税上存在しない」とは、一方の締約国の租税に関する法令の下において、團体又は仕組みの所得の全部又は一部について、当該所得の全部又は一部が当該團体又は仕組みにより当該團体又は仕組みの持分を有する者に分配されるか否かを問わず、当該所得の全部又は一部が生ずる時ににおいて当該者が当該所得の全部又は一部を直接に取得したものとして、当該團体又は仕組みに對してではなく、当該者に對して租税が課される場合をいう。

第二条 対象となる租税  
この条約が適用される現行の租税は、次のもの  
とする。  
(a) アイスランドにおいては、  
(i) 国税である所得税

(b) 地方税である所得税  
(iii) 特別炭化水素税  
(ii) (以下「アイスランドの租税」という。)  
日本国においては、  
所得税  
法人税  
復興特別所得税  
地方法人税  
住民税

(v) (以下「日本国の租税」という。)  
この条約は、現行の租税に加えて又はこれに代わつてこの条約の署名の日の後に課される租税であつて、現行の租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。  
両締約国の権限のある当局は、各締約国の租税に関する法令について行われた重要な改正を相互に通知する。

第三条 一般的定義

1 この条約の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、  
(a) 「アイスランド」とは、地理的意味で用いる場合には、アイスランドの領域（領海を含む。）並びにその領海の外側に位置する区域であつて、アイスランドが国際法に基づいて海底、その下及び上部水域並びにそれらの天然資源に関して管轄権又は主権的権利行使する区域をいう。

(b) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合は、日本国（領土を含む。）の租税に関する法令が施行されている全ての領域（領海を含む。）及びその領域の外側に位置する区域であつて、日本国が国際法に基づいて主権的権利を有し、かつ、日本国（領土を含む。）の租税に関する法令が施行されている区域（海底及びその下を含む。）をいう。

(c) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はアイスランドをい

(b) 地方税である所得税  
 (iii) 特別炭化水素税  
 (ii) (以 下「アイスランドの租税」という。)  
 (b) 日本国においては、  
 所得税  
 法人税  
 復興特別所得税  
 地方法人税  
 住民税

(v) (iv) (iii) (ii) (i)

(以下「日本国 の 租 稅」とい う。)

この条約は、現行の租税に加え、又はこれに代わってこの条約の署名の日の後に課される租税であつて、現行の租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。  
 両締約国の権限のある当局は、各締約国の租税に関する法令について行なわれた重要な改正を相互に通知する。

(d) 「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。

(e) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(f) 「企業」は、あらゆる事業の遂行について用いる。

(g) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。

(h) 「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運用する船舶又は航空機による運送(他方の締約国内の地点の間ににおいてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。)をいう。

(i) 「権限のある当局」とは、次の者をいう。

ア アイスランド これらは、才務登録大臣

2  
年金基金の利益のために所得を取得すること。  
とを主たる目的として運営されること。  
**(iii)**  
**(ii)**に規定する活動に関して取得する所得  
について当該一方の締約国において租税を  
免除されること。

一方の締約国によるこの条約の適用に際して  
は、この条約において定義されていない用語  
は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほ  
か、この条約の適用を受ける租税に関する当該  
一方の締約国の法令において当該用語がその適  
用の時点で有する意義を有するものとする。当  
該一方の締約国において適用される租税に関する  
法令における当該用語の意義は、当該一方の  
締約国の他の法令における当該用語の意義に優  
先するものとする。

(e) 「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。

(f) 「企業」は、あらゆる事業の遂行について用いる。

(g) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国」の企業とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。

(h) 「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運用する船舶又は航空機による運送(他方の締約国内の地点の間ににおいてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。)をいう。

(i) 「権限のある当局」とは、次の者をいう。

(i) アイスランドにおいては、財務経済大臣又は権限を与えたその代理人

(ii) 日本国においては、財務大臣又は権限を与えたその代理人

(j) 一方の締約国についての「国民」とは、次の者をいう。

(i) 当該一方の締約国の国籍を有する全ての個人

(ii) 当該一方の締約国において施行されている法令によってその地位を与えられた全ての法人、組合又は団体

(k) 「事業」には、自由職業その他の独立の性格を有する活動を含む。

(l) 「年金基金」とは、次の(i)から(iv)までに規定する要件を満たす者をいう。

(i) 一方の締約国の法令に基づいて設立され主たる目的として運営されること又は他のこと。

(ii) 退職年金、退職手当その他これらに類する報酬を管理し、若しくは給付することを

(iii) (ii)に規定する活動に関して取得する所得について当該一方の締約国において租税を免除されること。

2 一方の締約国によるこの条約の適用に際しては、この条約において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約の適用を受ける租税に関する当該一方の締約国の法令において当該用語がその適用の時点で有する意義を有するものとする。当該一方の締約国において適用される租税に関する法令における当該用語の意義は、当該一方の締約国他の法令における当該用語の意義に優先するものとする。

第四条 居住者

1 この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地、事業の管理の場所その他これらに類する基準によつて当該一方の締約国において租税を課されるべきものとされる者をいい、当該一方の締約国及び当該一方の締約国的地方政府又は地方公共団体を含む。ただし、「一方の締約国の居住者」には、一方の締約国内に源泉のある所得についてのみ当該一方の締約国において租税を課されるべきものとされる者を含まない。

2 1の規定によつて双方の締約国の居住者に該当する個人については、次のとおりその地位を決定する。

(a) 当該個人は、その使用する恒久的住居が存在する締約国の居住者とみなす。その使用する恒久的住居を双方の締約国内に有する場合には、当該個人は、その人的及び経済的関係がより密接な締約国(重要な利害関係の中心がある締約国)の居住者とみなす。

		官 報 (号 外)	
(b)	その重要な利害関係の中心がある締約国を決定することができない場合又はその使用する恒久的住居をいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、その有する常用的の住居が存在する締約国の居住者とみなす。	(c)	その常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれをいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、当該個人が国民である締約国の居住者とみなす。
(d)	当該個人が双方の締約国の国民である場合又はいずれの締約国の国民でもない場合には、両締約国の権限のある当局は、合意によつて当該事案を解決する。	(e)	1から3までの規定にかかわらず、次の活動を行つ場合には、「恒久的施設」に当たらないものとする。
(a)	企業に属する物品又は商品の保管又は展示のためのみ施設を使用すること。	(b)	1建築工事現場又は建設若しくは据付けの工事については、これらの工事現場又は工事が十二箇月を超える期間存続する場合に限り、恒久的施設を構成するものとする。
(c)	当該個人が双方の締約国内に有する場合又はこれをいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、当該個人が国民である締約国の居住者とみなす。	(d)	1から3までの規定にかかわらず、次の活動を行つ場合には、「恒久的施設」に当たらないものとする。
(a)	当該個人が双方の締約国の国民である場合又はいずれの締約国の国民でもない場合には、両締約国の権限のある当局は、合意による加工のためのみ保有すること。	(b)	企業に属する物品又は商品の在庫を保管又は展示のためにのみ保有すること。
(c)	企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。	(d)	企業のために物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集することのみ目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
(e)	企業のために(a)から(d)までに規定されていない活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該活動が準備的又は補助的な性格のものでない場合に限る。	(f)	(a)から(e)までに規定する活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該一定の場所におけるこのよう組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。
(g)	「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。	(h)	1及び2の規定にかかわらず、7の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国内において企業に代わつて行動する者が、そのように行動するに当たつて、反復して契約を締結し、又は当該企業によって重要な修正が行われることなく日常的に締結される契約の締結のために反復して主要な役割を果たす場合において、これららの契約が次の(a)から(c)までの規定のいずれかに該当するときは、当該企業は、その者が当該企業のために行う全ての活動について、当該一方の締約国内に恒久的施設を有するものとする。ただし、その者の活動が4に規定する活動(事業を行う一定の場所で行われたとしても、当該一定の規定により当該一定の場所が恒久的施設であるものとされないようなもの)のみである場合は、この限りでない。
(i)	当該企業の名において締結される契約の権利を与えるための契約	(j)	この条の規定の適用上、ある者又は企業と企業が当該一定の場所において行う活動の組合せ又は当該企業若しくは当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所及び当該他の場所において行う活動の組合せによる活動の全體が準備的又は補助的な性格のものではないこと。
(k)	当該企業及び当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所において行う活動の組合せ又は当該企業若しくは当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所及び当該他の場所において行う活動の組合せによる活動の全體が準備的又は補助的な性格のものではないこと。	(l)	この条の規定の適用上、ある者又は企業とある企業とは、全ての関連する事実及び状況に基づいて、一方が他方を支配している場合又は両者が同一の者若しくは企業によって支配されている場合には、密接に関連するものとする。いふ場合にも、ある者又は企業とある企業とは、一方が他方の受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの(法人の場合には、当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント又は当該法人の資本に係る受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの)を直接若しくは間接に所有する場合又は他の者若しくは企業がその者及びその企業の若しくはその二の企業の受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの(法人の場合には、当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント又は当該法人の資本に係る受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの)を直接若しくは間接に所有する場合に限る。
(m)	当該企業による役務の提供のための契約	(n)	6 6の規定は、一方の締約国内において他方の締約国に代わつて行動する者が、当該一方の締約国内において独立の代理人として事業を行つ場合において、当該企業のために通常の方法で当該事業を行つときは、適用しない。ただし、その者は、専ら又は主として一又は二以上の自己と密接に関連する企業に代わつて行動する場合には、当該企業につき、この7に規定する独立の代理人とはされない。
(o)	おいて行う事業活動又は当該企業若しくは当該企業による役務の提供のための契約	(p)	7 6の規定は、一方の締約国内において他方の締約国に代わつて行動する者が、当該一方の締約国内において独立の代理人として事業を行つ場合において、当該企業のために通常の方法で当該事業を行つときは、適用しない。ただし、その者は、専ら又は主として一又は二以上の自己と密接に関連する企業に代わつて行動する場合には、当該企業につき、この7に規定する独立の代理人とはされない。
(q)	おいて行う事業活動又は当該企業若しくは当該企業による役務の提供のための契約	(r)	8 この条の規定の適用上、ある者又は企業とある企業とは、全ての関連する事実及び状況に基づいて、一方が他方を支配している場合又は両者が同一の者若しくは企業によって支配されている場合には、密接に関連するものとする。いふ場合にも、ある者又は企業とある企業とは、一方が他方の受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの(法人の場合には、当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント又は当該法人の資本に係る受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの)を直接若しくは間接に所有する場合に限る。
(s)	当該企業による役務の提供のための契約	(t)	9 一方の締約国に居住する法人若しくは他方の締約国に居住する法人が、他方の国内において事業(恒久的施設を通じて行われるものであるか否かを問わない)を行つ法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによつては、いずれの一方の法人も、他の法人の恒久的施設とはされない。
(u)	一方の締約国に居住する法人が他方の締約国内に存	(v)	第六条 不動産所得
		官 報 (号 外)	
(b)	その重要な利害関係の中心がある締約国を決定することができない場合又はその使用する恒久的住居をいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、その有する常用的の住居が存在する締約国の居住者とみなす。	(c)	その常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれをいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、当該個人が国民である締約国の居住者とみなす。
(d)	当該個人が双方の締約国の国民である場合又はいずれの締約国の国民でもない場合には、両締約国の権限のある当局は、合意によつて当該事案を解決する。	(e)	1から3までの規定にかかわらず、次の活動を行つ場合には、「恒久的施設」に当たらないものとする。
(a)	企業に属する物品又は商品の保管又は展示のためのみ施設を使用すること。	(b)	1建築工事現場又は建設若しくは据付けの工事については、これらの工事現場又は工事が十二箇月を超える期間存続する場合に限り、恒久的施設を構成するものとする。
(c)	当該個人が双方の締約国内に有する場合又はこれをいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、当該個人が国民である締約国の居住者とみなす。	(d)	1から3までの規定にかかわらず、次の活動を行つ場合には、「恒久的施設」に当たらないものとする。
(e)	当該個人が双方の締約国の国民である場合又はいずれの締約国の国民でもない場合には、両締約国の権限のある当局は、合意による加工のためのみ保有すること。	(f)	(a)から(e)までに規定する活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該活動が準備的又は補助的な性格のものでない場合に限る。
(g)	「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。	(h)	1及び2の規定にかかわらず、7の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国内において企業に代わつて行動する者が、そのように行動するに当たつて、反復して契約を締結し、又は当該企業によって重要な修正が行われることなく日常的に締結される契約の締結のために反復して主要な役割を果たす場合において、これららの契約が次の(a)から(c)までの規定のいずれかに該当するときは、当該企業は、その者が当該企業のために行う全ての活動について、当該一方の締約国内に恒久的施設を有するものとする。ただし、その者の活動が4に規定する活動(事業を行う一定の場所で行われたとしても、当該一定の規定により当該一定の場所が恒久的施設であるものとされないようなもの)のみである場合は、この限りでない。
(i)	当該企業の名において締結される契約の権利を与えるための契約	(j)	この条の規定の適用上、ある者又は企業とある企業とは、全ての関連する事実及び状況に基づいて、一方が他方を支配している場合又は両者が同一の者若しくは企業によって支配されている場合には、密接に関連するものとする。いふ場合にも、ある者又は企業とある企業とは、一方が他方の受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの(法人の場合には、当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント又は当該法人の資本に係る受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの)を直接若しくは間接に所有する場合に限る。
(k)	当該企業による役務の提供のための契約	(l)	6の規定は、一方の締約国内において他方の締約国に代わつて行動する者が、当該一方の締約国内において独立の代理人として事業を行つ場合において、当該企業のために通常の方法で当該事業を行つときは、適用しない。ただし、その者は、専ら又は主として一又は二以上の自己と密接に関連する企業に代わつて行動する場合には、当該企業につき、この7に規定する独立の代理人とはされない。
(m)	おいて行う事業活動又は当該企業若しくは当該企業による役務の提供のための契約	(n)	7 6の規定は、一方の締約国内において他方の締約国に代わつて行動する者が、当該一方の締約国内において独立の代理人として事業を行つ場合において、当該企業のために通常の方法で当該事業を行つときは、適用しない。ただし、その者は、専ら又は主として一又は二以上の自己と密接に関連する企業に代わつて行動する場合には、当該企業につき、この7に規定する独立の代理人とはされない。
(o)	おいて行う事業活動又は当該企業若しくは当該企業による役務の提供のための契約	(p)	8 この条の規定の適用上、ある者又は企業とある企業とは、全ての関連する事実及び状況に基づいて、一方が他方を支配している場合又は両者が同一の者若しくは企業によって支配されている場合には、密接に関連するものとする。いふ場合にも、ある者又は企業とある企業とは、一方が他方の受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの(法人の場合には、当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント又は当該法人の資本に係る受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの)を直接若しくは間接に所有する場合に限る。
(q)	当該企業による役務の提供のための契約	(r)	9 一方の締約国に居住する法人若しくは他方の締約国に居住する法人が、他方の国内において事業(恒久的施設を通じて行われるものであるか否かを問わない)を行つ法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによつては、いずれの一方の法人も、他の法人の恒久的施設とはされない。
(s)	一方の締約国に居住する法人が他方の締約国内に存	(t)	第六条 不動産所得

在する不動産から取得する所得(農業又は林業から生ずる所得を含む)に対しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

「不動産」とは、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。「不動産」には、いかなる場合にも、不動産に附属する財産、農業又は林業に用いられる家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金(変動制であるか固定制であるかを問わない)を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他全ての形式による使用から生ずる所得について適用する。

4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得についても、適用する。

## 第七条 事業利得

1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合に、2 第二条の規定にかかわらず、一方の締約国は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

2 第二条の規定にかかわらず、一方の締約国は日本国の事業税を、日本国の企業である場合には日本国の事業税に類似する租税でアイスランドにおいてこの条約の署名の日の後に課されるものを、免除される。

3 1及び2の規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによって取得する利得についても、適用する。

## 第九条 関連企業

1 次の(a)又は(b)の規定に該当する場合であつて、そのいずれの場合においても、商業上又は類似の活動を行う分離し、かつ、独立した企業であるとしたならば、特に当該企業の他の構成部分との取引においても、当該恒久的施設が取扱されたとみられる利得とする。

3 一方の締約国が、いずれかの締約国の企業の恒久的施設に帰せられる利得を2の規定によつて調整し、それに伴い、他方の締約国において租税を課された当該企業の利得に租税を課する場合には、当該他方の締約国は、その利得に対する二重課税を除去するために必要な範囲に限り、その利得に対して当該他方の締約国において課された租税の額について適当な調整を行う。この調整に当たっては、両締約国の権限のある当局は、必要があるときは、相互に協議する。

## 第八条 海上運送及び航空運送

1 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課された当該他方の締約国の企業の利得を当該一方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、その算入された利得が、双方の企業の間に設けられた条件が独立の企業の間に設けられたであろう条件であったとしたならば当該一方の締約国の企業の利得となつたとみられる利得であるときは、当該他方の締約国は、その利得に対して当該他方の締約国において課された租税の額について適当な調整を行う。この調整に当たっては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払うものとし、両締約国の権限のある当局は、必要があるときは、相互に協議する。

2 第二条の規定にかかわらず、一方の締約国は、アイスランドの企業である場合には日本国の事業税を、日本国の企業である場合には日本国の事業税に類似する租税でアイスランドにおいてこの条約の署名の日の後に課されるものを、免除される。

3 1及び2の規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによって取得する利得についても、適用する。

1 次の規定にかかるとおり、当該他方の締約国において、双方の企業の間に、独立の企業の間に設けられる条件と異なる条件が設けられ、又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものに対しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。

(a) 一方の締約国が、他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合

(b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合

2 一方の締約国の居住者である法人が支払う配当に對しては、当該一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。ただし、その租税の額は、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、次の(a)又は(b)に掲げる額を超えないものとする。

1 一方の締約国の居住者である法人が支払う配当に對しては、当該一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。

(a) 当該配当の受益者が、当該配当の支払を受けた者が特定される日をその末日とする六箇月の期間を通じ、次の(i)又は(ii)に掲げるものの二十五パーセント以上を直接又は間接に所有する法人である場合には、当該配当の額の五パーセント

(i) 当該配当を支払う法人がアイスランドの居住者である場合には、当該法人の資本

(ii) 当該配当を支払う法人が日本国の居住者である場合には、当該法人の議決権

2 一方の締約国の居住者である法人が支払う配当にかかるとおり、当該他方の締約国において課された租税の額について適当な調整を行つた後は、1に規定する状況においても、当該利得の更正をしてはならない。この3の規定は、不正に租税を免れた利得については、適用しない。

3 1の規定にかかるとおり、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a) 当該配当の支払を受ける者が特定される日をその末日とする六箇月の期間を通じ、次の(i)又は(ii)に掲げるものの二十五パーセント以上を直接又は間接に所有する法人

(i) 当該配当を支払う法人がアイスランドの居住者である場合には、当該法人の資本

一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国内において利得又は所得を取得する場合に、は、当該他方の締約国は、当該法人の支払配当及び当該法人の留保所得については、これら配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内において生ずる利得又は所得から成るときにおいても、当該配当(当該他方の締約国)の居住者に支払われる配当及び配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該他方の締約国内に存在する恒久的施設と実質的な関連を

7  
と同様に取り扱われるものという  
1から3までの規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う方が居住者である他方の締約国内において当該事業を行う場合において、当該配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

この条において「配当」とは、株式その他の得の分配を受ける権利(信用に係る債権を除く)から生ずる所得及びその他の権利から生ずる所得であつて分配を行ふ法人が居住者である締約国の法令上租税に関する規定から生ずる所得をいふものとする。

5 ほすものではなし  
2(a)及び3の規定は、配当を支払う法人が居住者である締約国における当該法人の課税所得の計算上控除される配当については、適用しない。

(b) (ii) 当該配当を支払う法人が日本国の居住者である場合には、当該法人の議決権定する活動によって取得される場合に限る。2及び3の規定は、配当を支払う法人のその配當に充てられる利得に対する課税に影響を及ぼす。<sup>うつむかへよう。</sup>

第十一章 利子

い。の(一) 所得に対する租税に関する二重課税の免除の条約の締結について承認を求める件

4  
1 及び 2 の規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が、当該利子の生ずる他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する所得(公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。)及び他の所得で当該所得が生ずる締約国法令上租税に関する貸付金から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。前条で取り扱われる所得及び支払の遅延に対し課される損害金は、この条の規定の適用上、利子には該当しない。

2 の居住者が受益者である利子に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

1の規定にかかわらず、債務者若しくはその関係者の収入、売上げ、所得、利得その他の資金の流出入、債務者若しくはその関係者の有する資産の価値の変動若しくは債務者若しくはその関係者が支払う配当、組合の分配金その他これらに類する支払金を基礎として算定される利子又はこれに類する利子であつて、一方の締約

有するものである場合の配当を除く。)に対してもかかる租税も課することができます、また、当該留保所得に対しても租税を課すことができない。

第十一條 利子

一方の締約国内において生じ、他方の締約國

定に従つて租税を課すことができる。  
第十二条 使用料

6 和子の支払の基団となつた債権について考慮した場合において、利子の支払者と受益者との間又はその双方と他の者との間の特別の関係によつて、当該利子の額が、その関係がないとしたならば当該支払者及び当該受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に対しては、この条約の他の規定によるべき事項をもつていて、各當内國の法律

である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとする。ただし、利子の支払者が、一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、当該利子の支払の基因となつた債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設によって負担されるものであるときは、当該利子の支払者がいづれかの締約国の居住者であるか否かを問わず、当該利子は、当該恒久的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとする。

る恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該利子の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

第十二条 使用料

定に妥当な考慮を施した上で、各締約国の方々に従つて租税を課すことができる。

利子の支払の基団となつた債権について考慮した場合において、利子の支払者と受益者との間又はその双方と他の者との間の特別の関係によつて、当該利子の額が、その関係がないとしたらば當該支払者及び當該受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に対しても、この条約の他の規定によるべき事項を除いて、各章内個々の合意を尊重する。

である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとする。ただし、利子の支払者が、一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、当該利子の支払の基因となつた債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設によつて負担されるものであるときは、当該利子の支払者がいづれかの締約国の居住者であるか否かを問わず、当該利子は、当該恒久的施設の存在する当該一方の締約国において生じたものとする。

る恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該利子の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

### 第十三條 讓渡收益

一方の締約国において他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産を構成する財産(第六条に規定する不動産を除く)の譲渡から生ずる収益(当該恒久的施設の譲渡又は企業全体の譲渡の一部としての当該恒久的施設の譲渡から生ずる収益を含む)に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

ひ該受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に対してもは、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上で、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該使用料の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

4 使用料の支払の基因となつた使用、権利又は情報について考慮した場合において、使用料の支払者と受益者との間又はその双方と他の者との間の特別の関係によつて、当該使用料の額が、その関係がないとしたならば当該支払者及

3  
しくは使用の権利の対価として又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受領される全ての種類の支払金をいう。

1の規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受益者が、当該使用料の生ずる他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する







既又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によつて解決するよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。

4 両締約国の権限のある当局は、2及び3に規定する合意に達するため、直接相互に通信すること(両締約国の権限のある当局又はその代表者によって構成される合同委員会を通じて通信することを含む)ができる。

5(a) 一方又は双方の締約国の措置によりある者がこの条約の規定に適合しない課税を受けた事案について、1の規定に従つて当該者が一方の締約国の権限のある当局に対しても申立てをし、かつ、

(b) 他方の締約国の権限のある当局に対して当該事案に関する協議の申立てをした日から二年以内に、2の規定に従つて両締約国の権限のある当局が当該事案を解決するための合意に達することができない場合において、当該者が要請するときは、当該事案の未解決の事項は、仲裁に付託される。ただし、当該未解決の事項についていづれかの締約国の裁判所又は行政審判所が既に決定を行つた場合には、当該未解決の事項は、仲裁に付託されない。当該事案によって直接に影響を受ける者が、仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意を受け入れない場合を除くほか、当該仲裁決定は、両締約国を拘束するものとし、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。両締約国の権限のある当局は、この5の規定の実施方法を合意によつて定める。

## 第二十六条 情報の交換

1 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国若しくは両締約国のある地方

政府若しくは地方公共団体が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令(当該法令に基づく課税がこの条約の規定に反しない場合に限り適用若しくは執行に関連する情報を交換する)の運用若しくは執行に規定する。情報の交換は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。

2 1の規定に基づいて一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとし、1に規定する租税の賦課若しくは徵収、これらの租税に関する不服申立てについての決

定又はこれらの監督に關する者又は当局裁判所及び行政機関を含む)に對してのみ、開示される。これらの者又は当局は、当該情報をそ

のよば目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。第一文から第三文までの規定にかかわらず、一方の締約国が受領した情報は、両締約国の法令に基づいて他の目的のために使用することができる場合において、当該情報を提供し

た他の締約国の権限のある当局がそのような使用を許可するときは、他の目的のために使用することができる。

3 1及び2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に對して、次のことを行う義務を課すものと解してはならない。

(a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣習に抵触する行政上の措置をとること。

(b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。

(c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは

職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することとなる情報を提供すること。

(d) 弁護士その他の法律事務代理人がその依頼者との間で行う次の(i)又は(ii)に規定する通信の内容を明らかにする情報を入手し、又は提供すること。

(a) アイスラームにおいては、第二条1(a)に掲げる租税

(b) 日本国においては、第二条1(b)(i)から(iv)までに掲げる租税

(c) 付加価値税  
金融活動税  
社会保障税

(d) 第二条1(b)(i)から(iv)までに掲げる租税

(e) (i) 変更特別法人税  
(ii) 消費税  
(iii) 地方消費税  
(iv) 相続税  
(v) 贈与税

4 一方の締約国がこの条の規定に従つて情報の提供を要請する場合には、他方の締約国は、当該情報が自己の課税目的のために必要でないときであつても、当該情報を入手するため必要な手段を用いる。第一文に規定する義務は、3に定める限り従うが、その制限は、いかなる場合にも、当該情報が自己の課税目的のために必要でないことを理由として、締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

5 3の規定は、いかなる場合にも、提供を要請された情報が銀行その他の金融機関、名義人、代理人若しくは受託者が有する情報又はある者の所有に関する情報であることを理由として、締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

6 第二十七条 租税の徴収における支援

1 両締約国は、租税債権の徴収について相互に支援を行う。この支援は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。両締約国の権限のある当局は、この5の規定の実施方法を合意によつて定める。

7 一方の締約国が当該一方の締約国の法令に基づいて執行することができるものであり、かつ、その徴収における支援の要請の時において当該租税債権を負担する者が当該一方の締約国の法令に基づいて当該租税債権の徴収を停止させることができない場合には、当該租税債権は、当該一方の締約国のある当局の要請に基づき、他方の締約国のある当局によって徴収のために引き受けられるものとする。当該租税債権は、この3の規定に基づいて当該他方の締約国が要請することができる条件を満たす当該他方の締約国の租税債権である



二千十八年一月十五日にレイキャビクで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために

北川靖彦

アイスランドのために

グドウロイグル・トール・トールダルソン

議定書

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアイスランドとの間の条約(以下「条約」といふ。)の署名に当たり、日本国及びアイスランドは、条約の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1 条約第二条1の規定に関し、同条1(a)(i)に規定する「国税である所得税」とは、個人所得税、法人所得税、資本所得税及び特別金融活動税をいう。

2 条約第四条1の規定に関し、ある者は、一方の締約国の租税に関する法令に規定する租税の免除の要件を満たすことによつてその所得の全部又は一部が当該一方の締約国において租税を免除される場合においても、当該一方の締約国において租税を課されるべきものとされる者であることが了解される。

3 条約第二十五条5の規定に関し、

(a) 両締約国の権限のある当局は、仲裁の要請が行われた事案によって直接に影響を受ける者の作為若しくは不作為が当該事案の解決を妨げる場合又は両締約国の権限のある当局及び当該者が別に合意する場合を除くほか、条約第二十五条5に規定する仲裁の要請から二年以内に仲裁決定が実施されることを確保するため、仲裁手続を合意によって定める。

(b) 仲裁のための委員会は、次の規則に従つて設置される。

(a) 両締約国の権限のある当局は、仲裁の要請が行われた事案によって直接に影響を受ける者の作為若しくは不作為が当該事案の解決を妨げる場合又は両締約国の権限のある当局及び当該者が別に合意する場合を除くほか、条約第二十五条5に規定する仲裁の要請から二年以内に仲裁決定が実施されることを確保するため、仲裁手続を合意によって定める。

(b) 仲裁のための委員会は、次の規則に従つて設置される。

(i) 仲裁のための委員会は、国際租税に関する事項について専門知識又は経験を有する個人である三人の仲裁人によって構成される。

(ii) 各締約国の権限のある当局は、いずれかの締約国の国民であるか否かを問わず、一人の仲裁人を任命する。両締約国の権限のある当局が任命する二人の仲裁人は、両締約国の権限のある当局が合意する手続に従い、仲裁のための委員会の長となる第三の仲裁人を任命する。

(iii) いずれの仲裁人も、いずれの締約国の大務当局の職員でもあつてはならず、及び仲裁の要請が行われた事案にこれまでいかなる資格においても関与した者であつてはならない。第三の仲裁人は、いずれの締約国(の国民でもあつてはならず、いずれの締約国内にも日常の居所を有したことがあつてはならず、及びいずれの締約国によつても雇用されたことがあつてはならない。

(iv) 両締約国の権限のある当局は、仲裁手続の実施に先立つて、全ての仲裁人が、各締約国(の権限のある当局)に対して送付する書面において、条約第二十六条2及び両締約国(の法令に規定する秘密及び不開示に関する義務と同様の義務に従うことに合意することを確保する。

(v) 各締約国の権限のある当局は、自らが任命した仲裁人の費用及び自国の費用を負担する。第三の仲裁人の費用その他仲裁手続の実施に関する費用については、両締約国(の権限のある当局が均等に負担する。

(vi) 仲裁の要請が行われた事案について訴訟又是審査請求が行われている場合において、当該訴訟又は審査請求の当事者であつて当該事案によって直接に影響を受ける者が、仲裁決定を受領した日の後六十日以内に、関連する裁判所又は行政審判所に対して、仲裁手続において解决された全ての事項に関する訴訟又は審査請求を取り下げないときは、当該事案

(i) 仲裁決定は、先例としての価値を有しない。この3の規定又は同条5及び(a)の規定に従つて決定される手続規則のいずれかに対する違反(仲裁決定に影響を及ぼしたものとして相当と認められるものに限る。)によって当該仲裁決定がいずれかの締約国(の裁判所において無効とされる場合を除くほか、確定する。仲裁決定がその違反によつて無効とされる場合には、仲裁の要請は、行わなかつたものとする。

(ii) 仲裁判定は、条約第二十五条5若しくはこの3の規定又は同条5及び(a)の規定に従つて決定される手続規則のいずれかに対する違反(仲裁決定に影響を及ぼしたものとして相当と認められるものに限る。)によって当該仲裁決定がいずれかの締約国(の裁判所において無効とされる場合を除くほか、確定する。仲裁決定がその違反によつて無効とされる場合には、仲裁の要請は、行わなかつたものとする。

(iii) 仲裁判定は、条約第二十五条5若しくはこの3の規定又は同条5及び(a)の規定に従つて決定される手續規則のいずれかに対する違反(仲裁決定に影響を及ぼしたものとして相当と認められるものに限る。)によって当該仲裁決定がいずれかの締約国(の裁判所において無効とされる場合を除くほか、確定する。仲裁決定がその違反によつて無効とされる場合には、仲裁の要請は、行わなかつたものとする。

(iv) 仲裁判定は、条約第二十五条5若しくはこの3の規定又は同条5及び(a)の規定に従つて決定される手續規則のいずれかに対する違反(仲裁決定に影響を及ぼしたものとして相当と認められるものに限る。)によって当該仲裁決定がいずれかの締約国(の裁判所において無効とされる場合を除くほか、確定する。仲裁決定がその違反によつて無効とされる場合には、仲裁の要請は、行わなかつたものとする。

(v) 仲裁判定は、条約第二十五条5若しくはこの3の規定又は同条5及び(a)の規定に従つて決定される手續規則のいずれかに対する違反(仲裁決定に影響を及ぼしたものとして相当と認められるものに限る。)によって当該仲裁決定がいずれかの締約国(の裁判所において無効とされる場合を除くほか、確定する。仲裁決定がその違反によつて無効とされる場合には、仲裁の要請は、行わなかつたものとする。

(vi) 仲裁判定は、条約第二十五条5若しくはこの3の規定又は同条5及び(a)の規定に従つて決定される手續規則のいずれかに対する違反(仲裁決定に影響を及ぼしたものとして相当と認められるものに限る。)によって当該仲裁決定がいずれかの締約国(の裁判所において無効とされる場合を除くほか、確定する。仲裁決定がその違反によつて無効とされる場合には、仲裁の要請は、行わなかつたものとする。

(vii) 仲裁判定は、条約第二十五条5若しくはこの3の規定又は同条5及び(a)の規定に従つて決定される手續規則のいずれかに対する違反(仲裁決定に影響を及ぼしたものとして相当と認められるものに限る。)によって当該仲裁決定がいずれかの締約国(の裁判所において無効とされる場合を除くほか、確定する。仲裁決定がその違反によつて無効とされる場合には、仲裁の要請は、行わなかつたものとする。

(viii) 仲裁判定は、条約第二十五条5若しくはこの3の規定又は同条5及び(a)の規定に従つて決定される手續規則のいずれかに対する違反(仲裁決定に影響を及ぼしたものとして相当と認められるものに限る。)によって当該仲裁決定がいずれかの締約国(の裁判所において無効とされる場合を除くほか、確定する。仲裁決定がその違反によつて無効とされる場合には、仲裁の要請は、行わなかつたものとする。

(ix) 仲裁判定は、条約第二十五条5若しくはこの3の規定又は同条5及び(a)の規定に従つて決定される手續規則のいずれかに対する違反(仲裁決定に影響を及ぼしたものとして相当と認められるものに限る。)によって当該仲裁決定がいずれかの締約国(の裁判所において無効とされる場合を除くほか、確定する。仲裁決定がその違反によつて無効とされる場合には、仲裁の要請は、行わなかつたものとする。

(x) 仲裁判定は、条約第二十五条5若しくはこの3の規定又は同条5及び(a)の規定に従つて決定される手續規則のいずれかに対する違反(仲裁決定に影響を及ぼしたものとして相当と認められるものに限る。)によって当該仲裁決定がいずれかの締約国(の裁判所において無効とされる場合を除くほか、確定する。仲裁決定がその違反によつて無効とされる場合には、仲裁の要請は、行わなかつたものとする。

(xi) 仲裁判定は、条約第二十五条5若しくはこの3の規定又は同条5及び(a)の規定に従つて決定される手續規則のいずれかに対する違反(仲裁決定に影響を及ぼしたものとして相当と認められるものに限る。)によって当該仲裁決定がいずれかの締約国(の裁判所において無効とされる場合を除くほか、確定する。仲裁決定がその違反によつて無効とされる場合には、仲裁の要請は、行わなかつたものとする。

(xii) 仲裁判定は、条約第二十五条5若しくはこの3の規定又は同条5及び(a)の規定に従つて決定される手續規則のいずれかに対する違反(仲裁決定に影響を及ぼしたものとして相当と認められるものに限る。)によって当該仲裁決定がいずれかの締約国(の裁判所において無効とされる場合を除くほか、確定する。仲裁決定がその違反によつて無効とされる場合には、仲裁の要請は、行わなかつたものとする。

(xiii) 仲裁判定は、条約第二十五条5若しくはこの3の規定又は同条5及び(a)の規定に従つて決定される手續規則のいずれかに対する違反(仲裁決定に影響を及ぼしたものとして相当と認められるものに限る。)によって当該仲裁決定がいずれかの締約国(の裁判所において無効とされる場合を除くほか、確定する。仲裁決定がその違反によつて無効とされる場合には、仲裁の要請は、行わなかつたものとする。

(xiv) 仲裁判定は、条約第二十五条5若しくはこの3の規定又は同条5及び(a)の規定に従つて決定される手續規則のいずれかに対する違反(仲裁決定に影響を及ぼしたものとして相当と認められるものに限る。)によって当該仲裁決定がいずれかの締約国(の裁判所において無効とされる場合を除くほか、確定する。仲裁決定がその違反によつて無効とされる場合には、仲裁の要請は、行わなかつたものとする。

(xv) 仲裁判定は、条約第二十五条5若しくはこの3の規定又は同条5及び(a)の規定に従つて決定される手續規則のいずれかに対する違反(仲裁決定に影響を及ぼしたものとして相当と認められるものに限る。)によって当該仲裁決定がいずれかの締約国(の裁判所において無効とされる場合を除くほか、確定する。仲裁決定がその違反によつて無効とされる場合には、仲裁の要請は、行わなかつたものとする。

(xvi) 仲裁判定は、条約第二十五条5若しくはこの3の規定又は同条5及び(a)の規定に従つて決定される手續規則のいずれかに対する違反(仲裁決定に影響を及ぼしたものとして相当と認められるものに限る。)によって当該仲裁決定がいずれかの締約国(の裁判所において無効とされる場合を除くほか、確定する。仲裁決定がその違反によつて無効とされる場合には、仲裁の要請は、行わなかつたものとする。

に關する仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意は、当該事案によって直接に影響を受ける者によって受け入れられなかつたものとする。この場合には、当該事案について、両締約国の権限のある当局による更なる検討は、行わない。

(g) 条約第二十五条5及びこの3の規定は、条約第四条3の規定に該当する事案については、適用しない。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千十八年一月十五日にレイキャビクで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために

北川靖彦

アイスランドのために

グドウロイグル・トール・トールダルソン

審査報告書

医療法及び医師法の一部を改正する法律案右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成三十年五月十七日

厚生労働委員長 伊達 忠一 殿 島村 大

参議院議長

要領書

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、地域間の医師偏在の解消等を通じ、地域における医療提供体制を確保するため、都道府県の医療計画における医師の確保に関する事項の策定、臨床研修病院の指定権限及び研修医定員の決定権限の都道府県への移譲等

の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、医師偏在対策を進めるに当たっては、医療の高度化と専門分化、医療安全対策、医師の働き方改革、新たな専門医制度など、今後の医療の供給に影響を与える得る事項を総合的に勘案した上で、関係者の意見を尊重しながら、実効性ある対策を継続的に講ずること。

二、地域における医療提供体制の確保については、居住する地域によって受けられることができる医療に格差が生じないよう配慮し、医療従事者の過度の負担に依存するのではなく、限りある医療資源を有効に活用するとともに、その課題認識が社会において共有されるよう必要な対策を講ずること。

三、病院勤務医の夜間・休日勤務や待機時間の実態を調査した上で、医師等の過労死・過労自殺等を防止する観点から、医師の地域偏在解消に向けた対策を強力に推進するとともに、「医師の働き方改革に関する検討会」において取りまとめられた「医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組」の周知・徹底を図ること。

四、大学病院の半が高度の医療の提供等を目的とする特定機能病院であることに鑑み、勤務する医師が経営上の観点から本来担うべき役割に専念できないような事態が生じないよう、大学病院に対する財政上の措置を含む適切な支援を行ふこと。

五、医師が不足している地域においては看護師等

の医療従事者も不足していることが多いと考えられることから、当該地域においては医師以外の医療従事者の実効性ある確保策も同時に講ずること。

六、医師少数区域等で勤務した医師に対する認定の創設に当たっては、認定を受けた医師や医師派遣の要請に応じて医師を派遣する病院に対する効果的な経済的インセンティブの付与について検討すること。

七、都道府県が医師少数区域等を設定するための医師偏在指標を定めるに当たっては、地域住民の年齢構成の推移、患者の流入入の状況、昼夜人口の変化など、地域の実情やニーズを適切に反映する客観的なデータを用いて検討を行うこと。

八、都道府県の地域医療対策協議会の機能強化及び外来医療の提供体制を協議する場の新設に当たっては、地域医療構想調整会議等の既存の会議と並立てて非効率に陥ることのないよう配慮し、都道府県に対して既存の会議との一体的な運用を促すこと。

九、医師偏在対策は大学医学部における医師養成段階から実施すべきものであることから、厚生労働省と文部科学省が連携して具体的な施策を検討し、実施すること。

十、医師偏在対策に携わる都道府県職員が医療政策に精通し、医師養成を行なう大学や地域の医療機関等と協力・連携しながら地域の実情に即した対策を進めることができるよう、都道府県に對し適切な支援を行うこと。

十一、地域における外来医療の需要は短期間に大きく変化しえることから、外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項について行う調査、分析及び評価は、地域の実情に即し、六年開設若しくは病院の病床数の増加によつてこれを超えることになると認めるとときは、当該

## 官報(号外)

中「同条第一項又は第二項」とあるのは「同条第三項」と、前項中「第七条第一項又は第二項」とあるのは「第七条第三項」と読み替えるものとする。  
第十二条第一項ただし書中「但し」を「ただし」に、「助産所所在地」を「助産所の所在地」に、「管理させて差支ない」を「管理させる」とがでるに改め、同条第二項中「助産師は、」の下に「次の各号のいずれかに該当するものとして」を加え、同項に次の各号を加える。  
一 医師が不足している地域内に開設する診療所を管理しようとする場合  
二 介護老人保健施設その他の厚生労働省令で定める施設に開設する診療所を管理しようととする場合  
三 事業所等に従業員等を対象として開設される診療所を管理しようとする場合  
四 地域における休日又は夜間の第三十条の三第一項に規定する医療提供体制の確保のために開設される診療所を管理しようとする場合  
五 その他厚生労働省令で定める場合

第三十条の二十一第三項中「医療従事者の勤務環境の改善を促進するための拠点としての機能の確保に努める」を「次に掲げる事項について特に留意する」に改め、同項に次の各号を加える。  
一 医師が不足している地域に派遣される医師が勤務することとなる病院又は診療所における勤務環境の改善の重要性  
二 医療従事者の勤務環境の改善を促進するための拠点としての機能の確保による委託を受ける事項  
同条第三項の次に次の二項を加える。  
4 都道府県又は第二項の規定による委託を受けた者は、第一項各号に掲げる事務又は当該

中「同条第一項又は第二項」とあるのは「同条第三項」とあるのは「第七条第三項」と読み替えるものとする。  
第十二条第一項ただし書中「但し」を「ただし」に、「助産所所在地」を「助産所の所在地」に、「管理させて差支ない」を「管理させる」とがでるに改め、同条第二項中「助産師は、」の下に「次の各号のいずれかに該当するものとして」を加え、同項に次の各号を加える。  
一 医師が不足している地域内に開設する診療所を管理しようとする場合  
二 介護老人保健施設その他の厚生労働省令で定める施設に開設する診療所を管理しようととする場合  
三 事業所等に従業員等を対象として開設される診療所を管理しようとする場合  
四 地域における休日又は夜間の第三十条の三第一項に規定する医療提供体制の確保のために開設される診療所を管理しようとする場合  
五 その他厚生労働省令で定める場合

第三十条の二十三第一項中「協議の場」の下に「(次項において「地域医療対策協議会」といふ)」を加え、「定め、これを」を「定めるとともに、同項各号に掲げる医師の確保を図るために必要な事項について協議を行い、当該施策及び当該協議が調つた事項について」に改め、同項八号を第九号とし、第七号を第八号とし、同項第六号中「太字」を「学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学(以下単に「大学」という。)」に改め、同号を同項第七号とし、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 公的医療機関以外の病院(公的医療機関に準ずるものとして厚生労働省令で定めるものを除く)  
第三十条の二十一第三項中「医療従事者の勤務環境の改善を促進するための拠点としての機能の確保に努める」を「次に掲げる事項について特に留意する」に改め、同項に次の二項を加える。  
2 前項の規定により地域医療対策協議会において協議を行う事項は、次に掲げる事項とする。  
一 医師が不足している地域における医師の確保に資するとともに、当該地域に派遣される医師の能力の開発及び向上を図ることを目的とするものとして厚生労働省令で定める計画に関する事項  
三 第一号に規定する計画に基づき医師が定足している地域に派遣された医師の能力の委託に係る事務を実施するに当たつては、第三十条

開発及び向上に関する継続的な援助に関する事項

四 医師が不足している地域に派遣された医師の負担の軽減のための措置に関する事項

五 医師法の規定によりその権限に属せられた事項

六 その他医師の確保を図るために必要な事項

3

都道府県知事は、前項第二号に掲げる事項についての協議を行うに当たつては、医師の派遣が医師が不足している地域における医師の確保に資するものとなるよう、地域における医師の状況を踏まえることその他の厚生労働省令で定める事項に配慮しなければならない。

第三十条の二十四中「を踏まえ」を「及び同項に規定する協議が調つた事項次条第一項、第三十条の二十七及び第三十一条において「協議が調つた事項」という。」に基づき、「同項各号」を「前条第一項各号」に改める。

第三十条の二十五第一項中「を踏まえ」を「及び協議が調つた事項に基づき」に改め、同項第七号と、第三十条の二十三第二項中「前項各号」を「第一項各号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定により地域医療対策協議会において協議を行う事項は、次に掲げる事項とする。

一 医師が不足している地域における医師の確保に資するとともに、当該地域に派遣される医師の能力の開発及び向上を図ることを目的とするものとして厚生労働省令で定める計画に関する事項

三 第一号に規定する計画に基づき医師が定足している地域に派遣された医師の能力の委託に係る事務を実施するに当たつては、第三十条

の二十一第一項各号に掲げる事務又は同条第二項の規定による委託に係る事務を実施する者と相互に連携を図らなければならない。

第三十条の二十七及び第三十一条中「地域医療対策」の下に「及び協議が調つた事項」を加え改める。

第三十条の三第三項第六号中「第三十条の四第十項」を「第三十条の四第十二項」に改める。

第三十条の二第一項から第三項までの規定中「第三十条の四第二項第十二号」を「第三十条の四第二項第十四号」に、「同条第六項」を「同条第八項」に改め、同条第四項中「第三十条の四第六項」を「第三十条の四第八項」に改める。

第三十条の二第二項第一号に規定する計画を策定すること。

六 第三十条の二十三第二項第一号に規定する計画を策定すること。

第三十条の二十三第二項第一号から第四号までに掲げる事項の実施に関し必要な調整を行うこと。

六 第三十条の二十三第二項中「次項」を「以下この条」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 都道府県又は第三項の規定による委託を受けた者は、地域医療支援事務又は当該委託に係る事務を実施するに当たつては、第三十条

の二十一第一項各号に掲げる事務又は同条第二項の規定による委託に係る事務を実施する者と相互に連携を図らなければならない。

第三十条の二十七及び第三十一条中「地域医療対策」の下に「及び協議が調つた事項」を加え改める。

第三十条の三第二項中「第九号」を「第十一号」とし、第八号を第十号とし、同項第七号中「医療従事者」の下に「(医師を除く。)」を加え、同号を同項第九号とし、同項第六号の次に次の二号を加える。

第三十条の三第二項第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、同項第七号中「医療従事者」の下に「(医師を除く。)」を加え、同号を同項第九号とし、同項第六号の次に次の二号を加える。



情報を持まえた外来医療に係る医療提供体制の状況に関する事項

二 病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進に関する事項

三 複数の医師が連携して行う診療の推進に関する事項

四 医療提供施設の建物の全部又は一部、設備、器械及び器具の効率的な活用に関する事項

五 その他外来医療に係る医療提供体制を確保するため必要な事項

2 関係者は、前項の規定に基づき都道府県が行う協議に参加するよう都道府県から求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるとともに、当該協議の場において関係者間の協議が調つた事項については、その実施に協力するよう努めなければならない。

3 都道府県は、対象区域が構想区域等と一致する場合には、当該対象区域における第一項の協議に代えて、当該構想区域等における協議の場において、同項各号に掲げる事項について協議を行うことができる。

4 前項に規定する場合には、第三十条の十四第一項に規定する関係者は、前項の規定に基づき都道府県が行う協議に参加するよう都道府県から求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるとともに、当該協議の場において当該関係者間の協議が調つた事項については、その実施に協力するよう努めなければならない。

第五十二条の二第一項第四号口中「第三十条の四第二項第十二号」を「第三十条の四第二項第十二号」に改める。

第三条 医療法の一部を次のように改正する。

第五条の二 厚生労働大臣は、第七条第一項に

規定する臨床研修等修了医師の申請に基づき、当該者が、医師の確保を特に図るべき区域(第三十条の四第六項に規定する区域その他の厚生労働省令で定める区域をいう。以下同じ。)における医療の提供に関する知見を有するため必要な経験その他の厚生労働省令で定める経験を有するものであることの認定をすることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の認定をしたときは、認定証明書を交付するものとする。

3 厚生労働大臣は、第一項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 医師がその免許を取り消され、又は医業の停止を命ぜられたとき。

二 偽りその他不正の手段により第一項の認定を受けたことが判明したとき。

三 罰金以上の刑に処せられたとき。

4 第一項の認定及びその認定の取消しに関する必要な事項は、政令で定める。

第六条の五第三項中「第十四号を第十五号とし、第六号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 第五条の二第一項の認定を受けた医師である場合には、その旨

第七条第一項中「昭和二十三年法律第二百一号」の一部を次のように改正する。

第一章中第一条の次に次の二条を加える。

第一条の二 国、都道府県、病院又は診療所の管理者、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学(以下単に「大学」という。)、医学医術に関する学術団体、診療に関する学識経験者の団体その他の関係者は、公衆衛生の向上及び増進を図り、国民の健康な生活を確保するため、医師がその資質の向上を図ることができるように、適切な役割分担を行ふとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

第十一条第一項中「又は診療所の」を「第三項の厚生労働省令で定める病院を除く。次項において同じ。又は診療所の」に改め、同条に次の二項を加える。

3 医師の確保を特に図るべき区域における医療の確保のために必要な支援を行う病院その他厚生労働省令で定める病院の開設者は、その病院が医業をなすものである場合又は医業及び歯科医業を併せ行うものであつて主として医業を行つものである場合は、臨床研修等修了医師であつて第五条の二第一項の認定を受けたものに、これを管理させなければならぬ。ただし、地域における医療の提供に影響を与える場合その他の厚生労働省令で定めたものに、これを管理させていために必要な経験その他の厚生労働省令で定める経験を有するものであることの認定を受けていないものに、これを管理させることができる。

第三十条の二十三第一項第四号中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

(医師法の一部改正)

第四条 医師法(昭和二十三年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

第一章中第一条の次に次の二条を加える。

第一条の二 国、都道府県、病院又は診療所の管理者、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学(以下単に「大学」という。)、医学医術に関する学術団体、診療に関する学識経験者の団体その他の関係者は、公衆衛生の向上及び増進を図り、国民の健康な生活を確保するため、医師がその資質の向上を図ることができるように、適切な役割分担を行ふとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

第十一条第一項中「左の」を「次のに、「一に」をいすれかに」に改め、同条第一号中「学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく」と「以下単に「大学」という。」を削り、同条第三号中「且つ」を「かつ」に改める。

第六章を第八章とし、第五章の二を第七章とし、第五章を第六章とし、第四章を第五章とす

め、同章中第十六条の六の次に次の二条を加える。

第十六条の七 国、都道府県、病院又は診療所の管理者、大学、医学医術に関する学術団体、診療に関する学識経験者の団体その他の関係者は、医療提供体制(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の三第一項に規定する医療提供体制をいう。次条第一項において同じ。)の確保に与える影響に配慮して医師の研修が行われるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

第十六条の八 医学医術に関する学術団体その他の厚生労働省令で定める団体は、医師の研修に関する計画を定め、又は変更しようとするとき(当該計画に基づき研修を実施することにより、医療提供体制の確保に重大な影響を与える場合として厚生労働省令で定める場合に限る。)は、あらかじめ、厚生労働大臣の意見を聽かなければならぬ。

2 厚生労働大臣は、前項の団体を定める厚生労働省令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、医道審議会の意見を聽かなければならぬ。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聽かなければならぬ。

4 都道府県知事は、前項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ、医療法第三十条の二十三第一項に規定する地域医療対策協議会の意見を聽かなければならぬ。

5 第一項の厚生労働省令で定める団体は、同項の規定により厚生労働大臣の意見を聞いたときは、同項に規定する医師の研修に関する計画の内容に当該意見を反映させるよう努めなければならない。

第十六条の九 厚生労働大臣は、医師が医療に関する最新の知見及び技能に関する研修を受ける機会を確保できるようにするため特に必要があると認めるときは、当該研修を行い、又は行おうとする医学医術に関する学術団体その他厚生労働省令で定める団体に対し、当該研修の実施に關し、必要な措置の実施を要請することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の厚生労働省令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、医道審議会の意見を聽かなければならない。

3 第一項の厚生労働省令で定める団体は、同項の規定により、厚生労働大臣から研修の実施に關し、必要な措置の実施を要請されたときは、当該要請に応じるよう努めなければなりません。

指定する病院を「都道府県知事の指定する病院」又は「外国の病院で厚生労働大臣の指定するもの」に改め、同条第四項を削り、同条第三項中「指定又は前項の」を「規定による指定をし、若くは前項の」として改め、「十二年」と

療対策協議会の意見を聴いたときは、第一項の規定による指定又は第四項の規定による指定の取消しに当たり、当該意見を反映させるよう努めなければならない。

第四章中第十六条の九を第十六条の十一とす。

都道府県知事は、前項の規定により研修医の定員を定めようとするときは、医療法第五条の二第一項に規定する医師の確保を特に図るべき区域における医師の数の状況に配慮しなければならない。

都道府県知事は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、地域医療対策協議会の意見を聴かなければならぬ。都道府県知事は、前項の規定により地域医療対策協議会の意見を聴いたときは、第三項

の規定により研修医の定員を定めるに当たり、当該意見を反映させるよう努めなければならぬ。

第十六条の四 都道府県知事は、臨床研修の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、臨床研修病院の管理者又は開

2 設者に対し、その業務に關し報告を求める、又は必要な指示をすることができる。

実施を確保するため必要があると認めるときは、第十六条の二第一項に規定する厚生労働大臣の指定する病院の管理者又は開設者に対する

し、その業務に關し報告を求め、又は必要な措置をとるべき」とを請求することができ

る。第四章中第十六条の二の前に次の節名を付す。

（施行用則）  
附 則 第一節 臨床研修

〔旅行業法〕  
第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

平成三十年五月十八日 参議院会議録第二十号(その二) 医療法及び医師法の一部を改正する法律案

## 一 第一条及び第四条の規定並びに次条から附則第四条まで並びに附則第九条及び第十五条の規定 公布の日

二 第三条及び第五条の規定並びに附則第六条から第八条まで、第十二条及び第十二条の規定 平成三十二年四月一日

(検討)

第二条 政府は、医療の分野における国民の需要が高度化し、かつ、多様化している状況においても、医師がその任務を十分に果たすことができるよう、学校教育法(昭和二十一年法律第二十六号)第一条に規定する大学附則第八条第一項において、単に「大学」という。が行う臨床実習をはじめとする医学に係る教育の状況を勘案し、医師の資質の向上を図る観点から、医師法の規定について検討を加え、その結果に基づき、この法律の公布後三年以内に法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、臨床研修の評価に関する調査研究を行ふものとし、当該調査研究の結果を勘案し、臨床研修と医師が臨床研修を修了した後に受けれる医療に関する専門的な知識及び技能に関する研修とが整合性のとれたものとすること等により、医師の資質の向上がより実効的に図られるよう、臨床研修の在り方について検討を加え、その結果に基づき、この法律の公布後三年以内に法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、前二項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律(前条各号に掲げる規定にあっては、当該各規定。附則第四条において同じ。)による改正後のそれぞれの法律(以下この項において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の

## 措置を講ずるものとする。

(医療法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第一条の規定による改正前の医療法の規定に基づき行われた病院の開設の許可若しくは病院の病床数の増加の許可又は診療所の病床の設置の許可若しくは診療所の病床数の増加の許可の申請については、同条の規定による改正後

の医療法第七条の三の規定は、適用しない。

第四条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の医療法第十二条第二項の許可を受けている者は、この法律による改正後の医療法第十

二条第二項の許可を受けたものとみなす。

第五条 この法律の施行の日(以下この項及び第三項において「施行日」という。)前に第二条の規定による改正前の医療法第三十条の四の規定に

より定められ、又は同法第三十条の六の規定により変更された医療計画(医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画をいう。以下この条において同じ。)は、施行日から平成三十二年三

月三十一日までの間は、第二条の規定による改

正後の医療法(以下この条において平成三十一年新医療法」という。)第三十条の四の規定によ

り定められ、又は平成三十一年新医療法第三十条の六の規定により変更された医療計画とみなす。

(医師法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第三条の規定による改正後の医療法第十一条第三項の規定は、同項の厚生労働省令で定める病院の開設者が、附則第一条第二号に掲げる

規範の施行の日(次条において「第二号施行日」という。)以後に、当該病院の管理者を選任する場合について適用する。

(医師法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第二号施行日前に第五条の規定による改

正前の医師法(以下この条及び次条第二項において「第二号旧医師法」という。)第十六条の二第二項の規定によりされた指定等の処分その他の行為(以下この条において「处分等の行為」とい

う。)又は附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際に第二号旧医師法の規定によりされてい

る指定等の申請その他の行為(以下この条にお

いて「申請等の行為」という。)で、第二号施行日においてこれららの行為に係る行政事務を行つべき者が異なることとなるものは、第二号施行日以後における第五条の規定による改正後の医師法(以下この条及び次条において「第二号新医師法」という。)の適用については、第二号新医師法の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 平成三十一年三月三十一日までの間は、平成三十一年新医療法第十二条第二項、第三十条の二十一第三項、第三十条の二十三第一項から第三項まで、第三十条の二十四、第三十条の二十一第三項、第三十条の二十七及び第三十一条の規定の適用については、なお従前の例によるこ

とし、平成三十一年新医療法第三十条の四第六項及び第七項並びに第三十条の十八の二の規定は、適用しない。

3 平成三十一年新医療法第三十条の四第二項第十号及び第十一号に掲げる事項については、平

## 成三十一年新医療法第三十条の六第一項の規定にかかわらず、都道府県は、施行日以後最初に行われる同条第二項に基づく調査、分析及び評価の際に、当該調査、分析及び評価を行うものとし、必要があると認めるときは、当該都道府県の医療計画を変更するものとする。

4 都道府県が平成三十一年新医療法第三十条の四第二項第十号及び第十一号に掲げる事項について当該都道府県の医療計画に初めて定めるとき、及び前項の規定に基づき当該都道府県の医療計画を変更するときは、同条第十七項及び第十八項の規定を準用する。

第五条 第一条の規定による改正後の医療法第十一条第五項第四項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 医療法第七条の三第一項に規定する構想区域における保険医療機関の病床数が、当該申請に係る指定により同法第三十条の四第一項に規定する医療計画において定める

将来の病床数の必要量を勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した数を超えることになると認める場合(その数を既に超えている場合を含む。)であつて、当該病院又は診療所の開設者が管理者が同法第三十条の十一の規定による都道府県知事の勧告を受け、これに従わないとき。

(地域保健法の一部改正)

第六条 第二号施行日前に第五条の四第二項第十二号」を「第三十条の四第二項第十四号」に改め

る一部を次のように改正する。

第七条 地域保健法(昭和二十一年法律第一百一号)の一部を次のように改正する。

第八条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の

## 際に医学を履修する課程を置く大学に附属する病院であつて臨床研修を行つているものは、第二号新医師法第十六条の二第一項の規定による都道府県知事の指定を受けた病院とみなす。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際に現に第二号旧医師法第十六条の二第四項の規定により同条第一項の厚生労働大臣の指定する病院とみなされている病院は、第二号新医師法第十六条の二第一項の規定による厚生労働大臣の指定を受けた病院とみなす。

3 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際に現に第二号旧医師法第十六条の二第四項の規定により同条第一項の厚生労働大臣の指定する病院とみなされている病院は、第二号新医師法第十六条の二第一項の規定による厚生労働大臣の指定を受けた病院とみなす。

4 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際に現に第二号旧医師法第十六条の二第四項の規定により同条第一項の厚生労働大臣の指定する病院とみなされている病院は、第二号新医師法第十六条の二第一項の規定による厚生労働大臣の指定を受けた病院とみなす。

5 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際に現に第二号旧医師法第十六条の二第四項の規定により同条第一項の厚生労働大臣の指定する病院とみなされている病院は、第二号新医師法第十六条の二第一項の規定による厚生労働大臣の指定を受けた病院とみなす。

6 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際に現に第二号旧医師法第十六条の二第四項の規定により同条第一項の厚生労働大臣の指定する病院とみなされている病院は、第二号新医師法第十六条の二第一項の規定による厚生労働大臣の指定を受けた病院とみなす。

7 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際に現に第二号旧医師法第十六条の二第四項の規定により同条第一項の厚生労働大臣の指定する病院とみなされている病院は、第二号新医師法第十六条の二第一項の規定による厚生労働大臣の指定を受けた病院とみなす。

8 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際に現に第二号旧医師法第十六条の二第四項の規定により同条第一項の厚生労働大臣の指定する病院とみなされている病院は、第二号新医師法第十六条の二第一項の規定による厚生労働大臣の指定を受けた病院とみなす。

9 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際に現に第二号旧医師法第十六条の二第四項の規定により同条第一項の厚生労働大臣の指定する病院とみなされている病院は、第二号新医師法第十六条の二第一項の規定による厚生労働大臣の指定を受けた病院とみなす。

10 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際に現に第二号旧医師法第十六条の二第四項の規定により同条第一項の厚生労働大臣の指定する病院とみなされている病院は、第二号新医師法第十六条の二第一項の規定による厚生労働大臣の指定を受けた病院とみなす。

11 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際に現に第二号旧医師法第十六条の二第四項の規定により同条第一項の厚生労働大臣の指定する病院とみなされている病院は、第二号新医師法第十六条の二第一項の規定による厚生労働大臣の指定を受けた病院とみなす。

12 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際に現に第二号旧医師法第十六条の二第四項の規定により同条第一項の厚生労働大臣の指定する病院とみなされている病院は、第二号新医師法第十六条の二第一項の規定による厚生労働大臣の指定を受けた病院とみなす。

13 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際に現に第二号旧医師法第十六条の二第四項の規定により同条第一項の厚生労働大臣の指定する病院とみなされている病院は、第二号新医師法第十六条の二第一項の規定による厚生労働大臣の指定を受けた病院とみなす。

14 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際に現に第二号旧医師法第十六条の二第四項の規定により同条第一項の厚生労働大臣の指定する病院とみなされている病院は、第二号新医師法第十六条の二第一項の規定による厚生労働大臣の指定を受けた病院とみなす。

15 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際に現に第二号旧医師法第十六条の二第四項の規定により同条第一項の厚生労働大臣の指定する病院とみなされている病院は、第二号新医師法第十六条の二第一項の規定による厚生労働大臣の指定を受けた病院とみなす。

16 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際に現に第二号旧医師法第十六条の二第四項の規定により同条第一項の厚生労働大臣の指定する病院とみなされている病院は、第二号新医師法第十六条の二第一項の規定による厚生労働大臣の指定を受けた病院とみなす。

17 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際に現に第二号旧医師法第十六条の二第四項の規定により同条第一項の厚生労働大臣の指定する病院とみなされている病院は、第二号新医師法第十六条の二第一項の規定による厚生労働大臣の指定を受けた病院とみなす。

18 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際に現に第二号旧医師法第十六条の二第四項の規定により同条第一項の厚生労働大臣の指定する病院とみなされている病院は、第二号新医師法第十六条の二第一項の規定による厚生労働大臣の指定を受けた病院とみなす。

19 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際に現に第二号旧医師法第十六条の二第四項の規定により同条第一項の厚生労働大臣の指定する病院とみなされている病院は、第二号新医師法第十六条の二第一項の規定による厚生労働大臣の指定を受けた病院とみなす。

20 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際に現に第二号旧医師法第十六条の二第四項の規定により同条第一項の厚生労働大臣の指定する病院とみなされている病院は、第二号新医師法第十六条の二第一項の規定による厚生労働大臣の指定を受けた病院とみなす。

21 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際に現に第二号旧医師法第十六条の二第四項の規定により同条第一項の厚生労働大臣の指定する病院とみなされている病院は、第二号新医師法第十六条の二第一項の規定による厚生労働大臣の指定を受けた病院とみなす。

22 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際に現に第二号旧医師法第十六条の二第四項の規定により同条第一項の厚生労働大臣の指定する病院とみなされている病院は、第二号新医師法第十六条の二第一項の規定による厚生労働大臣の指定を受けた病院とみなす。

23 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際に現に第二号旧医師法第十六条の二第四項の規定により同条第一項の厚生労働大臣の指定する病院とみなされている病院は、第二号新医師法第十六条の二第一項の規定による厚生労働大臣の指定を受けた病院とみなす。

24 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際に現に第二号旧医師法第十六条の二第四項の規定により同条第一項の厚生労働大臣の指定する病院とみなされている病院は、第二号新医師法第十六条の二第一項の規定による厚生労働大臣の指定を受けた病院とみなす。

25 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際に現に第二号旧医師法第十六条の二第四項の規定により同条第一項の厚生労働大臣の指定する病院とみなされている病院は、第二号新医師法第十六条の二第一項の規定による厚生労働大臣の指定を受けた病院とみなす。

26 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際に現に第二号旧医師法第十六条の二第四項の規定により同条第一項の厚生労働大臣の指定する病院とみなされている病院は、第二号新医師法第十六条の二第一項の規定による厚生労働大臣の指定を受けた病院とみなす。

27 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際に現に第二号旧医師法第十六条の二第四項の規定により同条第一項の厚生労働大臣の指定する病院とみなされている病院は、第二号新医師法第十六条の二第一項の規定による厚生労働大臣の指定を受けた病院とみなす。

28 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際に現に第二号旧医師法第十六条の二第四項の規定により同条第一項の厚生労働大臣の指定する病院とみなされている病院は、第二号新医師法第十六条の二第一項の規定による厚生労働大臣の指定を受けた病院とみなす。

29 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際に現に第二号旧医師法第十六条の二第四項の規定により同条第一項の厚生労働大臣の指定する病院とみなされている病院は、第二号新医師法第十六条の二第一項の規定による厚生労働大臣の指定を受けた病院とみなす。

30 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際に現に第二号旧医師法第十六条の二第四項の規定により同条第一項の厚生労働大臣の指定する病院とみなされている病院は、第二号新医師法第十六条の二第一項の規定による厚生労働大臣の指定を受けた病院とみなす。

31 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際に現に第二号旧医師法第十六条の二第四項の規定により同条第一項の厚生労働大臣の指定する病院とみなされている病院は、第二号新医師法第十六条の二第一項の規定による厚生労働大臣の指定を受けた病院とみなす。

32 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際に現に第二号旧医師法第十六条の二第四項の規定により同条第一項の厚生労働大臣の指定する病院とみなされている病院は、第二号新医師法第十六条の二第一項の規定による厚生労働大臣の指定を受けた病院とみなす。

33 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際に現に第二号旧医師法第十六条の二第四項の規定により同条第一項の厚生労働大臣の指定する病院とみなされている病院は、第二号新医師法第十六条の二第一項の規定による厚生労働大臣の指定を受けた病院とみなす。

34 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際に現に第二号旧医師法第十六条の二第四項の規定により同条第一項の厚生労働大臣の指定する病院とみなされている病院は、第二号新医師法第十六条の二第一項の規定による厚生労働大臣の指定を受けた病院とみなす。

35 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際に現に第二号旧医師法第十六条の二第四項の規定により同条第一項の厚生労働大臣の指定する病院とみなされている病院は、第二号新医師法第十六条の二第一項の規定による厚生労働大臣の指定を受けた病院とみなす。

36 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際に現に第二号旧医師法第十六条の二第四項の規定により同条第一項の厚生労働大臣の指定する病院とみなされている病院は、第二号新医師法第十六条の二第一項の規定による厚生労働大臣の指定を受けた病院とみなす。

37 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際に現に第二号旧医師法第十六条の二第四項の規定により同条第一項の厚生労働大臣の指定する病院とみなされている病院は、第二号新医師法第十六条の二第一項の規定による厚生労働大臣の指定を受けた病院とみなす。

第二十一条第四項中「第十六条の四第一項」を  
〔第十六条の六第一項に改める。〕

(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一  
部改正)

第十二条 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法  
律(昭和四十六年法律第百二十九号)の一部を次  
のようすに改正する。

第一百条第六項中「昭和二十三年法律第二百一  
号」第十六条の四第一項を「昭和二十三年法律  
第二百一号」第十六条の六第一項に、「第六条  
の五第三項第七号」を「第六条の五第三項第八  
号」に改める。

(国家戦略特別区域法の一部改正)

第十三条 国家戦略特別区域法(平成二十五年法  
律第百七号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「第三十条の四第十六項」を  
「第三十条の四第十八項」に、「同条第二項第十  
四号」を「同条第二項第十七号」に改める。

(地域包括ケアシステムの強化のための介護保  
険法等の一部を改正する法律の一  
部改正)

第十四条 地域包括ケアシステムの強化のための  
介護保険法等の一部を改正する法律(平成二十  
九年法律第五十二号)の一部を次のように改正  
する。

附則第二十八条中「同条第二項第十二号」を  
「同条第二項第十四号」に改める。

(政令への委任)

第十五条 この附則に定めるもののほか、この法  
律の施行に伴い必要な経過措置(罰則)に関する  
経過措置を含む。)は、政令で定める。

### 審査報告書

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済  
組合制度の統合を図るための農林漁業団体職  
員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を  
改正する法律案  
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決し

た。よつて要領書を添えて報告する。

平成三十年五月十七日

農林水産委員長 岩井 茂樹

参議院議長 伊達 忠一殿

### 要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、厚生年金保険との統合後もなお  
経過的に存続する農林漁業団体職員共済組合が  
行う特例年金給付の給付事務の合理化を図るた  
め、当該特例年金給付に代えて、その現価に相  
当する額の特例一時金を支給する等の措置を講  
じようとするものであり、妥当な措置と認め  
る。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用  
本法施行のため、別に費用を要しない。

### 附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現  
に万全を期すべきである。

一本法の施行日の前日における特例年金給付の  
未裁定者が特例一時金の支給を受けける権利は、  
その支給事由が生じた日から五年を経過したと  
きに時効によつて消滅することから、本制度に  
ついて十分な周知徹底を図ること。当該権利を  
有することとなる者であつて連絡先が不明のもの  
のについて、連絡先の特定等により請求につな  
がるよう、特に配慮すること。

二 特例一時金の支給を要する財源については、  
組織変更等を行つた農林漁業団体から特例法人化  
負担金を徴収する根拠とするための指定法人化  
を適切に行つとともに、存続組合が農林漁業団  
体に特例業務負担金を長期前納させること等に  
より、その確保ができるよう指導すること。

三 存続組合が解散に至るまで、一時的な事務量  
による要員不足等の問題に適切な対応  
を行うよう指導すること。

の増加等による要員不足等の問題に適切な対応  
を行うよう指導すること。

四 存続組合の解散時に在籍している職員につい  
て、当該職員の雇用の確保を適切に行つよう指  
導すること。

右決議する。

の農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する  
等の法律の一部を改正する法律(平成三十年  
法律第 号。以下「平成三十年改正法」と  
いう。)による改正前の附則第二十五条第四項

に規定する特例年金給付をいう。

五 特例老齢農林年金 平成三十年改正法によ  
る改正前の附則第四十四条第一項又は第六項  
に規定する特例老齢農林年金をいう。

附則第八条第一項中「第三項」を「第三項及び  
第四項」に改め、「及び第三十条第一項」を削り、同条第二  
項中「附則別表第一」を「附則別表」に改める。

附則第十一条第二項中「附則第十六条第四項」を  
「附則第十六条第五項」に改める。

附則第十八条中「附則第二十五条第一項及び第  
二項、第二十九条第三項及び第四項、第三十二条  
第一項及び第二項並びに第六十二条から第六十四  
条までを除き、以下」を「以下この条及び附則第三  
二項第七項において」に改める。

附則第二十五条第二項の表第六十三条规定の  
項及び第六十六条第一項の項中「から第二号まで」  
を「若しくは第二号」に改め、同条第三項第一号を  
削り、同項第一号中「附則第四十七条第一項各号」  
を「附則第三十条第一項に改め、同号を同項第一  
号とし、同項第二号を同項第二号とし、同項第四  
号中「前二号」を「前二号」に改め、同号を同項第三  
号とし、同項第五号中「前各号」を「前三号」に改  
め、同号を同項第四号とし、同条第四項及び第五  
項を削り、同条第六項を同条第四項とし、同条第  
七項中「すべて」を「全て」に改め、同項を同条第五  
項とし、同条第八項を同条第六項とする。

附則第三十条に改め、同項第三号中「遺族年金又は  
通算遺族年金」を「又は遺族年金」に改め、同項に  
次の二号を加える。

四 特例年金給付 厚生年金保険制度及び農林  
漁業団体職員共済組合法度の統合を図るために  
存続組合が解散する場合に、特例年金給付を支  
給する。

第三十条 特例一時金は、次に掲げる者に支給す  
る。  
附則第三十条 特例一時金の支給

二 平成三十年改正法施行日の前日において一  
年以上の旧農林共済組合員期間を有している  
者(前号に掲げる者を除く。)  
特例一時金の額は、次の各号に掲げる者の区  
分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とす  
る。

一 前項第一号に掲げる者 平成三十年改正法  
施行日の前日においてその者が受ける権利を  
有している同日の属する月の翌月以後の各月  
の分の特例年金給付の額の現価に相当する額  
の合算額

二 前項第二号に掲げる者 平成三十年改正法  
施行日の前日においてその者が支給開始年  
齢(平成三十年改正法による改正前の附則第  
四十四条第一項の表の上欄に掲げる者の区分  
に応じ同表の下欄に掲げる年齢をいう。以下  
この号において同じ。)に達していない場合に  
あつては、その者が支給開始年齢に達する日  
の属する月の翌月)以後の各月の分の特例老  
農林年金の額の現価に相当する額の合算額  
前項各号の現価に相当する額は、同項第一号  
の各月の分の特例年金給付の額又は同項第二号  
の各月の分の特例老農林年金の額に同項第一  
号の各月又は同項第一号の各月の予定生存率を  
乗じて得た額を、複利現価法によつて平成三十  
年改正法施行日の前日の属する月の翌月から同  
項第一号の各月の分の特例年金給付又は同項第  
二号の各月の分の特例老農林年金が支給され  
有している者

4 前項の予定生存率は厚生労働省の作成に係る生命表その他の資料を勘案して、同項の複利現価法において用いる利率は厚生年金保険法第二条の四第一項に規定する財政の現況及び見通し及び国民年金法第四条の三第一項に規定する財政の現況及び見通しの作成に用いられる市場金利の動向その他の事情を勘案して、それぞれ農林水産省令で定める。

5 前二項に規定するもののほか、特例年金給付について支給の停止が行われている場合における特例一時金の額の算定方法その他の特例一時金の額の算定に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

6 特例一時金を受ける権利は、その権利を有する者の請求に基づいて、存続組合が決定する。ただし、平成三十年改正法施行日の前日において特例年金給付を受ける権利に係る決定を受けている者(特例年金給付を受ける権利に係る決定の請求をしている者であつて、同日において当該決定を受けていないもの含む。)に係る特例一時金を受ける権利(当該特例年金給付に係るものに限る。)については、その権利を有する者の請求を要しない。

7 廃止前農林共済法第十三条、第二十二条第一項、第二十八条、第二十九条、第三十条第一項及び第二項、第三十一条、第三十二条第一項、第三十三条第一項及び第三项、第三十四条、第三十五条、第七十七条の二並びに第七十八条の規定は、特例一時金について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前農林共済法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十三条规定	退職共済年金				
第二项	第一项	第二十二条第一项	第二十八条第一项	第二十八条第一项	第一项
第一项 第二十八条第一项 第二项	遺族共済年金 退職共済年金又は障害共済年 金若しくは障害一時金	百円	五十円		
特例一時金(平成三十年改正前平成十三年統合法附則第三十七条第一項若しくは第四項に規定する特例遺族共済年金、平成三十年改正前平成十三年統合法附則第四十二条第一項に規定する特例遺族年金、平成三十年改正前平成十三年統合法附則第四十三条第一項に規定する特例通算遺族年金又は平成三十年改正前平成十三年統合法附則第三十九条第一項若しくは第五項に規定する特例減額退職年金、平成三十年改正前平成十三年統合法附則第四十条第一項に規定する特例退職年金、平成三十年改正前平成十三年統合法附則第三十九条第一項若しくは第六項に規定する特例老齢農林年金に係るものに限る。第三十三条第三項において同じ。)	一円	五十銭			

第二十九条	遣族共済年金の支給に関する規定又は前条第一項	前条第一項又は第二項
第三十条第一項	遺族共済年金及び第二十八条第一項の規定により支給する他の給付	特例一時金
第三十二条第一項	その給付事由が生じた日	平成三十年改正法の施行の日
第三十三条第一項	退職共済年金	特例一時金
第七十七条の二	この法律	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律

8 特例一時金に關し、国民年金法第二十条その他これに相当する併給の調整に関する規定であつて政令で定めるものを適用する場合において必要な事項は、政令で定める。  
 (政令への委任)  
 第三十一条 前条に規定するもののほか、特例一時金に關し必要な事項は、政令で定める。  
 附則第三十一条の二を削る。  
 附則第三十二条から第五十二条までを次のように改める。

第三十二条から第五十二条まで 削除  
 附則第五十八条第一項中「特例年金給付」を「特例一時金」に改める。

第六十五条 削除  
 附則第六十九条第二項中「新法」を「国民年金法」に、「移行農林年金又は特例年金給付」を「又は移行農林年金」に改める。  
 附則第一百一条中「並びに特例年金給付(特例老齢農林年金、特例障害農林年金及び特例遺族農林年

金を除く。」)を削り、「の規定」を「(昭和二十九年法律第九十一号)」の規定に改める。  
 附則第一百三条第一項中「移行農林年金」を「並びに移行農林年金」に改め、「並びに特例年金給付のうち特例退職共済年金、特例退職年金、特例減額退職年金、特例通算退職年金及び特例老齢農林年金」を削り、同条第二項を削る。  
 附則第一百四条中「所得税法」の下に「(昭和四十年法律第三十三号)」を加える。  
 附則第一百六条中「労働者災害補償保険法」の下に「(昭和二十二年法律第五十号)」を加える。  
 附則第一百七条中「前条の規定による改正後の一時金」に改める。

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第七条の規定は、公布の日から施行する。  
 (施行期日)  
 第二条 この法律による改正前の厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(届出等に関する経過措置)  
 (未支給給付に関する経過措置)  
 第二条 この法律による改正前の厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(以下「旧法」という)附則第二十五条第三項に規定する存続組合(次項において単に「存続組合」という)がこの法律の施行の日(以下「施行日」という)前に支給すべきであつた特例年金給付(同条第四項に規定する特例年金給付をいう。以下同じ。)(旧法附則第十八条の規定により支給する一時金を含む。)であつた特例年金給付(同条第四項に規定する特例年金給付をいう。以下同じ。)(旧法附則第十八条の規定により支給する一時金を含む。)であつて施行日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。  
 附則第二十六条第一項各号に規定する特例一時金であつて施行日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。  
 附則第二十七条第一項各号に規定する特例一時金であつて施行日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。

第三条 施行日前に旧法附則第四十九条第一項の規定により届け出、又は提出しなければならないとされているものについての届出及び提出並びに該届出又は提出をしない場合における同条第二項の規定による差止めについては、なお従前の例による。  
 第四条 施行日前に生じた事由であつて、旧法附則第四十九条第三項の規定により届け出なければならないとされているものについての届出については、なお従前の例による。  
 第五条 退職一時金等の返還に関する経過措置  
 第四条 旧法附則第五十一条第一項に規定する施行日前返還義務者又は同条第三項に規定する施行日以後返還義務者に係る退職一時金等(同条第一項に規定する退職一時金等をいう。以下この条において同じ。)の返還については、なお従前の例による。  
 第六条 退職一時金等の支給を受けた者であつて、附則第二条第一項の規定によりなお従前の例により特例年金給付を受ける権利に係る決定を受けたものに係る退職一時金等の返還については、なお従前の例による。  
 第七条 退職一時金等の支給を受けた者であつて、新法附則第三十条第六項本文の規定による決定を受けた同条第一項第二号に掲げるものは、当該退職一時金等の額に利子に相当する額を加えた額(以下この条において「退職一時金額等」とい



十一條に、「第八百条—第八百十四条」を「第七百九十二条—第八百七条」に、「第六章 保険債権者 第八百四十二条—第八百五十二条」を「第六章 共同海損(第八百八条—第八百十四条) 第八章 海上保険(第八百五条—第八百四十四条) 第八章 船舶先取特權及び船舶抵当権 第八百四十五条—第八百五十条」に改める。
第一条 第八百五十五条の二を「第七章 船舶保険 第八章 海上保険(第八百五条—第八百四十四条) 第八章 船舶先取特權及び船舶抵当権 第八百四十五条—第八百五十条」に改める。
第二条 当該行為の年月日及びその要領
一 各当事者の氏名又は名称
第一編第八章の章名を削る。
第三十二条から第五十条までを次のように改める。
第三十二条から第五十条まで 削除
第二編第五章から第九章まで及び第三編を次のように改める。

第五章 仲立営業
(定義)
第五百四十三条 この章において「仲立人」とは、他人間の商行為の媒介をすることを業とする者をいう。
(当事者のために給付を受けることの制限)
第五百四十四条 仲立人は、その媒介により成立させた行為について、当事者のために支払その他の給付を受けることができない。ただし、当事者の別段の意思表示又は別段の慣習があるときは、この限りでない。
(見本保管義務)
第五百四十五条 仲立人がその媒介に係る行為について見本を受け取ったときは、その行為が完了するまで、これを保管しなければならない。
(結約書の交付義務等)
第五百四十六条 当事者間ににおいて媒介に係る行為が成立したときは、仲立人は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面(以下この章において「結約書」という。)を作成し、か

つ、署名し、又は記名押印した後、これを各当事者に交付しなければならない。
二 当該行為の年月日及びその要領
一 各当事者の氏名又は名称
第一編第八章の章名を削る。
第三十二条から第五十条までを次のように改める。
第三十二条から第五十条まで 削除
第二編第五章から第九章まで及び第三編を次のように改める。

第五百四十七条 仲立人は、その帳簿に前条第一項各号に掲げる事項を記載しなければならない。
2 当事者は、いつでも、仲立人がその媒介により当該当事者のために成立させた行為について、前項の帳簿の謄本の交付を請求することができる。
(当事者の氏名等を相手方に示さない場合)
第五百四十八条 当事者がその氏名又は名称を相手方に示してはならない旨を仲立人に命じたときは、仲立人は、結約書及び前条第二項の謄本にその氏名又は名称を記載することができない。
(介入権)
第五百四十九条 仲立人は、当事者の一方の氏名又は名称をその相手方に示さなかつたときは、当該相手方に対し自ら履行をする責任を負う。
(仲立人の報酬)
第五百五十条 仲立人は、第五百四十六条の手続を終了した後でなければ、報酬を請求する
2 前項の場合においても、問屋は、委託者に對して報酬を請求することができる。

2 運送取扱契約で運送貨の額を定めたときは、運送取扱人は、特約がなければ、別に報酬を請求することができない。

## (運送取扱人の留置権)

第五百六十二条 運送取扱人は、運送品に関する受け取るべき報酬、付隨の費用及び運送貨の立替金についてのみ、その弁済を受けけるまで、その運送品を留置することができる。

## (介入権)

第五百六十三条 運送取扱人は、自ら運送をすることができる。この場合において、運送取扱人は、運送人と同一の権利義務を有する。

2 運送取扱人が委託者の請求によつて船荷証券又は複合運送証券を作成したときは、自ら運送をするものとみなす。

## (物品運送に関する規定の準用)

第五百六十四条 第五百七十二条、第五百七十七条、第五百七十九条(第三項を除く)、第五百八十二条、第五百八十五条、第五百八十六条、第五百八十七条(第五百七十七条及び第五百八十五条の規定の準用に係る部分に限る)及び第五百八十八条の規定は、運送取扱業について準用する。この場合において、第五百七十九条第二項中「前の運送人」とあるのは「前の運送取扱人又は運送人」と、第五百八十五条第一項中「運送品の引渡し」とあるのは「荷受人に対する運送品の引渡し」と読み替えるものとする。

送の引受けをすることを業とする者をいう。

## 二 陸上運送 陸上における物品又は旅客の運送をいう。

三 海上運送 第六百八十四条に規定する非航海船を船舶第七百四十七条に規定する非航海船を含む)による物品又は旅客の運送をいう。

四 航空運送 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第一項に規定する航空機による物品又は旅客の運送をいう。

みます。

## (危険物に関する通知義務)

第五百七十二条 荷送人は、運送品が引火性、爆発性その他の危険性を有するものであるときは、その引渡しの前に、運送人に對し、その旨及び当該運送品の品名、性質その他当該運送品の安全な運送に必要な情報を通知しなければならない。

## (運送賃)

第五百七十三条 運送賃は、到達地における運送品の引渡しと同時に、支払わなければならぬ。

2 運送品が不可抗力によつて滅失し、又は損傷したときは、運送人は、その運送賃を請求することができない。この場合において、運送人が既にその運送賃を受け取つていたときは、これを返還しなければならない。

3 運送品がその性質若しくは瑕疵又は荷送人の過失によつて滅失し、又は損傷したときは、運送人は、運送賃の全額を請求することができる。

(運送人の留置権)

第五百七十四条 運送人は、運送品に関して受け取るべき運送貨、付隨の費用及び立替金(以下この節において「運送賃等」という)についてのみ、その弁済を受けけるまで、その運送品を留置することができる。

## (運送人の責任)

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 物品運送契約の締結の當時、運送品が高価品であることを運送人が知つていたとき

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 価値品であることを運送人が知つていたとき

2 価値品の滅失、損傷又は延着が生じたとき

(複合運送人の責任)

第五百七十八条 陸上運送、海上運送又は航空運送のうち二以上の運送を一の契約で引き受けた場合における運送品の滅失等(運送品の滅失、損傷又は延着をいう。以下この節において同じ)についての運送人の損害賠償の責任は、それぞれの運送においてその運送品の

い。  
(損害賠償の額)

## 第五百七十六条 運送品の滅失又は損傷の場合における損害賠償の額は、その引渡しがされべき地及び時における運送品の市場価格(取引所の相場がある物品については、その相場)によって定める。ただし、市場価格がないときは、その地及び時における同種類で同一の品質の物品の正常な価格によつて定め

る。

2 運送品の滅失又は損傷のために支払うこと

を要しなくなつた運送賃その他の費用は、前項の損害賠償の額から控除する。

3 前二項の規定は、運送人の故意又は重大な過失によつて運送品の滅失又は損傷が生じたときは、運送人は、その滅失、損傷又は延着について損害賠償の責任を負わない。

(高価品の特則)

第五百七十七条 貨幣、有価証券その他の高価品については、荷送人が運送を委託するに当たりその種類及び価額を通知した場合を除き、運送人は、その滅失、損傷又は延着について損害賠償の責任を負わない。

(荷造りの種類)

第五百七十五条 運送人は、運送品の受取から引渡しまでの間にその運送品が滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は運送品が延着したときは、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。ただし、運送人がその運送品の受取、運送、保管及び引渡しについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでな

第五百六十九条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとこによる。

## 第一節 総則

第五百六十九条から第五百六十八条まで 削除  
第八章 運送業

## 一 運送人

陸上運送、海上運送又は航空運

滅失等の原因が生じた場合に当該運送ごとに適用されることとなる我が国の法令又は我が国が締結した条約の規定に従う。

2 前項の規定は、陸上運送であつてその区間ごとに異なる二以上の法令が適用されるものを一の契約で引き受けた場合について準用する。(相次運送人の権利義務)

第五百七十九条 数人の運送人が相次いで陸上運送をするときは、後の運送人は、前の運送人に代わってその権利を行使する義務を負う。

2 前項の場合において、後の運送人が前の運送人に弁済をしたときは、後の運送人は、前の運送人の権利を取得する。

3 ある運送人が引き受けた陸上運送についてその荷送人のために他の運送人が相次いで当該陸上運送の一部を引き受けたときは、各運送人は、運送品の滅失等につき連帶して損害賠償の責任を負う。

4 前三項の規定は、海上運送及び航空運送について準用する。(荷送人による運送の中止等の請求)

第五百八十条 荷送人は、運送人に対し、運送の中止、荷受人の変更その他の処分を請求することができる。この場合において、運送人は、既にした運送の割合に応じた運送賃、付随の費用、立替金及びその処分によつて生じた費用の弁済を請求することができる。(荷送人の権利義務等)

第五百八十二条 荷受人は、運送品が到達地に到着し、又は運送品の全部が滅失したときは、物品運送契約によつて生じた荷送人の権利と同一の権利を取得する。

2 前項の場合において、荷受人が運送品の引渡し又はその損害賠償の請求をしたときは、

2 前項の規定は、陸上運送であつてその区間ごとに異なる二以上の法令が適用されるものを一の契約で引き受けた場合について準用する。

## (相次運送人の権利義務)

第五百八十二条 運送人は、荷受人を確知することができないときは、運送品を供託することができる。

2 前項に規定する場合において、運送人が荷送人に對し相当の期間を定めて運送品の処分につき指図をすべき旨を催告してもかかわらず、荷送人がその指図をしないときは、運送人は、その運送品を競売に付すことができる。

3 荷受人は、運送品を受け取ったときは、運送人に對し、運送賃等を支払う義務を負う。(運送品の供託及び競売)

荷送人は、その権利を行使することができない。

ついての運送人の責任は、荷受人が異議をとどめないで運送品を受け取ったときは、消滅する。ただし、運送品に直ちに発見することができない損傷又は一部滅失があつた場合において、荷受人が引渡しの日から二週間以内に運送人に對してその旨の通知を發したときは、この限りでない。

(運送人の不法行為責任)

第七百八十七条 第五百七十六条、第五百七十七条、第五百八十四条及び第五百八十五条の規定は、運送品の滅失等についての運送人の荷送人又は荷受人に対する不法行為による損害賠償の責任について準用する。ただし、荷受人があらかじめ荷送人の委託による運送を拒んでいたにもかかわらず荷送人から運送を引き受けた運送人の荷受人に対する責任については、この限りでない。

(運送人の被用者の不法行為責任)

第五百八十八条 前条の規定により運送品の滅失等についての運送人の損害賠償の責任が免除され、又は軽減される場合には、その責任が免除され、又は軽減される限度において、その運送品の滅失等についての運送人の被用者の荷送人又は荷受人に対する不法行為による損害賠償の責任も、免除され、又は軽減される。

2 前項の規定は、運送人の被用者の故意又は重大な過失によつて運送品の滅失等が生じたときは、適用しない。

第三節 旅客運送

第五百八十九条 旅客運送契約は、運送人が旅客を運送することを約し、相手方がその結果に對してその運送賃を支払うことを約することによつて、その効力を生ずる。(運送人の責任)

第五百九十条 運送人は、旅客が運送のために受けた損害を賠償する責任を負う。ただし、運送人が運送に関し注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

## (特約禁止)

第五百九十二条 旅客の生命又は身体の侵害による運送人の損害賠償の責任(運送の遅延を

主たる原因とするものを除く。)を免除し、又は軽減する特約は、無効とする。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 大規模な火災、震災その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において運送を行うとき。

二 運送に伴い通常生ずる振動その他の事情により生命又は身体に重大な危険が及ぶおそれがある者の運送を行うとき。

(引渡しを受けた手荷物に関する運送人の責任等)

第五百九十二条 運送人は、旅客から引渡しを受けた手荷物については、運送賃を請求しないときであっても、物品運送契約における運送人と同一の責任を負う。

2 運送人の被用者は、前項に規定する手荷物について、物品運送契約における運送人の被用者と同一の責任を負う。

3 第一項に規定する手荷物が到達地に到着した日から一週間以内に旅客がその引渡しを請求しないときは、運送人は、その手荷物を供託し、又は相当の期間を定めて催告をした後に競売に付することができる。この場合において、運送人がその手荷物を供託し、又は競売に付したときは、遅滞なく、旅客に對してその旨の通知を発しなければならない。

4 損傷その他の事由による価格の低落のおそれがある手荷物は、前項の催告をしないで競売に付することができる。

5 前二項の規定により手荷物を競売に付したときは、運送人は、その代価を供託しなければならない。ただし、その代価の全部又は一部を運送賃に充当することを妨げない。

6 旅客の住所又は居所が知れないときは、第三項の催告及び通知は、することを要しない。

(引渡しを受けていない手荷物に関する運送人の責任等)

第五百九十三条 運送人は、旅客から引渡しを受けない手荷物(身の回り品を含む)の滅失又は損傷については、故意又は過失がある場合を除き、損害賠償の責任を負わない。

2 第五百七十六条第一項及び第三項、第五百八十四条第一項、第五百八十五条第一項及び第二項、第五百八十七条(第五百七十六条第一項及び第三項、第五百八十五条第一項及び第二項の規定の準用に係る部分に限る)並びに第五百八十八条の規定は、運送人が前項に規定する手荷物の滅失又は損傷に係る損害賠償の責任を負う場合について準用する。この場合において、第五百七十六条第一項中「その引渡しがされるべき」とあるのは、「その運送が終了すべき」と、第五百八十四条第一項中「荷受人が異議をとどめないで運送品を受け取った」とあるのは「旅客が運送の終了の時までに異議をとどめなかつた」と、「荷受人が引渡しの日」とあるのは「旅客が運送の終了の日」と、第五百八十五条第一項中「運送品の引渡しがされた日(運送品の全部滅失の場合にあつては、その引渡しがされるべき日)」とあるのは「運送の終了の日」と読み替えるものとする。

第五百九十四条 第五百八十六条の規定は、旅客運送について準用する。

### 第九章 寄託

#### 第一節 総則

(受寄者の注意義務)

第五百九十五条 商人がその営業の範囲内において寄託を受けた場合には、報酬を受けないときであつても、善良な管理者の注意をもつて、寄託物を保管しなければならない。

(場屋営業者の責任)

第五百九十六条 旅館、飲食店、浴場その他の客の来集を目的とする場屋における取引をすることを業とする者(以下この節において「場屋営業者」という。)は、客から寄託を受けた物品の滅失又は損傷については、不可抗力によるものであつたことを証明しなければ、損害賠償の責任を免れることができない。

2 客が寄託していない物品であつても、場屋の中に携帯した物品が、場屋営業者が注意を怠つたことによつて滅失し、又は損傷したときは、場屋営業者は、損害賠償の責任を負う。

2 客が寄託していない物品であつても、場屋の中に携帯した物品が、場屋営業者が注意を怠つたことによつて滅失し、又は損傷したときは、場屋営業者は、損害賠償の責任を負う。

2 客が寄託していない物品であつても、場屋の中に携帯した物品が、場屋営業者が注意を怠つたことによつて滅失し、又は損傷したときは、場屋営業者は、損害賠償の責任を負う。

3 客が場屋の中に携帯した物品につき責任を負わない旨を表示したときであつても、場屋営業者は、前二項の責任を免れることができない。

3 客が場屋の中に携帯した物品につき責任を負わない旨を表示したときであつても、場屋営業者は、前二項の責任を免れることができない。

3 客が場屋の中に携帯した物品につき責任を負わない旨を表示したときであつても、場屋営業者は、前二項の責任を免れことができない。

とは、他人のために物品を倉庫に保管する」とを業とする者をいう。

(倉荷証券の交付義務)

第六百一条 倉荷証券には、次に掲げる事項及びその番号を記載し、倉庫営業者がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

一 寄託物の種類、品質及び数量並びにその荷造りの種類、個数及び記号

2 寄託者の氏名又は名称

3 保管期間及び作成の年月日

4 保管料

5 保管期間及び作成の年月日

6 寄託物を保険に付したときは、保険金額、保険期間及び保険者の氏名又は名称

7 作成地及び作成の年月日

(帳簿記載義務)

第六百二条 倉庫営業者は、倉荷証券を寄託者に交付したときは、その帳簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 前条第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる事項

二 倉荷証券の番号及び作成の年月日

(寄託物の分割請求)

第六百三条 倉荷証券の所持人は、倉庫営業者に対し、寄託物の分割及びその各部分に対する倉荷証券の交付を請求することができる。

この場合において、所持人は、その所持する倉荷証券を倉庫営業者に返還しなければならない。

2 前項の規定による寄託物の分割及び倉荷証券の交付に関する費用は、所持人が負担する。

2 前項の規定による寄託物の分割及び倉荷証券の交付に関する費用は、所持人が負担する。



る船舶が日本の国籍を喪失することとなるときは、他の業務を執行する社員は、相当の対価でその持分を売り渡すことを請求することができる。

## 第二款 船舶の共有

### (共有に係る船舶の利用)

第六百九十二条 船舶共有者の間においては、各船舶共有者の船舶の利用に関する事項は、各船舶共有者の持分の価格に従い、その過半数で決する。第六百九十三条 船舶共有者は、その持分の価格に応じ、船舶の利用に関する費用を負担しなければならない。

### (船舶共有者の持分買取請求)

第六百九十四条 船舶共有者が次に掲げる事項を決定したときは、その決定について異議のある船舶共有者は、他の船舶共有者に対し、相当の対価で自己の持分を買い取ることを請求することができる。

一 新たな航海(船舶共有者の間で予定されていなかつたものに限る)をすること。  
二 船舶の大修繕をする。

二 前項の規定による請求をしようとする者は、同項の決定の日(当該決定に加わらなかつた場合にあっては、当該決定の通知を受けた日の翌日)から三日以内に、他の船舶共有者又は船舶管理人に対してその旨の通知を発しなければならない。

### (船舶共有者の第三者に対する責任)

第六百九十五条 船舶共有者は、その持分の価格に応じ、船舶の利用について生じた債務を弁済する責任を負う。

### (持分の譲渡)

第六百九十六条 船舶共有者の間に組合契約があるときであっても、各船舶共有者(船舶管理人であるものを除く)は、他の船舶共有者の承諾を得ないで、その持分の全部又は一部

を他人に譲渡することができる。

2 船舶管理人である船舶共有者は、他の船舶共有者の全員の承諾を得なければ、その持分の全部又は一部を他人に譲渡することができない。

(船舶管理人)

第六百九十七条 船舶共有者は、船舶管理人を選任しなければならない。

2 船舶共有者でない者を船舶管理人とするには、船舶共有者の全員の同意がなければならない。

### (船舶管理人の代理権)

3 船舶共有者が船舶管理人を選任したときは、その登記をしなければならない。船舶管理人の代理権の消滅についても、同様とする。

### (船舶管理人の代理権)

4 第九条の規定は、前項の規定による登記について準用する。

(船舶の賃貸借による修繕)

第五百九十八条 船舶管理人は、次に掲げる行為を除き、船舶共有者に代わって船舶の利用に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

一 船舶を賃貸し、又はこれについて抵当権を設定すること。

二 船舶を保険に付すること。

三 新たな航海(船舶共有者の間で予定されていなかつたものに限る)をすること。

四 船舶の大修繕をする。

### (船舶管理人の義務)

第六百九十九条 船舶管理人は、その職務に関する帳簿を備え、船舶の利用に関する一切の事項を記載しなければならない。

2 船舶管理人は、一定の期間ごとに、船舶の

利用に関する計算を行い、各船舶共有者の承認を求めなければならない。

(船舶共有者の持分の売渡しの請求等)

第七百条 船舶共有者の持分の移転又は国籍の喪失により船舶が日本の国籍を喪失することとなるときは、他の船舶共有者は、相当の対価でその持分を売り渡すことを請求し、又は競売に付することができる。

### (第三節 船舶賃貸借)

第七百一条 船舶の賃貸借は、これを登記したときは、その後その船舶について物権を取得した者に対しても、その効力を生ずる。

### (船舶賃貸借の対抗力)

第七百二条 船舶の賃貸借は、これを登記したときは、その後その船舶について物権を取得した者に対しても、その効力を生ずる。

(船舶の賃借人にによる修繕)

第七百二十三条 船舶の賃借人であつて商行為をする目的でその船舶を航海の用に供しているものは、その船舶を受け取った後にこれに生じた損傷があるときは、その利用に必要な修繕をする義務を負う。ただし、その損傷が賃貸人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。

### (船舶の賃借人の権利義務等)

第七百二十三条 前条に規定する船舶の賃借人は、その船舶の利用に関する事項については、第三者に対して、船舶所有者と同一の権利義務を有する。

(定期借船契約による指図)

第七百二十三条 第五百七十二条、第七百三十九条第一項並びに第七百四十二条第一項及び第三項の規定は定期借船契約に係る船舶により物品を運送する場合について、第七百三条第二項の規定は定期借船者の船舶の利用について生ずる先取特権について、それぞれ準用する。

この場合において、第七百三十九条第一項中「発航の当時」とあるのは、「各航海に係る発航の当時」と読み替えるものとする。

### (第二章 船長)

#### (船長の代理権)

第七百八条 船長は、船籍港外においては、次に掲げる行為を除き、船舶所有者に代わって航海のために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

一 船舶について抵当権を設定すること。

二 借財すること。

2 前項の場合において、その船舶の利用について生じた先取特権は、船舶所有者に対しても、その効力を生ずる。ただし、船舶の賃借人によるその利用の態様が船舶所有者との契約に反することを先取特権者が知っていたときは、この限りでない。

### (定期借船契約)

第七百四十四条 定期借船契約は、当事者の一方が

を一定の期間相手方の利用に供することを約し、相手方がこれに対してその傭船料を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

(定期傭船者による指図)

第七百五条 定期傭船者は、船長に対し、航路の決定その他の船舶の利用に関し必要な事項を指示することができる。ただし、発航前の検査その他の航海の安全に関する事項については、この限りでない。

(費用の負担)

第七百六条 船舶の燃料、水先料、入港料その他船舶の利用に関する通常の費用は、定期傭船者の負担とする。

(運送及び船舶賃貸借に関する規定の準用)

第七百七条 第五百七十二条、第七百三十九条第一項並びに第七百四十二条第一項及び第三項の規定は定期借船契約に係る船舶により物品を運送する場合について、第七百三条第二項の規定は定期借船者の船舶の利用について生ずる先取特権について、それぞれ準用する。

この場合において、第七百三十九条第一項中「発航の当時」とあるのは、「各航海に係る発航の当時」と読み替えるものとする。

### (第三章 船長)

#### (船長の代理権)

第七百八条 船長は、船籍港外においては、次に掲げる行為を除き、船舶所有者に代わって航海のために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

一 船舶について抵当権を設定すること。

二 借財すること。

2 船長の代理権に加えた制限は、善意の第三

者に対抗することができない。

船長による職務代行者の選任)

第七百九条 船長は、やむを得ない事由により



(積荷を航海の用に供した場合の運送費)

第七百四十六条 運送人は、船長が第七百十二条第一項の規定により積荷を航海の用に供したときにおいて、運送費の全額を請求することができる。

(非航海船による物品運送への準用)

第七百四十七条 この節の規定は、商行為をする目的で専ら湖川、港湾その他の海以外の水域において航行の用に供する船舶(端舟その他ろかいのみをもつて運転し、又は主としてろかいをもつて運転する舟を除く。以下この編において「非航海船」という。)によつて物品を運送する場合について準用する。

## 第二節 航海傭船

(運送品の船積み)

第七百四十八条 航海傭船契約(船舶の全部又は一部を目的とする運送契約をいふ。以下この節において同じ。)に基づいて運送品の船積みのために必要な準備を完了したときは、船長は、遅滞なく、傭船者に対してその旨の通知を発しなければならない。

2 船積期間のある航海傭船契約において始期を定めなかつたときは、その期間は、前項の通知があつた時から起算する。この場合において、不可抗力によつて船積みをすることができない期間は、船積期間に算入しない。

3 傭船者が船積期間の経過後に運送品の船積みをした場合には、運送人は、特約がないときであつても、相当な滞船料を請求することができる。

(第三者による船積み)

第七百四十九条 船長は、第三者から運送品を受け取るべき場合において、その第三者を確知することができないとき、又はその第三者が運送品の船積みをしないときは、直ちに傭

船者に対する旨の通知を発しなければならぬ。

2 前項の場合において、傭船者は、船積期間内に限り、運送品の船積みをすることができる。

(傭船者による発航の請求)

第七百五十条 傭船者は、運送品の全部の船積みをしていないときであつても、船長に対し、発航の請求をすることができる。

2 傭船者は、前項の請求をしたときは、運送人に對し、運送費の全額のほか、運送品の全部の船積みをしないことによつて生じた費用を支払う義務を負い、かつ、その請求により、当該費用の支払について相当の担保を供しなければならない。

(船長の発航権)

第七百五十二条 船長は、船積時間が経過した後は、傭船者が運送品の全部の船積みをしていないときであつても、直ちに発航することができる。この場合においては、前条第二項の規定を準用する。

(運送品の陸揚げ)

第七百五十三条 運送品の陸揚げのために必要な準備を完了したときは、船長は、遅滞なく、荷受人に対してその旨の通知を発しなければならない。

2 陸揚期間の定めがある航海傭船契約において始期を定めなかつたときは、その期間は、前項の通知があつた時から起算する。この場合において、不可抗力によつて陸揚げをすることができる。

(第三者による船積み)

第七百五十四条 船長は、前項においては、運送品の船積みをしなかつたときは、運送人は、その傭船者が全部航海傭船契約の解除をしたものとみなすことができる。

3 全部航海傭船契約の傭船者が船積期間内に運送品の船積みをしなかつたときは、運送人は、その傭船者が全部航海傭船契約の解除をしたものとみなすことができる。

## (全部航海傭船契約の傭船者による発航後の解除)

第七百五十五条 発航後においては、全部航海傭船契約の傭船者は、第七百四十五条に規定する合計額及び滞船料を支払い、又は相当の担保を供しなければ、全部航海傭船契約の解除をすることができない。

## (一部航海傭船契約の解除への準用)

第七百五十六条 第七百四十三条、第七百四十五条及び第七百五十三条第三項の規定は、船舶の一部を目的とする航海傭船契約の解除について準用する。この場合において、第七百四十三条第一項中「全額」とあるのは「全額及び滞船料」と、第七百四十五条中「合計額」とあるのは「合計額並びに滞船料」と読み替えるものとする。

(個別運送契約に関する規定の準用等)

第七百五十七条 第七百五十八条 船荷証券には、次に掲げる事項(受取船荷証券にあつては、第七号及び第八号)の記載事項

(全部航海傭船契約の傭船者による発航前の解除)

第七百五十三条 発航前においては、全部航海傭船契約の解除をすることはできる。ただし、全部航海傭船契約の解除によつて運送人に生ずる損害の額が運送費の全額及び滞船料を下回るときは、その損害を賠償すれば足りる。

2 運送人は、前項において準用する第七百三十九条第一項の規定による運送人の損害賠償の責任を免除し、又は軽減する特約をもつて船荷証券の所持人に対抗することができるものとする。

2 運送人は、前項において準用する第七百三十九条第一項の規定による運送人の損害賠償の責任を免除し、又は軽減する特約をもつて船荷証券の所持人に対抗することができるものとする。

## (第三節 船荷証券等)

第七百五十七条 運送人又は船長は、荷送人又は傭船者の請求により、運送品の船積み後遅滞なく、船積みがあつた旨を記載した船荷証券(以下この節において「船積船荷証券」といふ。)の一通又は数通を交付しなければならない。

## (船荷証券の交付義務)

2 運送品の船積み前ににおいても、その受取船荷証券の全部と引換えでなければ、船積船荷証券の交付を請求することができない。

## (船荷証券の交付)

3 前二項の規定は、運送品について現に海上運送状が交付されているときは、適用しない。

官報(号外)

八号に掲げる事項を除く。)を記載し、運送人又は船長がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。
一 運送品の種類
二 運送品の容積若しくは重量又は包若しくは個品の数及び運送品の記号
三 外部から認められる運送品の状態
四 荷送人又は傭船者の氏名又は名称
五 荷受人の氏名又は名称
六 運送人の氏名又は名称
七 船舶の名称
八 船積港及び船積みの年月日
九 陸揚港
十 運送貨
十一 数通の船荷証券を作成したときは、その数
十二 作成地及び作成の年月日
2 受取船荷証券と引換えに船積船荷証券の交付の請求があったときは、その受取船荷証券に船積みがあった旨を記載し、かつ、署名し、又は記名押印して、船積船荷証券の作成に代えることができる。この場合においては、前項第七号及び第八号に掲げる事項をも記載しなければならない。
(船荷証券の引渡しの効力)
第七百六十三条 船荷証券により運送品を受け取ることができる者に船荷証券を引き渡したときは、その引渡しは、運送品について行使する権利の取得に関しては、運送品の引渡しと同一の効力を有する。
(運送品の引渡請求)
第七百六十四条 船荷証券が作成されたときは、これと引換えでなければ、運送品の引渡しを請求することができない。
(数通の船荷証券を作成した場合における運送品の引渡し)
第七百六十五条 陸揚港においては、運送人は、数通の船荷証券のうち一通の所持人が運送品の引渡しを拒むことができない。
2 前項の規定は、同項の通知が正確でないと信すべき正当な理由がある場合及び当該通知が正確であることを確認する適当な方法がない場合には、適用しない。運送品の記号について、運送品又はその容器若しくは包装に航海の終了の時まで判読に堪える表示がされていない場合も、同様とする。

3 荷送人又は傭船者は、運送人に對し、第一項の通知が正確でないことによつて生じた損害を賠償する責任を負う。
第七百六十条 運送人は、船荷証券の記載が事実と異なることをもつて善意の所持人に对抗することができない。
(船荷証券の不実記載)
第七百六十一条 船荷証券が作成されたときは、運送品に関する処分は、船荷証券によつてしなければならない。
(運送品に関する処分)
第七百六十二条 船荷証券は、記名式であるときであつても、裏書によつて、譲渡し、又は質権の目的とすることができる。ただし、船荷証券に裏書を禁止する旨を記載したときは、この限りでない。
(船荷証券の譲渡又は質入れ)
第七百六十三条 船荷証券は、記名式であるときは、運送品を供託することができる。運送人が第七百六十五条第一項の規定により運送品の一部を引き渡した後に他の所持人が運送品の引渡しを請求したときにおけるその運送品の残部についても、同様とする。
2 運送人は、前項の規定により運送品を供託したときは、遅滞なく、請求をした各所持人に対してその旨の通知を發しなければならない。
3 第一項に規定する場合においては、最も先に発送され、又は引き渡された船荷証券の所持人が他の所持人に優先する。
(船荷証券が作成された場合の特則)
第七百六十八条 船荷証券が作成された場合には、前編第八章第二節の規定の適用については、第五百八十条中「荷送人」とあるのは、「船荷証券の所持人」とし、第五百八十二条、第五百八十二条第二項及び第五百八十七条ただし書の規定は、適用しない。
(複合運送証券)
第七百六十九条 運送人又は船長は、陸上運送及び海上運送を一の契約で引き受けたときは、荷送人の請求により、運送品の船積み後遲滞なく、船積みがあつた旨を記載した複合運送証券の一通又は数通を交付しなければならない。運送品の船積み前においても、その受取後は、荷送人の請求により、受取があつた旨を記載した複合運送証券の一通又は数通を交付しなければならない。

2 第七百五十七条第二項及び第七百五十八条から前条までの規定は、複合運送証券について準用する。この場合において、第七百五十八条第一項中「除く。」とあるのは、「除く。」並びに発送地及び到達地と読み替えるものとする。
第四節 海上運送状
第七百七十条 運送人又は船長は、荷送人又は傭船者の請求により、運送品の船積み後遅滞なく、船積みがあつた旨を記載した海上運送状を交付しなければならない。運送品の船積み前においても、その受取後は、荷送人又は傭船者の請求により、受取があつた旨を記載した海上運送状を交付しなければならない。運送品の船積み前においても、その受取後は、荷送人又は傭船者の請求により、受取があつた旨を記載した海上運送状を交付しなければならない。
2 海上運送状には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
3 第一項に規定する場合においては、最も先に発送され、又は引き渡された船荷証券の所持人が他の所持人に優先する。

2 第七百五十八条第一項各号(第十一号を除く。)に掲げる事項(運送品の受取があつた旨を記載した海上運送状にあつては、同項第七号及び第八号に掲げる事項を除く。)は、海上運送状を作成したときは、そなへばならない。
3 第一項の運送人又は船長は、海上運送状の交付に代えて、法務省令で定めるところにより、荷送人又は傭船者の承諾を得て、海上運送状に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該運送人又は船長は、海上運送状を交付したものとみなす。
4 前三项の規定は、運送品について現に船荷証券が交付されているときは、適用しない。
第五章 船舶の衝突
第七百七十二条から第七百八十七条まで削除
(船舶所有者間の責任の分担)
第七百八十八条 船舶と他の船舶との衝突(次

条において「船舶の衝突」というに係る事故が生じた場合において、衝突したいすれの船舶についてもその船舶所有者又は船員に過失があつたときは、裁判所は、これらの過失の軽重を考慮して、各船舶所有者について、その衝突による損害賠償の責任及びその額を定める。この場合において、過失の軽重を定めることのできないときは、損害賠償の責任及びその額は、各船舶所有者が等しい割合で負担する。

#### (船舶の衝突による損害賠償請求権の消滅時効)

第七百八十九条 船舶の衝突を原因とする不法行為による損害賠償請求権(財産権が侵害されたことによるものに限る)は、不法行為の時から二年間行使しないときは、時効によつて消滅する。

#### (準衝突)

第七百九十条 前二条の規定は、船舶がその航行若しくは船舶の取扱いに関する行為又は船舶に関する法令に違反する行為により他の船舶に著しく接近し、当該他の船舶又は当該他の船舶内にある人若しくは物に損害を加えた事故について準用する。

#### (非航海船との衝突等への準用)

第七百九十二条 前三条の規定は、船舶と非航海船との事故について準用する。

#### (救助料の支払の請求等)

第七百九十三条 船舶又は積荷その他の船舶内にある物(以下この編において「積荷等」といいう。)の全部又は一部が海難に遭遇した場合において、これを救助した者があるときは、その者も、前項の規定に従つて救助料の支払を受けることができる。

#### (救助料の請求)

第七百九十四条 海難に際し契約で救助料を定めた場合において、その額が著しく不相当であるときは、当事者は、その増減を請求することができる。この場合においては、前条の規定を準用する。

第七百九十五条 救助料の額は、特約がないときは、救助された物の価額(救助された積荷の運送貨の額を含む。)の合計額を超えることができない。

#### (救助料の上限額)

第七百九十六条 救助料の割合等

第七百九十七条 救助料の額は、共同して救助した場合において、各救助者に支払うべき救助料の割合については、第七百九十三条の規定を準用する。

#### (救助料の割合等)

第七百九十八条 船舶所有者が前条第四項の規定により救助料の割合を決定するには、航海を終了するまでにその案を作成し、これを船員に示さなければならない。

#### (救助料の割合の案)

第七百九十九条 船員は、前条の案に対し、異議の申立てをすることができる。この場合において、当該異議の申立ては、その案が示された後、当該異議の申立てをすることができない。

#### (救助料の支払等による船員の権限)

第七百九十九条第一項に規定する場合において、人命の救助に従事した者があるときは、前条の案を更正することができる。

#### (救助料の支払の権限)

第七百九十九条第二項、第八百四十四条及び第八百四十六条の規定を準用する。

第八百二条 救助料に係る債権を有する者は、救助された積荷等について先取特権を有する。

することができる。

#### 2 船舶所有者及び船長は、積荷等の所有者に代わってその救助料を請求する権限

は、無効とする。

3 前二項の規定にかかるらず、救助料の割合が著しく不相当であるときは、船舶所有者又は船員の一方は、他の一方に対し、その増減を請求することができる。この場合においては、第七百九十三条の規定を準用する。

4 各船員に支払うべき救助料の割合は、救助に従事した船舶の船舶所有者が決定する。この場合においては、前条の規定を準用する。

5 救助者が救助することを業とする者であるときは、前各項の規定にかかるらず、救助料の全額をその救助者に支払わなければならぬ。

#### (積荷等についての先取特権)

第六百二条 救助料に係る債権を有する者は、救助された積荷等について先取特権を有する。

ないときは、管海官庁は、自ら第七百九十七条第四項の規定による決定をすることができる。

3 第八百二条 次に掲げる場合には、救助者は、

一 故意に海難を発生させたとき。

二 正当な事由により救助を拒まれたにもかかわらず、救助したとき。

3 前二項の規定にかかるらず、救助料の割合が著しく不相当であるときは、船舶所有者又は船員の一方は、他の一方に対し、その増減を請求することができる。この場合においては、第七百九十三条の規定を準用する。

4 各船員に支払うべき救助料の割合は、救助に従事した船舶の船舶所有者が決定する。この場合においては、前条の規定を準用する。

5 救助者が救助することを業とする者であるときは、前各項の規定にかかるらず、救助料の全額をその救助者に支払わなければならぬ。

#### (積荷等の所有者の責任)

第六百三条 救助された船舶の船長は、救助料の債務者に代わってその支払に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

2 救助された船舶の船長は、救助料に關してを理由があると認めるときは、前条の案を更改することができる。

3 前二項の規定は、救助に従事した船舶の船長について準用する。この場合において、これららの規定中「債務者」とあるのは、「債権者(当該船舶の船舶所有者及び海員に限る。)」と読み替えるものとする。

4 前二項の規定は、契約に基づく救助については、適用しない。

#### (積荷等の所有者の責任)

第六百四条 積荷等の全部又は一部が救助されることは、当該積荷等の所有者は、当該積荷等をもつて救助料に係る債務を弁済する責任を負う。

官報(号外)

(特別補償料)  
 第八百五条 海難に遭遇した船舶から排出された油その他の物により海洋が汚染され、当該汚染が広範囲の沿岸海域において海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、若しくは人の健康を害し、又はこれらの障害を及ぼすおそれがある場合において、当該船舶の救助に従事した者が当該障害の防止又は軽減のための措置をとつたときは、その者(以下この条において「汚染対処船舶救助従事者」という。)は、特約があるときを除き、船舶所有者に対し、特別補償料の支払を請求することができる。

2 特別補償料の額は、前項に規定する措置として必要又は有益であった費用に相当する額とする。

3 汚染対処船舶救助従事者がその措置により第一項に規定する障害を防止し、又は軽減したときは、特別補償料は、当事者の請求により、前項に規定する費用に相当する額以上当該額に百分の三十(当該額が当該障害の防止又は軽減の結果に比して著しく少ないとそ他の特別の事情がある場合には、百分の百)を乗じて得た額を加算した額以下の額によって算定する。ただし、第二号及び第四号に定める額については、積荷の滅失又は損傷のために支払うことを要しなくなつた一切の費用の額を控除するものとする。

4 汚染対処船舶救助従事者が同一の海難につき救助料に係る債権を有するときは、特別補償料の額は、当該救助料の額を控除した額とする。

5 汚染対処船舶救助従事者の過失によつて第一項に規定する障害を防止し、又は軽減することができなかつたときは、裁判所は、これを考慮して、特別補償料の額を定めることができる。(救助料に係る債権等の消滅時効)  
 第八百六条 救助料又は特別補償料に係る債権

は、救助の作業が終了した時から二年間行使しないときは、時効によつて消滅する。

(非航海船の救助への適用)  
 第八百七条 この章の規定は、非航海船又は非航海船内にある積荷その他の物を救助する場合について準用する。

第六章 共同海損

(共同海損の成立)

第八百八条 船舶及び積荷等に対する共同の危険を避けるために船舶又は積荷等について処分がされたときは、当該処分(以下この章において「共同危険回避処分」という。)によって生じた損害及び費用は、共同海損とする。

2 前項の規定は、同項の危険が過失によつて生じた場合における利害関係人から当該過失のある者に対する求償権の行使を妨げない。

(共同海損となる損害又は費用)

第八百九条 共同海損となる損害の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める

口 船積みに際して故意に虚偽の申告がされた積荷

ハ 高価品である積荷であつて、荷送人又は傭船者が運送を委託するに当たりその種類及び価額を通知していないもの

二 甲板上の積荷

ホ 屬具目録に記載がない属具

二 特別補償料

(共同海損の分担額)

第八百十条 共同海損は、次の各号に掲げる者(船員及び旅客を除く。)が当該各号に定める額の割合に応じて分担する。

一 船舶 到達の地及び時における当該船舶の価格

二 積荷 陸揚げの地及び時における当該積荷の価格

三 積荷以外の船舶内にある物 到達の地及び時における当該物の価格

四 運送貨 陸揚げの地及び時において請求することができる運送貨の額

イ 陸揚げの地及び時における当該積荷の価格

2 船荷証券その他積荷の価格を評定するに足りる書類(以下この章において「価格評定書類」という。)に積荷の実価より低い価額を記載したときは、その積荷に加えた損害の額は、当該価格評定書類に記載された額から次の口に規定する積荷の全部が滅失したとした場合に当該積荷の利害関係人が支払うことを要しないこととなる運送貨その他の費用

3 積荷以外の船舶内にある物(船舶に備え付けた武器を除く。)の利害関係人 到達の地及び時における当該物の価格

4 運送人 次のイに掲げる額から次の口に掲げる額を控除した額

イ 第二号口に規定する運送貨のうち、陸揚げの地及び時において現に存する債権の額

項目につき価格評定書類に虚偽の記載をした場合において、当該記載によることとすれば積荷の実価より低い価格が評定されることとなるときも、同様とする。

3 次に掲げる損害又は費用は、利害関係人が分担することを要しない。

1 次に掲げる物に加えた損害。ただし、次のハに掲げる物にあつては第五百七十七条のハに掲げる場合を、次の二に掲げる物にあつては甲板積みをする商慣習がある場合を除く。

イ 船舶所有者に無断で船積みがされた積荷によって算定する。ただし、第二号及び第三号に定める額によつて算定する。ただし、第二号及び第三号に定める額については、積荷の滅失又は損傷のために支払うことを要しなくなつた一切の費用の額を控除するものとする。

ハ 高価品である積荷であつて、荷送人又は傭船者が運送を委託するに当たりその種類及び価額を通知していないもの

二 甲板上の積荷

ホ 屬具目録に記載がない属具

二 特別補償料

(共同海損の分担額)

第八百十条 共同海損は、次の各号に掲げる者(船員及び旅客を除く。)が当該各号に定める額の割合に応じて分担する。

一 船舶 到達の地及び時における当該船舶の価格

二 積荷 陸揚げの地及び時における当該積荷の価格

三 積荷以外の船舶内にある物 到達の地及び時における当該物の価格

四 運送貨 陸揚げの地及び時において請求することができる運送貨の額

イ 陸揚げの地及び時における当該積荷の価格

2 船荷証券その他積荷の価格を評定するに足りる書類(以下この章において「価格評定書類」という。)に積荷の実価より低い価額を記載したときは、その積荷の利害関係人は、当該価格評定書類に記載された価額に応じて共同海損を分担する。積荷の価格に影響を及ぼす事項につき価格評定書類に虚偽の記載をした場合において、当該記載によることとすれば積荷の実価を超える価格が評定されることなるときも、同様とする。

(共同海損を分担すべき者の責任)  
第八百十一条 前条の規定により共同海損を分担すべき者は、船舶の到達(同条第一項第二号又は第四号に掲げる者にあっては、積荷の陸揚げ)の時に現存する価額の限度においてのみ、その責任を負う。

(共同海損の分担に基づく債権の消滅時効)  
第八百十二条 共同海損の分担に基づく債権は、その計算が終了した時から一年間行使しないときは、時効によつて消滅する。

第八百十三条及び第八百十四条 削除  
第七章 海上保険

## (定義等)

第八百十五条 この章において「海上保険契約」とは、損害保険契約のうち、保険者(営業として保険の引受けを行うものに限る。以下この章において同じ。)が航海に関する事故によつて生ずることのある損害を填補することを約するものをいう。

2 海上保険契約については、この章に別段の定めがある場合を除き、保険法(平成二十年法律第五十六号)第二章第一節から第四節まで及び第六節並びに第五章の規定を適用する。

## (保険者の填補責任)

第八百十六条 保険者は、この章又は海上保険契約に別段の定めがある場合を除き、保険の目的について、保険期間内に発生した航海に関する事故によつて生じた一切の損害を填補する責任を負う。

第八百十七条 保険者は、海難の救助又は共同海損の分担のため被保険者が支払うべき金額を填補する責任を負う。

2 保険法第十九条の規定は、前項に規定する金額について準用する。この場合において、同条中「てん補損害額」とあるのは、「商法(明

治三十二年法律第四十八号)第八百十七条第一項に規定する金額と読み替えるものとする。

## (船舶保険の保険価額)

第八百十八条 船舶を保険の目的物とする海上保険契約(以下この章において「船舶保険契約」という。)については、保険期間の始期における当該船舶の価額を保険価額とする。

(貨物保険の保険価額)

第八百十九条 貨物を保険の目的物とする海上保険契約(以下この章において「貨物保険契約」という。)については、その船積みがされた地及び時における当該貨物の価額、運送費

並びに保険に関する費用の合計額を保険価額とする。

## (告知義務)

第八百二十条 保険契約者又は被保険者による者は、海上保険契約の締結に際し、海上保険契約により填補することとされる損害の発生の可能性(以下この章において「危険」という)に関する重要な事項について、事実の告知をしなければならない。

(契約締結時に交付すべき書面の記載事項)

第八百二十二条 保険者が海上保険契約を締結した場合においては、保険法第六条第一項に規定する書面には、同項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

(著しい危険の増加)

3 到達港を変更し、その実行に着手した場合においては、海上保険契約で定める航路を離れないときであつても、航海の変更をしたものとみなす。

二 貨物保険契約を締結した場合 船舶の名稱並びに貨物の発送地、船積港、陸揚港及び到達地  
(航海の変更)

第八百二十二条 保険期間の始期の到来前に航海の変更をしたときは、海上保険契約は、その効力を失う。

2 保険期間内に航海の変更をしたときは、保険者は、その変更以後に発生した事故によつて生じた損害を填補する責任を負わない。ただし、その変更が保険契約者又は被保険者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

3 到達港を変更し、その実行に着手した場合においては、海上保険契約で定める航路を離れないときであつても、航海の変更をしたものとみなす。

二 貨物保険契約において、保険期間等が確定したことを知ったときは、遅滞なく、保険者に対し、その旨の通知を発しなければならない。

2 保険契約者又は被保険者は、前項に規定する場合において、保険期間等が確定したことを見たときは、遅滞なく、保険者に対し、その旨の通知を発しなければならない。

3 保険契約者又は被保険者が故意又は重大な過失により遅滞なく前項の通知をしなかつたときは、貨物保険契約は、その効力を失う。

(保險者の免責)

第八百二十三条 次に掲げる場合には、保険者は、その事実が生じた時以後に発生した事故によつて生じた損害を填補する責任を負わない。ただし、当該事実が当該事故の発生に影響を及ぼさなかつたとき、又は保険契約者若しくは被保険者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

一 被保険者が発航又は航海の継続を怠つたとき。  
二 被保険者が航路を変更したとき。  
三 前二号に掲げるもののほか、保険契約者は被保険者が危険を著しく増加させたとき。

二 被保険者が航路を変更したとき。  
一 保険の目的物の性質若しくは瑕疵又はその通常の損耗によつて生じた損害

二 保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失(責任保険契約にあっては、故意)によつて生じた損害

三 戰争その他の変乱によつて生じた損害

四 船舶保険契約にあっては、発航の当時第

第八百二十四条 貨物保険契約で定める船舶を船舶の変更)及び到達港(寄航港の定めがあるときは、その港を含む。)並びに船舶所有者の氏名又は名称

七百三十九条第一項各号(第七百七条及び

責任を負わない。ただし、その変更が保険契約者又は被保険者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

第七百五十六条第一項において準用する場合を含む)に掲げる事項を欠いたことにより生じた損害
五 貨物保険契約にあつては、貨物の荷造りの不完全によつて生じた損害
(貨物の損傷等の場合はの填補責任)
第八百二十七条 保険の目的物である貨物が損傷し、又はその一部が滅失して到達地に到着したときは、保険者は、第一号に掲げる額の(約定保険価額があるときは、当該約定保険価額)に乘じて得た額を填補する責任を負う。
第二号に掲げる額に対する割合を保険価額(約定保険価額があるときは、当該約定保険価額)に乘じて得た額を填補する責任を負う。

第一条第二項(第一号に係る部分に限る)の規定を準用する。
第八百三十条 この章の規定は、相互保険について準用する。ただし、その性質がこれを許さないときは、この限りでない。
第八百三十二条 第八百三十九条から第八百四十二条まで 削除
第八章 船舶先取特権及び船舶抵当権
(船舶先取特権)

第八百四十二条 次に掲げる債権を有する者は、船舶及びその属具について先取特権を有する。
一 船舶の運航に直接関連して生じた人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権
二 救助料に係る債権又は船舶の負担に属する共同海損の分担に基づく債権
三 国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)若しくは国税徴収の例によつて徴収することができる請求権であつて船舶の入港、港湾の利用その他船舶の航海に関するもの又は水先料若しくは引き船料に係る債権
四 航海を継続するために必要な費用に係る
五 雇用契約によつて生じた船長その他の船員の債権
(船舶先取特権の順位)

第八百四十三条 前条各号に掲げる債権に係る先取特権(以下この章において「船舶先取特権」という)が互いに競合する場合には、その優先権の順位は、同条各号に掲げる順位に従う。ただし、同条第二号に掲げる債権救助料に係るものに限る)に係る船舶先取特権
第一項においては、船舶の抵当権を実行して競売の申立てをしないときとあるのは、「抵当権」の規定を準用する。この場合において、民法第三百八十四条第一号中「抵当権」の規定を改める。
第二項中「する船舶所有者、船舶賃借人及び船舶者」を「引き受ける者」に改め、同条第三項中「使用する者」を「被用者」に改める。
第三項中「第六百八十四条第一項に規定する船舶で、同条第二項の舟以外のもの」を「第六百八十四条に規定する船舶」に改め、同条第二項中「する船舶所有者、船舶賃借人及び船舶者」を「引き受ける者」に改め、同条第三項中「委託する船舶者及び荷送人」を「委託する者」に改める。
第四条第三項中「第九条」を「商法第七百六十一条」に改める。
第五条を次のように改める。
(航海に堪える能力に関する注意義務)
第五条 運送人は、発航の当時次に掲げる事項を欠いたことにより生じた運送品の滅失、損傷又は延滞について、損害賠償の責任を負う。ただし、運送人が自己及びその使用する者がその当時当該事項について注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。



2 施行日前に発航をした船舶(以下「既発航船舶」という。)に係る船長による代理について は、その航海に限り、なお従前の例による。
3 既発航船舶に係る旧商法第七百二十条第二項 に規定する航海に関する計算については、その 航海に限り、なお従前の例による。
(船舶の衝突に関する経過措置)
第十二条 施行日前に生じた船舶と他の船舶との 衝突に係る事故については、新商法第七百八十 八条及び第七百八十九条の規定にかかわらず、 なお従前の例による。
2 新商法第七百九十条及び第七百九十五条の規 定は、施行日前に生じた事故については、適用 しない。
(海難救助に関する経過措置)
第十三条 既発航船舶又は既発航船舶内にある積 荷その他の物が海難に遭遇した場合におけるそ の救助については、その航海に限り、なお従前 の例による。
2 新商法第八百七条の規定は、施行日前に発航 をした非航海船については、その航行を終了す るまでの間は、適用しない。 (共同海損に関する経過措置)
第十四条 既発航船舶に係る共同海損について は、その航海に限り、なお従前の例による。
2 既発航船舶に係る旧商法第七百九十九条に規 定する費用については、その航海に限り、なお 従前の例による。
(海上保険に関する経過措置)
第十五条 施行日前に締結された海上保険契約に ついては、なお従前の例による。
(船舶先取特権に関する経過措置)
第十六条 施行日前に船舶(製造中の船舶を含 む)、その属具及び受領していない運送貨に關 し国税徵收法(昭和三十四年法律第百四十七号) 第二条第十二号に規定する強制換価手続、再生 手続、更生手続又は特別清算手続が開始された

場合における旧商法第八百四十二条の先取特權 又は第二条の規定による改正前の国際海上物品 輸送法第十九条第一項の先取特権の効力及び順 位については、なお従前の例による。
運送法第十九条第一項の一部を次のように改正する。 (船舶法の一部改正)
第十七条 船舶法(明治三十一年法律第四十六号) の一部を次のように改正する。 第三十五条に次の二項を加える。 商法第七百九十二条及ビ第八百七条ノ規定ハ 港湾其他ノ海以外ノ水域ニ於テセザルモ専ラ湖川、 スル船舶(前項但書ニ規定スル船舶ヲ除ク)ニ 之ヲ準用ス此場合ニ於テハ同法第七百九十一 条中「船舶」トアルハ船舶又は船舶法第三十 五条第一項に規定する船舶」ト讀替フルモノ トス
(船舶法の一部改正に伴う経過措置)
第十八条 前条の規定による改正後の船舶法第三 十五条第二項(新商法第七百九十五条の規定を 準用する部分に限る)の規定は、施行日前に生 じた事故については、適用しない。
2 前条の規定による改正後の船舶法第三十五条 第二項(新商法第八百七条の規定を準用する部 分に限る)の規定は、施行日前に発航をした同 項前段に規定する船舶については、その航行を 終了するまでの間は、適用しない。
第二項(新商法第八百七条の規定を準用する部 分に限る)の規定は、施行日前に発航をした同 項前段に規定する船舶については、その航行を 終了するまでの間は、適用しない。
第十九条 商法施行法(明治三十一年法律第四十 九号)の一部を次のように改正する。 第一百二十二条を次のように改める。
第一百三十三条を次のように改める。
(商法施行法の一部改正)
第二十条 鉄道營業法(明治三十三年法律第六十 五号)の一部を次のように改正する。 第十三条ノ三(第三項及び第四項中「倉庫証券」

場合における旧商法第八百四十二条の先取特權 又は第二条の規定による改正前の国際海上物品 輸送法第十九条第一項の先取特権の効力及び順 位については、なお従前の例による。
運送法第十九条第一項の一部を次のように改正する。 (船舶法の一部改正)
第十八条ノ四中「前二条」を「前条」に改め、同 条を第十八条ノ三とする。
第三十五条に次の二項を加える。 商法第七百九十二条及ビ第八百七条ノ規定ハ 港湾其他ノ海以外ノ水域ニ於テセザルモ専ラ湖川、 スル船舶(前項但書ニ規定スル船舶ヲ除ク)ニ 之ヲ準用ス此場合ニ於テハ同法第七百九十一 条中「船舶」トアルハ船舶又は船舶法第三十 五条第一項に規定する船舶」ト讀替フルモノ トス
(農業協同組合法の一部改正)
第二十二条 農業協同組合法(昭和二十一年法律 第二百三十二号)の一部を次のように改正する。 第十二条の十三第三項中「第六百二十七条规定 二項及び第六百二十八条规定」を「第六百一条から第 六百八条まで、第六百十三条及び第六百十四 条に改める。
第十三条の十六中「第六百十六条第一項、第 六百十七条から第六百十九条まで及び第六百二 十四条から第六百二十六条まで」を「第六百九条 から第六百十一條まで及び第六百十五条から第 六百十七条まで」に改める。
(水産業協同組合法の一部改正)
第二十三条 水産業協同組合法(昭和二十三年法 律第二百四十二号)の一部を次のように改正す る。
第十二条第三項中「第六百一十七条第二項及 び第六百二十八条规定」を「第六百一条から第六百八 条まで、第六百十三条及び第六百十四条规定」に 改める。
第十三条第二項中「預託券及び質入証券又は を削る。
第十四条 第二項(新商法第八百七条の規定を準用する部 分に限る)の規定は、施行日前に発航をした同 項前段に規定する船舶については、その航行を 終了するまでの間は、適用しない。
第二項(新商法第八百七条の規定を準用する部 分に限る)の規定は、施行日前に発航をした同 項前段に規定する船舶については、その航行を 終了するまでの間は、適用しない。
第十五条 第二項(新商法第八百七条の規定を準用する部 分に限る)の規定は、施行日前に発航をした同 項前段に規定する船舶については、その航行を 終了するまでの間は、適用しない。
第十六条 第二項(新商法第八百七条の規定を準用する部 分に限る)の規定は、施行日前に発航をした同 項前段に規定する船舶については、その航行を 終了するまでの間は、適用しない。
第十七条 第二項(新商法第八百七条の規定を準用する部 分に限る)の規定は、施行日前に発航をした同 項前段に規定する船舶については、その航行を 終了するまでの間は、適用しない。
第十八条 第二項(新商法第八百七条の規定を準用する部 分に限る)の規定は、施行日前に発航をした同 項前段に規定する船舶については、その航行を 終了するまでの間は、適用しない。
第十九条 第二項(新商法第八百七条の規定を準用する部 分に限る)の規定は、施行日前に発航をした同 項前段に規定する船舶については、その航行を 終了するまでの間は、適用しない。
第二十条 第二項(新商法第八百七条の規定を準用する部 分に限る)の規定は、施行日前に発航をした同 項前段に規定する船舶については、その航行を 終了するまでの間は、適用しない。
第二十一条 第二項(新商法第八百七条の規定を準用する部 分に限る)の規定は、施行日前に発航をした同 項前段に規定する船舶については、その航行を 終了するまでの間は、適用しない。
第二十二条 第二項(新商法第八百七条の規定を準用する部 分に限る)の規定は、施行日前に発航をした同 項前段に規定する船舶については、その航行を 終了するまでの間は、適用しない。
第二十三条 第二項(新商法第八百七条の規定を準用する部 分に限る)の規定は、施行日前に発航をした同 項前段に規定する船舶については、その航行を 終了するまでの間は、適用しない。
第二十四条 旧寄託契約に基づく預託券及び質入 証券に記載してはならない文字については、前 条の規定による改正後の水産業協同組合法第十 三条第二項(同法第九十二条第一項、第九十六 条第一項及び第一百条第一項において準用する場 合を含む)の規定にかかわらず、なお従前の例 による。

場合における旧商法第八百四十二条の先取特權 又は第二条の規定による改正前の国際海上物品 輸送法第十九条第一項の先取特権の効力及び順 位については、なお従前の例による。
運送法第十九条第一項の一部を次のように改正する。 (鉄道營業法の一部改正)
第二十五条 次に掲げる法律の規定中「期間借船」 を「定期借船」に改める。 一 水先法(昭和二十四年法律第二百二十一号)第 二号の二(第二条第二項 二 内航海運業法(昭和二十七年法律第二百五十 二号)第二条第二項 三 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援 機構法(平成十四年法律第二百八十号)第四条第 六号口
(中小企業等協同組合法の一部改正)
第二十六条 中小企業等協同組合法(昭和二十四 年法律第二百八十一号)の一部を次のように改正 する。
第二十七条 海上運送法(昭和二十四年法律第二百 八十七号)の一部を次のように改正する。 第二条第七項中「貸渡(期間より船)」を「貸渡し (定期借船)」に改める。





(農林中央金庫法の一部改正)

第四十九条 農林中央金庫法(平成十三年法律第  
九十三号)の一部を次のように改正する。第七条中「第五百九十三条」を「第五百九十五  
条」に改める。(民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係  
法律の整備等に関する法律の一部改正)第五十条 民法の一部を改正する法律の施行に伴  
う関係法律の整備等に関する法律(平成二十九  
年法律第四十五号)の一部を次のように改正す  
る。第三条中商法の目次及び第五百六十七条の改  
正規定を削り、同法第五百二十六条第三項の改  
正規定の次に次のように加える。第五百七十三条第二項を削り、同条第三項  
中「若しくは瑕疵又は荷送人の過失」を「又は  
瑕疵」に、「運送人は、運送貨の全額を請求す  
ることができる」を「荷送人は、運送貨の支払  
を拒むことができない」に改め、同項を同条  
第二項とする。

## 官 報 (号 外)

## 附帯決議 著作権法の一部を改正する法律案

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の  
事項について特段の配慮をすべきである。一、著作権制度は我が国の文化創造の基盤となる  
仕組みであり、デジタル化・ネットワーク化が  
進展する新しい時代においても、権利の保護を  
図りつつ、多様な著作物を多様な形態でより多  
くの国内外の利用者に届けていくことは極めて  
重要である。著作権制度の意義に鑑み、今後も  
権利の保護と文化の継承のバランスにおいて著  
作物の公正利用を図ることとし、本法により整  
備される権利制限規定等の運用に十分配慮する  
こと。二、柔軟な権利制限規定の導入に当たっては、現  
行法において権利制限の対象として想定されて  
いた行為については引き続き権利制限の対象と  
する立法趣旨を積極的に広報・周知すること。  
また、著作物の利用行為の適法性が不透明にな  
り、かえつて利用を萎縮する効果が生じたり、  
法の理解が十分浸透しないために誤解による著  
作権侵害が助長されたりすることによつて、表  
現の自由の侵害がおき、著作物の創造サイクル  
が壊されることのないよう、権利者や関係団体  
の意見も十分踏まえたガイドラインの策定な  
ど、必要な対策を講ずること。三、環境変化に対応した著作物利用の円滑化を図  
るという立法趣旨を踏まえ、現在想定し得ない  
新たな技術等で、著作物の軽微利用を行う必要  
があるものが開発等されたときは、第四十七条  
の五第一項第三号に掲げる政令について、幅広  
い学識経験者、権利者、インターネット事業  
者、開発者等の意見を考慮しつつ速やかに定め  
よう努めること。また、当該政令により、か  
えつて新たな技術の開発及び提供等が制限され  
ることがないように留意すること。四、近年のデジタル化・ネットワーク化の進展に  
伴う著作物等の利用形態の多様化及び著作権制  
度に係る動向等に鑑み、著作物等の利用の一層  
の円滑化に向けて、著作権制度の適切な見直し  
を進めること。特に、著作権制度の在り方をめ  
ぐり意見の相違が大きい重要な課題については、  
我が国を取り巻く制度や社会状況、国際的動向  
や権利者・関係団体・利用者等の意見を十分考  
慮するとともに、今後の急速な技術革新、著作  
物等の利用の実態やニーズ、社会の変化等に対  
応した著作物等の利用及び活用が適切に行われ  
るように議論を進めること。五、本法により創設される「授業目的公衆送信補  
償金」について、教育現場での著作物の円滑か  
つ適法な利活用を促進する観点から、補償金額  
が妥当な水準に設定されることに加え、その確  
実な徴収と適正な配分の確保が担保されるよう  
必要な措置を講ずること。また、教育機関設置  
者が支払う補償金の負担が生徒等に転嫁される  
場合に、生徒等の負担が過度にならないよう、  
適切な運用に努めること。六、プログラミング教育を始めとする教育のデジ  
タル化が積極的に進められている中で、デジタ  
ル教材の増加や授業目的公衆送信補償金の徴収  
事務により、教職員の負担が増加し、政府が目  
指す働き方改革に逆行することとならないよ  
う、安価かつ操作しやすいデジタル教材の普及  
や授業目的公衆送信補償金の徴収事務の簡素化  
について、速やかに必要な措置を講ずること。また、同措置を講ずるに当たっては、教育の質  
の向上及び地域格差の解消といった点にも十分  
留意すること。七、本法による改正後の著作権法第三十七条规定  
項に規定する視覚障害者等の読みの機会の充実  
を図るために、本法と併せて、同項により拡  
大図書やDAISY等の作成を行うことが認め  
られる主体の拡大を行うとともに、当該視覚障第三百三条のうち鉄道営業法第一章中第十八  
条ノ四を第十八条ノ五とし、第十八条ノ三を第  
十八条ノ四とする改正規定中「第十八条ノ四を  
第十八条ノ五とし」を削る。一、費用  
　　本法施行のため、別に費用を要しない。百六十六条(新商法第七百八十七条において準  
用する場合を含む)において準用する場合を含  
む)」を「第五百七十三条第二項」に改め、同条  
第十項及び第十一項を削る。第八十五条中保険業法第二十二条の見出し及  
び同条第二項並びに第百九十八条第二項の改正  
規定を削る。第三百三条のうち鉄道営業法第一章中第十八  
条ノ四を第十八条ノ五とし、第十八条ノ三を第  
十八条ノ四とする改正規定中「第十八条ノ四を  
第十八条ノ五とし」を削る。著作物を利用する機会を促進するためのマーケ  
ティング等をより円滑に行えるようにするため  
の措置等を講ずるほか、盲人、視覚障害者その  
他の印刷物の判読に障害のある者が発行された  
著作物の利用に付随する利用、学校その他の教育機  
関における公衆送信、美術の著作物等の展示に  
伴う複製等をより円滑に行えるようにするため  
の措置等を講ずるほか、盲人、視覚障害者その  
他の印刷物の判読に障害のある者が発行された  
著作物を利用する機会を促進するためのマーケ  
ティング等を講ずるに当たっては、教育の質  
の向上及び地域格差の解消といった点にも十分  
留意すること。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

害者等のためのインターネット上も含めた図書館サービス等の提供体制の強化、アクセスシブルな電子書籍の販売等の促進その他の環境整備も重要であることに鑑み、その推進の在り方について検討を加え、法制上の措置その他の必要な措置を講ずること。

八、本法により、美術品等の紹介・解説のために電子機器やインターネット上において権利者の許諾なく当該著作物の複製物を利用できることとなるが、電子機器等の特性を踏まえ、著作物の画像等が不適切に拡散されることはないよう、必要な対策を講ずること。

九、我が国の有する文化資料を適切に収集・保存し、効果的に活用していくことは、我が国の文化創造の基盤となる知的インフラの強化に貢献するものであることに鑑み、デジタルアーカイブの構築に向けて、国立国会図書館を始めとする関係機関が相互に連携・協力しつつ、必要な措置について引き続き検討を進めること。

十、デジタル化・ネットワーク化が進む現状において、全ての国民が著作物の創作者及び利用者となり得る一方で、我が国における著作権法に対する理解は十分でないとの指摘があること 등을踏まえ、著作権を含む知的財産に関する学習及び教育機会の更なる充実を図ることとする。右決議する。

著作権法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。  
平成三十年四月十七日

参議院議長 伊達 忠一殿  
衆議院議長 大島 理森

### 著作権法の一部を改正する法律案 著作権法の一部を改正する法律

目次中「第五章 私的録音録画補償金(第百四条の二—第百四条の十)」を「第五章 著作権等の制限による利用に係る補償金(第百四条の二—第百四条の十一—第百四条の十)」に改める。

第二条第一項第九号の五イ中「及び第四十七条の五第一項第一号」を削り、同項第二十一号中「利用する」を「実行する」に改める。

第三十条第二項第三号中「利用し」を「実行し」に改める。

第三十一条第三項中「図書館等」の下に「又は公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。)を行ふ」を「その必要に、複製する」を「複製し、若しくは公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。)を行ふ」に改め、同項ただし書中「複製又は翻案された」を「複製された」に改め、「伴つて」の下に「、いざれの方法によるかを問わず」を加える。

第三十五条第一項中「使用」を「利用」に、「必要」を「その必要に、複製する」を「複製し、若しくは公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。)を行ふ」に改め、同項ただし書中「複製又は翻案された」を「複製された」に改め、「伴つて」の下に「、いざれの方法によるかを問わず」を加える。

第三十六条第一項中「複製する」に改め、同項ただし書中「複製又は翻案された」を「複製された」に改め、「伴つて」の下に「、いざれの方法によるかを問わず」を加える。

第三十七条第一項中「複製する」に改め、同項ただし書中「複製又は翻案された」を「複製された」に改め、「伴つて」の下に「、いざれの方法によるかを問わず」を加える。

第三十八条第一項中「複製する」に改め、同項ただし書中「複製又は翻案された」を「複製された」に改め、「伴つて」の下に「、いざれの方法によるかを問わず」を加える。

第三十九条第一項中「複製する」に改め、同項ただし書中「複製又は翻案された」を「複製された」に改め、「伴つて」の下に「、いざれの方法によるかを問わず」を加える。

第四十条第一項中「複製する」に改め、同項ただし書中「複製又は翻案された」を「複製された」に改め、「伴つて」の下に「、いざれの方法によるかを問わず」を加える。

第四十一条第一項中「複製する」に改め、同項ただし書中「複製又は翻案された」を「複製された」に改め、「伴つて」の下に「、いざれの方法によるかを問わず」を加える。

第四十二条第一項中「複製する」に改め、同項ただし書中「複製又は翻案された」を「複製された」に改め、「伴つて」の下に「、いざれの方法によるかを問わず」を加える。

第四十三条第一項中「複製する」に改め、同項ただし書中「複製又は翻案された」を「複製された」に改め、「伴つて」の下に「、いざれの方法によるかを問わず」を加える。

第四十四条第一項中「複製する」に改め、同項ただし書中「複製又は翻案された」を「複製された」に改め、「伴つて」の下に「、いざれの方法によるかを問わず」を加える。

第四十五条第一項中「複製する」に改め、同項ただし書中「複製又は翻案された」を「複製された」に改め、「伴つて」の下に「、いざれの方法によるかを問わず」を加える。

第四十六条第一項中「複製する」に改め、同項ただし書中「複製又は翻案された」を「複製された」に改め、「伴つて」の下に「、いざれの方法によるかを問わず」を加える。

第四十七条第一項中「複製する」に改め、同項ただし書中「複製又は翻案された」を「複製された」に改め、「伴つて」の下に「、いざれの方法によるかを問わず」を加える。

第四十八条第一項中「複製する」に改め、同項ただし書中「複製又は翻案された」を「複製された」に改め、「伴つて」の下に「、いざれの方法によるかを問わず」を加える。

第四十九条第一項中「複製する」に改め、同項ただし書中「複製又は翻案された」を「複製された」に改め、「伴つて」の下に「、いざれの方法によるかを問わず」を加える。

3 原作品展示者及びこれに準ずる者として政令で定めるものは、展示著作物の所在に関する情報をお衆に提供するために必要と認められる限度において、当該展示著作物について複製し、又は公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。を行うことができる。

ただし、当該展示著作物の種類及び用途並びに当該複製又は公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

第四十七条の三第一項中「利用する」を「実行する」に、「の複製又は翻案(これにより創作した二次的著作物の複製を含む。)をする」を「複製する」に改め、同項ただし書中「利用」を「実行」に改める。

第四十七条の四から第四十七条の六までを次のように改める。

(電子計算機における著作物の利用に付随する利用等)

第四十七条の四 電子計算機における利用(情報通信の技術を利用する方法による利用を含む。)

以下この条において同じ。)に供される著作物は、次に掲げる場合その他これらと同様に当該著作物の電子計算機における利用を行なうことが、次に掲げる場合その他の利用に供される著作物は、次に掲げる場合その他これらと同様に当該著作物の電子計算機における利用を行なうことができる状態を維持し、又は当該状態に回復することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の電子計算機における利用を円滑又は効率的に行なうために当該電子計算機における利用に付隨する利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わざりし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

一 電子計算機において、著作物を当該著作物の複製物を用いて利用する場合又は無線通信若しくは有線電気通信の送信がされる著作物を当該送信を受信して利用する場合において

て、これらの利用のための当該電子計算機による情報処理の過程において、当該情報処理を円滑又は効率的に行なうために当該著作物を記録するとき。

二 自動公衆送信装置を他人の自動公衆送信の用に供することを業として行なう者が、当該自動公衆送信装置により送信可能化された著作物の複製物が滅失し、又は毀損した場合の復旧の用に供するため当該著作物を記録媒体に記録するとき。

三 情報通信の技術を利用する方法により情報提供する場合において、当該提供を円滑又は効率的に行なうための準備に必要な電子計算機による情報処理を行うことを目的として記録媒体への記録又は翻案を行うとき。

(電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付隨する軽微利用等)

第四十七条の五 電子計算機を用いた情報処理により新たに知見又は情報を創出することによつて著作物の利用の促進に資する次の各号に掲げられた行為を行なう者(当該行為の一部を行なう者を含み、当該行為を政令で定める基準に従つて行なう者に限る。)は、公衆への提供又は提示(送信可能化を含む。以下この条において同じ。)が行われた著作物(以下この条及び次条第二項第二号において「公衆提供提示著作物」という。)(公表された著作物又は送信可能化された著作物に限る。)について、当該各号に掲げる行為の目的上必要と認められる限度において、当該行為に付隨して、いずれの方法によるかを問わず、利用(当該公衆提供提示著作物のうちその利用に供される部分の占める割合、その利用に供される部分の量、その利用に供される際の表示の精度その他の要素に照らし軽微なものに限る。以下この条において「軽微利用」という。)を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

一 記録媒体を内蔵する機器の保守又は修理を行なうために当該機器に内蔵する記録媒体(以下この号及び次号において「内蔵記録媒体」といふ。)に記録されている著作物を当該内蔵記録媒体以外の記録媒体に一時的に記録し、及び当該保守又は修理の後に、当該内蔵記録媒体に記録する場合

二 記録媒体を内蔵する機器をこれと同様の機能を有する機器と交換するためその内蔵記録媒体に記録されている著作物を当該内蔵記

録媒体以外の記録媒体に一時的に記録し、及び当該同様の機能を有する機器の内蔵記録媒体に記録する場合

三 自動公衆送信装置を他人の自動公衆送信の用に供することを業として行なう者が、当該自動公衆送信装置により送信可能化された著作物の複製物が滅失し、又は毀損した場合の復旧の用に供するため当該著作物を記録媒体に記録するとき。

(電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付隨する軽微利用等)

第四十七条の五 電子計算機を用いた情報処理により新たに知見又は情報を創出することによつて著作物の利用の促進に資する行為(以下この条において「軽微利用」といふ。)を行なう者(当該行為の一部を行なう者を含み、当該行為を政令で定める基準に従つて行なう者に限る。)は、公衆への提供又は提示(送信可能化を含む。以下この条において同じ。)が行われた著作物(以下この条及び次条第二項第二号において「公衆提供提示著作物」という。)(公表された著作物又は送信可能化された著作物に限る。)について、当該各号に掲げる行為の目的上必要と認められる限度において、当該行為に付隨して、いずれの方法によるかを問わず、利用(当該公衆提供提示著作物のうちその利用に供される部分の占める割合、その利用に供される部分の量、その利用に供される際の表示の精度その他の要素に照らし軽微なものに限る。以下この条において「軽微利用」という。)を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

一 電子計算機を用いて、検索により求める情報(以下この号において「検索情報」という。)が記録された著作物の題号又は著作者名、送信可能化された検索情報に係る送信元識別符号(自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。)その他の検索情報の特定又は所在に関する情報を検索し、及びその結果を提供すること。

二 電子計算機による情報解析を行い、及びその結果を提供すること。

三 前二号に掲げるもののほか、電子計算機による情報処理により、新たに知見又は情報を創出し、及びその結果を提供する行為であつて、国民生活の利便性の向上に寄与するものとして政令で定めるもの

2 前項各号に掲げる行為の準備を行なう者(当該行為の準備のための情報の収集、整理及び提供を政令で定める基準に従つて行なう者に限る。)は、公衆提供提示著作物について、同項の規定による軽微利用の準備のために必要と認められる限度において、複製若しくは公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この項及び次条第二項第二号において同じ。)を行い、又はその複製物による颁布を行なうことができる。ただし、当該公衆提供提示著作物の種類及び用途並びに当該複製、公衆送信又は颁布の態様に照らし著作権者の利益を侵害するものであること(国外で行われた公衆への提供又は提示にあつては、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものであること)を知りながら当該軽微利用を行なう場合その他当該公衆提供提示著作物の種類及び用途並びに当

該軽微利用の態様に照らし著作権者の利益を不當に害することとなる場合は、この限りでない。

一 電子計算機を用いて、検索により求める情報(以下この号において「検索情報」という。)が記録された著作物の題号又は著作者名、送信可能化された検索情報に係る送信元識別符号(自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。)その他の検索情報の特定又は所在に関する情報を検索し、及びその結果を提供すること。

二 電子計算機による情報解析を行い、及びその結果を提供すること。

三 前二号に掲げるもののほか、電子計算機による情報処理により、新たに知見又は情報を創出し、及びその結果を提供する行為であつて、国民生活の利便性の向上に寄与するものとして政令で定めるもの

2 前項各号に掲げる行為の準備を行なう者(当該行為の準備のための情報の収集、整理及び提供を政令で定める基準に従つて行なう者に限る。)は、公衆提供提示著作物について、同項の規定による軽微利用の準備のために必要と認められる限度において、複製若しくは公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この項及び次条第二項第二号において同じ。)を行い、又はその複製物による颁布を行なうことができる。ただし、当該公衆提供提示著作物の種類及び用途並びに当該複製、公衆送信又は颁布の態様に照らし著作権者の利益を侵害するものであること(国外で行われた公衆への提供又は提示にあつては、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものであること)を知りながら当該軽微利用を行なう場合その他当該公衆提供提示著作物の種類及び用途並びに当



第六百七十三条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

として政令で定める法人(以下この項及び次条  
において「国等」という。)が前項の規定による

を、第六十七条の二第五項若しくは第六項に、「第六十七条の二第四項」を「第六十七条の二第五項又は第六項」に改める。

二 公衆への提示を行つた者  
前項において準用する第三十条の四の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を用いて、当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させる目的のために、いずれの方法によるかを問わず、当該著作物を利用した者

は第四十二条を「第四十二条若しくは第四十七条」に改め、同条第九項第一号中「第四十二条の四第二項を第四十三条第一項に」、「又は第四十七条の六」を「第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二又は第四十七条の五第一項に、〔を公衆に提示した〕を「〔の公衆への提示を行つた〕に改め、同項中第三号を削り、第二号を第二号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第一項において準用する第三十条の四の規

第六十七条の二第七項を同条第九項とし、同条をすることができるに至つたときは、同項の規定により文化庁長官が定める額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

第六項中「前三項」を「第四項、第五項又は前項」に、「前二項を」の條第五項若しくは前項に改め、同項を同条第八項とし、同条中第五項を第七項とし、第四項を第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 申請中利用者(国等に限る。)は、裁定をしない処分を受けた後に著作権者と連絡をすることができるに至つたときは、当該処分を受けた時までの間における第一項の規定による著作物の

利用に係る使用料の額に相当するものとして文  
化庁長官が定める額の補償金を著作権者に支払

わなければならぬ。

第六十七条の二第三項中「いう。」の下に「(国等を除く。次項において同じ。)」を加え、同項を同

条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国等が前項の規定により著作物を利用しようとするときは、同項の規定にかかわらず、同項

の規定による供託を要しない。

第七十一条中「第六十七条の二第四項」を「第六十七条の二第五項若しくは第六項」に改める。

第七十二条第一項中「第六十七条の二第四項】

を、「第六十七条の二第五項若しくは第六項」に、「第六十七条の二第四項」を「第六十七条の二第五項又は第六項」に改める。

第七十四条第三項中「第六十七条の二第四項」を「第六十七条の二第五項」に改める。

第八十六条第一項中「第三十一条第一項」を「第三十条の四、第三十二条第一項」に、「並びに第十四条から第四十七条の二まで」を「第四十六条、第四十七条第一項及び第三项、第四十七条の二、第四十七条の四並びに第四十七条の五」に、「第三十条の二第二項、第三十条の三、第三十五条第一項、第四十二条第一項及び第四十七条の二」を「第三十条の二第二項ただし書、第三十条の三、第三十条の四ただし書、第三十五条第一項ただし書、第四十二条第一項ただし書、第四十七条第一項ただし書及び第三项ただし書、第四十七条の二、第四十七条の四第一項ただし書及び第二项ただし書、第四十二条第一項ただし書、第四十七条第一項ただし書及び第三项ただし書、第四十七条の二、第四十七条の四第一項ただし書及び第二项ただし書並びに第四十七条の五第一項ただし書及び第二项ただし書」に、「[出版権者]」を「出版権者」と、同条第一項ただし書中「著作権を」とあるのは「出版権を」と、「著作権の」とあるのは「出版権の」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 次に掲げる者は、第八十条第一項第一号の複製を行つたものとみなす。

一 前項において準用する第三十条第一項、第三十条の三、第三十二条第一項第一号若しくは第三项後段、第三十三条の二第一項若しくは第四项第三十五条第一項、第三十七条第一項、第三项、第三十七条の二本文、同条第二号に係る場合にあつては、(同号)、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の三第二項、第四十七条第一項若しくは第三项、第四十七条の二又は第四十七条の五第一項に定め

る目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の

二 前項において準用する第三十条の四の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を用いて、当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させる目的のために、いずれの方法によるかを問わず、当該著作物を利用した者

三 前項において準用する第四十七条の四又は第四十七条の五第二項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を用いて、いずれの方法によるかを問わず、当該著作物を利用し

は第四十二条を「第四十二条若しくは第四十七条に改め、同条第九項第一号中「第四十二条の四第二項」を「第四十三条第二項」に、「又は第四十七条の六」を「第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二又は第四十七条の五第一項」に、「を公衆に提示した」を「の公衆への提示を行つた」に改め、同項中第三号を削り、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第一項において準用する第三十条の四の規定の適用を受けて作成された実演等の複製物を用いて、当該実演等を自ら享受し又は他人に享受させる目的のために、いずれの方法によるとかを問わず、当該実演等を利用した者

第三十条の四、第四十七条の五第一項若しくは第一百一条第九項第四号を削り、同項第五号中

「第八十六条第三項前段中「第三十条の三」の下に  
「第三十条の四」を加え、「第三十五条第一項」を  
「第三十五条第一項」に改め、「第四十六条の下に  
「第四十七条第二項及び第三項」を加え、「並びに  
に第四十七条の六」を「第四十七条の四並びに第  
四十七条の五」に改め 同項後段中「第三十条の二  
第二項」を「第三十条の二第二項ただし書」に改  
め、「第三十条の三」の下に「第三十条の四たゞ  
し書」を加え、「第三十五条第一項」を「第三十五

第一項ただし書に、「第三十六条第一項及び第四十七条の二」を「第三十六条第一項ただし書、第四

十七条第一項ただし書及び第三項ただし書、第四

十七条の二、第四十七条の四第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第四十七条の五第一項ただ

し書及び第二項ただし書に、第四十七条の六ただし書中「著作権」とあるのは「出版権」を同条第一項ただし書中「著作権を」とあるのは「出版権を」

と、「著作権の」とあるのは「出版権の」に改める。  
第一百一一条第一項中「第四十二条の四」を「第四十

第三条に、「並びに」を「第四十六条から第四十九

条の二まで」に、「から第四十七条の九まで」を  
並びに第四十七条の五に、「第四十七条の十」を

「第四十七条の七」に改め、同条第二項中「若しく

は第四十二条を「第四十二条若しくは第四十七条」に改め、同条第九項第一号中「第四十二条の四第二項」を「第四十三条第二項」に、「又は第四十七条の六」を「第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二又は第四十七条の五第一項」に、「を公衆に提示した」を「の公衆への提示を行つた」に改め、同項中第三号を削り、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第一項において準用する第三十条の四の規定の適用を受けて作成された実演等の複製物を用いて、当該実演等を自ら享受し又は他人に享受させる目的のために、いずれの方法によるかを問わず、当該実演等を利用した者

第一百二条第九項第四号を削り、同項第五号中「第三十条の四、第四十七条の五第一項若しくは第二項、第四十七条の七又は第四十七条の九」を「第四十七条の四又は第四十七条の五第二項」に改め、「用いて」の下に「、いずれの方法によるかを問わず」を加え、同号を同項第四号とし、同項第六号及び第七号を削り、同項第八号中「を公衆に提示した」を「の公衆への提示を行つた」に改め、同号を同項第五号とする。

第五章の章名を次のように改める。

第五章 著作権等の制限による利用に係る  
　　補償金

第五章中第百四条の二の前に次の節名を付する。

第一節 私的録音録画補償金

・百四条の二第一項中「この章において同じ。」の補償金(以下この節に、「者(以下この章)を「者(次項及び次条第四号)に、「もの(以下この章)を「もの(以下この節)に改め、同項第一号中「以下この章」を「次条第二号及び第百四条の四」に改め、同項第二号中「以下この章」を「次条第二号口及び第百四条の四」に改める。



平成三十年五月十八日 参議院会議録第二十号(その一)  
律著作  
(政令への委任) 条の三若し

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する

る」とあるのは、「削る」とする

第一百四条の十七 この節に規定するもののほか、  
指定管理団体及び補償金関係業務に関し必要な  
事項は、政令で定める。

第一百三十三条第五項中「著作隣接権」を「著作隣接  
権を」に、「[とすると]を[を]とする」に改める。

四  
則

第一条 この法律は、平成三十一年一月一日から

二 三の又三里を走り、第三の又三里を走る

第四十八条第一項第二号の改正規定（第三十五条）を「第三十五条第一項」に改める部分に限る。）、第八十六条第三項前段の改正規定

(複製物の使用についての経過措置)に改める部分に限る)、同項後段の改正規定(「第三十五条第二項」を「第三十五条第一項ただし書」に改める部分に限る)及び第五章の改正規定(公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

二条 この法律の施行の日(以下「施行日」といいう。)前にこの法律による改正前の著作権法(以下「旧法」という。)第三十条の四若しくは第四十七条の九までの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物、旧法第十三条の規定の適用を受けて旧法第三十条第一項、第三十一条第一項第一号若しくは第三項後段、第三十三条の二第一項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二本文、第四十一条若しくは第四十二条の規定に従い作成された二次的の著作物の複製物又は旧法第三十

条の三若しくは第四十七条の三第一項の規定の適用を受けて作成された二次的著作物の複製物の使用について、この法律による改正後の著作権法(以下「新法」という。)第四十九条の規定にかかるわざ、なお従前の例による。この場合において、旧法第四十九条第一項第一号中「を公衆に提示した」とあるのは「の公衆への提示を行つた」とする。

2 施行日前に旧法第二百二条第一項において準用する旧法第三十条の四又は第四十七条の四から八までに規定の適用を受けて作成された実演若しくはレコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像の複製物の使用については、新法第二百二条第九項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。この場合において、旧法第二百二条第九項第一号中「を公衆に提示した」とあるのは「の公衆への提示(送信可能化を行つた)」と、同項第八号中「を公衆に提示した」とあるのは「の公衆への提示を行つた」とする。

(裁定による著作物の利用等についての経過措置)

指定、新法第百四条の十三第一項の規定による認可、同条第五項の規定による諮問、新法第四条の十四第一項の規定による届出及び新法第一百四条の十五第二項の規定による諮問並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、新法第五章第二節の規定の例により、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下「第二号施行日」といふ)前においても行うことができる。  
(第二号施行日の前日までの間の読替え)

第五条 施行日から第一号施行日の前日までの間ににおける新法第四十七条の六第一項第一号及び第四十七条の七の規定の適用については、同号中「第三十五条第一項」とあるのは「第三十五条」と、同条中「第三十一条第一項若しくは第三項後段」とあるのは「(第三十一条第一項若しくは第三項後段、第三十五条第一項)とする。  
(罰則についての経過措置)

第六条 この法律(附則第一条第二号に掲げる規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(調整規定)

第八条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日が環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十八年法律第二百八号。以下「整備法」という)の施行の日前である場合には、第二百十三条第五項の改正規定及び附則第一条第一号中「第二百十三条第五項」とあるのは、「第二百十三条第四項」とする。

第九条 施行日が整備法の施行の日前である場合には、第二条第一項の改正規定中「削り、同項第二十一号中「利用する」を「実行する」に改め

る」とあるのは、「削る」とする。

前項の場合において、整備法第八条のうち著作権法第二条第一項中第二十三号を第二十四号とし、第二十二号を第二十三号とし、第二十一号を第二十二号とし、第二十号の次に一号を加える改正規定中「利用する」とあるのは、「実行する」とする。

第十条 第二号施行日が整備法の施行の日前である場合には、第二号施行日から整備法の施行の日の前日までの間ににおける著作権法第二条第一項第二十号の規定の適用については、同号中「有線放送(次号)」とあるのは、「有線放送(次号)及び第百四条の十五第一項」とする。

審査報告書

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成三十年五月十七日

国土交通委員長 長浜 博行

参議院議長 伊達 忠一殿

一、委員会の決定の理由

本法律案は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の一層の促進を図るため、公共交通移動等円滑化基準等の適用対象となる事業者の範囲の拡大、公共交通事業者等の講ずる措置に関する計画の作成の義務付け、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する措置及び移動等円滑化施設協定制度の創設等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認め  
る。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

**一、費用**  
 本法律施行のため、平成二十一年度一般会計予算(国土交通省所管)において、地域公共交通維持・活性化推進費約二百十九億円及び地方運輸行政推進費約十二億円の中に所要の経費が計上されている。

## 附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 本法に基づく施策は全て、社会的障壁の除去及び共生社会の実現に向けて行われなければならない。また、全ての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものとの認識を的確に行えるよう必要な環境の整備を進めること。

二 本法における障害者には、身体障害者のみならず知的障害者、精神障害者、発達障害者を含む心身の機能の障害がある全ての者が含まれることについて、改めて広く国民及び関係者に周知するよう努めること。

三 高齢者、障害者等の移動に配慮し、交通結節点における移動の連続性を確保するため、接遇を含めた関係者の連携が十分に図られるよう、必要な措置を講ずること。

四 面的・一体的なバリアフリー化の推進のため、市町村による移動等円滑化促進方針及び基本構想の作成の促進が図られるよう、支援措置の充実に努めること。あわせて、地域格差が生まれたり、移動等円滑化促進方針及び基本構想の作成のみに終わったりすることのないよう、適切な指導を行うこと。

## 二、費用

本法律施行のため、平成二十一年度一般会計予算(国土交通省所管)において、地域公共交通維持・活性化推進費約二百十九億円及び地方運輸行政推進費約十二億円の中に所要の経費が計上されている。

六 高齢者、障害者等の参画の下、バリアフリーに係る施策の評価を行うに当たっては、様々な特性に応じた意見を適切に反映させるとともに、その評価結果に基づき必要な措置を講ずること。

七 公共交通機関における利用拒否を始めとする高齢者、障害者等の利用の実態調査を実施の上、その利用の実質が担保されるよう、関係事業者等に対し適切な指導を行うこと。

八 二千平米未満の小規模店舗におけるバリアフリーア化の一層の促進を図るために、小規模店舗の義務を課すことが可能であることについての地

方公共団体への周知等に努めるとともに、ユーパーサルデザイン化に向けて所要の措置を講ずること。

九 集中豪雨の頻発化や想定される南海トラフ地震・首都直下地震等を踏まえ、学校施設や公共施設など災害発生時において避難所となるこ

とが見込まれる施設に対して、体育館だけではなく校舎も含めるなど広くバリアフリー化の促進に必要な措置を講ずること。

十 共同住宅のバリアフリー化を推進するため、地方公共団体が地域の実情に応じて共同住宅をバリアフリー化の基準適合義務の対象に条例により追加することが可能であることを踏まえ、

その一層の促進を図るとともに、居住者の二一

ズに応じた選択が可能となるよう、共同住宅のバリアフリーに関する情報提供の取組を促進すること。

## 五、関係する施設の管理者等がバリアフリー情報の提供を行うに当たっては、障害等の多様な特性に配慮した方法を検討するよう、適切な指導を行うこと。

六 高齢者、障害者等の参画の下、バリアフリーに係る施策の評価を行うに当たっては、様々な特性に応じた意見を適切に反映させるとともに、その評価結果に基づき必要な措置を講ずること。

七 公共交通機関における利用拒否を始めとする高齢者、障害者等の利用の実態調査を実施の上、その利用の実質が担保されるよう、関係事業者等に対し適切な指導を行うこと。

八 二千平米未満の小規模店舗におけるバリアフリーア化の一層の促進を図るために、小規模店舗の義務を課すことが可能であることについての地

方公共団体への周知等に努めるとともに、ユーパーサルデザイン化に向けて所要の措置を講ずること。

九 集中豪雨の頻発化や想定される南海トラフ地震・首都直下地震等を踏まえ、学校施設や公共施設など災害発生時において避難所となること

とが見込まれる施設に対して、体育館だけではなく校舎も含めるなど広くバリアフリー化の促進に必要な措置を講ずること。

十 共同住宅のバリアフリー化を推進するため、地方公共団体が地域の実情に応じて共同住宅をバリアフリー化の基準適合義務の対象に条例により追加することが可能であることを踏まえ、

その一層の促進を図るとともに、居住者の二一

ズに応じた選択が可能となるよう、共同住宅のバリアフリーに関する情報提供の取組を促進すること。

## 十一、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等を踏まえ、バリアフリーカー客室基準の見直しなどによる宿泊施設のバリアフリー化の促進、バリアフリーに対応した空港アクセスバスやユニバーサルデザインタクシーの導入・普及の促進、及び競技会場における観戦に適した車椅子用座席の一定数の確保が図られるよう、必要な施策を講ずること。あわせて、地方部を含めた全国的なバリアフリー水準の底上げに向けて必要な取組を行うこと。

十二 視覚障害者の安全な移動のため、音響式信号機やホームドア等の更なる設置の促進を図ること。また、聴覚障害者の安全な移動のため、音響式信号機やホームドア等の更なる設置の促進を図ること。緊急自動車の走行時には、聴覚障害者の歩行の安全の確保に努めること。

十三 車椅子利用者のより円滑な移動を実現するため、鉄道車両とプラットホームの段差・隙間の基準について数値による明確化を検討するとともに、鉄道事業者に対しては、車椅子のまま乗車することができるフリースペースの整備の一層の促進が図られるよう、また、公共交通事業者等に対しては、公共交通機関の予約時ににおける利便性の向上が図られるよう、適切に指導すること。

十四条の八に、「第四十条」を「第四十条の二」に、「第六十四条」を「第六十五条」に改める。

第一条の次に次の二条を加える。

(基本理念)  
第一条の二 この法律に基づく措置は、高齢者、障害者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事

物、制度、慣習、観念その他一切のものの除去に資すること及び全ての国民が年齢、障害の有無その他の事情によって分け隔てられることなく共生する社会の実現に資することを旨として、行われなければならない。

第二条第七号中「車いす」を「車椅子」に改め、同条第二十号の次に次の二号を加える。

二十の二 移動等円滑化促進地区 次に掲げる要件に該当する地区をいう。

イ 生活関連施設(高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅

客施設、官公署施設、福祉施設その他の施設をいう。以下同じ。)の所在地を含

み、かつ、生活関連施設相互間の移動が

## 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に

関する法律の一部を改正する法律案  
に関する法律の一部を改正する法律

第一条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第一条 第二条を「第一条」に、「第三章

章 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置(第八条第一二十四条)」を「第三章の二 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する措置(第二十四条)」

に、「第六十四条」を「第六十五条」に改める。

第一条の次に次の二条を加える。

(基本理念)  
第一条の二 この法律に基づく措置は、高齢者、障害者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事

物、制度、慣習、観念その他一切のものの除去に資すること及び全ての国民が年齢、障害の有無その他の事情によって分け隔てられることなく共生する社会の実現に資することを旨として、行われなければならない。

第二条第七号中「車いす」を「車椅子」に改め、同条第二十号の次に次の二号を加える。

二十の二 移動等円滑化促進地区 次に掲げる要件に該当する地区をいう。

イ 生活関連施設(高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅

客施設、官公署施設、福祉施設その他の施設をいう。以下同じ。)の所在地を含

み、かつ、生活関連施設相互間の移動が

参議院議長 伊達 忠一殿

平成三十年四月十九日

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

## 官報(号外)

通常徒歩で行われる地区であること。

□ 生活関連施設及び生活関連経路(生活関連施設相互間の経路をいう。以下同じ。)を構成する一般交通用施設、道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。(以下同じ。)について移動等円滑化を促進することが特に必要であると認められる地区であること。

ハ 当該地区において移動等円滑化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

第一条第二十一号イを次のように改める。

イ 前号イに掲げる要件

第一条第二十一号口中「生活関連施設相互間の経路をいう。(以下同じ。)」及び「道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。(以下同じ。)」を削り、同条第二十五号中「車いす」を「車椅子」に改める。

第三条第二項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

ハ 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらに関する基本的な事項

口 移動等円滑化促進地区の位置及び区域

イ 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進の意義に関する事項

二 口 移動等円滑化促進地区の位置及び区域

ハ 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化の促進に関する基本的な事項

二 イ からハまでに掲げるもののほか、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進のために必要な事項

第三条第一項中「勘案しつつ、」の下に「関係行政機関及びこれらの者で構成する会議における

定期的な評価その他を加え、同条第二項中「その」を「高齢者、障害者等が公共交通機関を利用(移動等円滑化)」に改める。

第七条中「ともに、」の下に「これらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる支援その他」を加え、「協力する」を「必要な協力をする」に改める。

第十条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 道路管理者は、その管理する新設特定道路について、高齢者、障害者等に対し、これら者が当該新設特定道路を円滑に利用するため必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。

第十二条に次の二項を加える。

1 移動等円滑化促進方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 移動等円滑化促進地区の位置及び区域

二 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化の促進に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進のために必要な事項

4 前項各号に掲げるもののほか、移動等円滑化促進方針には、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する基本的な方針について定めるものとする。

5 移動等円滑化促進方針は、都市計画、都市計画法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号)第五条第一項に規定する地域公共交通網形成計画との調和が保たれたものでなければならぬ。

6 市町村は、移動等円滑化促進方針を作成し

第三章の一 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する措置

(移動等円滑化促進方針)

第二十四条の二 市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の移動等円滑化促進地区について、移動等円滑化の促進に関する方針(以下「移動等円滑化促進方針」という。)を作成するよう努めるものとする。

ようとするときは、あらかじめ、住民、生活関連施設を利用する高齢者、障害者等その他の利害関係者、関係する施設設置管理者及び都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

7 市町村は、移動等円滑化促進方針を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣、都道府県並びに関係する施設設置管理者及び公安委員会に送付しなければならない。

8 主務大臣は、前項の規定により移動等円滑化促進方針の作成及びその円滑かつ確実な実施に関し、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、必要な助言その他対し、必要な助言をすることができる。

9 都道府県は、市町村に対し、その求めに応じ、移動等円滑化促進方針の作成及びその円滑かつ確実な実施に関し、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、必要な助言その他

の援助を行うよう努めなければならない。

10 第六項から前項までの規定は、移動等円滑化促進方針の変更について準用する。

(移動等円滑化促進方針の評価等)

第二十四条の三 市町村は、移動等円滑化促進方針を作成した場合においては、おおむね五年ごとに、当該移動等円滑化促進方針において定められた移動等円滑化促進地区における移動等円滑化に関する措置の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるところに、必要があると認めるときは、移動等円滑化促進方針を変更するものとする。

第二十四条の四 移動等円滑化促進方針を作成しようとする市町村は、移動等円滑化促進方針の作成に関する協議及び移動等円滑化促進方針の実施実施の状況についての調査、分析及び評価を含む)に係る連絡調整を行うた

6 建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物について、高齢者、障害者等に対し、これらの者が当該新築

協議会



により基本構想において市町村が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項が定められたときは、市町村は、当該基本構想に基づき移動等円滑化に関する事項についての情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 第二十四条の八の規定は、前項の規定により情報の収集、整理及び提供を行う市町村の求めがあった場合について適用する。

第四十一条第一項中「重点整備地区」を「移動等円滑化促進地区内又は重点整備地区」に改め、「この章において」を削る。

第五十条第一項中「重点整備地区」を「移動等円滑化促進地区内又は重点整備地区」に改める。

(移動等円滑化の進展の状況に関する評価)

第五十二条の一 国は、移動等円滑化を促進するため、関係行政機関及び高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者で構成する会議を設け、定期的に、移動等円滑化の進展の状況を把握し、及び評価するよう努めなければならない。

第五十二条の二 国は、移動等円滑化を促進す

るため、関係行政機関及び高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者で構成する会議を設け、定期的に、移動等円滑化の進展の状況を把握し、及び評価するよう努めなければならない。

第五十三条第一項中「重点整備地区」の下に

「移動等円滑化促進地区内又は重点整備地区」に改める。

(移動等円滑化の進展の状況に関する評価)

第五十四条第一項中「第二十四条」の下に

「第二十四条の六第四項及び第五項」を加え、

「第二十四条の六第四項及び第五項」を第二十

四条の二第七項及び第八項」に、「同条第十三

項」を「同条第十項並びに第二十五条第十項及び第十一項」に改める。

第六十二条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 第二十四条の六第一項又は第二項の規定をして、同条第一項本文又は第二項に規定する行為をした者

本則に次の二条を加える。

第六十五条 第二十四条の八第一項(第四十条)

の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者は、二十万円以下の過料に処する。

第二条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案

目次中「第五章 移動等円滑化経路協定(第四十一条第一項)」を「第五章の二 移動等円滑化経路協定(第四十一条第一項)」に、「第五章の二 移動等円滑化経路協定(第四十一条第一項)」を「第六十六条」に改める。

第二条第四号ハ中「。」の下に「一般貸切旅客自動車運送事業者」を加え、同号ホ中「営む者」の下に「及び旅客不定期航路事業者」を加え、同条第七号中「もの」の下に「一般貸切旅客自動車運送事業者又は」を加え、「その事業の用に供する自動車にあっては高齢者」を「これらの事業の用に供する自動車にあっては高齢者」に改め、同条第二十三号ハ中「又は一般乗合旅客自動車運送事業者」を「一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者」に改める。

第二条第四号ハ中「。」の下に「一般貸切旅客自動車運送事業者」を加え、同条第七号中「もの」の下に「一般貸切旅客自動車運送事業者又は」を加え、「その事業の用に供する自動車にあっては高齢者」を「これらの事業の用に供する自動車にあっては高齢者」に改め、「第五十二条の二」に、「同条第七号」を「第五十二条の二」に改め、「第五十二条の二」を「第六十六条」に改める。

の移動等円滑化を促進するため、次に掲げる事項並びに移動等円滑化のために公共交通事業者等が講ずる措置によって達成すべき目標及び当該目標を達成するために当該事項と併せて講ずべき措置に関し、公共交通事業者等の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

一 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化経路協定(第四十一条第一項)に適合させるために必要な措置

二 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するため必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援の実施

三 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用しして移動するために必要な情報の提供

四 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練の実施

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、移動等円滑化の進展の状況、旅客施設及び車両等の移動等円滑化に関する技術水準その他事情を勘案して定めるものとし、これら的事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

(指導及び助言)

第九条の六 公共交通事業者等は、毎年度、主務省令で定めるところにより、前条の計画に基づく措置の実施の状況その他の主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

(勧告)

第九条の六 公共交通事業者等は、毎年度、主務省令で定めるところにより、第九条の四の計画の内容、当該計画に基づく措置の実施の状況その他主務省令で定める移動等円滑化に関する情報を公表しなければならない。

第九条の七 主務大臣は、公共交通事業者等の事業の用に供する旅客施設及び車両等の移動等円滑化の状況が第九条の二第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該公共交通事業者等に対し、当該旅客施設及び車両等の移動等円滑化に関する技術水準の他の事情を勘案し、その判断の根拠を示して、当該旅客施設及び車両等に係る移動等円滑化に関する必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けたときは、その旨を公表することができる。

公共交通事業者等がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(計画の作成)

第九条の四 公共交通事業者等(旅客が相当数であることその他の主務省令で定める要件に該当する者に限る。次条から第九条の七までにおいて同じ)は、毎年度、主務省令で定め

るところにより、第九条の二第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた同項の目標に關し、その達成のための計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

(定期の報告)

第九条の五 公共交通事業者等は、毎年度、主務省令で定めるところにより、前条の計画に基づく措置の実施の状況その他の主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

(定期の報告)



